

海南島志

臺灣總督府熱帶產業調查會



内閣文庫			
函		七〇四	和書
	一冊	〇〇	書
架		號	

70470

222
14

222.329
14

凡 例

一、本書は當時廣東省主席であつた陳銘樞總長の下に編纂した海南島志（民國二十二年一月上海神州國光）を臺灣總督府井出總監の翻譯したものである。

二、本書の内容は官署の文件、府縣志等より史料を採用し、實地の踏査を基として編纂したものであり、又各般の事項に亘り詳細に記述し、從來公刊された著述又は部分的の調査書又は旅行記等に比し優るものがあり、旁々正に南支時局問題參考資料の一ともなるので、茲に謄寫に代へるに印刷を以てし、關係方面に頒布するものである。

昭和十一年十二月

臺灣總督府熱帶産業調査會

海南島志 目次

凡 序 例

第一章 土地	一
第一節 沿革	一
第二節 位置	二
第三節 面積	二
第四節 地質	五
第一項 火成岩	五
第二項 水成岩	八
第三項 土壤	〇
第五節 地勢	〇
第一項 嶺	〇
第二項 河流	九
附 濕泉	六

第三項	平	元
第四項	港	元
第五項	水	元
第六節	主要市鎮	元
第一項	海口市	元
第二項	瓊山縣	元
第三項	文昌縣	元
第四項	瓊東縣	元
第五項	樂會縣	元
第六項	定安縣	元
第七項	萬寧縣	元
第八項	陵水縣	元
第九項	澄邁縣	元
第十項	臨高縣	元
第十一項	儋縣	元
第十二項	崖縣	元
第十三項	昌江縣	元

第十四項	感恩縣	元
第二章	氣候	元
第一節	氣候電報	元
第二節	氣溫	元
第三節	風雨	元
第四節	潮汐	元

第三章	人口	元
第一節	戶口	元
第二節	語言	元
第三節	民情風俗	元
第四節	生計	元
第五節	僑情	元

附	黎苗俸伎	元
---	------	---

第四章	地方行政	元
-----	------	---



第五章 司法 100

第一節 瓊崖地方法院 101

第二節 各縣分庭 101

第三節 監獄 101

第六章 警衛 101

第一節 防軍 101

第二節 縣兵 102

第三節 警察 102

第四節 保甲 104

第五節 要塞 110

第七章 黨務 111

第一節 各縣黨部 111

第二節 海口市黨部 112

第八章 地方團體 114

第一節 商會 115

第二節 商民協會 115

第三節 教育會 116

第四節 地方財政管理委員會 116

第五節 華僑協會 116

第六節 汽車(自動車)聯合會 116

第七節 婦女協會 116

第九章 財政 116

第一節 財務行政 116

第二節 收入 116

第一項 中央收入 116

第一口 瓊海關 116

第二口 瓊海洋關 116

第三口 內地稅 116

第四口 鹽課 116

第五口 鹽稅 116



第六日	印花稅	三六
第七日	禁烟	三六
第八日	菸稅	三六
第九日	酒稅	三六
第十日	防務經費	三六
第十一日	郵包釐費	三六
第十二日	煤油特稅	三九
第二項	省收入	三〇
第一日	錢糧	三一
第二日	稅契	三一
第三日	臺炮經費	三一
第四日	地稅	三一
第五日	糖類捐	三四
第六日	十字有獎義會	三四
第七日	府稅	三五
第八日	牛皮屠牛捐	三五
第九日	屠豬捐	三五

第十日	檳榔出口捐	三七
第十一日	豬牛出口捐	三七
第十二日	爆烈品專賣	三七
第十三日	進口洋布疋頭釐費	三八
第十四日	船課	三八
第十五日	取締肥田料費	三九
第十六日	權度檢定費	三九
第十七日	商號註冊費	四〇
第三項	縣市地方收入	四〇
第三節	支 出	四一
第十章	教 育	四二
第一節	教育行政	四二
第二節	小學教育	四二
第三節	中學教育	四二
第四節	師範教育	四二
第五節	實業教育	四二

第六節	學 塾	一五〇
第七節	圖書館	一五〇
第八節	圖書報社	一五一
第十一章	宗 教	一五一
第一節	佛 教	一五二
第二節	道 教	一五二
第三節	回 教	一五三
第四節	天主教	一五三
第五節	耶 蘇 教	一五三
第十二章	交 通	一五三
第一節	交通行政	一五三
第一項	瓊崖公路處	一五三
第二項	各縣公路局	一五三
第三項	航政分局	一五三
第二節	水 運	一五三

第一項	汽 船	一五三
第二項	帆 船	一五三
第三項	小型發動機船	一五三
第四項	航路標誌	一五三
第三節	陸 運	一五三
第一項	公 路	一五三
第二項	舊 道 路	一五三
第三項	各種車輛	一五三
第四項	輪兜挑夫	一五三
第四節	郵 電	一五三
第一項	郵 政	一五三
第二項	無線電信	一五三
第三項	電 話	一五三
第十三章	農 業	一五三
第一節	農 作 物	一五三
第二節	農 業	一五三

第一項	家	跡	一七
第二項	野	跡	一七
第三節	牧	畜	一八
第四節	農事試驗場		一八
第十四章	林	業	二〇
第一節	森林の分布		二〇
第二節	主要材木		二〇
第三節	木材業		二二
第一項	伐木製材		二二
第二項	木材運搬		二三
第三項	木材商業		二六
第四節	森林副産物		二六
第一項	動物		二六
第二項	植物		二七
第五節	苗圃		二七

第十五章	鑛	産	二五
第一節	金	鑛	二五
第二節	銀	鑛	二六
第三節	銅	鑛	二七
第四節	鐵	鑛	二八
第五節	錫	鑛	二九
第六節	鉛	鑛	二九
第七節	錫	鑛	三〇
第八節	鋅	鑛	三〇
第九節	灰	石	三〇
第十節	硅	石	三一
第十一節	油頁岩		三一
第十二節	化石		三一
第十三節	電氣石		三一
第十四節	石墨		三一
第十六章	鹽	業	三三



第一節	鹽務行政	三
第二節	鹽業區域	四
第三節	鹽の種類及製法	五
第四節	鹽の運銷	六

第十七章	水産	七
------	----	---

第一節	海洋と氣候	七
第二節	海水産	八
第三節	淡水産	九
第四節	漁業の種類	十
第五節	各地漁況	十一
第六節	水産製造	十二

第十八章	工業	十三
------	----	----

第一節	糖業	十三
第二節	製革業	十四
第三節	油業	十五

第四節	謙詰業	十六
第五節	窯業	十七
第六節	炭業	十八
第七節	椰殼器	十九
第八節	印刷業	二十
第九節	牛皮器	二十一
第十節	織布業	二十二
第十一節	鞋業	二十三
第十二節	楮皮業	二十四
第十三節	氷及汽水業	二十五
第十四節	石鹼業	二十六
第十五節	玻璃業	二十七
第十六節	燒青業	二十八
第十七節	其の他の工業	二十九

第十九章	貿易及金融	三十
------	-------	----

第一節	貿易	三十
-----	----	----



第一項	對外貿易	三〇八
第二項	對內貿易	三〇
第三項	輸出入重要品	三二〇
第二節	金融	三二二
第一項	貨幣	三二六
第二項	銀行	三二七
第三項	爲替業	三二七
第四項	利率	三二八
第二十章	衛生	三二九
第一節	衛生行政	三二九
第二節	衛生事項	三三〇
第一項	飯食	三三一
第二項	住居	三三一
第三項	溝渠	三三一
第四項	公園	三三一
第五項	墳場	三三一

第六項	屠宰場	三三一
第七項	市場	三三四
第二十一章	社會事業	三三五

第一節	醫院	三三五
第二節	育嬰堂	三三六
第三節	癲瘋(癩)院	三三九
第四節	義倉	三三九
第五節	日報及定期刊行物	三三九
第六節	戲劇	三三九
第七節	電燈	三三九

第二十二章	名勝古蹟	三四〇
附錄 一	民國紀元以來海南政局變遷紀略	三四〇
附錄 二	保甲施行準則目錄	三四七
附錄 三	海南島海口築港計畫	三四七
附錄 四	西沙群島調查報告書	三四九



挿畫目次

一 海南航線圖…………… 卷首

二 海南島及西沙群島在南中國海位置圖…………… 卷首

三 海南島全圖…………… 卷首

四 海口市區全圖…………… 四頁

五 海南全島公路圖…………… 一頁

六 改良海口計劃圖…………… 三頁

七 西沙群島圖…………… 三九

海南島志序

漢の賈君房請ふて珠崖を罷めてより、後の海南を言ふ者、此土地人民を略忽し、以て其の一日の慮を煩すに足るものなしとせざるはなし。載は千祀を歴ると雖も、清初雅乾の交に逮び、猶ほ平黎立縣を阻梗する何條の如き流あり、其の地を得るも國家分毫の賦を益するに足らず、其の人を得るも一物の用に當るに足らずと視る(何絳平黎立縣議)。其の深く閉し、固く距るは固とより是れ君房の志の如し。後百餘年にして情勢大變し、晚に曾紀澤、張之洞あり、即ち力めて主として路を開き、險を鑿ち、安撫教化したるは前規に異る矣。今は則ち海南一島の土宇形勝實感興すべく、已に世に顯白す。區々對黎は又握輪扼要の長圖に非ず矣。嘗て怪しむ、蘇子瞻は善く古今の才を知り、而して邊事を論じて曰く、蠻夷の無法に安んずるは、猶ほ中國の有法に安んずるが如し。吳は斷髮文身の俗を以て數十世に存したるも、強いて自ら冠帯し、卒に越に淪せらる。宜しく各其の習に安んじて而して後犯さるなかるべし。噫、疾疫を安んずる者は藥石を畏れ、遊玩に耽る者は奮興を懼ると。子瞻の此論は徒らに敵に安んじ、方に乖く者の爲に張目するのみ。馴れて一代の靡弱に至り、坐ら皇圖を失ふ。後の慘刻恩少き者は貶憎の極、正統を以て宋に與みせざるに至り、而して降つて尋常偏安僭擅の朝に等しく、言者の過なりと雖も、亦此等拘牽の見は以て斯固を是れ乖錯に致するあるのみ。海通以還凡そ諸夏の土宇版章、益々膠固附結し、而して胡越異心の患なく、自ら復た子瞻の見なるもの存するなし。然れども即ち中原の鹿、戈を投じ地に散じ、斯の沃衍曠しく、終に精を殫し、慮を竭くすを欲せず、以て此廣漠の郷に趨く、亦習俗回へし難きのみ。去年余は廣東南甌善後委員に任じ、既に稍其の匪患を平治し、則ち意を治安、交通二事に措き、居者をして安堵の便あらしめ、行く者をして澁難の苦なからしむ。裹足趨超の者をして綴負至らんとするの心あらしむるを



期し、則ち黎民の向化、商旅の奔集、坐がらにして致すべし焉。又來者の相るなきを慮り、乃ち政務處に督し、海南島志一書を爲り、其の郡縣、山川、區域、道里、人物、風俗を志し、以て最近宅土安民の施設に及び、覽者をして日其の詳に遊び、而して後之に向つて其の一日の慮を煩はすに足らざるに曉然たらしめ、亦以て國賦を益し、資實に備ふべく、此に於てか、苟も舊貫に安んずるを得ざらしむるものあるあり。庶幾くは將きに來らんとする者をして、其の章を追琢し、斯志に順つて、而して之を成さんことを、中華民國十九年三月、陳銘樞序す。

本書編纂者姓名

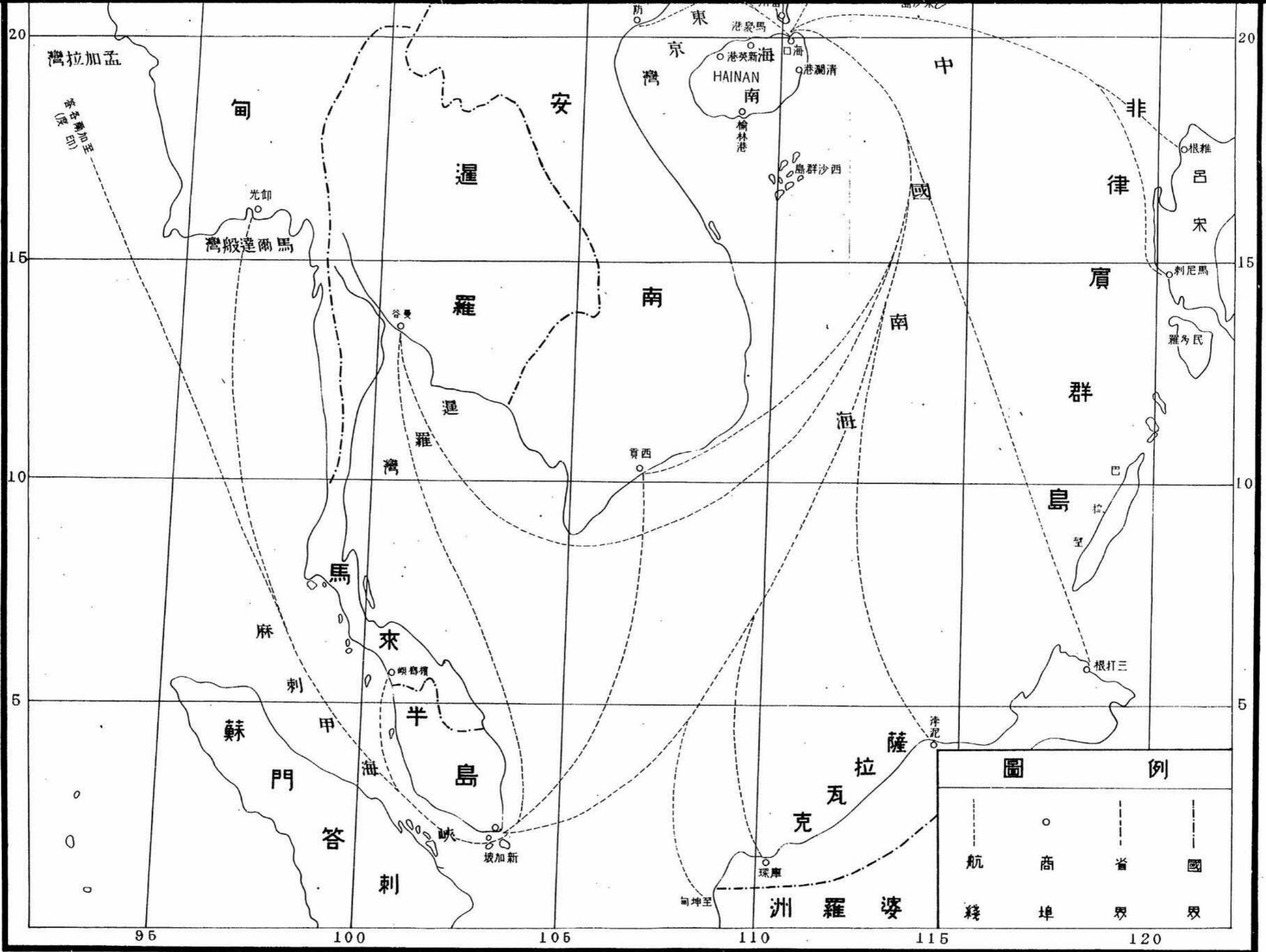
總纂 陳銘樞
分纂 黃強、謝直君、侯過、彭思華、鄭任良、李覺、麥韶、劉師孟、林猷釗、蔡濠
主編 曾憲

凡例

- 一、郡國の志乘ある由來已に久しく、其の體例を顧るに、或は盡く今日に宜しからず、本書の體は勝に似たりと雖も、意は則ち猶ほ古し。
- 一、本書の取材は南區善後公署派する所の各縣市調査員の實地調査して得る所の報告を主と爲し、其他官署の檔案、府州縣志より中、日、佛人の海南に關する著作に及び、其の信すべきものは亦之を參採す。
- 一、本書は精蹙の記載を求むる爲に、當初調査員十三人を派出し、八箇月を費し、村市を周歴し、内には黎响を窮め、外には海濱に追ひ、足跡の經る所十餘萬里を下らず、調査したる表冊凡そ百餘種に上り、一事一物巨細幽顯となく、悉く搜訪に歸し、其編帙を聚むれば誠に一馬の負ふ所に非ず。煩雜を刪省し、其の條貫を次し、稿を易ふること凡そ三度、歳は更に一周し、書中敘述の十の九は、皆目に見る所に係り、又務めて游辭を削り、以て實録を成し、所謂既に吾が才を竭し、知らざる所あるは蓋し闕如す。
- 一、本書の作は實用に裨するあるを期す。故に土地、交通、經濟、農林、鹽鑛、漁牧及其他の生産事業に於ては之を記すること特に詳細を極む。
- 一、本書の圖表は之を成すこと甚だ難く、各縣には向きに分圖なく、山川、道里、市邑、村落分布の狀は未だ確知し易からず、一圖の成るに、動もせば旬月を經、表は則ち散材を蒐集し、區類核計、其の業繁とし、關習逐年の記録も亦統計なく、其の檔案を藉り、之が整理排列を爲し、然る後に事物盛衰の情、變遷の跡乃ち歴然として吾が前に見はる。圖表の勞は全書の約十分二を費せり。

一、民國以來頻年戰亂あり、政に常主なく、官守は傳舍に同じく、海南一隅前後軍民政を執る者は無慮二十餘人、循奉
迭に見はる。是れ生民苦樂の關する所たるが故に、政局變遷の大略を述ぶ。又海南は久しく匪患に苦み、閩里聚ん
ぜざるもの十餘年、保甲を編辨し、戶籍を清查して以來、奸宄歛息し、地方人民認めて異數と爲す。此宅土安民の
術は、宜しく其の制を存すべし。又海口築港問題は議論沸騰すること最近六十年に亘る。瓊海二千餘里の巨島にし
て、未だに嘗て一港を築かず、安全吞吐の所と爲すは、實に海南榮枯の繫る所とし、後の執政は宜しく其の先務の
急なるを知るべし。西沙群島は吾が國最南の領土、南航船舶の經る所にして、榆林を去る百四十五里とし、殆ど治
權の及ぶ所に非ず。其の地燐酸鑛を産すること甚だ豊にして、屢々外人の盜取する所となり、坐がら利源を喪ひ、
而して國人の其の狀を知るもの稀なり、只之を知らざるが故に、之を愛せず、門戶の側に乃ち此龐然たる棄物あり。
此れ誠に室に居る者の羞なり。凡そ此數端は悉く附録に著く。十九年穀雨の節、編審終り晩に歸り識す。

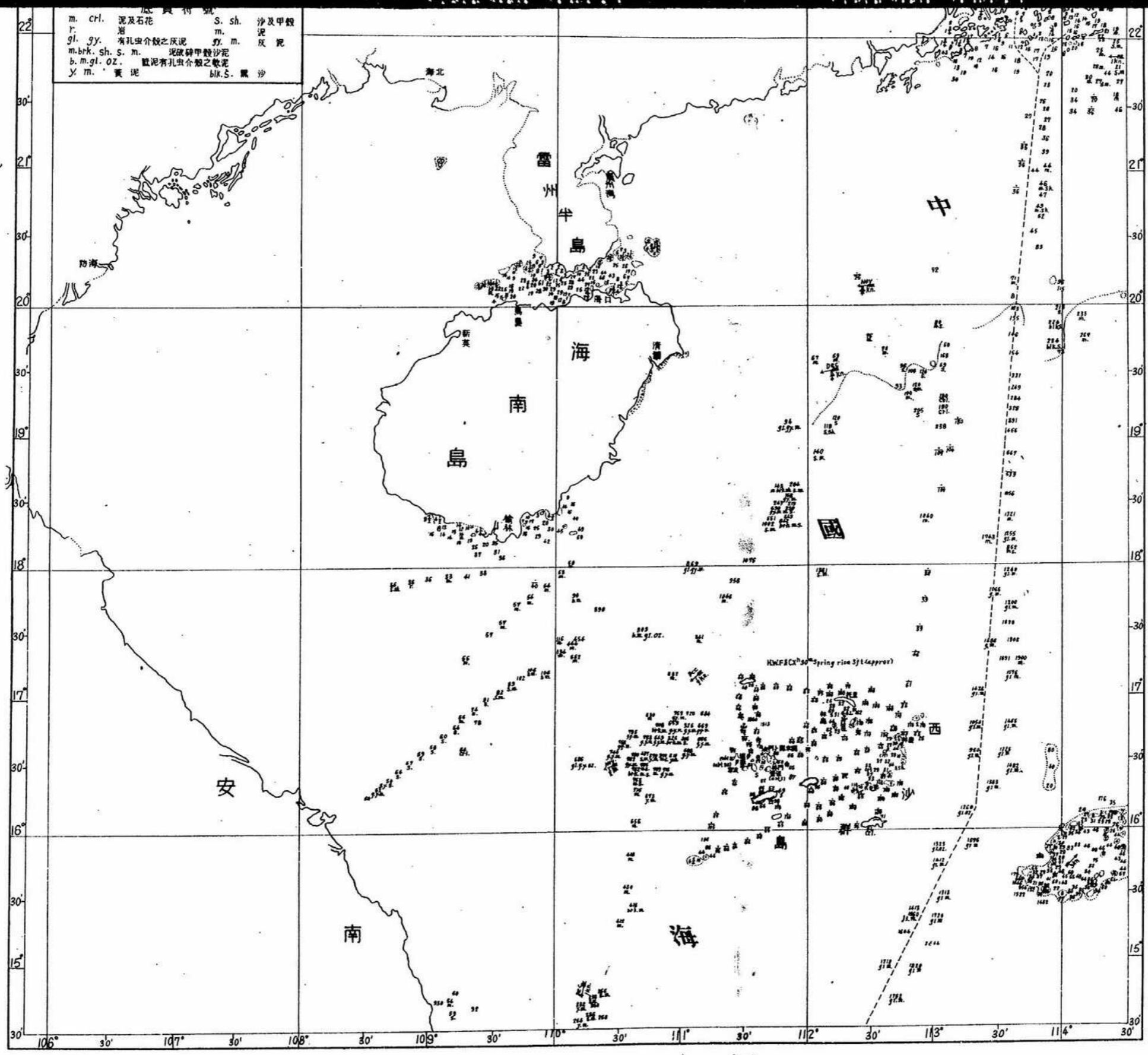
95 100



裏面白紙

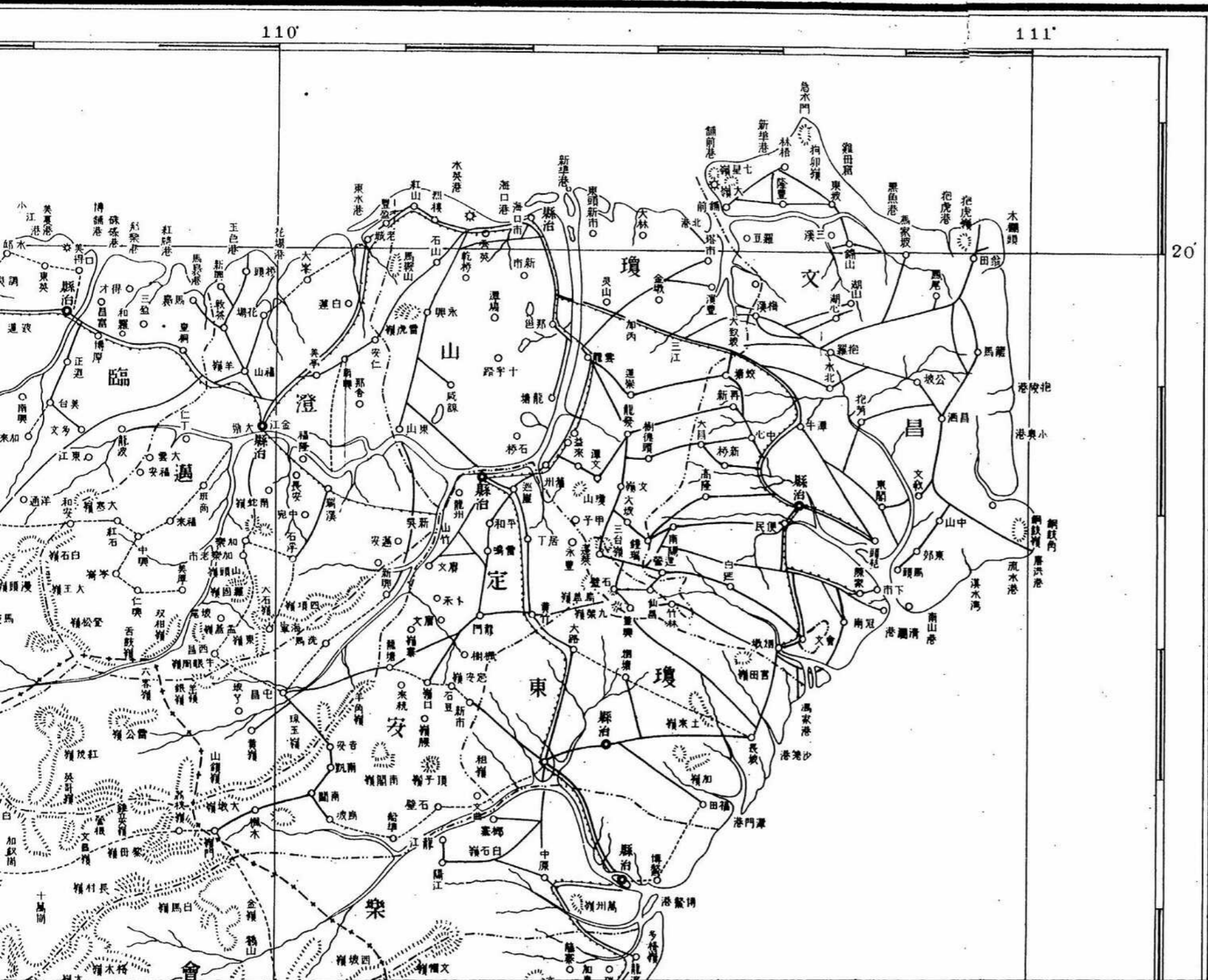


m. chl.	泥及石花	S. sh.	沙及甲殼
r.	泥	m.	泥
gl. gy.	有孔虫介殼之灰泥	of. m.	灰泥
m. brk. sh. s. m.	泥碎甲殼沙泥		
b. m. gl. oz.	藍泥有孔虫介殼之軟泥		
y. m.	黃泥	blk. s.	黑沙



裏面白紙

圖全島南海



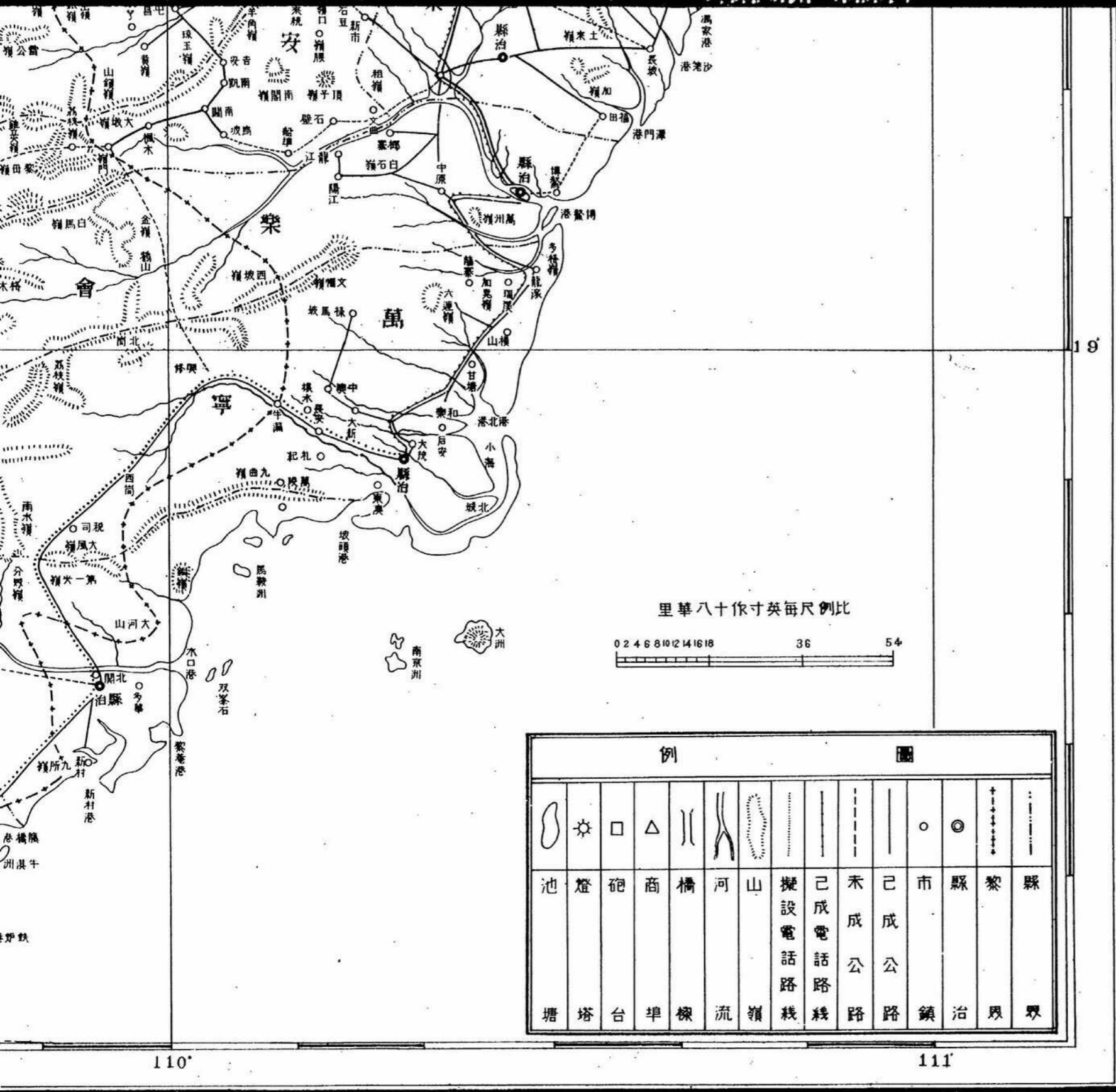
積面島南海

971985266方里



較比積面縣各

- 12574,933 縣 崖
- 8368,1284 山 瓊
- 9887,2294 安 定
- 8985,2345 縣 儋
- 8847,7783



- 9887,2294 安 定
- 8985,2345 縣 僉
- 8847,7783 恩 感
- 8102,4499 水 陵
- 6852,9502 昌 文
- 6461,3585 邁 澄
- 6431,4862 高 臨
- 6021,2851 寧 萬
- 5824,2448 江 昌
- 5057,4890 會 樂
- 2306,7327 東 瓊

207685



縣儋

192668



安定

178163



邁澄

165888



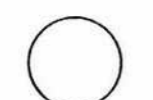
高臨

165510



寧萬

119276



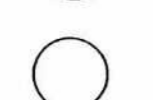
會樂

97417



縣崖

97414



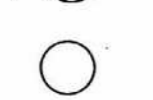
東瓊

54047



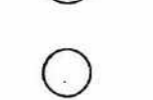
水陵

15924

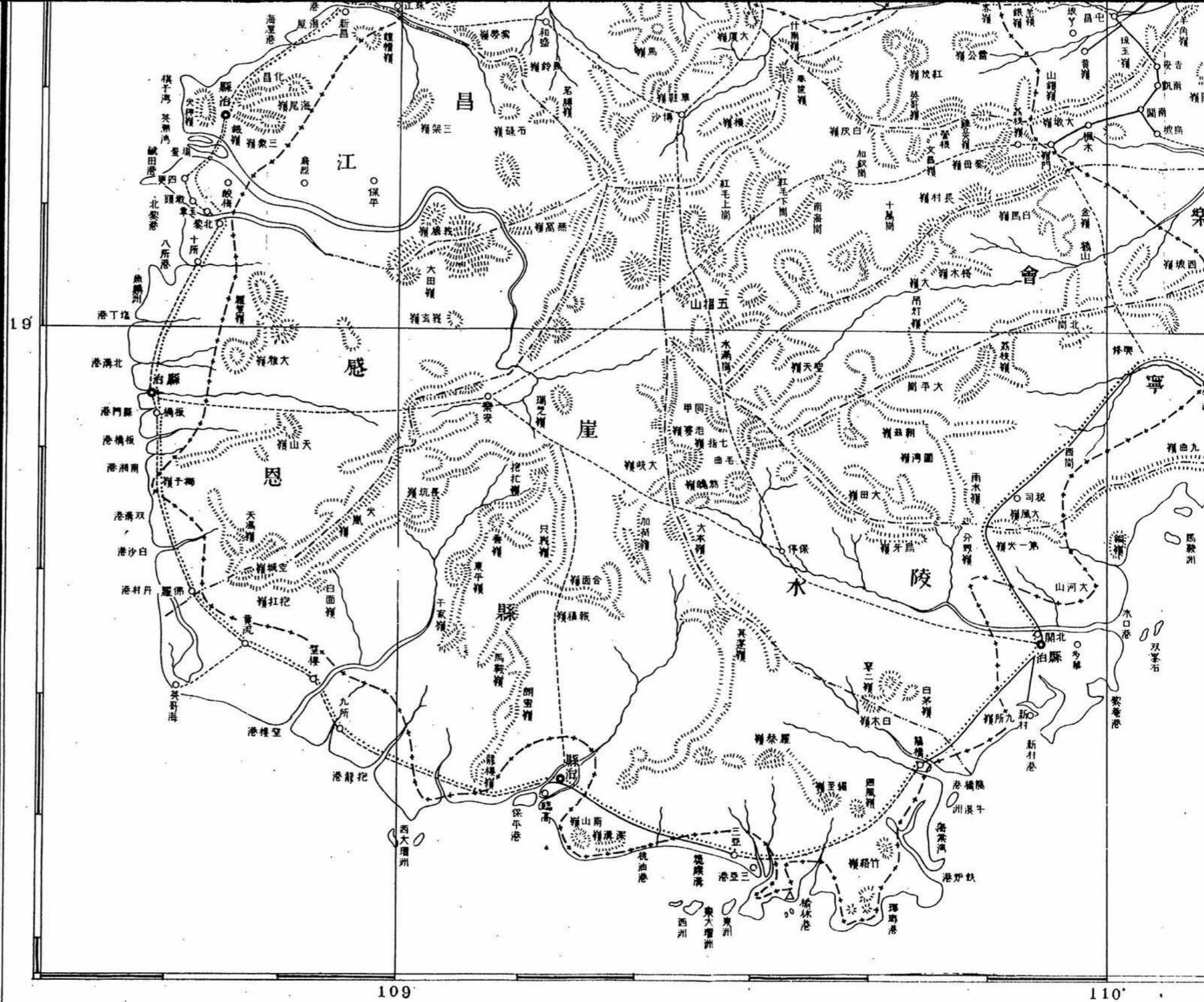
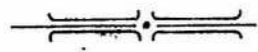


江昌

35131



思感



裏面白紙



海南島志

第一章 土地

第一節 沿革

海南島は廣東省の極南に在り、國人通稱して海南と曰ひ、瓊州と曰ひ、行政區域の名稱は瓊崖と曰ふ。

本島は唐虞三代は揚越の荒境で秦は之を越外の境とし、漢は珠崖儋耳二郡を置き、五縣を統轄し、尋で罷棄し、晋は合浦郡を隸し、交州に將し、宋齊梁陳隋の間は略變更あり、唐は崖儋振三州を立て、每州は縣四を領し、再び瓊州を置き、又改めて瓊崖二州と爲し、嶺南二道に屬す。都督府を瓊州に移し、後五代は南漢に屬し、宋は崖州を廢し、併せて瓊州に入り、廣南西路に屬し、竝に靖海軍節度使を黎母山峒に置き、元は瓊州と曰ひ、雷州の海北海南道に隸し、復た改めて乾寧軍民安撫司と爲し、廣西中書行省に隸し、明初瓊州を升して府と爲し、儋崖崖を屬州と爲し、改めて廣東省に隸し、清は之に因り、瓊崖道を置き、儋崖崖三州竝に瓊山、澄邁、定安、文昌、會同、樂會、臨高、昌化、陵水、感恩の十縣を領し、清末三州を改めて縣と爲し、共に十三縣とし、民國初仍ほ瓊崖道を置き、會同を改めて瓊東と曰ひ、昌江と曰ひ、萬縣を萬寧と曰ひ、十年瓊崖道を廢し、十五年瓊山縣屬の海口港を劃し海口市を設け、十三縣は舊の如くである。

第二節 位置

本島は海外に孤懸し形は楕圓であり、我が國の最南端に位し、東經百十一度二分三十秒より百八度三十六分に至り、北緯十八度九分より二十度二分に至り、西は安南を望み、南は南洋群島を控へ、東は遙かに比律賓と相望み、北は海南海峡を隔て雷州半島と對峙し、國防上經濟上均しく重要な位置を占め、西人嘗て海南、臺灣兩島を評して吾が國の二目と爲す、其の價値を知るべきである。

第三節 面積

一 全島の面積

本島の面積は尙ほ未だ精確に測計せられず、諸を記録に攷ふるも亦一ならず、只十六年陸軍測量局製圖に依れば、本島は横二十五萬米、縦二十二萬米とあるのは稍信すべきである。之に由つて推察せば全島の面積は約九萬七千九百九十八方里(支里以下同じ)である。黎區漢區各相半す。現に本島の行政區域は十三縣一市に分れてゐる。茲に各縣市の面積を表示すれば下の如くである。

縣市別	面積	縣市別	面積
海口	二〇〇〇	定安	九八七五
澄邁	六〇二六	樂會	五七五〇

縣市別	面積	縣市別	面積
陵水	八二〇〇	崖縣	三三〇〇
瓊山	六〇〇〇	儋州	八九八〇
文昌	九八六二	昌感	六八一〇
文瑞	六八七九	合恩	八八七七
瓊東	二二〇〇	計	九二九八
萬寧	五八〇〇		

二 耕地面積

各縣の田地は永年未だ清丈を行はず、殊に其の面積の確數を得難く、僅かに各縣の錢糧(地租)を推算し得るのみである。願ふに錢糧の積弊は甚だ深く、糧あつて田なきものがあり、田あつて糧なきものがあり、且各縣の科則は不同であり、糧房は向きに秘密を守り、實際上亦未だ必しも精確るべきものあらず。姑らく瓊州府志載する所の清代の調査中全島十三縣の合計を見るに左表の如くである。

原額	實額 (免租荒地及津貼地を除く)
山	
黃文頃六畝	三三頃六畝
八分厘毛	四分厘毛
善頃五畝	三三頃六畝
三厘毛	四分厘毛
塘	
二頃九畝	二頃九畝
二分厘毛	二分厘毛
新開田地	
三三頃六畝	三三頃六畝
八分厘毛	四分厘毛
合計	
四四頃	四四頃
九分厘毛	四分厘毛
實額	
元九頃七畝	元九頃七畝
四分厘毛	四分厘毛

之等耕地面積原額總數は四萬一千四百六十五頃九分二厘であるから全島面積の約百分の八を占め、其の實額は二萬

九千九百八十二頃七十七畝(一畝は約我が百八十坪)四分八厘二毛であり、全島面積の約百分の六を占めてゐる。右は清の乾隆年間(一畝は約我が百八十坪)の調査に係り、今日に至る迄は時に久しく、人民日に増加し耕地も前に比し自然増加があり、今人口増加を見込んで百分の八を倍加するも、百分の十六に過ぎない。又右は納糧の田地のみであるが、黎人の耕する所は從來納糧せず、自ら例外である。黎境は全島の半數を占め、丁口は三十萬を下らず、一人の耕する所は漢人に倍徒する。其の耕地を綜合せば少とも百分の四である。之等二項を總計せば現在の耕地面積は當さに全島の百分の二十を占め、即ち一萬九千四百六方里に達すべきである。

三 荒地面積

本島の平原地域は人口較密の區は大部耕地に開拓せられ、其の人口稀薄の地は即ち荒地荒坡(坂)である。同じく全島十三縣の合計面積は約一萬五千三百方里である。是れ全島の約百分の十一を占めてゐるが、尙ほ其の區域は潮海地に屬するもの多く、而して其の他黎境の中部地、山嶺の間、平坡曠野は荒蕪するもの少からず。其の荒地總面積は約全島の百分の二十即ち一萬九千四百四十方里弱ある。

四 林地面積

林地と云ふも本島一切の山嶺を包含し、専ら森林のみを指すものでない。本島の中部地方は山深く林密である。海濱一帯は平原に屬するが、瓊文二縣の外は赤山嶺が少く、林地面積を統計せば約全島の百分の五十を占め、合計四萬八千二百九十九方里に達する。

五 河川面積

本島の河川は其の源を中部に發し、蜿蜒數十里、或は數百里であり、直に海に注入するものは二十餘條あり、其の面積は全島の約百分の十即ち九千七百九十九方里に達する。

第四節 地質

第一項 火成岩

本島の火成岩は二大種類に分れ、一は噴出岩類で、玄武岩、橄欖玄武岩、安山岩、片灰岩、文像斑岩等であり、二は侵入岩類で花崗岩、閃長輝斑岩、石英斑岩である。

一 噴出岩

(甲) 玄武岩 發見場處は三あり、海口附近は岩石黝黑色を呈し、氣孔層集し、浸蝕稍深きものは變じて微紅色を爲してゐる。文昌蓬萊市附近は石色黝黑、質堅く氣孔あり、久しく浸蝕を經、球形、橢圓形を呈し、或は枕狀で裏面は變じて紅色或は暗綠色であり、逐層脱落し頗る美觀を爲し、内部は色黑質密で、白色針狀の長石は甚だ顯著である。瓊山甲子附近及牛屎山一帯は常に色黒く孔多き玄武岩が山坡山谷間に散布するを見、侵蝕稍深きものは色が微紅で亦成層脱落の象がある。

(乙) 橄欖玄武岩 瓊山雷虎嶺の噴岩丘及其の附近に分布し、該嶺の上部石色は灰黒で、氣孔騰集し、重量頗る軽く、浮石に近く、中部の石色は黒く微紅で氣孔は稍少く、量も亦加重であり、下部の石色は黝黒で緻密堅實であり、氣孔は多からず、量は更に加重であり、該嶺の周圍に散布するものは多くは球形で色黒く、孔には岩塊が多く、蓋し火山彈である。

(丙) 安山岩 該岩は臨高の高山嶺に發見せられ、色黒く微紅で氣孔に富み、鐵を含むこと頗る多く、尙ほ大塊の鐵鑛があり、山嶺山坡に散布してゐる。該岩の重量は頗る重く、質も亦甚だ堅く、其の内の斜長石、輝石、黑雲母等の斑岩は擴大鏡で之を観察せば明に見ることが出来る。

(丁) 層灰岩 該岩は雷虎嶺山麓水塘の壁に其の露頭があり、灰色で内に橄欖玄武岩の碎塊を含み、暗色鑛物及灰色火山灰の小粒が甚だ多い。緻密堅實の塊状を成す所の橄欖玄武岩の下に位し、層面は清晰で頗る水成岩に類してゐる。是れ火山灰の附近に噴落した後其の上に積壓した爲に、此層理を成したのである。

(戊) 文像斑岩 該岩は島坡北公路の旁に暴露し、色は灰白、質は疎鬆で間々石英の微粒があり、侵蝕色甚だ深き爲に破碎が多い。

二 侵 入 岩

(甲) 花崗岩 該岩は最古の岩層で、質は甚だ堅く、色は淺黄又は白で、其の地質時代は泥盆紀に屬し、瓊山甲子市附近に發見せらるゝことが頗る多い。長石は輝石英よりも多く、黑雲母は甚だ少し、該市西北牛屎山附近は花崗岩と噴出岩とがあり、石英岩、油頁岩等相互接觸の地であり、花崗岩には雲母頗る多く、長石石英の數量は甚だ懸隔がなく、

石英脈は花崗岩中に穿走し、方向は一ならず、厚さは一時乃至二吋ある。定安南閩嶺は花崗岩黑雲母を普通とし、各鑛物の晶體及顆粒は均しく前二者よりも輕少であり、石英の岩脈は少しく現はれ、其の他は石墨で山坡に發見せられ、零星散亂狀を成さない。土人が山産銀と謂つてゐるのは之を指すのである。紗帽嶺及灰寮の花崗岩は長石及石英の數量は略相均しく、黑雲母も亦豊富である。只紗帽嶺花崗岩中石英脈の石英は結晶が完全で且金鑛を含み、其の他花崗岩のなき所の西岸嶺には花崗岩の雲母は稍少く、長石は較多く、長石の色は肉紅及灰白である點が稍異なるものである。崖縣の三亞港より其の嶺に亘り之を發見する。

瓊山子市、定安金雞嶺、臨高、和舍市等の處を観察するに、噴出岩と花崗岩と接觸する關係で異常に清晰である。花崗岩は多く山頂山谷に露頭がある。噴出岩が其の山麓を圍繞してゐるのは、是れ花崗岩が久しく侵蝕され地面に暴露し、火山が併發し、岩は流れて四方に溢れ其上に遮鋪した爲で、之に依つて花崗岩は噴出岩よりも老いてゐることが知られる。

(乙) 閃長燧斑岩 定安島坡市の北に此岩の發見があり、多くは大塊を成し、地面に暴露し、其の岩脈の在る所は土壤に埋没せられ、之を尋ね得がたく、只附近の地域は均しく花崗岩である。此岩は或は花崗岩に侵入してゐるものである。該岩は暗綠色であり、緻密で風化稍深い。

(丙) 石英斑岩 該岩は定安南閩市の東南八里及崖縣の三亞港、瓊山の甲子市附近に露頭があり、色は淺灰で、斑晶に石英多く、該岩は多く塊状を成し、地面に散布し、或は深く地下に埋れてゐる。蓋し亦一岩脈が花崗岩に侵入してゐる。

(丁) 砂岩・頁岩 含炭地層は砂岩及頁岩を以て主とし、砂岩は灰色及黄色を呈し、頁岩は灰色及黑色多く、積層甚だ

薄く、中に植物の化石羊齒類多く、炭屑は頁岩の中に夾雜し、褐炭及自然炭等とし、厚度は一でない。最厚の處は三呎以上に達し、薄きは一呎に及ばない。花崗岩の侵入があるに因り、其の趨向及傾斜は頗る變亂状態を呈し、且面積極小である。其の地質時代は石炭紀或は二疊紀に屬し、瓊山甲子市附近の如きは其の一斑を見るべきである。

(戊) 石灰岩 該岩は焼いて石灰と爲すべく、黎境及西南各地に散見し、其の地質年代は中二疊紀に屬する。

以上述ぶる所の各地層生成の後には、即ち花崗岩の外起があり、本島の高山峻嶺は多くは花崗岩の造成に係り、河川流域は花崗岩の崩壊に因つて起る。北部の平原は亦花崗岩の長期に亘る侵蝕が致す所であり、此侵蝕時期中に在つて火山爆發し、流岩が花崗岩の上に流れたものがあり、面積は極めて廣く、海口市西方の雷虎嶺馬鞍山等の處の如き均しく火山口の岩石であり、浮石凝灰岩粗面岩の如き均しく之を存し、而して火山と花崗岩の侵入は時を経ること頗る久しく、大約花崗岩の侵入は第二疊紀の末期である。而して火山の爆發は即ち第二疊紀次後に在る。査するに火山の噴發は僅かに一時期に似てゐる。蓋し各處の火山岩は質相同じく、且先後形跡なき故に、火山噴發を停止した後には、地面尙ほ繼續侵蝕された爲に、今日河流の傍は積んで砂礫を成し、而して火山岩溶解の結果は鐵質を含むこと甚だ豊富であるを以て、紅土を成してゐる。

第二項 水 成 岩

本島の水成岩は留存既に少く其の生成時代は頗る推定し難く、茲に見る所を下に録する。

(甲) 牛屎山石英岩 該岩は塊狀を爲し、牛屎山西南の小盆地に半ば埋まり、半ば露はれてゐる(約一方里は瓊山甲子の西北八里に在る)。層次及傾角は均しく測り得難く、色は褐黄で、質は甚だ堅く、下は花崗岩の變質を爲して接觸してゐる。

(乙) 橋嶺雲母片岩 此岩は儋縣橋嶺山麓の西、小溪河床及兩岸(灰岩東南)に發見せられ、下は花崗岩の變質と接觸し、上は灰岩石灰岩と整合接觸し、層は正西に傾き、或は稍北に偏し、傾角八十度で、層厚は十餘呎とし、侵蝕甚しく、質は酥鬆、色は灰黄である。那大市の西北十一里の西坊にも亦此岩一層あり、質は堅脆、色は淺黒であり、亦花崗岩と變質を爲して接觸してゐる。

(丙) 灰岩石灰岩 儋縣那大市の西北十二里の灰岩村下の河床及兩岸は概ね石灰岩露頭の處であり、正西に向つて傾き、傾角は五十五度より八十度に至り、層厚は百數十尺で侵入の影響を受くるに因つて、重ねて結晶を爲し、色は深灰、質は極めて脆く、層は清晰で、厚さは約七呎ある。方解石の岩脈は縱横に交錯し、其の中に亂穿し、臨高南豐市の傍に亦此岩がある。

(丁) 牛屎山油頁岩 牛屎山西麓の傍に油頁岩層の暴露があり、正北十二度に向つて傾き、厚さは六呎で東西長さ七、八十呎で、南端は均しく花崗岩と相接し、油頁岩上に紅色の頁岩一層あり、厚さ一、三呎で油頁岩の下に粘土一層あり、色は灰で厚度は未知である。

(戊) 白石嶺礫岩 該岩は瓊東椰子寨の南方五里の白石嶺に發見せらる。該山は高さ約二百四十呎で、岩内の石子は肉紅及灰白の長石、乳白の石英、粉紅の花崗岩塊、紫花崗質の砂岩、黒雲母及暗紅鐵礦等とし、粒は多く稜角なく、大小不等で、小さく肉眼を以て區分し能はず、大は豌豆の如きものがあり、徑は一呎以上に達するものもある。是れ蓋し附近の花崗岩は侵蝕破砕された後、復た膠結して成る。其の生成時代を論ぜば當さに花崗岩侵入の後には在る。

本島濱海の地は海水侵蝕して沙灘石灘を成し、中に石蟹(三強最)は近代の化石である。又崖際沿岸の如き珊瑚礁があり、亦近世紀地質中の重要産品である。

本島の土壌は沖積層甚だしく、土壌の色相は能く原生岩を代表するもの三ある。一は凡そ灰白色に屬し、石英粒を參へるもので、花崗岩であることを知る。二は凡そ質は細、色は紅で石英粒のないものに屬し、噴出岩であることを知る。三は色は紅で、大小不等の石英粒を兼有し、即ち噴出岩と花崗岩と接觸するの區であることを知る。然れども此特性を表す所の原因は下の如くである。噴出岩は輝石、橄欖石、雲母、角閃石、磁鐵礦等を含むことが最も多い。侵蝕分解を経た後に鐵分は多く變じて養化鐵と爲つたので、現に紅色である。花崗岩は長石石英を主とし、長石は變じて灰白色の粘土と爲り、石英は變じて細粒と爲つてゐる。故に土色は灰白で、石英の小粒を參へてゐる。噴出岩と花崗岩と接觸の區に至つては、紅色の土壌は石英粒を參へ、乃ち二岩の特性を參へてゐる。海洋の沖積土は色は淺黄で、砂粒頗る細く甚だ均一で、勢ひ前三者と相混じ、其の發育地は沿海一帯に亘る。此の外河流通積の如きは甚だ發育せず、竟河の西岸間にも或は之を存する。

第五節 地 勢

第一項 山 嶺

本島の地勢は中部は高く、海濱は低く複蓋の如く、五指山は凡として中央に立ち、樂會、萬泉、陵水、崖縣、感恩、昌江六屬の山は、峯巒崇萃乃ち其の分脈であり、瓊山、定安、澄邁、臨高、儋縣五屬南部の諸嶺は、蓋し其の餘脈であ

る。南渡江は北に流れ、寧源水は南に湧き、加積溪は東部に通貫し、昌化江は蜿として西偏に流れ、陵水は東南海に入り、北門新昌は洋浦に朝宗し、文瀾は乃ち臨高の獨水、太陽は萬泉の孤河である。諸江流れて一幅の射狀を成し、五指山は其の源地である。群山の趨向より論ぜば五大支脈を爲し、五指山は其の主峯を爲す。故に五指山は實に海南島水系の發源、山系の一主幹を爲す。本島北部は火山發育の區とし、岩流噴出の關係よりして地勢は稍平坦と爲り、間々低丘の小陵あり、孤嶺獨堆高さ百呎内外、長さ二、三百呎乃至五、六千呎に過ぎず。是れ乃ち火山の遺跡で、遠く侵入岩系の雄拔に遙る。再び各河流より觀察せば、多くは淌河(ドラウンド・リッジ)を成す。是れ海岸線下降の特徴で、海南島の成る或は斯に由るものか。

五指山は一大侵入體花崗岩の構成で、中部に兀起し、其の支脈の伸びて西北に入るものは、定安に在つては南牛嶺、南閩嶺等とし、瓊山に在つては嚴嵩嶺、海公嶺等とし、澄邁に在つては銀嶺、双柑嶺とし、臨高に在つては白石嶺、南豐嶺等とし、儋縣に在つては紗帽嶺、洛基嶺等とする。以上諸山は皆侵入花崗岩の構成したもので、山勢陡峻にして穹形或は帶狀を爲すもの多く、溪谷畢見し、東は樂會に起り、西は儋縣に延び、實に一大侵入岩體の山系を爲すものである。

本島の北部海濱地は、東は文昌の清瀾諸港より起り、西は儋縣の新英諸港に抵り止まる。南北は廣三、四十里より百數十里に至り、東西走向の一大山帯を爲す。山は高からず、侵蝕尤も易きが故に平原多く、岩石の侵蝕程度より論ぜば、該地火山爆發することも兩次あり、熄滅較久しきの火山に至つては岩石は既に大半變じて紅色の土壌と爲り、且其の火山の遺跡は模糊として消からず、熄滅未だ久しからざるの火山は、岩石新鮮遺痕宛として存在する。

該火山發育の區は瓊山城より潭口溪仔口に至り、以て文昌の蓬萊、定安の黃竹に至り、雷公井より文昌城に至り、秀英より豐盈、澄邁、臨高、儋縣に至り、以上の低岡矮丘、高く海面上五十呎乃至百呎に出で、輾轉起伏行列を成さず、

均しく環形、重環形及連環形に屬し、直徑百餘呎乃至數里に至り、間々扁圓形あり、缺口の一方は一長溝を成し、種々の形狀、地面凸凹平かならず。是れ火山及火山裂縫の殘形であり、又火山區の形狀は傘の如きものがあり、中山は一平頂の小山とし、山麓は四周に向つて緩傾斜を爲し、五度より十餘度に至り等しからず。定安城東の舊州嶺の如きは面積二千數百里に達し、臨高城西の高山嶺の如きは面積三千數百里に達し、而して臨高の多文嶺、文昌の青山嶺、邁豆嶺も皆其の例である。高山嶺は高さ約百數十呎で、山に三峯あり、北峯は高峻、南峯は平突で、中峯には一湖あり、徑約三十呎、水深二呎ある。是れ乃ち火山口が蓄水湖を成すは實に疑なく、又瓊山水興市の西南八里雷虎嶺も亦一噴岩丘であり、高さ百二、三十呎で、口徑約百數十呎、口の深さ約七十餘呎あり、内壁は陡峻、火山滓の構成する所に係り、四週に向つて流溢の層次は顯はれ見易く、微しく北に缺口し、山壁傾斜約三、四十度で、山麓の火山灰は既に壓して層理あり、火山彈の附近に散布する二、三十里のものは侵蝕尙ほ淺く、石多く土少く、永興市の東北八里は新火山岩下に紅色の土層あり、極めて厚く、是れ乃ち舊火山の風化物で、雷虎山嶺西北の馬鞍山に在つては、其の噴岩の構造雷虎嶺と同じく、只數里の内、噴口數起し、稍異なる所あるのみ、是れ其の地形の大略である。

本島の山脈は句瀾山より南に亘り、七星嶺を経て雷州半島を貫き、海を渡つて來り、圭峯は五指山と爲り、中央に隆起し、其の支脈は各縣に綿布する。茲に分説せば左の如くである。

一 瓊山境に屬する者

本縣の地勢は平坦で山嶺極めて少く、只縣西七區の馬鞍山、第十區の龍發嶺、十五區の舊州嶺、十六區の双文嶺、十八區の沙港嶺、十九區の新興嶺は稍著る。諸嶺の中新興馬鞍が最も高い。

二 文昌境に屬する者

本縣は島の東北隅に位し、五指山を距つこと遠きが故に屬内には黎人なく、地は殊に平坦である。只西北沿海岸一帯には七星嶺、大嶺、狗卵嶺、抱虎嶺があり、東南海岸には銅鼓嶺、雲梯嶺があり、西南方面と瓊東の交界は九架嶺があり、定安の交界には金鷄嶺があり、中部には青山嶺があり、其の中銅鼓嶺は雄峻天に挿し、西は石盤し、泉飛び、東は懸岩海に臨み、其の次は七星嶺とし、大小聯屬十餘峯あり、數十里外より之を視れば、只七峯排列し朗として青脊に映するので之を名付くる。

三 澄邁境に屬する者

本縣の山嶺は多く南部に在り、其の中又新安江に割開されて東西二排と爲り、江西の諸山は邦嶺より起り、一脈は澄臨の交を沿ひ、西北に行つて登松嶺、通黎嶺、長嶺と爲り、一脈は東北に向つて江を沿ひ、六容、石教、温堀、双掛嶺と爲り、此二脈は連綿數里半圓形の如く、竝に遇水、横嶺、白石、三足の諸嶺があり、中興、岑崎二團區に羅布し、江東諸山の南北に縦連するものには苦荬嶺、四頂嶺、南芳嶺、育才嶺、青嶺、牛牯嶺があり、東西に横貫するものには牛眼周嶺、羊嶺、銀嶺があり、均しく瓊澄天然の分界と爲り、此外に雷公嘴嶺、東嶺、夫石嶺、加味嶺、孟蓋嶺、西半坦山、雞崗嶺、山頭嶺、南蛇嶺があり、或は速り或は斷じ、或は高く或は低く、加樂、坡尾、昌西、海軍、石浮等の團區に蜿蜒し、北部に至つては安仁團の神仁嶺、白蓮團の大勝嶺、大峯團の國社嶺、福山團の羊嶺があり、其の間に峙立し、諸嶺の中では白石嶺を以て最高とし約一千尺あり、其餘は三四十尺乃至三百餘尺である。

四 定安境に属する者

一四

本縣の山脈は兩分され、皆遠く大五指山を宗とし、北に連なつて降り、鐵砧嶺、毛立尖、鶯歌釣嶺と爲り、西に向ひ東に折れ斜に走り、黎母山、東坡嶺、瓊凱嶺、馬嶺、南閩嶺、双灶嶺、黃竹嶺、黃嶺、龍門嶺、金鼓嶺、三嶺、金雞嶺があり、是れ五指山より来る定安縣城の正支とし、再び鶯歌釣嶺より南に向ひ、東北に趨き、白猿嶺、思河嶺、筆架嶺、光螺嶺、石峽嶺、九曲嶺、南繞嶺、南地嶺、加毛嶺、牛血嶺、舊地嶺、南逢嶺、紗帽嶺、打鐵嶺、南牛嶺、豪猪嶺、官棚嶺、白旗嶺、木谷嶺、五丈嶺、嶺腰嶺、坡塘嶺、嶺口嶺、雲欽嶺、尖峯嶺、文筆峯、烏蓋嶺、淡嶺、高嶺、牛像嶺、圓勢嶺、掛榜嶺、琴嶺、香烟嶺、祈雨嶺、青山嶺、文床嶺があり、是れ各嶺の別支とし、諸嶺の中東坡嶺は連綿十里許に亘り、思河嶺は雄峻峭立し、東坡嶺の高廣に及ばざれど、而も險要は之に過ぐ、黎人は毎に恃んで險とする。此二嶺は皆黎境中に在り、而して南閩、龍門、金鼓、嶺口等の嶺は均しく縣城の東南方面に位し、縣城を離る六十里より二百七、八十里に至る。高さ約百數十丈で、層層疊疊環抱拱するが如く、文筆峯、金鷄嶺に至つては城を距る僅かに三、四十里で、高さ約二百丈ある。是れ附郭の峯槽であり、奇秀獨り異とする。

五 瓊東境に属する者

本縣は東大海に臨み、西は定安に接し、其の山勢は西より東に趨き、西南部には即ち泉陶嶺、加市嶺、租嶺、加迷嶺、累功嶺があり、東部には深美嶺、加嶺、馬嶺、淡嶺、多異嶺、石礎嶺、土來嶺、懷魯嶺、仙趾嶺があり、北部には即ち双眼嶺、梅嶺、紫東嶺、南嶺嶺、官回嶺があり、中部には白鶴嶺があり、陵嶺の中では馬嶺を高しとする。

六 樂會境に属する者

本縣の地勢は東西に長く南北に狭く、西部は中部に接近して高く、東部海濱に向つて低く、山脈の趨勢は亦西より東に連り、五指山を宗として起るものを縱横嶺とし、高く雲脊に挿み、横に亘り甚だ廣く、黎人の居る所は此より進りて東南に向つて双髻嶺があり、兩峯天に挿み、双髻の如く、轉折して東北に行き、約二十里に龍巖嶺があり、嶺に石池があり、傍に巖洞があり、號して通天洞と曰ひ、曲折東に向ひ山心、油麻、風門三道と爲り、西岸諸嶺は縣の中部に蜿蜒し、縦に南北に亘り、西岸三道は北に偏し、風門は南に偏し、萬樂の交に位し、黎人出入の咽喉の地とし、再び東に向つて行けば石龍、石門、白石の諸嶺があり、均しく縣治の西に在り約四十里を距る。白石嶺の頂には巨石があり、色蒼白で形状各異り、東は伏虎の如く、西は蹲岸の如く、南は筆架の如く、北は竹笋の如く、上に田數畝あり、耕種すべく、中に巖洞あり、極めて幽邃で數十人を容るべく、縣治に近く四十餘里、西に探花嶺があり、東南に金牛嶺があり、西北に北偏嶺があり、三面拱繞し、其の餘は坡陵のみである。

七 萬寧境に属する者

本縣の山脈は西より東に趨き、西部黎境は山深く林密であり、北部は山岳較多く、中南方面は甚だ平坦で一大農區を爲し、黎境は分つて三峯とし、北峯には烏雅、荔枝、天馬、深井、朝鼓の諸嶺があり、西峯には牛蹄、圓灣、分界、南萬、玉嶺、牛嶺の諸嶺があり、太平峯は深く中部に入り、春風、鵲嶺、南旁の諸嶺があり、層層疊疊其の間に連綿し、縣北は六連嶺より東北に向つて行けば北冲嶺、軍僚嶺、鯉跳嶺、加堯嶺、合嶺があり、以て海濱の大格嶺(三鮎嶺)に

一五

至り、蜿蜒數十里、萬樂の交は海邊に金牛嶺あり、中部には風門、黃崗の諸嶺があり、其の間を廻繞し、黎界に近き處には石頭嶺、九峯嶺、鷄姆嶺、橫嶺があり、南北を縱貫し、附近の縣城には東山、銅鼓二嶺があり、縣南には馮家嶺、上來嶺があり、直に萬嶺交界に亘るの處の新潭、牛標の兩嶺は海邊に在り、黎境山嶺は最も高く、雄峻天に聳え、北部の六連、金牛亦三千尺を下らない。

八 陵水境に屬する者

本縣の地勢は西北は高く、東南は低く、其の山脈の趨向は大五指山より小五指山を分つて二支とし、一は南崖縣に趨き一は東陵水に趨き、縣境に入るの後復た二小支に分れ、一は萬陵の交に沿ひ東南に向つて行き、分界を爲し、南招、藁敖、南春、多珠、紅鐵、九曲諸嶺があり、又九曲より海邊に沿ひ西南に折れて行けば、大銅嶺、大牛嶺、虎嶺があり、新村港に至れば則ち筆架嶺、新村嶺がある。此支は縣の北部及沿岩一帯を拱抱し、宛も曲尺の如く、一は西南方面に散布し、其の處二挖眼諸嶺は黎境の處二圍に蜿蜒し、白芬、多支、九所の諸嶺は斜に南部を貫き、獨秀峯は縣治に接近し、雄峻のものは多く海邊に在る。西部黎嗣は多くは平原を爲し、諸を各縣に比せば不同がある。

九 臨高境に屬する者

本縣は大五指山の北に位し、相距ること數百里、山勢漸く平坦に趨き、南豐和合一帯に略千尺の高山あるを除くの外、其餘は愈々北すれば平かとなり、三百尺以上の嶺も之を多く見ず、茲に北中南三部に分つて之を言へば (一) 北部は海岸より多文に至る間に龍嶺、峴香嶺、峴耶山(一名高山嶺)、坡山嶺、落雲嶺、多文嶺、秋陽嶺、山神嶺があり、縣城を

距る十里より六十里に至る。環抱拱するが如く、北部諸嶺は多文、秋陽を最高と爲し、約三百尺であり、其餘は約百尺である。(二) 中部は加來より和合に至り、加來市の東に在つては鷄鳴嶺があり、北多文嶺と相接し、南は和合嶺山と相連り、蜿蜒二十餘里、臨高、東南高原の脊骨を爲し、和海公路其の上を縱貫し、加來市の西に在つては博文嶺があり、北は峴耶山に接し、南は儋屬の洛基山脈に連り、蜿蜒十里、臨高、西路高原の脊骨を爲し、和合市の東北に在つては大寒嶺があり、勢甚だ雄偉、南は美朗嶺に接し、東は馬鞍嶺に連り、澄臨の交と爲り、和合市の西南に在つては波城嶺があり、東北延展十數里とし、此所に尙ほ博倫堂、耀龍、美略、光頭、龍嶺、南秀の諸嶺があり、加來和合の間に散布し、諸嶺の中大寒を以て最高とし、約八百尺とし、次を波城と爲し約四百尺とし、其餘は均しく三百尺以下に在る。(三) 南部は和合より南豐に至り、山嶺は中北兩部に比せば稍雄偉、蜿蜒十里、七、八百尺の高山至る處に在る。和合市の東大王嶺、南の南龍、馬鞍、第一諸嶺、西の南女嶺、一名雲嶺、西南の牛嶺、南豐市東北の插花嶺は皆其の著しきものである。其の中尤も插花、牛嶺を最高とし、此所に尖嶺、美萬、溪頭、降班、烏嶺、南豐、水井諸嶺は或は散じ、或は連る。但し其の高度は均しく五百尺以下に在る。

十 儋縣境に屬する者

本縣の地勢は西北は海濱に面して低く、東南は中部に入つて高く、其の山脈は東南より西北に向つて降り、高山峻嶺多くは東南の黎區に在り、沙帽嶺、文憑嶺、橋嶺、鞋嶺、馬嶺、南山嶺、橫嶺の如き、或は連り或は斷じ、或は起り或は伏し、其の間を廻繞し、此外昌江方面に近く、馬鈴、雲仙、狗頭諸嶺があり、臨高方面に接し四方山、抱舍、洛基、黑嶺、烏槍、陳洞、大嶺、番狗、烏翔、蓮花諸嶺があり、沿岸方面には媽蝗山、松林、峴楚、煎茶、抱羅諸嶺があり、

中部に至り亦無数の山嶺が其の間に散布し、諸嶺の中では紗帽を最高とし、次を峨嵋、松林と爲し、約一千尺とし、餘は皆七、八百尺以下に在る。

十一 崖縣境に屬する者

本縣の山脈は大五指山を宗とし、延いて小五指山に至り、分れて二大支と爲り、一は東陵水に趨き、一は南崖境に趨き、復た分れて二小支と爲り、一支は東南に行き、又分れて數小脈と爲り、(一)迴風嶺を繞つて榆林の東岸に至り、(二)半嶺諸山に趨き、南行榆林三亞間の鹿迴頭嶺に至り海に至り、(三)南行過嶺諸山を経て小馬嶺より海に至り、(四)南行縣南の南山を経て海に至り、其の他一支は西南に向つて行き、多港抱懷諸山を経て龍棲嶺に至り海に至る。此數山脈の分支に因り遂に江海一帯を以て劃して數區と爲し、而して黎峒各地は山岳複雑に因り、遂に各自風氣を爲し、分れて東西北三部と爲し、其の大きを擧げて之を述ぶれば、東部縣城を距る最も近きものを南山とし、次を溝營嶺とし、再次を下馬嶺とし、只虎頭、小橋兩嶺は則ち遠く縣の東北隅に在り、海邊に近き一帯は則ち三亞港南岸の鹿迴頭嶺、東北の落筆洞及榆林港西の獨田嶺があり、諸嶺の中南山を以て稍高しとし、約千尺以上に在り、西部は山嶺稍少く、唯近海の處に一龍棲山があり、中區と西區との交界とし、此を過ぐれば四區の大嶺、龍蝦嶺、鷲鰲嶺、五區の金鷄嶺は均しく著しからず、只大獨小獨は形は馬鞍の如く、高く衆山を出で、北部山嶺は稍多く、最も縣城に近きものは遷推嶺、郎勇嶺とし、稍遠きものは馬鞍山、筆架山、郎盤嶺とし、高度は均しく七、八百尺の間に在り、只城を距る四十里の洋淋嶺は高さ約二千餘尺とし、縣城より望見せば此山を以て最高とする。

十二 昌江境に屬する者

本縣の山脈は遠く五指山を宗とし、透迤西に降り、其の斜に西北に趨るものに石碌、九峯、筆架、落脚、老護の諸山嶺があり、横に中部に至るものに峨嵋、峻靈王、小秀、銀山、大陳諸山があり、西南に散布するものに三紫嶺、峨嵋山、馬嶺諸山があり、峨嵋九峯を最高とし、百餘里に盤旋し、九峯は屏嶺し、天馬の空に行くが如く、勢極めて雄偉、皆黎境中に在る。本縣は高山迭に起ると雖も、而も勢極めて開拓し仍ほ平原の態を失はない。

十三 感恩境に屬する者

本縣の山脈は遠く五指山を宗とし、透迤南に降り、南北兩面は頗る平坦である。東部黎境に屬し、地勢險峻、東北に鵝溝嶺、馬嶺、落腳嶺、羅盤嶺があり、中部に大雅嶺があり、極東に樓峒、王廟諸山があり、境内地には積沙が多く沙漠の如きも數々之を見る。

第二項 河流

本島の江河は皆源を五指山に發し、末流は皆海に入る。最大なるは南渡江とし、次は萬泉河、再次は龍溪河、太陽河、陵水溪、北門江、新昌江、金仙河、文瀾水、寧遠河、昌江河、文昌江、平昌江、望樓河、安仁江、珠江、三亞水、藤橋水、感江とす。是れ皆直流して海に入るものである。茲に各河及其沿岸情形を左に分述する。其の小江支流は姑く之を省略する。

一 南 渡 江

南渡江は海南唯一の大江である。源を五指山に發し、水流は黎母山を経て臨高の南部に入り、約八十里で、瓊山の西南尖端を繞りて東に向つて行き、墳口に至り澄邁境に入る。北に向つて行き横灘を経て烈を加へ、文頭山村に至り、龍坡より流入する小溪と會合し、大塘市に折り、轉折東流し、金江、福隆、瑞溪等の市を経て復た瓊山境に入り、東山を過ぎ浦白江に會し、復た定安の西北郭を繞り、船岸埠に至り樂會溪を會し、再び瓊山境に入り、東北に折れ龍塘潭口北沖を経て新埠渡に至り、分れて二流と爲り、一は北流し牛姑港に至り海に入り、一は西流し海口港に至り海に入る。金江は均しく沙底で、廣さは數十丈より百餘丈に至る。合計長さ三百四十餘里で、其の上流は蜿蜒として内寮岩諸山の谷中に於て横に澄邁瓊山中部を貫き東流し、北に折れて海に入る。經る所の地域は噴出岩とし、南渡江は其の統名であるが、頗る恒に地に因つて其の稱を殊にし、臨高境に屬するものは約八十里で大江と曰ひ、澄邁境に屬するものは約百四十里で新安江(一名龍安江下流を金江と曰ふ)と曰ひ、定安境に屬するものは約二十里で建江と曰ふ。只船岸より瓊山境を経て海に入る段は約百里で、始めて南渡口と名く、此段も亦稱して白石河北沖溪と爲し、其の通航情況に至つては上下游に深淺の分があり、船隻に大小の別があり、海口より定安段に至り江深くして廣く、水暢にて大、載積二百擔の帆船を行駛すべく、澄邁境に在つては其の船較小にして約四十擔内外を載すべく、此より上は臨高境に至れば則ち僅かに獨木舟の其の間に往來するものがある。

二 安 仁 溪

安仁溪は文昌縣の北に在り、二源あり、一は馬家坡より西北に向つて行き、一は胡山より北に向つて行き、中途合流

し鋪前港より海に入る。全江は長さ約數十里、上流は水淺くして沙多く、下流は水深くして泥多く、積載三、四十擔の小船は鋪前港より錦山、溪尾等の市に通ずる。

三 文 昌 江

文昌江は俗に渡洞溪と稱し、發源地は三あつて、均しく文昌縣境に在り、一は西區の蓬萊より、一は太平橋より、一は後坡場より均しく流れて文昌城に至り會合し、名けて文昌江と曰ひ、東南に向つて行き、清瀾港より海に入る。此三支流は各長さ數十里で均しく沙底であり、舟楫を通し難く、航行すべきものは只文昌城より清瀾港の一段に至る約四十里とし、此段の江面は廣さ六十尺より百餘尺に至り、河床の土質は沙泥混合し、水の深淺は一に潮水の漲落に依り、潮漲るときは深さ十餘尺より二十餘尺迄は十萬餘斤の帆船を通すべく、現に此種の帆船で其の間に行駛するもの十餘隻ある。將來清瀾の築港が完成し、同時に此江を淺渌せば十餘萬斤の帆船或は汽船は自由に出入することが出来る。蓋し陸路は水路に比せば遠く、又自動車の積載能力には制限があるに依つて、河川を淺渌せば其の工程は僅かに四十里であるから清瀾江の繁榮に關する所甚大である。

四 平 昌 江

平昌江は源を文昌蛟塘圍の境内に發し、大路、抱芳、文教等の市を経て十餘里で龍渡江と合流し、清瀾港より海に入る。全江長さ約百里、廣さ約三、四丈で沙底であり、只文教より清瀾に至る二十里間を通航すべく、平時潮漲れば水深約六、七尺であるが、潮退けば二、三尺となる。淫雨潮漲れば水は岸と平らかになるが、若し旱天潮落れば水は膝に及

はない。

三三

五 萬 泉 河

萬泉河に二源あつて、均しく定安縣境に在り、一源は五指山の東に發し、晴呀嶺より思河嶺に出で、諸黎の峒水を匯り、樂會の峻口に至り、一源は双頂嶺を發し、光螺大寨の諸嶺を出で、雷公灘を過ぎ、峻口に會し、水は東南に向つて行き、船埠市を經、石壁市に至る。此段の河流は定人稱して石壁江と爲し、石壁より樂會龍江の椰子寨を經、文曲を過ぎ、馬口溪に會し、直に嘉積に至り、瓊東の發嶺、龍角、沐皇諸溪水を納れ、嘉積溪と名け、嘉積より東南に折行し、樂會縣の西に至つて南北二支に分る。一は縣北を繞り萬泉河と名付け、一は縣南を繞り流馬河と名付け、亦南門河と名付く。縣の東北雷撲山下に至り、復た合流し、竝に龍溪河と會合し、直に博黎港に出で海に入り、全河は樂璋定三縣を繞り、長さ約四百餘里とし、其の經過地域は純ら花崗岩より成り、博黎より船埠に至り約二百餘里、舟楫を通すべく、現に載重三千餘斤の小帆船百餘隻其の間に往來し、河床は全部沙質で河水の難淺は一ならず、樂會縣城より以上深處は丈餘、淺處は尺許、河身廣き處は百餘尺、窄き處は十餘尺とし、積雨水漲れば輒ち三、四丈となり、田廬を淹沒し、月を經て雨を見ざれば河床は暴露し、小艇は手を以て之を挽いて行くのである。

六 龍 滾 河

龍滾河は源を黎區の烏雅嶺に發し、六連嶺に流出した後、東に向つて行き、萬寧縣北の藤寨、端熙、龍滾等の市を經て金牛嶺下に至り、樂會の嘉積小河を合し、尙ほ東行して南港村に至り、萬泉河と會合し直に博黎港に入り、河の中流は萬屬第四區の境内に蜿蜒し、上流は萬屬二縣天然の界線と爲り、全河長さは約七十里、河身廣き處は約六丈、狭き處

は約三丈、水深は二、三尺より二十餘尺に至る。河床の上流には沙多く、下流には泥多く、雨中に在つては河水泛濫し、旱天には其の淺處は幾んど流絶え、藤寨より南港に至り約三十餘里で、平時は二、三十擔の木船を通行すべく、其の七、八百擔の帆船は亦博黎港より潮に乗じ馳して龍滾に至り、又龍滾嘉積間の水運は全く此河に頼る。船舶の來往隔日に一次とし、早く到り晚く行く、兩地皆然り、殊に萬寧嘉積交通の要津である。

七 太 陽 河

太陽河は又賜容河と名付け、源を萬寧縣西の黎區西兩南萬嶺に發し、東南に向つて流れ、轉じて東北に折れ、興隆市を經て番風、普禮、水口、石塘等の村を過ぎ、石龜の河流を合し縣城の西南十里に至り、分れて二支と爲り、一は銅鼓嶺下より城南七里を經て大溪水と曰ひ、一に南渡溪と名付け、又三曲水と名付く、東流は金仙河を合し、周村港より港北港に至り海に入る。一は小南山河を經て東流し、亦港北港より海に入る。全河の長さは百餘里、河身廣さ約十里で、舟楫を通すべく、現に載重二十擔の小船があつて約三十隻其の間に行駛してゐる。

八 金 仙 河

金仙河は源を萬寧の黎山に發し、流れて萬寧縣城の西北十里の坡塘溪に至り、分支して四と爲り、一は城北三里を經て金仙河と曰ひ、城を繞り東山より行く、一は城北十里を經て石狗溪と曰ひ、溪傍に石形狗の如きものがあり、又高邱があり之を登れば山海を望むべく、一は城北二十里を經て白石溪と曰ひ、一は城北三十里を經て蓮塘と曰ひ、又小渡港と曰ひ、均しく東流し周村港に入り、港北港に至り海に入り、共に長さ百餘里、河幅は二丈より十丈に至る。水深は三

三三

尺より七尺に至り、小船を通すべく、大雨には泛濫し旱天には涸々絶えんとする。

二四

九 陵 水 溪

陵水溪は源を五指山に發し、東南に向つて行き、石峒接合口を経て沿途諸支流を會し、陵水縣治を過ぎ、水口港に至り、全河長さ百八十里、水口港より通航し、石峒棧に達し、僅かに百二十里で、河身は約幅十丈、水深ければ四尺より七尺に至る。現に通行の小船船板は約三、三十隻あつて、雨期には深さ丈餘、旱時には裳を棄けて渉るべく、河床は俱に沙質で、冬に入り遊沙移動し、深淺定る所がない。

十 藤 橋 水

藤橋水は東西二水に分れ、東水は陵水某代石岩嶺より西流して崖縣境に入り、大本昂貢二の山夾より流行し、西は某屏弓を経て翻砂嶺、蓬嶺の小水と會し、南は藥峒に至り山谷を穿ち、大肚、俱内、牟密、陽丈、贊坡等の村を経て白虎嶺に至り、藤橋市の東南を繞り西水と合ひ、西水は源を崖縣の東北に發し、流れて蓬嶺に至り、分れて東北二流と爲り、東流は又分れて二と爲り、一は只讓河を出で、南は打密潭を経て、一は嶺西より羅葵峒大嶺より北流し南林峒に至り、石母河を遡え東流と會合する。之を三汶河と爲し、曲折南に向ひ、長枕龍樓の二嶺を経て直に藤橋市に至り、東水と合流し、藤橋港より海に入る。東西二水各長さ約五、六十里である。

十一 三 亞 水

三亞水は崖縣の東北長嶺より流れて抱冲力羅に至り、抱寨虎嶺の小水及抱寨、鏡校諸嶺峽の水と相會し、南に向つて行き、落牛潭に至り、羅葵大嶺の小水と相合し、東に折れて流れ、打咄地嶺下を経て檳榔園の椰根水を納れ、南流して三亞市に至り、大坡、臨川二水を會し三亞港より海に入る。長さ約百里で通航はしない。

十二 寧 遠 河

寧遠河は又大河と名付け、源を五指山に發し、陵水、雅康の黎村大嶺より西流し、南解略克を過ぎ、崖縣の境に入り抱龍黎村の夾水を経て、又嘉岸、大龍、陀笔、抱潜を経て溝口に至り、北來一支の小水と會合し、南流し縣城の東北に流れ、東流し北崩を経て、折れて西し、抱城の南で分れて兩流と爲り、保平港より海に入り、全河長さ約二百里で、水漲るときは小船は縣の南門外に達し、此より以上只木排、竹排があり、黎村より穀米竹木を輸送するのみである。

十三 望 樓 河

望樓河は源を崖縣西北の大抱扛嶺に發し、東流し小抱扛嶺を経て、水を合する至り抱蓋、抱改二山の水と會し、東南に廻環し樂平汎地湖を経て、港水と相會し、西南に折れて流れ、長槐と抱懷村の只嶺、大浩嶺、豐寨嶺の諸水と相會し、西に向つて行き、抱傘、辰登溪を経て橋水潭に入り、又西南に行き、油甘坡、落馬潭に出で、小水と會し、竹溪、沖坡、烏山、樂羅、望樓を経て榕村港に至り海に入る。河面廣大にして崖縣諸水の冠と爲し、望樓渡河に近き處は廣さ八、九百尺に達し、平時は舟楫を通せず、雨期には潮漲り、小船は望樓以上に至る。

二五

十四 感 江

感江は又感恩水と名付け、源を小黎母山に發し、東より西に趨き、感恩縣城に至り海に入る。感恩水は最大江である。而して北溝、中溝、諸水は之に次ぐ、該江は内は大山に通ずと雖も、外は大海に達する。只水甚だ淺く、舟を行る能はず、雨に遇へば深く丈餘となり、天晴れば淺く尺に盈らない。

十五 昌 江

昌江又昌化江と名付け、源を五指山に發し、古振州の水に會し、昌江縣の東南より境に入り曲折し、西北に流れ、老楊地嶺村を経て舊縣村に至り、分れて二支と爲り、均しく西に向つて流れ、英潮港より海に入る。全江の長さ三百餘里で、江面廣さ約六里、水深約二尺、一雨暴漲せば丈餘に至り、稍早には水落ち沙出づ、河床は全く沙質とし平時通航すべきは、只海より蛋場に至る約五里で、七、八月の間は潮水漲大し、航行の水程は平時に比し稍長きも、只皆小漁船のみである。

十六 珠 江

珠江は又芙蓉江と名付け、源を昌江の鶴鵝、落膊等の嶺に發し、珠璣、海頭、新市を経て海頭港より海に入る。全河長さ二百里で、港に入る最も廣き處は半里とし、其の他各處は約十餘丈で、下流潮漲のときは水深三、四尺で通航すべきものは約八里である。

十七 新 昌 江

新昌江は源を儋縣南の草鞋、落膊等の嶺に發し、北に向つて行き、和盛、王五、敦教を経て新英港より海に入る。全江長さ二百餘里で港に入る、最も廣き處は約二里とし、其の他各處は約十餘丈で、下流潮漲るときは水深は二、三尺より十尺に至る。通航すべきものは約七、八里である。

十八 北 門 江

北門江は又倫江と名付け、源を儋縣那大市附近の蓮花嶺及紗帽嶺に發し、那大、長坡、舊城を経て新英港より海に入る。全江長さ約二百里で港に入る。最も廣き處は約三里で、其の他各處は十五丈より二百丈に至る。上流には石多く、生流には沙多く、潮漲るとき下流は深さ十餘尺とし、其他各處深さ二、三尺で、通航すべきものは十餘里とし、其中には帆船多く、漁船は之に次ぐ。雨多ければ汪洋一片、早に至れば袋を棄けて渡るべく、河流の經る所長坡市の南に在るを侵入岩と爲し、北を噴出岩と爲すのである。

十九 文 淵 水

文淵水は源を臨高の大王嶺に發し、北に向つて行き、和祥の東を経て、約七里で折れて西北に向ひ、和舍の西南に至る。十里にて北山（一名雲嶺）流來の小水と相會し、尙ほ西北に向つて行き、加來の西南に至る四十里で儋屬の和慶水と相會し、折れて東北に向ひ、美臺の西を経て臨高縣城を過ぎ、西門より南及東に向ひ、百級灘を歴て博鋪港に至り海

に入る。全河長さ約二百里で、河面甚だ廣く、大雨には急流岸を衝き、久しく旱なれば、涸々絶えんとし、河床には沙質多く、亦灘石も多く、經過地域は源地附近侵入岩を爲すものを除くの外は噴出岩及沖積地であり、舟楫を通じない。

附 温 泉

- (一) 澄邁縣南の東青嶺下に温泉一箇あり、嶺中より流出し、其の水熱して鶏卵を煮るに足る。之を喫けば硫黄の氣がある。
- (二) 文昌縣城の南三十五里に温泉一箇あり、又鹽水池と名付け、周圍百餘歩、冬夏常に温で、水は草上に漬し、之を乾かせば鹽流を成し、長岐港より海に入る。
- (三) 樂會に温泉二箇あり、一は縣城の西三十里の上北偏郷に在り、泉は沸湯の如く、牲畜を煮るべく、一は縣西五十里の白石郷に在る。
- (四) 萬寧縣の城西四十里許に温泉一箇あり、平地泉で湧いて沸くが如くである。
- (五) 崖縣に温泉二箇あり、一は縣城の北五里遷拖嶺下に在り、明の正徳間鑿石池を成し、清の光緒十五年知州唐鏡沅之を重修し、亭を其の上に建て、己濟亭と名付け、碑記がある。池は一は方、一は圓で、方者は後に分れて二と爲り、一は温、一は涼である。圓池は泉の出處である。考古輯要に依れば、泉東は即ち舊時の振州で、石城の遺址あるが、今は之を見ない。一は迴風嶺東山脚塘の荒田中央に在り、池は約二、三方丈で、藤橋を距る二十五里である。此泉は以前の府縣志には皆載せてゐる。崖州志に又云ふ、迴風嶺の喜思泉は下に二泉あり、温熱時を異すと。考古輯要には云ふ、李德裕の詩明張習の詩がある。即ち崖縣には温泉は三處ある。然れども迴風嶺を過ぎ、遍く行人に訪ぬるに之を知る者はない。

- (六) 感恩に温泉二箇あり、一は縣城の東十一里に在り、池は方で三丈餘あり、水は二派に分れ、一は温、一は冷である。一は縣城の北七十里に在り、其の東に石城の遺址があり、揚文廣場と名付け、今は黎人の村落である。考古輯要載す所の古振州の石城は須らくは即ち之を指すものか。相傳ふ所に依れば、瘋患、瘧疾の者之に浴せば效能があると云ふ。
- (七) 臨高縣南洋東北の沙田村には温泉一箇あり、泉は石壁より湧出し、微烟飄散し、水泡起伏し、沸然たるが如くである。

第三項 平 原

本島沿海の地は多く平原に屬し、廣大の農田存立し、中部には山嶺起伏し、地盤は稍高くして、山と山との間は亦垣坡曠野が少くない。之等耕地荒坡は皆是である。全島の面積に對し、總計約百分の四十、即ち三萬八千八百七十八方里餘ある。

第四項 港 灣

海南は大海の中に屹立し、四面汪洋、海岸線の延長二千餘里に下らず、環岸港灣甚だ多く、其中天然最良のものは只榆林、清瀾、馬嶺の三港である。一は南部に在り、一は東部に在り、一は北部に在る。次は西部の新英も亦有望の港灣とし、海口は原と所るに足るものがない。然れども其の地は雷瓊海峡を扼し、南渡江の下流に據り、交通形勢の關

繫に於て昔より鎮を設け、市を開き、既に政治、經濟、軍事重要な區を成し、其の港灣は不良と雖も、尙ほ克く其の相當位置を保つ。次は三亞、藤橋二港とし、皆南部に在る。若し榆林を開いて軍港と成せば、南部に到る商港としては之を置いて外になく、三亞、藤橋は均しく榆林と相距る遠からず、港に近き地區は物産豊富である。此外の港灣は舖前、潭門、博寮、港北、新村、保平、蒼哥海、墩頭、英潮、新益、紅牌、龍崑、博舖、海頭、東水、花場、玉泡等の如き僅かに補助港と爲すべきも、要するに重大の價値はない。又瓊山の沙上、神應、東營、新喜、烈樓等の港、文昌の木蘭港、瓊東の沙筭、林桐二港、萬寧の東澳、烏場二港、陵水の黎安、水口、坡頭各港、崖縣の蒼哥海、鐵爐、望樓、瑯琊、豐塘、海棠頭諸港、感恩の八所、鹽丁、藤門、板橋、雙溝、白沙等の港、昌江の海尾港、儋縣の頓積港、臨高の黃龍、青龍、調樓、抱吳、佳才、博松、博泊、美夏、烏石、得祿諸港は或は地位左に僻し、或は流沙淤積し、漁鹽業上寄頓棲息の所と爲するに過ぎぬ。茲に各重要港灣の状況を分述する。

一 海口 港

海口港は本島の北部に在り瓊山城を距る七里で、南渡江は此より海に入る。港内沙灘四布し、水淺くして路窄く、大小汽船は均しく能く駛入し得ず、二英里外の海心に停泊すべく、客貨の揚卸は全く帆船舢舨を用ひ、帆船の著岸時間は潮漲り順風に遇へば約二時間を要し、若し逆風に於て潮退けば五、六時間を要する。風浪起る時は汽船は碇を下す能はず、旅客は繩索を以て吊り下ぐべく、風浪稍大なれば貨物は荷役すること能はず、交通極めて不便である。海口が斯くも劣港であるに而も能く現時海南商業の中心たるものは、雷州半島に接し、大陸の交通に便であり、曾て之を通商港として開いた爲である。又東北部人口繁盛の地區に在るを以て、能く其の地位を維持して衰落しない。然れども咸豐八年

開港以來商務上に於て急激に歩進せざるは、實に港灣の不良に因る。又人工を施し建築を爲し補救もしない。海南天府の區にして、一に此劣港を以て其の吞吐の咽喉としたのは、是れ吾が國政府が海南を重視するを知らざるの徴と爲すに足る。輒近築港の議を提唱する者其の人に乏しからざるも、政府は其の責を負はざる爲に費用の調達を得ず、又計畫も樹てなかつた。近頃南區善後公署は和蘭築港會社の技師を聘し、海口を實地測定し、四十餘日を閲し、計畫書、豫算書等を作製し甚だ詳細を極めたものがある。設計書に依れば、經費は出入港貨物の附加税の徴收に依ることとしたが、事外人の商務に涉るものであり、又總稅務署工程處は遂に審査權を利用し之を議題に上せたが未だ復勘せず、只紙上の計畫を取り隨意批評してゐるのは、其の意向は蓋し附加税を避免せんとするに在り、以て累月滲濟經營の功は終に輕々に破棄された。論者或は曰ふ、海口の地位は偏僻で木蘭頭急水門の險があり、載重五、六千噸の船も近づくことを得ずと、其の實は然らず、査するに海口と對岸雷州半島の徐聞とは相隔つこと僅かに八十餘里で、大陸高雷廉諸地との交通最も便とし、又南渡江口に當り、内部貨物の運輸は亦其の自然の利があり、而して香港海防間一、二千噸の汽船は必ず海峡を経過し、順途碇泊も放て難きにあらず、加之開港として外貨の集散する所であり、市を開くこと久しく、既に商の中心たり、一旦海運形勢の遷移するに於ては亦必ず能く其の北部の地位を保つことが出来ることは疑がないのである。(附録三) (參照)

二 舖 前 港

舖前港は文昌の西北隅、瓊山の交界に在り、安仁溪は此より海に入る。港門は西に向ひ廣さ約五、六里で、文昌の舖前市は其の東岸に在り、瓊山の港北村は其の西岸に在り、東岸は水稍深く、西岸は水稍淺く、深處は約二、三十尺、淺處は約五、六尺で、二、三十擔の帆船は駛入し得るが、貨物の積卸は尙ほ舢舨を用ひ、昔時は航業頗る盛であつたが、

近頃は清瀾に移り、現に僅かに二、三隻約一千餘擔の帆船が暹羅、安南、仁川、澳門及陸水各處に往來し、茲に航行し、約二時間にして達し得べきである。

三 清 瀾 港

清瀾は文昌縣の東南隅に位し、港は東南に向ひ、前は大海に臨み、港門の廣さ約一里で、港身は長さ約十五里とし、港内の狭き處は約一里半、廣き處は約四里、水の深處は三十尺、淺處は十八尺で、千噸以上の汽船十餘隻、稍小型の汽船數十隻を容るに足るが、只港口には一、二里許の珊瑚礁があり、礁面の水深は九尺より十二尺に至り、淺瀬せずは五百噸以上の汽船も入港することは出来ぬ。此種礁質は甚だ粗鬆であるから、工程は困難でない。交通は極めて便であり、内河には平昌江が東北より注入し、小船は文教市に通じ、文昌江は西北より注入し、小船は文昌縣城に通じ得べく、海洋方面は現時大帆船數十隻が本島各港と香港、澳門、北海、安南、新嘉坡、暹羅等に往來する。陸路方面は北は海口に至り、南は嘉積に至り、車路互に相連絡することがあり、吸収力は頗る偉大である。且本港は東亞と歐洲及南洋航路の旁に當り、經過の汽船は必しも木蘭頭急水門の險を渡らず、順途寄泊せば其の勢甚だ便である。往々港外に碇泊し、淡水を補給し得るので、若し開港とせば、必ず能く本島東北部經濟の中心と爲るべきである。民國の初文昌の華僑林天巖、黃有淵、陳昌運等は清瀾商埠有限公司を組織し、元年七月に立案し、十月事務を開始した。其の事業の種類は本港の港道を浚深し、汽船の航通に便し、本港の岸壁を填築し、倉庫家屋市場を建築し以て商埠を開き、地代を収むることとし、資本總額は百萬元で既に十二萬八千元を収め、工程を完成し築造した。岸壁は高さ八英尺、縱長七百英尺、橫幅六百英尺とし、鐵骨倉庫二棟、縱長七十英尺、橫幅四十九英尺とし、小蒸汽船一隻、淺瀬船一隻を購入した。其の他の

工程には未だ著手しない。偶々歐洲戰爭起り、南洋各地護護の價格が頓落し、既に約束した株式も續收することを得ず、公司は之が爲に事業を閉鎖し、餘す所の鐵材を賣却し債務を償還したのである。

四 潭 門 港

潭門港は舊名は調備港と曰ひ、瓊東縣城の東三十里、沙涌竹山兩溪の海に入るの處に位し、港門は甚だ濶く、極目汪洋、一望涯りなく、潭門市が存し、共匪の焚劫に遭ひてより已に焦土と化し、潮高ければ泊船に堪へ、潮退けば淺河と爲る。潭門は常に其の地を假りて煮鹽の所に供し、毎年二、三月の間一千餘内外の帆船があり、南洋各港より回航する。

五 博 鰲 港

博鰲港は樂會縣治の東南約三十里に在り、萬泉龍潭兩河は此より海に入る。港門は東に向ひ、前は大海に臨み、港幅は約三十丈で、港口は時に流沙に因つて變更し、船隻は極めて出入し難く、深く本港の情形を諳んぜずは通航し易からず、通航線は三あり、一は南洋、二は海口、三は藤橋、三亞で、均しく毎春季に至れば一、二千擔の帆船約三百隻其の間に往來する。春季を過ぐる後には僅かに七、八百擔の船舶十餘隻入港するに止る。北岸に埠頭一段あり、小帆船は皆之に依る。

六 港 北 港

港北港は萬寧縣城の東北約四十里に在り、和樂市を距る六里で、大陽溪、金池河は此より海に入る。港は東北に向ひ一小嶺港を分つて南北二門と爲し、港身は廣大で俗に小海と稱する。港門に二半島あり、皆流沙で改變常なく、時に展

開すること甚だ大なるものがあり、時に小は尺に至るときがある。港内は沙泥淤積し、深度亦一定せず、三月より八月に至るの間、文樂、陵崖、江澳の各埠には一、二千擔の帆船が時々往來する。出入の位置は均しく白沙坡に於て之を積卸し、海産は甚だ富み、萬寧屬内の重要港である。

三四

七 新村 港

新村港は陵水縣城の南約三十里に在り、陸路は藤橋港を距る九十里で、港口の幅は三丈餘、港内の周囲は約二里、水深は七尺より二十餘尺に至り、一千擔内外の帆船が出入することが出来る。但し貨物の積卸は必ず小艇を以て舂取りする。港内は避風に適し、多く魚鹽を産し、清瀾、博寮、江澳の帆船は時々此處に集る。

八 藤 橋 港

藤橋港は崖縣の極東に在り、陵水と交界し、港口は廣大であるが港内は狭少であり、廣さ約數十里で、潮落つるときは巨船の入港は出来ない。牛琪洲島が港口に峙立し、港西の山脈は折れて南方に向ひ、若し西邊海岸に長堤を築き、島と連接せば、堤島と港口との間は一良好の外港を成し、數千噸の汽船も安全に碇泊すること難くない。東港の附近は多く物産豊富の地區に屬し、前に鐵爐港あり、後に崖屬の十二村あり、左は陵水に接し、右は三亞に近く、即ち現在の藤橋市は已に崖屬の最大市場に屬し、能く築港改良せば、前途殊に有望である。

九 檳 林 港

檳林は鐵爐、三亞兩港の間に位し、崖縣治を距る百二十里、安南の陀林溪と遙々相對し、水程約三百里、我が國と南洋群島と交通必經の要道である。港は内外二段に分れ、外港は南に向ひ、西岸は皆三數百尺とし、相距る約一二哩で、水深三丈より九丈に至る。一萬噸以上の汽船を碇泊すべく、只港口廣寬であるから築港經費は巨額に上るべく、南港口も亦南に向ひ、港身は東に偏し、港門の左に樂道嶺、右に獨田嶺が相對峙し、相距る約三百丈とし、港内は峯巒環繞し、海岸は平鋪で風濤に遇ふと雖も亦危険なく、只港口附近の兩傍には暗礁帯を成し、互に相擁抱し且此處は稍窄く、水深約三丈、廣さ僅か六、七丈で、航行は必ず、對面山腰の石を以て標識とし、稍偏するので入港し難いが、此類の礁石は貝殼及珊瑚の結成したもので、地質は鬆脆で開鑿は極めて容易であり、目前の情形は三千噸内外の汽船は自由に出入し得べく、港内東西長さ約二十里、南北廣さ約五里、水深三丈五尺で淺處は一丈數尺より二丈に至る。千噸以上の汽船十餘隻、較小の船數十隻を碇泊し得べく、若干淺濶を加へば良港と爲すことを得る。港岸の地は多く平坦で、東鹽田、小橋、大茅各村を経て迴風嶺に達するに約四五十里、零星の村落三十餘處、西岸山を穿ち行くこと六里で三亞港に達する。冬春には附近の漁業は頗る旺盛で、鹽田は逐年増加し、東北平坦の處は幾んど隙地なく、港中附近の水質は清潔で、往來船隻の飲料には缺乏せず、夏季南洋に往來するの船舶は多く此港に寄港し食物を購買し、清水を吸み取る。

十三 亞 港

三亞は崖縣城の東百二十里に在り、西は保平港を距る百里、東は檳林港と山を隔て、僅かに六里で、三亞、大坡、臨川の三川は此より海に入る。港は一大灣を成し、西に向ひ、東西は長さ數百丈、南北は廣さ二百丈とし、深處は約丈餘で、千餘擔の帆船は出入し得べく、港外には暗礁多く、僅かに一路の通すべきあり、港内は流沙淤塞し、潮退くときは水深

三五

僅かに二、三尺で、港岸に鹿回頭嶺があり、其の西に二沙州があり、一を東洲と曰ひ、一を西洲と曰ひ、二州の間廣き處は十餘丈、窄き處は二三丈とし、平時小船の崖縣城に通ずるあり、夜間開航し、翌晨に達する。各鹽公司の備ふ所の運鹽汽船は僅かに能く港門、鹿回頭嶺の左岸に碇泊し得、市を距つ凡そ一哩で、貨客の揚卸は皆舂舟に依る。其の泊船地點は海口港に近きも、風波に遭遇せば、即ち荷役は著しく困難である。本港は秋冬漁産甚だ盛んであり、産鹽又豊富の區である。内港は細長で又風を避くるに適するが故に、各埠の漁船、鹽船は恒に時々來集する。此港の發達を期せんとせば鹿回頭嶺の尖端より西北に向つて一弓形長大の海堤を築き、然る後に碇泊は安全と爲り、積卸も阻滯の虞がない。

十一 保平港

保平港は崖縣城の西南八里に在り、三亞港を距る約百里、東遼河の中流沿岸一帯の森林は悉に濫伐に遭ひ、砂石流下し、河床は填塞し、潮退くときは船を航する能はず、崖縣には常に洪水の患があるのは之が爲である。

十二 北黎港

北黎港は又墩頭港と名付け、昌江の南に位し、沿港各地には廣く鹽田を築き、規模宏大で、居民は約八百家あり、商店は新街に在り、昌感貨物の輸出入港と爲すも、只港路は短淺で巨船は碇泊し難く、貨物の積卸は舂舟に依つてゐる。

十三 英潮港

英潮港は又昌江港と名付け、昌江の海に入るの處に位し、昌江商旅出入の要道であるが、只港身流淺く巨船を容れず、

昌江縣城を離る五里で茅屋二、三十軒あり、港の北部は茅屋魚鱗栴比し、居民は漁を業とし、毎年二、三月間漁船購集し、魚客雲屯し、極めて雜沓し、夏期には星散し、寥落荒村の如くである。

十四 海頭港

海頭港は儋昌兩縣の分界に在り、北岸は儋縣に屬し、海頭市が存する。南岸は昌江に屬し、新昌市が在る。中に一沙洲があり、周圍約六里で、海頭新市がある。港身は西に向ひ、東西長さ三里、東北廣さ約二里で、水深は四、五尺より十餘尺に至る。毎年帆船の北海、安舖、陽江、江川、舖前、海口、臨高、昌江、感恩、崖縣各埠に往來するもの約八十隻に達する。

十五 新英港

新英港は儋縣の西に在り、縣治を距る約十里で、北門新昌兩江は此より海に入る。分つて内外兩港と爲し、其の分界の處は西岸は突出し、虎牙の狀を成し、各舊砲臺一座あり、内港は東に坐し、西に向ひ、東西長さ約二十里で、南北は廣さ約十里で、新英市に近き方面は水稍淺く、五、六尺より十六、七尺に至る。白馬井方面に倚り水稍深く、五、六尺より二十餘尺に至る。外港は北に坐し、南に向ひ、洋浦が存する(小商埠十餘軒)。其の西岸の半島は伸出すること約八里で、尖端に燈臺があつたが、今日は已に廢されてゐる。内外港は均しく埠頭なく、只面積は甚だ廣く、航海事業は前に發達したと稱せらる。沙多く、水甚だ深からざるが、四、五百噸の汽船は出入し得べく、若し能く若干淺濶するに於ては、自ら西部の良港たるを失はず、二江の來り注ぐものがあり、淡水も亦缺乏の處がない。且本港の位置は直に北海と

相望み、將來欲鐵道が築成せらるれば、本島と大陸西部との聯絡は當さに此港を以て最も便とすべく、本港の内外に對する地位は均しく相當の價值があるが、未だ輕忽には之を視ることは出来ぬ。

十六 新 盈 港

新盈港は又臨高港と名付け、縣治の西約四十五里に在り、儋臨兩屬分界の處とし、東岸は臨高に屬し、新盈、新興、安全、頭嘴、各鄉市があり、兩岸は儋縣に屬し、頓積、光村の兩市がある。港身は南に坐し、北に向ひ、長さ約十里、幅約二十里とし、港内には積沙が多く、最深處は約四十尺で、次は約二十尺あるが、岸邊は約二、三尺に止り、汽船は寄泊し得ず、僅かに漁船及帆船の往來碇泊するのみである。港中には沙洲一幅あり、名付けて將軍印と曰ふ。東西横截し、長さ約數里、幅一里半とし、潮漲れば隠れ、潮退けば現はる。港後の東西兩岸には文科水、榕橋江が注入し、皆舟楫を通ずる能はず、本港の航路は四あり、一は海口、舖前線とし、一は新興、海頭線とし、一は北海、安舖線とし、一は陽江、江門線とし、通行の船隻は皆一千數百擔の舊式帆船があり、間々運鹽の汽船が此處を経過する。但し客貨を載せず、暫時寄泊して直に去る。現在該港は臨屬中最も發達し、毎年の出入貨物は約五十萬元を算する。

十七 紅 牌 港

紅牌港は又石牌港と名付け、臨高縣治の東北約三里に在り、馬鼻港と相隣る。港身は南に坐し、北に向ひ、長さ約十五里、廣さ約五、六里で、狭き處は約三里、最も狭き處は一里で、水深は六尺より五十尺に至る。本港は商店なく、僅かに居民數十軒あり、皆耕田、製鹽、打石等を業とし、鹽は僅かに内地に販運し、石は多く海口、舖前、清瀾各港に輸

出し、現在海口建屋の石磚は皆東港及馬鼻港より仕出してゐる。本港には航路なく、即ち運石船を除くの外絶えて商船の往來なく、清時曾て砲臺二座を築造したが、今日は俱に崩壞し、舊砲も亦喪失された。

十八 馬 鼻 港

本港は臨高縣治の東北約四十里に在り、紅牌港を距る約三里で、港身は南に坐し、北に向ひ、長さ約十五里、幅約十里とし、水深は常に二十尺内外で、一、二千噸の汽船は入港し得べく、港の東岸に舊馬鼻市が在る。前には居民百餘戸、商店二十餘軒あり、商業日に發達を來し、海口、新興、北海、赤坎、陽江各埠の帆船も亦多い。民國十二年來雷州臨高は夥しく匪徒の焚劫に遭ひ、市場は既に荒丘と化し、現に舊市を離る約四里の豪社村に別に一新市を立てたが、從來の船舶は極めて少く、清代曾て砲臺二座を築いたが皆崩壞し、最近僑商の組織した農業公司は本港の附近に大規模の植麻事業を經營し、去年香港より巨大の農具機械を購入し、汽船に依り運入し港に於て積卸した。而して海口、海防間の汽船は颶風に遭ふときは亦往て入港避難する。

十九 龍 峴 港

龍峴港は臨高縣治の西北四十里に在り、港身は東南に坐し西北に向ひ、兩岸は甚だ堅固で、颶風を避くるに堪へ、港長は約一里、幅は約六百尺とし、港内には積沙多く、水深は二、三尺より八、九尺に至る。港外は略淺く、港尾に水溝があり、深く入ること四、五里に鹽田多く、居民は四百餘軒で、載重約千擔の帆船十餘隻あり、新興港、北海、陽江各埠を往來し、魚鹽を以て輸出品としてゐる。

二十 博 補 港

博補港は臨高縣治の北約三十里に在り、文瀾水の下流に在り、港身は南に坐し、北に向ひ、長幅共約二里で、水深は二、三尺より十餘尺に至る。港内には積沙多く、太帆船は入港する能はず、近岸には郷市なく、船舶の此に到るものは極めて少きが、少數密航船が時に至ることがある。

二十一 玉 泡 港

玉泡港は花場港の西、澄邁縣治の北八十里に在り、橋頭市を距る約四、五里、港幅は約二里許で、水深は六、七尺より十餘尺に至る。現在の航路は僅かに海口に通じ、往來の船舶載重約五、六十擔のもの六、七隻ある。

二十二 花 場 港

花場港は東水、玉泡兩港の間に在り、澄邁縣治を距る五十餘里、雷川半島の徐聞と相對し、内外兩港に分れ、外港は幅約三里、水深一丈、或は二、三丈あり、數噸の汽船を碇泊し得べく、内港は幅約一里、長さ約四、五里で、水深三、四尺より十餘尺に至る。潮落るときは船隻の出入頗る不便で、航路は僅かに海口に通じ、載量數十擔の帆船四、五隻ある。

二十三 東 水 港

東水港は澄邁縣治の北約七十里に在り、西は花場港に至る約五里で、港面は北に向ひ、前は大海に臨み、港門は約一里、港身は約三里許で、灣内狭き處は百餘丈、廣き處は約一里許、水深は五、六尺より十餘尺に至る。通航路は一は海口線とし、二は臨高線とし、三は雷州線とし、帆船約十餘隻で、載量は均しく百擔内外である。

第五項 水 利

本島の農田は多く高原に屬し、水利未だ開けず、旱災時々生じ、收穫の豐歉は全く天時に依つて等差がある。全島より論ぜば萬寧の水利は最も良く、陵水、樂會は之に次ぎ、定安、澄邁、瓊山又之に次ぐ。其餘各縣は多く旱魃に苦しむ、蓋し本島は五指山の各河流を環り、大抵は近岸の林木未だ培養を加へざるに因り、暴雨急湍に遇へば砂石崩落し、河中に流入し、以て水量日に減退し、天久しく雨降らざれば旱魃し、雨多ければ氾濫するが、萬寧の河流は稍密で、迭に前人の疏通を經、水を引いて灌漑したので、尙ほ便利と爲し、旱潦の患亦稍少く、陵水は黎區の水利を以て作とし、多くは河邊に竹管水輪を架し、俗に所謂「天車」を造り、自然の水力を利用し、水を拖り灌漑する。樂會の郷間では多く數十畝田を合し、高處に一井を掘り、水車を其の中に置き、二、三人で之を踏み、水を引き上に送る。陵水の車區は亦多く此法に依り、田畝を灌漑し、定安、澄邁、瓊山及萬寧の第四區の溪河に近き處では亦陵水、黎區の水力利用法に依り天車を設け汲取る。唯水位は大抵高さ數丈に揚げ、且河面は廣闊であり、之を揚水し、每一車を設置する費用は千數百元を要する。故に數村農民の財力を合する非ずんば施設することは出来ぬ、其の他各地では多く岸斗(船水)翻車を用ひて水を取るが、水源缺乏の爲に供給少く、而して一般農民は又往々懶惰で天に任せて食し、將來海南の農業を開發せんとせば水利の一事は誠に重大問題である。發動機を設備するものが只黎區中に限るは層層の高山が中部に在る爲である。

第六節 主要市鎮

四二

所謂主要の市鎮は各縣に就いて標準を取り、全島を以て論せず、感恩、北黎の如きは、尙ほ文昌島の一小市に比し遜色がある。只感恩は主要市鎮であるが故に之を列する。其の現状は甚だ衰落するも、將來繁榮の望あるものは間々之を附説する。

第一項 海口市

海口市は瓊山縣の北海口港の濱、南渡江口の西岸に在り、陸運には車路の各縣に聯貫するものがあり、海航には香港、廣州、北海、暹羅、安南、新嘉坡等の定期汽船の往來するものがあり、海陸の交通は本島の重要地位を占め、輸出入貨物は大半茲に集散し、海南第一の繁榮市場である。咸豐八年開港以來瓊山縣の管轄に歸し、清末會て海港商埠警察局を設け、民國十五年十二月に追ひ始めて改めて獨立市を置き、海口市政廳を設け、近年馬路(大)を開闢し、舖屋を改建し、氣象一新し、全市の面積は約二十六方里で、三警察區に劃し、凡そ三十餘街に商店六百餘軒あり、商務は第一、二兩區を以て盛とし、而して中山路、北門路、四牌樓、新興街、得勝沙等の處を最も繁榮と爲し、第三區は多くは村莊に屬し、人口は約四萬五千餘あり、居留外人は男女共に四十餘名を占め、主要の工商業は反物、洋雜貨、製靴、椰殼の彫刻、米穀、棉絲、海産物、九八行(兩秤)、香港莊(土貨運)五金行、紙料、牛豚輸出及爲替業等を營む者多く、其の他書信業も亦漸く盛である。貿易品中の主要なものは牛豚家禽の輸入、鶏卵、牛皮、檳榔、芝麻、赤糖、瓜子(西瓜)、藤、鹽等とし、輸入品には洋布、石油、米、白糖、車糖、麵類、化學品等の貿易總額は近年千數百萬元に達する。輸入は輸出を超過し、



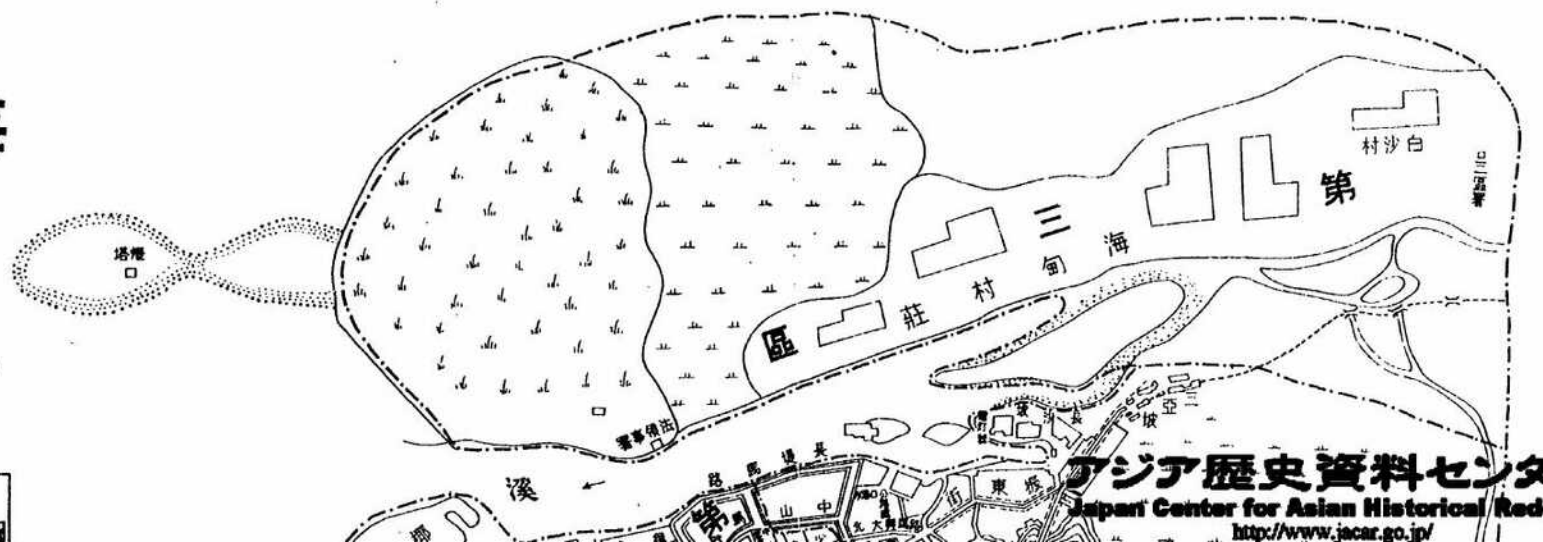
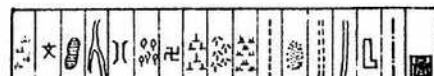


海口市區全圖

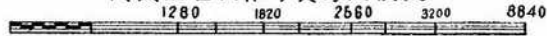
比例尺每英寸作六尺四英寸

1280 1920 2560 3200 8840

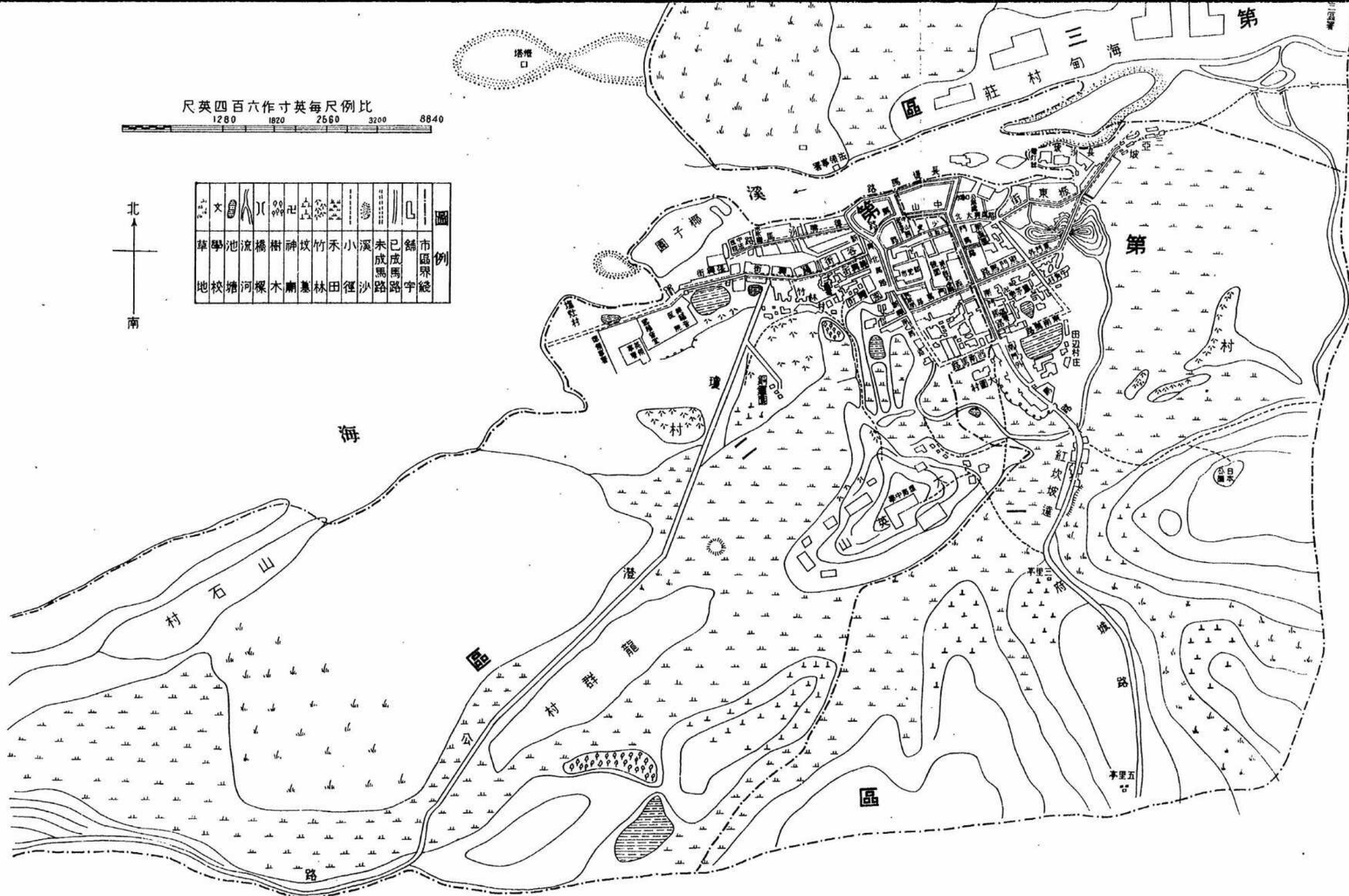
北



尺英四百六作寸英每尺例比



文	草	池	流	橋	樹	神	墳	竹	禾	小	溪	未	已	錫	市
草	池	流	橋	樹	神	墳	竹	禾	小	溪	未	已	錫	市	區
地	校	塘	河	樑	木	廟	墓	林	田	徑	沙	路	路	字	界



裏面白紙

連年の捐税は益々増加した。工産の輸出は逐年減少の勢を示し、左に各商行の營業狀況を見るに、全市の商店數は四百四十八軒で、一箇年の營業總額は三千九百七十八萬餘元に達する。而して營業數の最も多きは反物、洋雜貨業の八十軒とし、其他米穀業の四十軒、洋絲布、海產物業、藥劑店、爲糶業の各二十四軒之に次ぎ、土布竹材行、五金行、九八行の各二十軒等を主とし、營業額は爲糶業の一千萬元を首とし、米穀業の六百萬元、反物、洋雜貨業の五百萬元、洋絲、海產物業の三百萬元、九八行の二百五十萬元、香港莊の二百萬元等之に次ぐのである。

第二項 瓊山縣

瓊山市鎮は縣城、列樓、龍橋、大林、永興、東山、郡邑、塔市、演豐、嶼山、龍塘、雲龍、三江、道崇、嶺脚、舊洲、龍發、甲子、潭文、鍾瑞、文嶺、大坡、會文、新興、屯昌等二十餘處あり、其の中縣城、列樓、舊洲、屯昌四市を較繁盛とし、之を左に分述する。

(一) 縣城市 本市は海口市を距る公路僅かに七里で、瓊山縣治及舊瓊州府治が在る。清代には商務繁盛であつたが、漸次海口に移り、縣城は日に衰落した。全市街道は五十三、住戸一千六百餘軒、商店百七十餘軒とし、製靴を以て最盛とし、約全店の三分の一を含み、次は米糶、車衣、反物、書籍、器具等の業とし、資本最大のものも一萬元に及ばざるが、一、二千元のものも亦少く、多數は四、五百元或は百餘元とし、其の貨物の内地に販運するものは粗布、製靴を大宗とし、製造烟草は之に次ぎ、輸入貨物は皮、米、護模を多しとする。

(二) 列樓市 本市は縣の北、海口の西に在り、街道三、商店三十餘軒、住戸百五十餘軒、人口六百餘人あり、貨物の輸出は牛、豚、芝麻、糖、豆、油を多しとし、輸入は石油、洋絲布、反物、鹽を多しとし、毎年の貿易額は約十餘萬元

である。

(三) 屯昌市 本市は縣南に在り、街道六、商店四十餘軒、居民百七十七戸、人口八百八十餘人とし、毎年の輸出は生豚、赤米、椰玉、蟲絲、家鴨卵等約四萬餘元あり、輸入は石油、京粉、土布、燐寸、黃豆、鹽等約六萬元である。

(四) 舊州市 本市は縣の中部に在り、南渡江の濱に位し、公路未通以前に在つては海口蓋積間、水運の要衝に當り、近頃は漸く衰落を呈し、全市は街道三、商店三十二軒、居民四百六十三戸、人口七百八十五人あり、輸出品は糖、米、竹器、諸芋多く約二萬四千元とし、輸入は反物、京粉、乾菜、石油、食鹽多く約二萬七千五百元である。

第三項 文昌縣

文昌市鎮は舖前、林橋、東坡、錦山、羅豆、溪尾、胡山、蕪羅、鳳尾、鵝家坡、翁田、龍馬、再新、大昌、公坡、水北、大路、中心、潭牛、新橋、南陽、高隆、便民、頭苑、東閣、拘芳、昌泗、文教、龍樓、東郊、陳家、邁號、冠南、白延新等三十餘處あり、市街の多數は馬路を開闢し、並に公路に聯絡し、商務發達し、各縣に冠たるも、輸出品は甚だ少く、蕪羅(鳳梨)、椰子等を除くの外各市商品は概多くは輸入に屬する。茲に繁盛の數市を分述する。

(一) 便民市 本市には街道二あり、馬路を開闢してより商店三百二十二軒あり、已に多數洋樓に改築し、文昌縣治は即ち茲に設く。水運は文昌江より直に清湖港に達する。陸運は車路四通八達し、交通極めて便利と稱せられ、毎年の輸入は反物五十餘萬元、鹹魚、四十餘萬元、米穀三十餘萬元、海産物、乾菜二十餘萬元、其の他約數十萬元とし、輸出品は僅かに椰子の一種で約百萬額、價額三萬餘元とし、文昌橋には商人特に多く、毎年南洋各港よりの爲替送金は約數百萬元に達する。故に爲替取扱業は極めて發達し、總計四十餘軒の多きを占め、嘉積と相等しい。

(二) 陳家、清湖市 陳家市は縣治の東南二十里に在り、船舶、自動車は共に直達すべく、市街廣闊で舖戸百餘軒ある。往時は司官守備を設け、城垣を築いてゐる。清湖市は陳家を距る二里で、港の右岸に在り、碼頭市と相對し、石堤十餘丈海中に伸入し、稍下れば新埋立地に倉庫がある。商店は四、五軒、咖啡館數軒ある。此外に清湖海關、地稅館、清湖商會、清湖團局、清湖鹽務稅處、鹽務分卡(分)、三亞場分廠、航政分卡、砲臺經費處等の各機關局所がある。附近の住戸亦只三、五軒あるのみ、舊時商務は全く碼頭市に在り、近頃は漸く清湖に移り、五、六、七、八月の間に當り、各港の帆船は雲集し、船到るときは苦力數十人あり、石堤の荷役、貨物の賣買を待ち船に就いて市場を爲し、輸入品は木材、鹹魚、牛骨等を大宗とし、年約七十萬元あり、輸出品には椰子、椰子油、椰布、海菜等年約一萬元ある。

(三) 白延、邁號市 白延は邁號と相距る甚だ近く、均しく縣南繁盛の市場である。白延には街道二、舖戸百三十八軒あり、邁號には街道三、舖戸約三百軒ある。兩市は均しく馬路廣闊で商店は整齊であり、白延の年輸入は、米、鹽、魚、反物等約三十五萬元あり、輸出は餅乾約三萬餘元、刻烟草二萬餘元、椰油五千元あり、邁號の年輸入は反物、蠶絲、糖、油、乾菜、紙料等約五十萬元あり、輸出は椰子、波羅、薯類約數千元である。

(四) 文教、舖前、波羅市 文教市は縣東に在り、街道三、舖戸約三百軒あり、輸入は反物を大宗とし、約二十萬元、鹹魚、木料、石油、煙草、紙料、藥料、磁器等は十五萬餘元である。舖前市は縣北に在り、港の濱に位し、港北の村と相對し、街道は二、商店は百八十二軒、居民は二百十九戸あり、輸入は木材、鹹魚、反物約三十餘萬元あり、波羅市は縣中に在り、舖戸約三百軒で、輸出は波羅薯約二十萬元である。

第四項 瓊 東 縣

四六

瓊東市鎮は嘉積、福田、長坡、大路、烟塘、縣城、里文、磨蘭、山竹、潭門等の處があり、嘉積は最も繁盛であり、福田、大路は之に次ぎ、福田は食鹽最も多く、大路は豆油最も盛である。前に嘉積の情況を記述する。

嘉積市 東路商業の中心で、本島第二市場であり、萬泉河の北岸に位し、車路で上は瓊文に通じ、下は萬陵に達し、水陸共に交通均しく便と稱し、全市の面積は約十万里とし、街道は十三で舖戶七百九十七軒、商民約四千五百餘人あり、貨物の輸出は、檳榔、椰子、木材、牛豚、紅藤、蜜糖等を大宗とし、約四十萬餘元あり、輸入は洋絲布、石油、反物、雜貨、紙料、爆竹、陶器等最も多く、約百餘萬元を占め、貿易總額は百五十萬元内外あり、市に錢莊なく、毎年南洋よりの送金は信局の手に依り取扱ひ、其の額百餘萬元に達する。主要の營業は多くは反物、洋貨、石油、鹹魚、米等に屬し、商務は鐵錫行、太平坊兩街を以て最も繁盛とし、隔日に開市し、頗る雜沓を極めてゐる。現在馬路の開闢に著手し、商店を改建した。公路未通前に在つては毎市早朝に龍溪、船埠、文曲、石壁等の處より入港の小帆船は貨客を満載して埠頭に雲集し、毎四日を隔て本市と海口との間に貨客は一往來したが、車路開通後は已むんだのである。

第五項 樂 會 縣

樂會鎮市はト鰲、縣城、中原、陽江、龍江、椰寨、文市等七處あり、其中ト鰲を以て大とする。

(一) ト鰲市 同市はト鰲港の北岸、萬泉、龍溪兩河の下流に位し、東路一帯の水運要道扼し、榮會の全屬、瓊東縣の南、萬寧縣の北及定安の西南隅等の出入港貨物は此の地を經由する。輸出品は蜜香、檳榔、紅白藤、益智(藥草)、

木材、生豚、蜜糖を大宗とし、輸入は鹹魚、生鹽、陶器、紙料を大宗とし、貿易總額は約百萬元以上で、輸入は輸出を超え毎年三、四、五、六、七月等の盛期は時に本島各港及江門、澳門の帆船七、八十隻は此地に聚集し、全市の舖戶は二百餘軒ある。

第六項 定 安 縣

定安市鎮は定陽、巡厓、仙溝、平和、龍洲、雷鳴、永豐、富文、龍門、黃竹、居丁、思河、嶺口、龍塘、南岡、吉安、楓木、嶺門、荔枝塘、島坡、石壁、文曲等二十餘處あり、茲に特に定陽、巡厓、嶺門、龍門四市の情況を分述する。

(一) 定陽市 定陽は北は建江を枕にし、公路四達し、定安縣治が在る。商店百餘軒、住民三百餘戸で、商務は未だ發達せずと雖も、定安は一等市場と稱すべく、二日に一小市、四日に一大市を開き、貨物の輸出は米、生豚、鶏、家鴨を多しとし、輸入は食鹽、石油を首とし、反物、木料等之に次ぎ、最近馬路を開闢し、店舖を改建し、氣象は之が爲に一變した。

(二) 巡厓市 巡厓は縣治の東北二十里、南渡江の濱に在り、定期帆船は海口に往來し、定陽及嘉積一帯百貨出入港の要衝に當り、毎開市期に貨物雲集し、全市に舖戶二十餘軒あり、市民は多く倉入荷役等の業を爲すもの、外に他の商店なく各地の車路が海口に開通して以來日に衰落に赴いた。

(三) 嶺門市 嶺門は縣治を距る西南百八十里、黎境交通の要衝を扼し、舖戶餘七十軒あり、主要商品は石油、反物等、土産品であり、黎嶺の山貨が最も多い。農産品には米、檳榔、蛋、生絲、山瑞、竹筍、牛、羊、豚、馬、鶏、家鴨、木材等がある。黎嶺山貨の輸出は多くは縣南の船埠よりト鰲港に轉運したが、今日は車路が通じ形勢頗る變じ、本市の地

四七

位は益々重要と爲り、常に黎境貨物輸出の中心たるのみでない。

(四) 龍門市 縣の中部に在り、縣城を距る七十里で、舖戶約七、八十軒あり、嶺門、龍塘、嶺口及縣南各團に對する必要の經路である。車路は瓊東の嘉積市、瓊山の甲子、文昌の蓬萊市と互に相交通すべく、定安の中心市鎮とし、臨江に開市し、市に集る者甚だ多く、頗る雜沓を極め、輸入重要品は鹽、反物等とし、土產出品には米、豚、牛、鶏、家鴨等がある。

第七項 萬寧縣

萬寧市鎮は分界、龍溪、和樂、后安、縣城、興隆等數處あり、茲に較繁盛の縣城、和樂、分界三市を分述する。

(一) 縣城市 本市は瓊樂と陵崖陸路と交通の要衝に當り、縣南一帶及興隆以內黎峒の貨物が集散する所である。萬寧は第一繁盛の市場であり、輸出は生豚、生牛、養香、檳榔、椰子、木材を大宗とし、益智、草仁、紅藤、小海老、蠶絲等之に次ぐ。輸入は反物、烟葉、燒物類、乾菜、藥材、紙料、爆竹、其の他各種雜貨等で、貿易總額は約百萬元内外とし、輸入は輸出を超過し、商務尙ほ發達すと稱し、上に新興公路、下に萬嶺公路があり、交通便利で商業の發展は頗る前途の希望がある。

又縣城西門外に牛坡一處あり、毎に四、八等の日の開市に當れば亦頗る雜沓し、生牛、生豚は主要商品とし、紅藤、竹片、缸瓦、雜貨、鹽、米、鶏、家鴨、椰子、檳榔、家財、農具等の交易も少からず、毎市の交易額は約三千餘元である。

(二) 和樂市 和樂は縣治の東北三十里に在り、東濱の港北港は街衢二で、舖戶約二百軒あり、附近の人口は稠密で、田畝廣潤、居民は耕田或は捕魚を業とし、輸出品は、米、魚を大宗とし、嘉積分界等の市に販運し、商店の營業は反物、

雜貨、藥材、煙草等を主とし、輸入も亦此種貨物が多く、日常の賣買は皆魚蝦、蔬菜に屬し、食鹽は最も販路廣く、貿易總額は約五十萬元内外あり、萬寧の第二市場と爲り、龍興公路は市中を經過し、近頃商店を改建し、馬路を開建し己に氣象一新してゐる。

(三) 分界市 分界は萬樂の交に在り、市は嘉積を離る五十里、龍溪溪に接近し、萬寧第四區及樂會縣南部一帶の產物及日用品は均しく本市に在つて交易する。舖戶約二百軒あり、従前商業は頗る盛であつたが、共匪の蹂躪に遭ふてより市場は破壊され、尙ほ未だ恢復しない。

第八項 陵水縣

陵水市鎮は、新村、多華、北關、寶舉、萬陵、寶寧の六處ある。茲に其の中最繁盛の北關、新村の二市場を略述する。

(一) 北關市 北關は縣城外に在り、陵水港の北岸に位し、縣屬商業の中心で、前に本島第三市場と稱し、舖戶三百餘軒あり、商人は文昌、樂會兩縣籍の者多數を占め、萬寧、瓊東、瓊山、順德等之に次ぐ、陵水は米を産し、毎年の輸出は約五萬餘擔とし、次は木料、鹹魚、牛皮、白皮、白藤、椰子乾、家鴨蛋等とし、均しく帆船に依り新嘉坡、江門、澳門、海口、文昌、嘉積等に發賣する。輸入品は石油、反物、紙料、爆竹、燐寸を大宗とし、亦帆船に依り、廣州、海口、嘉積、江門、澳門等の諸港より運搬する。貿易總額は約百萬元内外である。共匪の亂後市場は蕭條、數年に非れば原狀に恢復し難い。

(二) 新村市 新村は縣治を距る三十里、新村港の濱に位し、陵水主要の商港である。貨物の輸出は魚、鹽、木材を以

て大宗とし、豚牛之に次ぐ。江門、澳門、北港、文昌、樂會の漁船及運鹽船は時に此に來集し、市は縣城に近きも、日常の賣買は皆盛旺でない。

第九項 澄邁縣

澄邁の市鎮は豐盈、老城、白蓮、橋頭、花場、福山、安仁、美亭、金江、大雲、長安、瑞溪、新興、加樂、石浮、西昌、海軍、福來、中興、岑崙、和安等二十餘處ある。舖戶は五、六十軒乃至一二百軒ある。營業は皆甚だ發達せず、茲に稍繁盛の金江、瑞溪兩市に就いて記述する。

(一) 金江市 金江は新安江の北岸に位し、小坡を環流し、形勢は盆の如く、澄邁縣治は茲に遷移した。全市の面積は約一方里で、舖戶四百餘軒、居民約二千人ある。輸出品は生豚、米穀、家鴨蛋を大宗とし、輸入品は反物、洋絲布、石油、黃豆を大宗とし、公路未通前に在つては儋州兩屬南部の輸出貨物は多くは南渡江より此處を經過したが、今日は半ば車路に依り運販する。

(二) 瑞溪市 瑞溪は縣の東、新安江の南に在る。舖戶五百餘軒あり、商務は金江に比し稍盛である。貨物の輸出は米穀、檳榔、糖條、乾薯、落花生、豚、牛、羊を多しとし、輸入は金江と略同じである。

第十項 臨高縣

臨高市場は縣城、新興、水邱、東英、波連、美寮、多文、龍波、加來、和合、南豐等十餘處ある。茲に其の中の新興、龍波、和合、南豐等の市に就いて之を記述する。

(一) 新興市 新興は臨高の一等市場である。縣治の西四十五里で、新盈、安全兩港と相連り、新臨公路と縣城と相通じ、周圍約三里、街は六で、居民二百五十七戶、商店百七十軒、人口一千五百二十二人あり、商店の資本額は多きも五、六千元に過ぎぬ。貨物の輸出は魚を大宗とし(新盈、新興、安全、三港の毎年の出魚は二百餘萬斤、約三十一萬元で内地に仕向くる)鹽、生豚、海産物、藤、竹之に次ぐ。輸入品には反物、棉絲、雜貨、銅鐵、器具、麻繩、燒物類、紙料、木材、石油、草包の類があり、其の價額二十餘萬元で、貿易總額一箇年約五十萬元に達する。營業狀況は本縣に在つては尙ほ旺盛を極め、毎年七、八月間は最も金融逼迫の時期で、漁船出港の爲に、其の需要最も多い。本市の居民は捕魚の外に商人以外は擔夫であり、耕作を業とする者は極めて少い。

(二) 和合市 和合は臨高の第二市場である。縣治の南九十里に在り、和合、邦和の二公路は此を以て終點とし、縣南及黎南の出路で、周圍約一里あり、市街は甚しく不潔ではない。洋樓數軒あり、居民百五十軒、商店十餘軒、人口八百六十六人あり、商店の資本額は最大のもの約三千元である。貨物の輸出は米穀、牛豚、豆油を大宗とし、牛皮、家鴨蛋、赤糖等之に次ぎ、輸入は多く反物、魚鹽、銅鐵、燒物、石油、藥材、棉絲、棉花、紙料、木材、雜貨の類で、毎年の貿易總額は約十餘萬元とし、市内に高等小學校一箇及米國教會設立の福音堂一軒、和東和合二團局が設けてある。

(三) 龍坡市 龍坡は縣治の東南六十里に在り、東は澄邁と相接し、周圍約一里あり、居民百軒、商店十餘軒、人口三百餘軒ある。本市の商業は多く積荷を營み、其の地は臨澄交通の要道に當る。凡そ臨高の出産貨物は澄、瓊、定各處に販運するものは多く此地を經過する故に、行商甚だ多く、隔日に一市を開き、頗る旺盛で、土人は第二の臨高縣と稱してゐる。毎年本市を經由して輸出する魚は約七十五萬斤、價額十萬元、鹽は約五十萬斤、價額一萬三千餘元、牛は約一千五百頭、價額六萬元、豚は約一千二百頭、價額三萬元、家鴨蛋は約一千五百擔、價額一萬二千元、竹は約六百車、

價額四千二百元、穀類は約六百車、價額一萬元、合計二十餘萬元とし、輸入貨物は反物、銅鐵、紙料、燒物類、石油、棉絲、木材、雜貨等で約二萬元とし、居民は多く小販を業とし、亦間々農を業する者がある。

(四) 南豐市 南豐は縣の西南隅に在り、僑縣の那大市を距る三十里に在り、周圍約二里あり、百年前は純ら黎苗棲息の地であつたが、今日は漢黎苗三族の公共市場である。前清には茲に撫黎局を設け、黎の十兩を總轄した。民國も此制に依り、十一年に至り始めて之を廢止した。街道は舊式であるが、但し甚だ清潔で整齊してゐる。居民は二百九戸、人口一千百九十餘人で、皆數十年前惠潮梅各地より移入したものに係り、風俗語言は毫も變りはない。小商店二十五軒、手工店十軒あり、資本額は最も多きものは約四千元とし、隔日に一市を開き、商業は甚だ發達せざるも、苗黎雜處し、頗る雜沓を極め、貨物の輸出は牛豚、獸皮、米穀、烏豆、豆油を大宗とし、芝麻、煙草、藤、家鴨蛋等之に次ぐ。其の他、木材、箱乾草、龍眼、金銀(米)、薯(薯)等が少くない。其の價額は約七萬餘元である。輸入は多く反物、魚鹽、銅鐵、燒物類、石油、紙料、藥材、古着、棉花、棉絲、雜貨等で約六萬元とし、市内には米國人設立の福音堂一箇及高等小學校二校ある。

第十一項 僑 縣

僑縣市場は新英、海頭、白馬、光村、洛基、和慶、大成、木葉、大星、南辰、那大、長坡、王五、縣城等十餘處ある。茲に其の中較繁盛の新英、那大、海頭等を分説する。

(一) 新英市 新英は僑縣最盛の市場である。縣治を距る約十里、交通便利で、新英港の東岸に位し、新昌江は其の前に流れ、北門江は其の背を繞る。新南公路は此より端を發してゐる。借むべきことは港内水淺く沙多く、汽船深く入る

を得ず。輸出には紅魚、瓜子、糖、綠豆、錫、蕨、羌、牛皮、牛骨、生豚等があり、輸入には反物、雜貨、銅鐵、器具、燒物、木材、紙料、麻、船繩、石油、桐油、藥材、食糧品、飲料等があり、其の價額は九十餘萬元であり、輸入は約同額である。

全市の居民は一千八十三戸、商店二百八十五軒、人口八百九十六人ある。營業は頗る盛であるが、市政は腐敗し街道は不潔であり、市内には高等小學一校、初等小學三校ある。瓊海關儋州總局は又茲に設けられてゐる。又新英港には捕魚船八十隻あり、毎年八、九月の間は港内に回航して修理する。此時期には經費を要すること最も多く、金融は逼迫する。

(二) 那大市 那大は縣治を距る東南約百二十里、北門江の上流に在り、那和公路を通し、僑縣東南の要市である。商店八十七軒、居民五百十三軒あり、輸出品は米穀、牛豚を大宗とし、毎年約十萬元とし、豆油、赤糖、烏豆、家鴨蛋等之に次ぎ約七萬元とし、山貨には藤皮、椰玉、鹿茸の類があり約五萬元とし、合計二十二萬餘元に達する。輸入には反物、雜貨、銅鐵、器具、石油、麵粉、魚、鹽、藥材、煙草等の貨物があり、年價額二十餘萬元とし、附近の地區には平野多く、土壌は鬆黑で、舉植に適し、橋輿、橋立、新濟、萬隆、永生等の舉植公司是皆茲に在つて農林事業を經營する。市内には米國人設立の福音堂一箇ある。

(三) 海頭市 海頭は縣治を距る西南百十二里、昌江と交界し、海頭港の濱に在り、市街は一條で半島に達する。商店十餘軒、居民五百餘戸で、内に茅屋八十餘軒ある。此處は特立した一漁村で、別に新市に在り、貨物の輸出は瓜子を主とし、白藤、木材、獸皮、獸角等は之に次ぎ、其の價額は二萬餘元とし、輸入は船用品を除く外古着、雜貨、銅鐵、器具、燒物、紙料等があり、其の價額は約十餘萬元とし、新市は珠江の下流、海頭港内沙洲の上に在り、一水環繞し、周圍約六里とし、市は洲の東北端に在り、海頭港を距る約二里、居民百五十餘戸あり、商店は大抵零細の小販で、隔日に市を開く、黎人は多く山貨を捕へ、街に出で之を陳列販賣し、市況甚だ雜踏を極め、海産物の賣買は多數は船上で行は

れ、交易後は漁船より商船に移し、他處へ轉運する。空賣するものは海濱の沙灘に竝らべて之を販賣し、買人は甚だ多く、儂州港の海頭分卡在存する。

五四

第十二項 崖 縣

崖縣市鎮は藤橋、三亞、保平、臨高、港門、九所、望樓、黃流、鶯哥、縣城、佛羅等十餘處ある。茲に稍繁盛の藤橋、三亞、鶯哥三市を分述する。

(一) 藤橋市 藤橋は崖縣の交に當り、藤橋港の西北岸に在り、崖縣一等の市場である。崖縣東部の十二村黎嗣、陵水西南部及保平以内各黎嗣の貨物は皆此處を集散場所とする。江門、澳門、安舖及本島の一、二千擔の帆船も亦時に此處に集る。春夏の間漁業は旺盛であり、輸出品は木材、藤札、椰子、薏米(薏苡)、木耳、牛皮、米穀、鹹魚を大宗とし、赤糖、鹿皮、山甲、牛豚、椰玉、沈香等之に次ぐ。商場交易の盛衰は農産收穫の豊凶と比例を爲し、本地方人は外出商を營む者は極めて少く、農産を除くの外別に入る所はないので、商店の取引極めて不振で大宗貨物の輸入がなく、全市大小商店は五十餘軒、住戸約二百軒あるが、近年數回共同に焚掠されて市況は凋落し、現在業に復する者は十餘軒で、僅かに茅屋のバラックを造つてゐる。藤橋附近には民家尙ほ少く、土地肥沃なるも荒原極めて廣く、樹膠、椰子、咖啡、桐、漆、麻等を種植し、何れも甚だ適種である。將來公路が築成せられ交通便利と爲れば、實業を經營する者は必ず南部に趨くべく、藤橋は必ず那大、嘉積に繼いで興起し、海南有数の實業區と爲る。

(二) 三亞市 本市は三亞港の北岸に在り、崖縣重要市場の一であり、稍藤橋に譲り、沿港附近は多く漁鹽を産し、北港、陽江、安舖、文昌、樂會の漁船、鹽船は常に時々來集する。輸出品は魚鹽を大宗とし、木材、椰子、藤皮、龍眼、椰

玉、米穀等之に次ぎ、營業狀況は鹽魚を以て最盛とする。此二者は均しく一定の期節があり、時期を過ぐれば甚だ寂寥である。往昔商業は三亞街(三亞街は本市を距る十餘里)に在つたが、今日は漸く本市に移つた。市内の舖戶は四百餘軒で、附近の鹽場は七十箇、販運の鹽莊は十三軒あり、將來の港口は若し能く改良を加へ、汽船の停泊場所を造れば、前途殊に有望である。

(三) 鶯哥市 本市は崖縣の極西隅に在り、鶯哥海の濱に在り、沿岸は均しく盤石で、風浪甚大の爲に泊船は頗る危険である。出産は乾蝦を最も多しとし、且最も有名であり、均しく省城海口等に販運する。舖戶百餘軒、住民二千餘軒あるが、商店の資質は甚だ發達せず、只當地には税關軍警がないので密輸に便で、全く自由市場であり、利を好むの商民は之に趨くこと尙の如くである。

第十三項 昌 江 縣

昌江縣城の商業は衰落し、店舖は極めて少きが、只敦頭新街は稍繁盛であり、本街は縣の南に在り、敦頭港に密接し、昌感兩縣の出入門戸であり、且地は鹽區に當り、又黎嗣に連接する。其の輸出は鹽魚、木材を大宗とし、年に百萬元以上に達する。市街一條で商店は三十餘軒あり、賣品は反物、雜貨及日用品を最も多しとし、海關分卡、鹽務分卡、三亞分廠、鹽館、商會等は皆茲に設けられ、其餘昌江城及海尾港の如きは均しく藥材店一軒、雜貨店二軒あり、餘は皆零星の小店のみである。新昌、昌江兩港には僅かに二、三軒の小商店あるのみで、且市場はなく、毎十日或は半月脈を一回屠殺する。

感恩縣内は商業素と發達せず、市場には北黎、縣城、板橋の三處あり、北黎は縣の極北に位し、昌江、敦頭と僅かに一水を隔で、民國十二年前には昌感の鹽商より從來の商民は皆此地に集中し、鄧本股部に焚燬せられて以來、頰垣斷瓦と化し、滿目蕭條、一時尙ほ恢復し難く、縣城板橋の二市は俱に寥落し商業の言ふべきものがない。

第二章 氣候

第一節 氣候電報

本島は氣候觀測に於て從來未だ何等の設備がなく亦報告もない。狂風暴雨の急襲も一般人は其の由を識るもの稀である。海口市には無線電氣が設立されてゐるが、電機屢々壞れ、電報は通すること少く、且當時之を軍政機關の間で消息を通じたるに過ぎない。氣候電報に就いては未だ之を聞く所なく、民國十七年夏に及び、南區善後公署は電氣を大英山の後に移設し、整頓を加へたので、稍完備し、毎日正午或は午後一時に香港天文臺の通報を受け、沿海一帶の氣候及氣壓情況を始めて明瞭に知ることが出来た。測候及風候警報、豫報又は警報標號等の事に至つては、近頃既に瓊海關に於て之を施設した。

第二節 氣 溫

海南の地は熱帯に接し、氣候溫暖で、四時開花し、冬季雪なく、一歳を通して寒少く熱多く、一日の内に氣候屢々變し、晝は暖、夜は涼しく、青天は暖、陰雨は寒きが、東坡の所謂四時皆是れ夏、一雨秋を成すものである。水土は亦惡しきことなく、前に瘴霧の區と稱する黎山も、今日は清淑に歸してゐる。只南海の地は空氣稍濕を帯び、十二月より二月迄は氣温は降つて五十度に至り、毎年平均の最高温度は約九十一度、最低温度は約六十四・三度であり、全年平均温度は約七十七・五度である。是れ本島北部の氣温とする。南部に至つては未詳であるが、年來の測候に依れば、崖縣の毎年最高温度は九十度以上に昇ることは少く、最低温度は五十度以下に降ることなく、平均温度は約七十度であり、之を北部に比せば大體差なく、茲に瓊海關最近三年來の測候温度を表示すれば左記の如くである。(民國十五、六年度省略)

民國十七年海南温度表

月 別	最 高		最 低		每 月 平 均
	日 期	華 氏 度 數	日 期	華 氏 度 數	
一 月	八	八〇	三二	五三	六七・五
二 月	一〇	八〇	一三	五二	六六・五
三 月	七	九二	一〇	五八	六六
四 月	三〇	九六	四・五	六二	七五
五 月	一四、二三	九四	二・〇	六二	七九
六 月	二七	九四	一・五	七三	八三
七 月	三三	九六	一・六	七五	八三・五
八 月	四	九七	一・五	七五	八五・五

五七

九月	八、九、二	九三	二四、三〇	七三	八三
十月	六	八七	二六	六二	七四、五
十一月	七	八三	二八	五八	七〇、五
十二月	二四	七九	一七	六二	七〇、五
總平均	全年最高温度約九一度	全年最低温度約六四・三度	全年平均温度約七七・五度		

第三節 風 雨

海南の風雨は中部と瀬海とで異なる。瀬海の區は山少くして地勢は平らで、海洋の影響を受け、氣候は稍熱して風多く、中部は峻嶺多くして地勢高く、山岳の影響を受け、氣候は稍冷にして雨多く、其の風雨の季節は各地稍差異あり、要するに風は秋初に甚だ多く、雨は夏初及夏末に多い。之を略述すれば下記の如くである。

(一) 風 風候は四時不同であり、春は東風、夏は南風、秋は西風、冬は北風が多い。東南は風暖、西北は風涼であり、三、四月の間は只晝に南風あり、五月夜に入れば亦南風が多く、只夜を過ぐれば雨となり、三、四月の北風には雨多く、五月の北風には早多く、六月の北風には大雨に非れば颶風起き、颶風は四方の風を生じ、俗に之を颶風と稱する。麥秋(陰曆)以後(陽曆十月)前常にある。或は一年中に頻發し、或は累年に一度發する。土人の傳説に従へば、秋分になれば蒸露霜降共に生じ、秋分なければ寒露霜降共になく、故に諺に「一翁一婆一媒人」の説があり、土人は毎に鵲巢の技の上下に依つて之を下する。鵲は能く風を知り、十中九は當る。颶風の將さに起らんとするときは、其の期に先つこと一、二日に雲氣空に漫々として疾く飛び、或は海吼え水腥く、海鳥は驚飛し、虹を斷して水を飲むは亦其の徴である。其の發するに及ん

では暴雨之を挟んで横に衝き直に決し、撼發雷の如く、東北に起るものは必ず北より西し、西北に起るものは必ず北より東し、小なるは二、三日、大なるは七、八日、皆必ず南轉して後に息む、之を「回南」と云ひ、回南雨降らざれば必ず颶を作し、凡そ颶は必ず雨を挟み、偶々雨なくして颶起るものは之を「乾風」と云ひ、颶には必ず雷なく、故に俗に曰ふ、雷あれば颶を成さざるも、然し亦時に雷鳴あつて颶起れば大にして且久しく俗に之を「鐵颶」と云ふ。乾風は禾稼を害するも未だ屋廡を破るに至らず、鐵颶は其の鋭當るべからず、木を抜き、瓦を飛ばし、物損せざるはなく、其の颶風が他より發するものは之を「風尾」と云ひ、尾高くして柔、颶低くして暴である。此外に又暴風あり、龍興つて致す如きものは、土人之を「鼓龍風」と稱す、起れば塵埃野に編ねく、林葉空に飛び、其の勢更に颶より雄である。然し候ち止る。船人は最も之を忌む、陸上の者は患がない、是れ皆海南風候の異とすべきものである。瓊州府志に云ふ、海南八風皆あり、只東風多きのみと、之を瓊海關の最近三箇年觀測の結果に徴すれば頗る近似するものがある(表略)

(二) 雨 海南の雨量に就いては從來統計なく、瓊海關最近三箇年の實測に依れば、北部は毎年雨天で、其の間百四十七日内外で約五百五十九時間を占め、毎年の平均雨量は約八十四英吋とし、毎月の平均雨量は約七英吋である。雨量最も多きは八、九、十月であり、雨量最も少きは一、二、十一月、十二月である。此數月間に時々降雨を見ることがある。唯清朝霧霽常に霏々として絲の如く之が調節を爲し、其の最大雨量の月は一六・九四英吋、最少雨量の月は〇・二二英吋である。南部に至りては北部と或は差異がある。然れども測定機關がなく之を調査し得ないのである。瓊海關の測定に依れば北部に於ける全年合計降雨日時は民國十五年に一五七、七〇・一二二時、同十六年には一三三、四一七・五五時、同十七年には一五〇、五五八・〇〇時であり、毎月平均は同十五年には一三、五八・四八時、同十六年には約一一、三四・七九時、同十七年には約一三、四六・五〇時であり、全年の合計雨量は民國十五年には八六・八九時、

同十六年は六五・六九時、同十七年は九七・五三時であり、毎月平均は同十五年は七二・四時、同十六年は五・四七時、同十七年は八・一三時である。

次に民國十七年に於ける北部の氣壓表に依れば最高度数は最も多きは十二月二十一日の三〇・四二八であり、最も少きは五月の二九・九四八であり、最低度数は最も多きは十二月一日の三〇・〇七四であり、最も少きは七月十五日の二九・二八四である。

六〇

第四節 潮 汐

海南の潮汐は瓊州府志に云ふ、東南諸港は月の二十五、六日に潮は長く、一日に至り盛となり、三日後に漸く退き、十一、二日に又長く、十五日に至り盛となり、十八日後漸く退くと。又云ふ一日十五日前後潮大、上弦(七、八)下弦(三十二)前後潮小、冬至、夏至前後潮大、春秋二分前後潮小であり、夏至の潮は夜に大であり、冬至の潮は夜に大である。晴天に南を望めば吼え、陰天に北を望めば吼え、毎月潮汐なき日は二、三日に亘り、八、九月は潮勢獨り大で、九月は尤も甚しく又退かず、毎日潮あるが加く、其の潮汐に消長のあるは常であるが、毎日再び消長のあるは其の變である。西北諸港に至つては略不同があり、正月より七月迄及十二月は毎日二潮があり、八、九、十月は毎日四潮あり、只十二月は一、十四、二十五日は三潮ある。潮の漲落は四時亦差異があり、春は亥の刻に長く、己の刻に退き、夏は午の刻に長く、子の刻に退き、七、八月は未の刻に長く、丑の刻に退き、九月は申の刻に長く、寅の刻に退き、冬は亥の刻に長く、己の刻に退く。臨、儋は境を接し潮聲は獨り異り、臨高は潮長ければ西に流れ、退けば東に流れ、儋縣は潮長ければ東に流れ、退けば西に流る。又云ふ、海南の潮汐は東西流を異にし、毎に南岸の水は東に流れて長く、北岸の水は西に流れて消え、

東に流れて長く、南岸の水は西に流れて消え、其の分流の時期は、一説には半月潮長く西に流れ、海南は渡り易く、半月の潮回れば東に流れ、海北は渡り易く、土人毎に之を占つて渡を決する。一説には東流の日は僅かに二十四刻、西流は只九時とし、或は數日流れざるは蓋し伏流である。又一説には海水只消長あり、殊に東西の流なく、海南の潮は東西に分れて流るものは、蓋し海南と雷州半島の兩岸と相夾むが故に、水長ければ西流し、消すれば東流するのみである。(表者略)

第三章 人 民

海南は海外に孤懸し、中土を距る遼遠であり、昔時は水土氣惡しく、蟲蛇の居る所と看做され、漢晋の間、一再罷棄せられ、唐代に迨び乃ち復た版籍を置き、軍を移し屯戍した。而して謫宦罪囚の竄逐流配の跡であつた。唐より宋に至り其の間五百年、中土の人島中に流寓し、子孫蕃衍し、既に萬餘戸に達し、高雷對岸の民或は遠漁留居し、或は亂を避け南徙し、生民日に衆く、濱海の地編氓(民流)散布し、北部最も多く、其の先は此島を據有する苗、俚、佉諸族は遂に山間に退去し、狩獵生活を營まざるを得ざることとなり、五指山麓を環り、其の地數十里莽々たる荒野で、闕として人烟なく、其の中即ち黎族の居る所と爲つた。本島社會の構成は極めて複雑で、其の語言風習を驗して之を知ることを得、以下分類して其の情況を記述する。

第一節 戸 口

海南の戸籍は唐代に始まる。宋明清の世には亦戸口の編審に従事し、其の數世々増加し、之が原因に溯れば、一は屯戍落籍し、二は宦裔流寓し、三は亂を避け遷徙した。史乘載する所毎に内地の騷亂に遭ひ、島中の戸口之が爲に激増し

たが、就中亂を避けて來り居る者最も多きことを知るに足る。而して其の中黎、倭撫に就き、雜居を願ふ者も亦あり、民國十七年南區善後公署は全島の保甲を編製し、戸口を清查し、五指山中の黎、苗、倭、伎四族を除くの外、其の戸數三十七萬二千九百、人口數二百十九萬五千六百四十五に達した。茲に歷代人口の比較増加率を左に列擧し、併せて現代人口の分布狀況を表示することにする。

海南歷代人口數比較表

世	約
民國十七年	二,一九〇,〇〇〇
清世	二,一七〇,〇〇〇
明	四七〇,〇〇〇
元	一七〇,〇〇〇
宋	一〇〇,〇〇〇
唐	七〇,〇〇〇
唐以前	二〇,〇〇〇

海南民國十七年各縣市戶口數

縣市別	戶數	男	丁	女	口總數
瓊山縣	一八,三三八	一〇,七五九	一〇,七五九	一〇,七五九	二一,五一八
文昌縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
定安縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
澄邁縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
臨高縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
儋州縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
萬寧縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
昌江縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
江寧縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
樂會縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
感恩縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
瓊東縣	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八
總計	一〇,七五九	五,三七九	五,三七九	五,三七九	一〇,七五八

第一節 語言

海南漢族の語言は極めて繁複で、之を大別すれば六に分つてことを得。即ち瓊州語、儋州語、臨高語、客語、艇家語、海邊語とする。瓊山、文昌、澄邁、定安、瓊東、樂會、陵水、萬寧、感恩各縣人民の語言は之を瓊州語と謂ひ、就中縣別に依り少しく差あれど、大體は通すべく、略福建の漳泉音に似てゐる。儋州語は普通正音に似て居り、儋の王五、長

六四
 坡一帶及崖縣城、昌江城人民の習用するものは土人之を稱して官話と曰ひ、海邊語は儋縣沿海及感恩沿海居民の習用する所で、其の語は粵客三種音の混合して成るものである。臨高語は最も特別で、各語と全然異り、臨高縣北部人民が之を使用する。或は謂ふ種句語に似てゐると、客語即ち粵の東西北三江の客籍人民が家を移し來り、澄邁の大妻、儋縣の落居、海頭、那大、臨高の蘭洋、和舍、崖縣の三亞、定安の思河、水陵、萬寧交界の牛嶺等の地に散布してゐる。艇家語は即ち粵省語で、此音を操る者は多くは崖縣の三亞港、儋縣の海頭港、昌江の昌江港に聚居し、悉く清艇を業としてゐる。以上六種の語言中瓊州語を操る者が多い。其の異同を比較すれば下表の如くである。

海南語言比較表

語州	字注	字注	語別	
			音	物
Yi	一	Yág	□ Y	一
出喉字略之處在如音發近	之	Naw	子	二
San	△ ㄛ	Dah	カ Y	三
之而之略引聲如長尾	△	Dēē	カ	四
Wū	×	Ngōh	兀 ㄛ	五
Lū	カ ×	Lūg	カ Y	六
Tsēē	チ	Shēēk	尸	七
Ba	ク Y	Bōi	(去聲)	八
Gūw	◀ ㄝ	Gōw	◀ ㄝ	九
Shup	尸 Y	Dup	カ Y	十
Lōō	カ ×	Hēō	尸	耳
Mū	カ ×	Mūk	カ Y	目
Kōw	子 ㄝ	Shui	尸 X	口
Bē	ク	I'ē	女	鼻

語家艇		語客		語高臨	
字注	字注	字注	字注	字注	字注
母馬	母馬	母馬	母馬	母馬	母馬
Yū	□ ㄛ	Yit	一	In	一
Yāā	一	Ngeō	兀 一	Woon	× ㄛ
Sam	△ ㄛ	Sam	△ ㄛ	Dam	カ ㄛ
Sa	△ ㄛ	Si	△ 一	Dēē	カ 一
Ng	(上聲)	Ng	(上聲)	Ngā	兀 Y
Look	カ ×	Leuk	カ	Sook	△ ×
Clut	チ ㄛ	Tsēē	チ 一	Sit	△ 一
Bat	ク Y	Bat	ク Y	Boot	ク ×
Gōw	◀ ㄝ	Giu	◀ ㄝ	Gū	◀ ×
Shup	尸 Y	Shāēp	尸 一	Dūp	カ Y
Yi	一	Ngī	兀 一	Shar	尸 Y
Ngan	兀 ㄛ	Mook	カ ×	Dak	カ Y
Hōw	尸 ㄝ	Kōu	子 ㄝ	Duk	ク Y
Bā	ク	Pāā	女 一	Loung	カ ×

附 說

(一) 各種語言注音符母あり、或は羅馬字母あり、能く注する能はざるものは之を缺く
 (二) 注音符母入聲符號(◌)は乃ち之を重讀する音とする。蓋し廣東全省の方言入聲は均く輕重の別あり
 (三) 注音符母の傍らに線を加ふものは聲母の發出後口唇を閉口し其の餘音をして改めて鼻口より透出せしむ
 (四) 表内の各音能く對照して讀まば庶くは差誤なからん

去・聲 入 聲
上 聲 陽 平

四角均しく點なきものは陰平聲とす

第三節 民情風俗

海南人民の性格は大率樸野勁直であるが、其の地理的位置の影響する所に因つて、往々同じからざるものがある。瓊山、文昌、澄邁、瓊東、定安、樂會、萬寧、陵水等の如きは、其の地が島の東北に偏し大陸に接近するので、交通風氣の開通稍早く、其の民は冒險に富み進取に努め、南洋各島に其の足跡が多い。儋縣、臨高、文昌、感恩、崖縣等は地が島の西南に偏し、中土を離ること稍遠く、中に五指山を介し黎漢錯雜し、交通既に阻せられ、教育も亦遂に起さず、又之を大別して言へば、瓊山の民は樸動にして、遷徙を重んじ、澄邁の民は淳勁にして事を好み、文昌の民は冒險にして新を逐ひ、瓊東の民は樸遜にして土に安じ、樂會の民は野にして禮があり、臨高の民は儼拙にして粗野であり、儋縣の民は悍直にして儉約であり、崖縣の民は質樸にして恥を知り、昌江の民は勤樸にして悍狹であり、定安の民は敏吝にして詞説を喜び、萬寧の民は質野にして法を畏れ、陵水の民は敦樸にして分に安んじ、感恩の民は樸野にして争奪等が其の同異のある點である。

(一) 生活狀態 海南人民の生活狀態は地に因つて異り、其の居屋は二種に分つことを得。一は瓦屋であり、二は茅屋である。又城市と鄉村とに分れ、大約瓊州府城及各縣城市區は概ね瓦屋が多く、建築も亦甚だ軒廣く、屋式は廳堂窓戸の設備比較的雅適で、民國以來風氣の爲に漸次各縣城は毀壞せられ、馬路(大道)に改築し、屋宇は競つて西式を尙び、

文昌、瓊山、定安、瓊東等の縣城及海口、嘉積市は咸く煥然として觀を改め、既に昔日の比に非ず、其の鄉村間の居室は茅屋瓦屋互に用ひ、屋式亦城市に同じきが低小で、窓の少いもののみである。或は全く窓を設けないものがある。其の低きものは簷の高さ僅かに四、五尺で、戸は狭小であり、出入には必ず體を折る。屋中の陳列は簡粗で、貧者は棹椅も具へず、獨り大木板を以て之に代へ、各家に皆之を存する。蓋し坐臥兼用の爲である。即ち其の棹椅のない家では木板を地に据え圓座して食する。習慣は甚だ黎人に類する。其の炊事の場所は烟突がなく亦小溝もなく、終年汚濁し、炊烟は室に滿つ。春は暖、夏は熱く、人多くは庭中又は簷下に臥し、棉衣を用ひず、秋冬漸く寒くなれば火具を擁して暖を取り、竝に穀物を炙く、寝るに帳を掛けず、只牡荊葉或は香木を燃して蚊を薰す。大小便をするに一定の場處がなきも、早晚屋外僻靜の處を求めてし、屋の前後に園林草地のある處は即ち廁の存する所である。牛豚の糞は大門外或は屋後に設け、上に蓋をせず、下に装置もなく、糞は二、三尺も推積し、其の放牧の處は沿路草葉悉く汚され、雨期には最も甚しく、間々或は穢さへなきものがある。附近人家の周囲は汚穢は著しい。此外瓊山、定安の人家には門首に「天香」の二字を書し、竹席を掛け屏の如くにし、屋面には八卦を懸けてゐる。築屋には石、瓦又は泥を用ゐるが、瓊、澄、臨各地では大抵多くは雜石を用ひ、儋、文各地では石瓦を併用し、定安附城の屋牆は四圍に瓦を用ゐ、只牆は多く中が空で、多く更に木柱を用ひ、梁棟を承け、鄉村では泥を用ゐるものが多い、大抵海南の家屋は寢室及事務室を除くの外、特に厨舎、廁所を設けないのは、毫も此點に注意しない爲である。

(二) 飲食 海南は産茶の地に乏しくないが、住民は多く之を嗜まず。獨り多く酒を嗜む、酒には糯米、燒酒、双蒸の別がある。燒酒、双蒸は頗る廣く需要せらる。食物は米を大宗とし、薯芋、山薯、黎粟を副食とする。農家は多く粥を食し、毎食には必ず冷水を和してゐるが、此風は殆んど全島に普く氣候炎熱の爲である。其の衛生に害あるや否やは問

ふ所でない。近海居民は魚を主とし、山居の者は只蔬菜を取るが、其の種類は極めて少く、調理法も甚だ簡單である。臨高人は喜んで子豚及熟米を食し、熟米の製法は初收の穀を水に一夜浸したものを釜に入れて煮た上乾燥し、穀を去つて製成する。米は多く確春を用ひず、只臼杵を用ひのみである。而して一般の習慣は最も檳榔を嗜み、食するときは檳榔を縦に四分し、口中に入れ、別に葉葉一枚を取り、之に只(蚌)殻粉を塗り附け、混して之を嚼み、随つて嚼み随つて吐き、流涎血の如く、若し數人一室に集れば其の地面は悉く朱に染まつてゐる。是れ熱帯住民の風習である。又客來れば必ず檳榔を以て敬意を表し、茶を奉ずるものは少い。檳榔を嗜む者は終日咀嚼し、唇は脂を塗るが如く、齒は漆黒を呈してゐる。偶々取つて之を嘗試すれば、檳榔葉葉は各一種芳烈の刺激性があるので、必ず貝殻の灰を以て之を緩和するのである。之を食す者に問へば、灰がなければ味は甘からず、色紅ならずと云ふ。海南西部の人民崖縣、臨高、昌江、感恩等の地には之を嚼むもの夥しく多く、女子は最も甚しい。東部瓊山、文昌、定安、澄邁、瓊東、樂會、萬寧、陵水等の地は比較的少い。

(三) 服裝 海南の氣候は溫和で、暑期は稍長く、寒季は甚だ短くから短衣薄袴で足る。城市の男子は間々洋式の衣服を穿ち、女子は多くは剪髪し、流行の服裝を爲し、其の郷間に在る男子は尙ほ粗布の服を著けてゐる。婦人の衣服は黒色であり、髻は高く、天足である。只儋縣、臨高の女子は衣は多く細襟にし、四週に縁を取つてゐる。裝飾は稍異り、多くは脂を以て髪を固めて特に垢じみてゐる。處女は盤龍辨で、髮中に紅花を繞らしてゐる。又婦女の髻式は多くは頂上を錐形にし、細銀錯綜して挿し、上に突起してゐる笠を戴き、或は四角形の巾を以て覆ひ、裾は多く長く之に銀鍵を綴つてゐる。但し老少を分たず、寒暑を問はず、婦人は多く額に黒色の額帶を緊束して居ることは特異の俗である。

(四) 器具 普通人の家では器具は甚だ粗末で、棹椅を除くの外に、箱籠類は甚だ多く、蓋し被服は終歲大寒がない爲

に自ら亦簡單である。炊事道具としては鍋釜以外には概ね陶器を用ひ、水缸水桶を間々用ゐるものあれど、其の數は極めて少い。水を需むるときには多くは陶器を以て之を汲み取る。其の食物を煮るときは鍋に盛るが、蓋を使用しない爲に、燃料を消耗することが多く、又滋味に乏しく、殊に不經濟である。

(五) 稱謂 海南人民の呼稱は、凡そ子女は祖父母を稱して公と曰ひ、祖母を婆と曰ひ、祖の兄弟を伯公、叔公と曰ひ、祖兄弟の妻を伯婆、嬢婆と曰ひ、母を親と曰ひ、或は姐と曰ひ、舅公と曰ひ、祖母兄弟の妻を外伯婆と曰ひ、幹婆と曰ひ、父を爹と曰ひ、爸と曰ひ、母を娘と曰ひ、媽と曰ひ、稚子の養ひ難きを恐れば、母を親と稱し、或は姐又は、婢(音は愛の至りてある)と曰ふ。父の兄弟を伯爹、叔爹と曰ひ、父の兄弟の妻を伯婢、嬢婢と曰ひ、母の兄弟を外伯爹と曰ひ、舅爹と曰ひ、母の兄弟の妻を伯婢、幹婢と曰ひ、祖の姉妹を嬢婆、姑婆と曰ひ、祖の姉妹の夫を舅公、姑公と曰ひ、父の姉妹を姆と曰ひ、姑母と曰ひ、父の姉妹の夫を舅爹、姑爹と曰ひ、兄を哥と曰ひ、弟を老弟と曰ひ、兄弟の妻を嫂と曰ひ、嬢子と曰ひ、仔と曰ひ、子の姉を新婦と曰ひ、子女及婢僕の命名は多くは那某、亞某、妹(音不)某と曰ひ、未だ字せざる者を合稱して僕と曰ひ、人に對し自稱するを僕と曰ひ、己に字する者は伯仲の順次を按し、男を某官と曰ひ、女を某娘と曰ひ、長輩に對し自ら稱して仔姑と曰ひ、姑舅を家婆、家翁と曰ひ、婿を郎家と曰ひ、螟蛉の子(他姓より)を養仔と曰ひ、盟好の子を契仔と曰ひ、奴僕を僕仔と曰ひ、姐僕の子を家生仔と曰ひ、自ら稱して亦仔と曰ひ、嫁に隨ふ老婦を婢と曰ひ、男を老僕(音伯)と曰ひ、婦人の乳で飼ふ者を乳媽と曰ひ、繼婆(産婆)を生僕婆と曰ひ、傭工を阿婆と曰ひ、男子の傭工を伙仔と曰ひ、田を耕す者を佃丁と曰ひ、田を稱して地丁と曰ひ、園丁と曰ひ、屋を租(借)する者を家客と曰ひ、凡そ匠人は均しく師傅と稱する。以上は人に對するの稱呼である。

潮を水と曰ひ、潮が起きれば水大と曰ひ、潮が落ちれば水乾と曰ひ、檳榔を數へて幾言と曰ふ。是れ物に對するの稱

呼である。

又各地で事物に對するの稱呼は、間々不同があり、臨嶺では倒置法が多く、大哥の如きこと哥大と曰ひ、猪(豚)肉を肉猪と曰ふが如くである。

七〇

(六) 婚姻 島の東西部の婚俗に各不同がある。西部の崖、昌感、儂、臨等の縣では、女子十歳前に媒を介して結婚を成すのであるが、男家は備さに酒肉月餅を具へ女家に送る、之を「討真命」と謂ふ。十五、六歳に至るに及んで男家は再び備さに酒肉金錢を具へて女家に送る、之を「押命」と謂ふ。或は「出檳榔」と謂ふ。是日には男女兩家は均しく大宴を設け、賓客を招く。又所謂「出新婦」なる者があり、男家より親屬の婦人に請ひて盛裝し、往つて女家を賀す、女は豔粧をして出で、檳榔葉幾箇を奉ずると、男家の親屬は檳榔を受け、一、二元を容れた封包を給する。之を名付けて「押彩」と爲す。此日に於ける男家の費用は、上戸は約百餘元、中戸は約百元、下戸は約數十元である。男女が結婚期に達すれば、男家は又銀錢を送つて女家に往く、之を「送日子」と謂ふ。結婚前三日には男家は先づ米肉を送り女家に至る、之を「過禮」と名付く。女家は此種の米肉を受け、之を貯へて置き、新郎回門(里が)時の需に充る爲にする。其の多寡を争はない。只送るの日子の時に女家は必ず男家に向つて多額の金を索むる、上戸は約百元、中戸は三、四十元とし、之を粧奩の資とする。結婚日には男家では儀仗花轎を備へ、新郎より女家に到り嫁を迎ふ(親)、新婦が門に到れば新郎は先づ洞房(新婦)に入り幕内に坐し、暫らくして出で新婦は次で入る。後禮拜堂に於て翁姑の禮を行ふ。此日男家は盛大に賓客の爲に宴を張るが、女家では開宴をしない。黄昏過ぎに鬧洞房(朋友親戚集り新婦を騷擾する式)を行ひ、爆竹を鳴らして興を助け、新娘の友人は行つて新郎を訪ね、亦互に相戯るも辱としない。臨嶺間の鬧房は若し新娘が應對し意の如くならないときは、往々毆打を加へ、人々も亦率も怪まない。新娘新郎が女家に到り、里がへりの禮を行ふときは、女家では新郎の爲に宴

席を設け、女家の粧奩は富者は箱を盈し篋を連らぬるが、貧者も寒暑の衣裳數襲ある。昌江では花轎を用はず、牛車を以て之に代へ、男子婦を娶れば必ず命名す。命名の字を以て紅紙に書き寫し、之を堂上の兩壁間に貼り付ける、若し男子が讀書の心得あるものなれば、先生より之を命じ號と曰ひ、其の他は父母之を命じ名と曰ふ。尙ほ古の所謂冠禮の遺風を存する。此俗は瓊、定、萬、澄等の縣に多くあり、臨、儂の男子は多く妻の姓氏と己の姓氏と合し、名字と爲すは奇俗と謂ふべきである。東部諸地の婚嫁に至つては、男女兩方は媒を介して婚約を進めた後、「出檳榔」の禮を行ふことは西部と同じき、只獨り「出新婦」の禮はない。女子十五、六歳になれば、男家より肉百斤、粳米石餘、糯米一石或は數斗を準備して女家に送る、之を「接迎路」と曰ひ、又「訪親家」と曰ふ。其の意は親家と相見るが爲に、之を以て贅と爲すの義である。次で「送日の禮」を行ひ、女家は男家に向つて多額の金を求め、又親迎等の禮を行ふことは西部と差異がない。然し鬧房は西部の如くに粗率ではなく、男女相和し歌ふの俗がある。新夫婦は又賓客と雜沓して唱和し、男女老少の親疎なく共に相戲笑する。歌聲靡曼(婉々)で、歌は男女相悦び、情致纏綿たるものがある。本土の人士は其の辭の美なるものは、之を香奩集中に編入する。是れ亦婚俗中の一韻事である。此外に亦記するに足るべきものがある。見未だ娶らず、姉妹嫁せざる場合は弟は結婚しない。女子出嫁せば三朝に母家に返り、年節慶弔に逢ひ、子供の生育後に夫家に歸る。是れ瓊山の俗である。定安、感恩、儂縣にも亦此風がある。臨嶺の俗は同性も結婚し、子なくば他人の子を立て、嗣とし、且強制して人の家女を娶り、或は有夫の婦を強奪して妻とする者がある。是れ猶ほ古代掠奪婚の惡習を脱せぬものである。中産の家は男子多くは納妾を喜び、澄、定、儂各地の女子は多くは貞操を重んぜず、男女の間は頗る自由で、結婚婚嫁は毫も束縛がなく、亦自ら一種の風氣と成してゐる。感恩の俗は男婦老壯嗣なければ正月十五夜山に入り、他人の植ゑる所の瓢箪を潜かに採取し、以て男を生むの兆と爲し、採取の後は必ず數錢を瓜蒂に繫ぐの

七一

で、瓜主は之を見ても罵ることをしない。又婦が再婚の後、若し意に適せざるときは隨時原夫の家に歸ることをも恥とせず、人々も亦之を許してゐる。近年女子の思潮解放され、殊に共產黨の侵入益々盛と爲るに及んで、頗る自由結婚を提唱するものが多く、盲婚の風は日々減退してゐる。

(七) 喪葬 凡そ人が死せば、多くは柩を家に停むこと六、七日にして始めて葬式を出す、期に至れば親戚朋友悉く集り、其の親戚は多くは白布一片を以て頭上を包み、それが長い程鄭重と看做される。婿は舅姑の死んだときには、必ず道士を招いて引算を渡し、盛大に儀式を設け、一、二日の夜祭式を行ふのである。死時より葬式の日迄の費用は富者は三四百元、貧者でも百元位かかる。女婿の費す所は約女家の半分位とし、葬時に婿は多数の色紙で、馬轡を製し之を名付けて「送葬」と曰ひ、會葬日には親友は女婿より席を設けて招待せらる。之を名付けて「做營」と曰ふ。其の費用は又百數十元を算する。貧者は反對である。葬式は費用多きに務め、一田舎翁でも築墓費は千餘元に達するものがある。

(八) 生育 嬰兒が呱呱地に墮つれば、産婆は嬰兒の臍帯を切断し、能く緊束した後に鹽水で兒の口を洗ひ、之に乳を受け入れ、又甘草或は黃連を水に浸して飲ますのである。半月中は此の如くする。嬰兒は生後三夜、道士に請ひ儀を備へ、穢を除き祓ひ、同時に青樹の葉を門上に掛け之を「打青」と曰ひ、外人の來往を拒絶する。満十二日の後、備さに酒肉を具へ祖先に奉祀する。男を生めば必ず祠堂の神主を奉し、竝に酒肉を送り岳家に至る、之を「報喜」と曰ふ。月を越え大いに親友を饗宴し、女家は親戚を迎へ集めて、婿家に至つて喜を賀する。來る者は酒肉米等の物を備へて賀する。岳母が附る所は金銀、頸環、首飾、衣箱、米肉等であるが、其の他の親戚に比し多い。

(九) 年節 元旦には茶果、檳榔、甘蔗、米花等を進めて祖を拜する。禮が終り幼者は長者を敬するに檳榔を以てし、長者は給するに封包を以てし、晨に出で酒食を進め、祖先に奉じ、家人は瓊食し樂を爲す、出でて長者に遇へば必ず掛禮を爲し、吉語を取つて相慶する。門外には桃符を貼り、家の器物には利市紙(布施物を包む紙)を貼り、八日城市では神を迎へ、

馬百數十匹を仕立て、變裝した男女を乗せ、木偶の神像に隨つて遊行し、之を「裝軍」と曰ひ、士女は雲の如く、沿途香を焚いて祝ひ、觀者は途に塞がる。上元の日田艾を採り、米粉と和し粥を爲り、祖を敬する、之を「做年」と曰ふ。又此夜は遊燈を舉行するが、燈数は此年に生る男數を標準とするから、其の燈數を觀て一歲生る所の男數を知ることが出来る。上元後に遊春を行ふ。それは紙を以て舟車、樓閣、龍鳳等を製し、形色は甚だ多い。燈塔の高きは二、三丈あり、街衢を週遊する。昌江の女子は年節時には簪つて鞦韆に乗り、互に山歌を唱ふが、民間に入つて後は、頻年擾亂の爲に此快樂は止つてゐる。定安縣の俗は舊曆元旦の日、縣長若し眷族が縣に住するときは、縣長夫人は大堂の上に端坐し、人民眷族の參拜を受け、拜終りて給するに封包を以てし、民間新娶の婦は亦此日檳榔を持ち門外に立ち、往來する女の觀覽に供し、新婦は之を檳榔を以て款待する。端陽の節は角黍、酒肉を祖先に進め、早膳を終る後に放風箏(紙鳶)をし、河川湖港のある處では、龍舟を競漕(扒龍船)し、日暮に始めて散する。七月十四日の晚盂蘭盆には家々戸々紙衣紙鞋を焼いたが、迷信を破除するの説が提唱された後に、此風は漸次衰へた。大晦日には家々で大拜を舉行し、廢物を除去し、之を竹枝に掛け、老婦をして岐路に棄てしむる、之を「送窮」と曰ふ、毎年節に遇へば、人子たるものは先づ一日肉を買ひ羹を作り、之を父母に進め、出嫁した女子は酒肉を備へ、之を岳家に送る、此禮を行はぬ者に對しては、人々は共に之を非難する。

(十) 祝壽 普通人は祝壽を舉行する者はないが、弟子は師の生る日に往々醴金するを慶とし、或は錦を製し觴を稱ぐ、此日弟子は師門に集つて參拜し、宴會費は弟子の自辨である。其の他親友が至れば主人は宴を設くる。又は富家に於て郷黨に聲望があり、或は子孫多き者は之を行ふ。之を行ない者に對しては、郷間では之を私かに笑つて卑下する。間々又冥壽(死者の誕生日)を祝するものがある。

(十一) 疾病 疾に罹る初は多く道士を延いて鬼を祓ふ。小兒には「進胎」と曰ひ、老人には「進流年」と曰ふ。癒えな

いとき始めて醫を請ひ治療する。祭東の法は巫女は兩手を以て木槌或は木棒の兩端を執り、中に秤錘を懸け、喃々として鬼名を念じ、何々の鬼名を唱へて錘が動けば、即ち何々の鬼が祟を爲すものとし、酒肉を備へて之を祈禱する。又所謂「打邪鬼」なる者があり、男が病めば女鬼が取つて夫と爲さんとすると曰ひ、女が病めば男鬼が取つて婦と爲さんとすると曰ひ、道士を延いて壇を設け被ひをし、常に之を數日繼續する。其の祈禱の語は頗る猥褻を極むるものである。蓋し斯くせざれば鬼は樂んで聞かぬと謂ふ。被が罷むと病人の前で大火把一根を燃し、檀香粉を取り之に炒いた米糲を焼いたものを混和し、火把の上に撒し、火花を發せしめ、病者を扶けて之を視せしめ、病人が懼ると曰ふと之を撤去する。

第四節 生計

海南人民中城市間に資本を有する者は多くは商業を營み、貧者は出で、人に雇はる。村落僻縣の民は多くは力を田畝に致し、耕植に従事する者にして、間々富を致す者あれど、多數は僅かに能く衣食を足らすのみである。最近十餘年來地方不安で、郷間の生計は容易ならず、東北部の文昌、瓊東、樂會、萬寧、瓊山、定安、澄邁縣等の人民は、安南、暹羅、南洋群島に向つて農工商諸業を經營し、甚しきは安南に往き佃農(作)を作す者がある。沿海の民は多くは捕魚を以て生とする。中部地方では多くは種植牧畜を業とし、東部一帯に於ける農林産物は略南洋に近く、東部諸地に入れば觸目皆檳榔、咖啡、樹膠に滿ちてゐる。諺に云ふ「東路檳榔、西路米糧」とは蓋し事實を紀するものである。只農を業とする者は天恵少きが爲に、耕作方法を講求するを事とせず、施肥する者は少い。地は肥えてゐても人力を加へない爲に、豊收を見ないので一般の生計に影響する。女子の東部城市に在る者は、間々學校に入り讀書する。郷間は紡織を事とし、或は農業を助け、西部の女子は棉を紡き布を織る者多く、沿海の婦女は鹹水漬に於て螺殼を拾ひ之を人に轉賣し、燒灰の原料とする。

一部の船戸は専ら海中の珊瑚石花を採運し、以て灰窯燒灰の用に供する。其の貧にして田地なきものは、農繁期に富者の爲に働き、穀物を以て工を計り、勤勉の男婦は毎季の收入で略一年の食用を充足する。此種労働者は崖、感、昌等の縣に多い。又一種の小客商があり、城市黎爾間に往來し、鹽、酒、烟草、燐寸、草紙、粗布、剪刀、鋏、銃等の物を販運し、之を以て黎人と牛、豚、藤、粟、鹿、果狸、雉雞、鸚鵡、其の他木材等の山貨と交易する。之を行商と謂ひ、大抵小資本の商人が之を爲すのである。

第五節 僑情

海南の人民は航海に習ひ、國外に僑居する者が多い。民國以來遠遊の風益盛と爲り、其の久しく客居し富を致す者は殊に尠くない。各縣の在外僑民中最も多きは文昌を推すべく約九萬人に達する。次は瓊山、瓊東、樂會、定安縣等で各數千人あり、其の次は澄邁、萬寧、陵水、臨高、崖縣等で各數百人あるが、儋縣、昌江、感恩諸地は屢々數十人のみである。其の至る所の地は盤谷、新嘉坡、香港三埠に最も多い。海防、爪哇及馬來半島は之に次ぎ、營む所のものは旅館、酒店、茶寮、製鞋(支那)、縫衣諸業が夥しくある。而して護謨事業及航運では、巨利を獲得する者が數人ある。其の至る所は能く自ら風氣を成し、郷土觀念に篤く、團體の力は亦頗る強く、内地慈善教育の舉に對し亦能く熱心に贊助する。是れ僑民大概の情況である。茲に瓊海關紀する所の海南人民の出稼人口數を左に表示して參考に供する。但し清湖、卜寮、三亞諸港より出港するものは之を省略する。

海口出港船客人數逐年比較表

年別	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
香港	七〇〇	四七一	四九八	六二八	四五一	四九八	四八七	五〇〇	一七〇	一三三
新嘉坡	一	二四六	三二六	二四〇	七〇九	八八九	一七四〇	二六七八	三〇四一	一〇三九
其他	五八〇	八九六	八五五	九一五	九九九	三九七	二八三	三〇〇七	一九九〇	二六三〇
合計	一三六〇	一三三九	一三六三	一七六八	二二一五	三六八六	五〇五四	五〇七五	四三三二	四八七四

附 黎苗倭伎

一 種族と地域

海南島の土人に黎族のあることは、世人周知のことであるが、實は黎族以外に尙ほ苗族があり、黎族と習性は遙かに異つてゐる。而して黎族の中に亦黎、倭、倭の分類がある。倭、倭の習性は固と黎と異なる所あれど、大略は同じである。世人が生熟を以て黎に名付くるは、只其の居所の城市を距るの遠近に従つて別つのみである。

黎の居る所の地は崖縣、甯遠、河望、樓溪等各流域及昌江上流の水滿峒、德霞、環山の屯昌、嶺肚、坡亨、定安の母瑞嶺、臨高の白沙峒、儋縣の七防峒、昌江の大田、新甯、陵水の大旗、寶亭、樂會の中平、森田等であり、倭は山の最深處に居り、五指山の高地山麓に墾り多く之を見る。足跡は城市に及ばず、外部の語言に諳んぜず、漢人と交はること

は稀である。而して倭は多くは海岸に近く、崖縣の城東藤橋一帶及昌江、感恩の沿海、陵水の大旗、和興二十八村、六村等の稍廣き區域に聚居してゐる。

苗の性は喜んで山に住し、往々山を焚いて耕し、又之を棄て、他に轉移し、殆んど定住する所がない。儋州馮盧峒附近、樂會の南茂峒、定安の思河附近、臨高の番打、番陳、志遠、東門の四村、陵水の大旗山谷中等の地は皆其の燒畑區域である。其の人口は遙かに黎に及ばない。故に下に述ぶる所は黎を主とし、苗に就いても若干之を附説する。

二 沿革

黎の起源は其の事荒遠で考へ難く、今日世俗の所謂熟黎なる者は漢語を諳んじ、市に入り交易し、漢人の衣服を着けて居るが、只其の言語風習に至つては、尙ほ奥地に盤居してゐる生黎と異なる所がない。又黎人は多く漢姓を用ひ、王、邢、羅、李、陳、楊、廖、唐、章、吳、麥等の姓の如き、孰れも漢人より出たのである。漢人初めて至り黎村に雜居し、教法の及ぶ所でないが、久しい間に之と同化したのである。崖縣多港峒の李姓の如きは、自ら唐李德裕の後人と稱してゐる。其の堂に尙ほ李公の塑像が存するのは其の例である。或は云ふ、黎人の漢語を用ゐるのは、蓋し漢族の文化をこゝとである。然れども歴代の罪人が逮捕を恐れて五指山中に亡命した者があるのは、黎族中に漢人の苗裔を混するの事憶懐した爲であるとの實を信すべきである。

三 部落狀況

黎人は地を擇んで居り生活を立て、先に至る者を峒主と爲し、頭家と稱する。峒の大なるものは十村、八村であり、小

なるものは三村、五村である。村内は族を分ち、族には各長があり、老爹と呼ぶ。一村に數姓あれば即ち數箇の族長がある。頭家は世襲で父死せば子が繼ぐ、又往々村人の公舉に係るものであり、官廳から之を委命する。前清の馮子材平黎後曾つて撫黎局を設け、局中に黎團總長を置き、黎人の戸口を編査し、十家を牌と爲し、牌長を置き、三牌を甲と爲し、甲長を置き、三甲を保と爲し、保正保副を置き、黎團總長に總轄せらる。兵事を主管する。各團は別に一總管を設け、各團を總轄し、人事を主管する。現に黎村中崖縣の否淺村、落屯喇、多港喇には尙ほ甲長總管等の名稱があるのは蓋し其の殘存制度である。只惜むらくは詳考すべきものがない。聞く所に依れば當時戸口調査の進行は甚だ難く、其の結果も亦確實でない。此次保甲の編審に當つて再三開諭を發したが、黎人の之を迴避陰匿することは從來と異なる所がなく、爲に黎人戸口の増減は古來能く知ることが困難である。彼の苗族の深山中に在る者に至つては更に考査の途がない。

黎人部落は系統的組織はないが、喜んで聚居し、少きも二、三十家、多きは百數十家に達し、山麓の高地を擇んで聚居村を成し、村の周圍は刺竹を植えて籬と爲し、厚きものは十餘丈に達する。險要の處に一、二の門戸を開き出入してゐる。門の左右には常に多量の竹木を積み、敵に遭ふときは門路を塞ぐの用に供する。竹密にして堅固なれば、右造の構壁に比して却つて安然である。頭家或は族長の屋内には常に大鼓一面を備へ、有事の際には之を撃つて號令を爲し、或は盜に遇ひ、或は公役を辨じ、或は事を議する。従つて其の擊法は同じくない、村人は之を聞いて能く識別する、故弊響く所には村人舉つて集り來り命を聽く、頭家と族長との命令には反抗することは出来ぬが、然し無勢力な頭家の命令は往々行はれないことがある。苗人居る所の村數は一定せず、彼等は山を逐つて耕稼し時々轉移する。

四 家庭組織

黎人の家庭組織は年長者を以て家長に推すことは、漢人と異なる所がない。子女幼年のときは常に父母と寢食を共にする。女子年長に至れば父母は之が爲に私室を築くが、又間々男子の爲にも之を築くことがある。女子にして私室のある者は自由に配偶者を探ふことが出来る。男子は此室で娶妻の準備をする。然れども居室は別であるが、飲食は父母と共にする。通常一夫一婦であるが、資産家では數妻を娶ることがあり、最も多きは九妻を有するものがある。而して各妻は室を別にして居るが、只一切の家事は必ず力を同じくし合作するを例とする。

五 生活狀況

(一) 居室 居室は多く長方形で、木を以て梁とし、竹片又は樹皮を以て牆壁とし、之を塗るに泥を以てする。茅を以て蓋とし、前後の棟下に兩門を相對し開き、後門は平時閉ざしてゐる。屋は南北に向ひ、間々地勢に因つて方向を定むる。屋の小なるものは前門から入れば左邊に爐竈を爲り、右邊の一隅は寢室に當て、一隅は家具食物を置き、屋の大なるものは前後兩段に分ち、後段は廚房寢室とし、前段は物を貯ひ或は客室とし、亦屋の一隅に一寢室を設くるものがある。富者は多く十餘屋を有するものがある。住屋の外に別に倉を設け穀物を貯ふ。崖縣の藤橋、榆林、南山嶺附近の黎人の住屋は略漢制に倣ひ、簷下に門を開き、竝に廚房を設くるが、但し多く見ない。又棚を掛けて居る者があり、其の形式は矮屋と稍異り、内部は三段に分ち、一は臥室とし、一を廚房とし、一を晒棚とする。間々泥で築き瓦を以て牆を造るものがある。苗人の住屋は總て竹の牆で茅の屋根であり、簷下に門を開き出入し、黎人の屋式と同一でない。

(二) 飲食器具 鐵鍋、磁碗、竹箸、瓦缸等の物は、均しく漢人の手で輸入し、黎人の汲器は陶器を常用し、倅人は多くは竹筒又は木桶を用ひ、竈は三石を鼎立して組立て、三面は燒土で造り、鐵鍋を載せて食物を煮る。鍋には蓋を用ひ

す、近海各處の黎人が漢人の土法に倣ふものは既に進歩したものである。

(三) 寢具 臥床は木を以て脚とし、高さ約一尺許とし、横に竹木を架し、竹片を敷いてゐる。富家では往々亦木牀を用ひるものがあり、露兜葉(梁蘭)を以て編織して席を作り、吉貝(草棉)或は麻布を單被とし、寒中は竈火を以て暖めてゐる。

(四) 家具 中部の黎人は卓椅なく、只一尺位の木筒の両面を削り地に据えて坐する。飲食、聚談には均しく之を使用する。近海の人家も間々板葦を並らべてゐるものがあり、或は自然木を鑿つて圓卓を造り、方卓を設置するものは百に一、二を見ない。沿海の倅人は全部卓椅を用ひることは漢人と異なる所がない、衣服を納むるは竹籠を用ひ、貧者は二本の繩子を以て竹竿を掛けて吊してゐる。此外竹を切り筒を作り野菜を貯へてゐる。又大瓢箪を以て物を貯へるものもある。椰場通ひの物入にしてゐる。其の籐竹器具の製作は間々甚だ精巧のものがある。

(五) 農具 犁鋤は均しく山より伐木して造る。只犁、刀、斧、鎌、鋤の類は、均しく漢人より購入し、耕種には肥料を施さず、農産の種類は極めて少く、穀物は倉に入れ、或は竹籠(籠)を用ひ、磨臼の製法は漢人と異なる所がないが、舂米は石臼を用ひず、多くは木臼を用ひ、三、四人合同して之を使用する。然し小なるものには石臼があり、一人で之を使用する。米篩はあるが風車はない。簡單なものは篋箕を以て糠を除き、亦篩を使用しない。

(六) 織具 黎人の男子は耕種、牧畜、漁獵を以て業とし、女子は織布を以て業とする。故に織器は必ず各家に之を有するが、其の器具は甚だ簡粗で、數本の木を以て組み、木板及絲引の木框があるのみである。

(七) 漁具 黎村には沼澤はないが、溪流及田溝中には時々小魚が居るから、小網や魚笱は到る處に在る。

(八) 獵具 木を以て弓とし、竹を以て弦とし、箭鏃は菱形の如く、間々鈎の著いてゐるものがあり、極めて粗末のも

のであるが、熟練であり、發する所殆んど的中する。此所に竹片で製した捕鼠器があり、是れ亦簡單ではあるが、頗る效力がある。

(九) 武器 弓箭の外に銃砲があり、皆商人の密輸入に係るものである。舊式の噫銃(銃)は最も多く、殆んど家として之を有せざるものはない。其の一挺の値段は牛一頭と易へるが、拳銃は牛三、四頭に、駁壳鎗(銃)は、牛五、六頭或は七、八頭に易へる。火薬の價値も亦高く、奸商は利を見て之を賣込むのを樂んでゐる。此外に土製刀があり、檳榔皮を以て鞘を作り、人々皆之を所持してゐる。出入には必ず武器を携帯し、銃を携へてゐるか又は必ず刀を帯びてゐる。苗人の武器は多くは刀及銃を佩用し、間々毒弩を使用するものがある。

(十) 男子の服飾 中部黎の男子の衣服は甚だ簡單であり、一枚の布で下身を掩ひ、帯を以て其の前後を束して居り、腰間に繫ぎ之を小褰と稱し、日本人の褌と類似してゐる。女子の情人に對する贈物には往々手製の小切布がある、これは何物より珍重する、終年衣服を著す、只獨り市場に近き黎人は常に漢人と接近し、崖縣落屯、香淺、多港、抱竹諸嶺等の黎頭は多く漢人の裝束を爲すが、權種汚穢であり、黒布を以て頭を包んでゐる。一般の黎人で衣を穿つ者あれど、其の數は極めて少い。崖縣東部の沿海の倅と彼の陵水の熟黎、熟倅とは皆衣を穿つて居り、漢人と異なる所はない。儋陵定臨諸地の苗も亦同様である、生黎生倅は小布の外に亦二幅の裙を著くる者がある。黎族の男子は皆頭髮を蓄へ、頭際より分つて前後二部とし、前半は額端に於て一束に結成し、後半は頭後に收束し緊縛し、左或は右より額前に轉じ、一に之を結束してゐる。或は辮を留めてゐるが、其の式には種々あり、或は扁平に結合して道士の裝束の如くにし、或は細長く直立させて巫覡の英雄髻の如くにし、束髮の處に木梳或は簪を挿み、簪は竹或は銅片を以て之を作るが、其の間に尙ほ派別があり、長者は大髻に、少者は小髻にする。外人は其の詳細を知ることが出来ぬ。其の漢人に近き村落に居る者

は逐漸開化し、多くは剪髮の者がある。崖縣洛屯、抱脊、長溝等の地に往々之を見る。崖縣城南山嶺及東部沿海の條、黎、西部の苗は亦既に剪髮して、其の風は漢人と異なる所がない。一見せば辨別し難い。黎人が外出し或は客となる時には、藍白二色の琉璃珠或は銅錢を以て頸飾とし、銃を携帯する者は胸前に一布袋或は鹿皮袋を懸け、それに彈藥、燐寸、烟草等を貯へ、又兼ねて之を裝飾に供してゐる。間々束髮を許はさずに、黒布或は紅布を以て頭を包む者がある。初めて黎村に入る者は多く見て恐を生ずるが、馴れると異を覺えぬことになる。此外に或は銅環或は繩を以て狗骨を繋いだものを頸飾や脚飾とするものがある。或は手劍を戴くものがあり、手劍には間々玉製のものがある。口中は跣足であり、夜間或は間居無事るときは木履を曳く、其の履の製法は日本の下駄に類し、又南洋群島馬來のそれにも類する。三箇の孔があり、貫くに麻繩或は藤絲を以てするが、異なる所は日本の下駄は前後巾同様であるに對し、此は前が廣く後は狭い點である。間々皮履を穿ち、或は靴を曳くものがある。之等は均しく漢人の製作に係る。出獵時には腰を束かね、頭を包み、少壯者は常に紅布を用ひ、老者は黒布を用ひ、弓を腰に著け、箭を脊にし、手には長柄の附いた足の尖つた釐刀を持つて出て立つ。近來は弓箭の代りに銃を携帯する様になつた。鋸は剃刀を用ひないで、木鋏を以て手で抜き取つてゐる。

(十一) 女子の服飾 女子の束髮は漢人の郷に居るものと異なる所はない。年長になれば必ず髻面するが、亦幼少の頃からするものがある。髻面の方法は數種ある。或は只一、二線を兩頬の下に畫くものがあり、額下に一曲线を畫くものがあり、或は口の上下に多數の曲线を縱横に畫くものもあり、或は兩眼の下に一、二の横紋を畫くものがあり、又耳際に斜に畫き、或は兩頬に一直線を畫くものがあり、或は直に胸際に及び、珠數を掛けた風にするものがある。文身の事由を問へば、髻面せずば死後に祖先から認識されないと云ふが、或は又文身せずば漢人から愛られるを恐る。漢人の黎村に居る者が黎女を娶らんとせば、女の方では必ず外地に出ないことを條件とする。故に文身の初は或は異族の爲に得

らるゝことを懼れて、其の面を毀損することにしたが、今日は人々之を美觀と爲すことになつた。沿海の俤女及陵水大旗、一興、二興、十八村、六村、儋縣定安、臨高屬内の苗女は、其の年が二十以下即ち十八、九歳では髻面をしない。黎女の穿つ衣服は襟に鈕を附けずに針金を以て結んでゐるのである。亦衣は布袋の如く頂上に一の長い孔を開け、襟を作り、衣を著るときは上から下へ徹める。袖の長さは肘に及び、衫の長さは腹に及び、平常胸腹は共に開いて居り、若し男子を見るときには、手を以て兩衿を合はせ羞態を作し、客となるときには衣服を綺麗に著飾る。其の服裝は胸部及周縁には五色の草花を刺繡してゐる。萬寧境の黎女は多く漢服を著て居り、又髻面もしない。一般の黎、俤、伎の女子は頸に多くガラス製の環を徹め、下衣には裙を用ひ、漢地に近い處では裙は長く膝迄届いてゐる。中部地方のものには僅かに股半分迄達してゐる。苗人の女子は斜襟が膝を過ぎ、腰を束かね裙を著け、外出するときは必ず脚絆を穿き、頭には繡花のある角の手拭を冠つてゐる。裙は極めて清潔であり、文身の風はない。

女子が分曉する後は裙を襪襪に用ひ、或は搖籃に代へることもある。上衣は甚だ粗末で、必ず黒色を使用する。吉具(草綿)或は麻絲を以て織布し、下衣は木棉布又は山麻布を用ひ、必ず自分で手織する。俗に「黎桶」と呼ばれてゐる。それは形が桶状をなすからである。腹際に緊束して帯を用ひぬ。

黎女は片耳を穿つに銅環を以てし、小なるものは徑一寸位、大なるものは五、六寸もある。四差の黎女は一つの耳に十八箇の耳環を徹め、その環の大きさも徑五、六寸に達し、兩耳の孔は爲に一寸巾位に廣がつてゐる。又銅環には耳の前後に別に小形の輪を吊り下げて居り、之を頭上に戴けば一見銅絲の帽の如く見える。兩耳の銅環の重量は十兩(一兩は我が約十匁)以上に達する。老黎の婦人の耳は之が爲に破れて垂れ下がつてゐる。黎人女子の奇風の一は之等銅の耳環や髻面の外に喜んで頸輪、手劍、足劍を徹めることである。それは銅、銀又は玉で作られ、臨高屬の黎女は布巾を頭に冠り、髻を外に露

はさない。中部の黎婦は亦喜んで繩に獸骨を繫いで頸飾とするものが十人に八、九人はある。或は云ふ骨は病中に鬼を祭る爲に使用し、邪を避けることにするが、只東南諸黎俸の中には此風を見ない。

(十二) 小童の装束 男女七、八歳以上は均しく裸體で剃頭してゐる。女兒は頭後に、男は額前に各髮一と固まりを留め、女は五、六歳になれば裙を穿ち、上衣を穿たず、男は小装で大身を掩ひ、女は幼より耳を穿ち、初は小環を用ひ、年の長ずるに従つて環の形を漸次大きくする。男女兒童は均しく銅鐵の頸環及脚環を慣用し、或は繩を繫いで頸飾とし、長ずるに及んで髪を蓄うことは成人と同じである。

(十三) 飲食 黎人の村落は大部分水田であり、稻作は漢人に比し遙かに發達し、食物は米を以て大宗とし、且米質は優良で、沿海漢人の種植するものに優つてゐる。山地の住民は玉蜀黍を副食物とする。黎人は喜んで粥を食し、普通の食飯は少い。粥を煮る方法は瓊屬の漢人と異なる所がなく、爛熟後は必ず冷水に浸し、一鍋の粥に水を三、四倍混ぜる、又副食物に瓜類、豆類、山蕨、筍等があり、亦往々唐辛を食する者がある。筍及野菜の鹽漬は普通は皆自製し、貧者は鹽粥を食し、魚類を捕へば竹片に刺し燻火で炙て食ひ、亦蛇や鼠を食するものがあるが少數である。農閑時には遊獵に従事し、獲る所の鳥獸は親朋を招いて會食し、食ひ剩りは乾肉とする。婚喪や病氣除けには牛、豚、鶏、鴨、鵝等を屠り、宴客に供するが、鶏卵は愛んで食用に供しないのは難を生ますからである。食物の調理は甚だ簡單で、蔬菜は塊に切り、水に入れ煮沸し鹽を加ふ。肉類は大切にし、煮たり炙たりし鹽を附けて食ふ。黎人は由來喜んで飲酒し、酒は自製であり、或は漢人より之を購入する。醸造法は蒸溜時に火力強く、冷凍時に裝置不完全であるから、酒質は劣り、一種の糯米酒であり、頗る口に適する。又喜んで檳榔を食ひ、村間に間々之を植ゑてゐる。又彼等は烟草を嗜み、殆んど男女老幼の區別がない。烟草は多く漢人より購入し、亦間々煙草を作り葉を乾し食用にするものがある。山間の黎人は一種の樹根の皮を採つて檳榔に代へるものもあるが、之を喫ぐと稍香氣があり、何物か不明である。苗人には檳榔を

食するものが少い。

(十四) 農業 各村の黎人は均しく農を以て本業とし、土地は背腹で、灌溉の便があり、穀類には良種がある。耕作法は粗笨であるが、荒地は殊に少く、水田は植稻を主とし、天氣は溫和で三期作が出来る。但し水利人手の關係から年中只一回作とし、其の餘の期間には玉蜀黍、豆類、蕃薯等を栽培するが、只麥を作るものは少い。氣候が良好であるから、植稻の期間は甚だ長く、一人分の耕作する田地は甚だ廣い。

(十五) 水稻の種類 性質より之を分てば白稻、赤稻、梗稻、糯稻とし、時期より之を分てば早稻、晚稻とするが、田の早晚は一期作、二期作の分別でなく、只栽種の前後に過ぎない、例へば六月栽ゑるものを早稻とし、八月栽ゑるものを晚稻とし、其の品質は稍優良である。

(十六) 作業時期 舊曆二、三月は播種期であり、五月より八月に至る間が田植期であるが、大體泉水から灌溉する。植稻は多くは早く、其の他は秋雨出水後を俟つて之を行ふ、故に此三箇月が種稻期であるから、舊曆十月より翌年一、二月が收穫期になる。先に收穫する田地には他種植物を栽培する、例へば蕃薯、玉蜀黍、豆類の如きものである。二回連作した後水稻を栽種するものがある。此種の田地は期ち一年三期作と稱する。田地の少きときは此法を行ふが、田地多ければ之を行ひ難い。收穫期間三箇月に亘り連続して稻を刈り、穀を晒し、倉入をし、人手を需むるが如く繁忙である、故に黎村を通じ年に二回作のものは十に一、二もないのである。

(十七) 灌溉 自然の流水を利用し、適當の地には堰堤を作り、水を引いて田に入る。黎境の河流は四通し、極めて便利である。水車や岸斗等の水汲器は之を見ない、若し自然水がなければ多く水稻を種植しない。

(十八) 耕種方法 播種插苗は均しく漢人と同じきも、只稻刈に若干の差がある。稻の穂部尺に達しない處から刈り取

り、約數十種を一束とし、其の收穫多きものは藁を連ねて晒乾し、後に穂を落すか、或は藁を束ねて倉入をし使用の都度之を落すこともある。殘留の藁は自然腐朽に委し、或は之を燒棄する。其の原因は運搬の勞を省き、之を燃料及家畜の食料にもせず、田中で腐留せしめ、次期の肥料とする。

(十九) 藪倉 藪倉の構造は若干住屋と異り、木を以て柱とし、茅を以て蓋とし、地より一尺許離し、梁を架し、板を敷き、四圍は木板又は竹席を以てし、土牆を用ひない。空氣は流通し、極めて乾燥してゐる。然し其の構造は粗末で、久しく堆積した穀物は、腐朽して蟲が附く。其の穀量の少いものは別に倉を設けず、住屋内で竹籠の中に貯蔵してゐる。

(二十) 陸稻 陸稻は即ち早稻である。凡そ無水の田或は丘坂や乾燥地に能く栽培してゐる。即ち山居小部落の者又は一般苗人は多く之を種植する。播種は水稻と異なる所はないが、只田植時には鋤鍬を以て穴を掘り種植する。往々丘坂の草木を焚去し、その跡地に之を播種し、再び植直をしないで、其の成長に委してゐる。山間の僻地には均しく之を見る。焚燒時には燐屑の爲に樹木は焦枯する。一、二回播種し地味が盡くると、又棄て、他に移るので、其の地方を經過すると滿目枯林で、恍として朔北冬期の光景を呈する。五指山の天然林木は黎苗の爲に荒廢さるものが少くない。早稻には種種兩種があるが、糯米が多い。

(二十一) 雜糧 玉蜀黍は黎苗共に之を栽培し、毎年二、三月に種を蒔き、七、八月に收穫する。其の實には黄、赤、紫、褐等の色があるが、普通は黄色が多い。或は炙いて食し、或は米を泥じ粥に煮て食ふ、竹竿を用ひて藪の側に吊し、乾燥し腐敗を防ぎ、食するときに始めて之を打ちくだいて用ひるが、粉にするものはない。

(二十二) 薯芋 黎地は由来薯芋を種植するに適し、年中種稻の外に餘時が多きも、栽培することは少い。其の事由を黎人に尋ぬるに、米穀が豊富で食料に不足をしないから他に求むることを要しないと答ふ、又野猪豪猪が多いので、保

護することが困難であるとのことである、然し苗人は多く之を栽培する。

(二十三) 黃豆、綠豆及烏豆 中部の黎人には間々之を種植するものがある。崖縣、樂安、抱存、德慶等の黎村では、之を種植するものが多く、二、三月に種を下し、五、六月に收穫する。烏豆は臨僑諸地方の黎苗に之を種植するものが甚だ多い。

(二十四) 紅豆 間々之を種植するものがある。

(二十五) 落花生 崖縣、多滘、樂安一帶の黎村には、之を種植するものが甚だ多い。

(二十六) 瓜類 瓢箪は最も大なるものは徑一尺四、五寸、長さ二尺許で、其の瓢箪を以て器を製し、食用には供しない。大なるものは一箇數百文もする、稍良好のものは藤を以て簾にし、頗る耐久力があり、黎人は頗る之を珍重する、金瓜、南瓜等も之を栽培するものがある。

(二十七) 茄子 黎村で茄子を栽培するものは極めて稀れである。

(二十八) 唐辛 黎人の食する唐辛は山野に天然性のものがあるが、人工栽培のものも間々ある。

(二十九) 烟草 黎人で烟草を栽培するものがあるが、多く見ない。

(三十) 椰子、檳榔葉 漢人の村落に接近する黎村で偶々之を栽培する。

(三十一) 藍 黎境では到る處に之を見るが、染料に用ひる。苗人は花裙を染めるが、其の法は白布に蜂蠟を塗り、各種の花紋を繪く、藍を先づ缸に入れ、染めた後に、蜂蠟を洗ひ去ると紋が現はれる。

(三十二) 木料及藤 各黎地に均しくあり、豊富に生産する。漢人と交易の産物は、之を以て最も大宗とする。

(三十三) 乾箱 臨僑島の黎境に此生産が最も多い。

(三十四) 薯蕷 西北部の諸黎地に多く之を種植する。

(三十五) 藥品 藥品中金銀、石解、益智、草仁、艾粉等は各屬の黎地に多く之を種植する。
 (三十六) 山瑞 定安、臨高、儋縣各屬の黎地に之を産すること甚だ多い。
 (三十七) 麋、麂、山猪、猴、狐、狸、熊、穿山甲、獺、琴蛇、各黎地に均しく之等を産する。
 (三十八) 蔬菜 蔬菜は黎地共に均しく之を栽培する者少く、又之を副食物として使用することは稀れである。
 (三十九) 紡織工 黎村の女子間には織業は普及し、織布の出来ないのである。其の織布の原料は山間野生の麻皮(灌木植物で高さは六、七尺で俗に藤と稱すれど實は然らず)を採取し、其の青皮を剥去して之を晒乾し、其の纖維を取り、更に野生の木棉を収集し、綿布を織る。或は外來の綿絲及色毛絲を購買し混織する。野生の木棉は各地に産し、之を取り盡すことが出来ない程である。其の質は柔軟であるが、只稍脆弱である、多くは之を以て單衣或は上衣に製する。染色の麻或は色毛絲は多くは耕帯花紋の用に供する。織具は脱棉機、彈棉機、紡棉機、牽紗機、織布機等があり、何れも極めて簡單である。紡棉機は只縱横に二枚の木板と一箇の轉輪及少數の附屬具があり、別に又一本を桿と爲し、紡者は兩脚で桿の兩端を踏み、車を旋轉させ、一手を以て棉條を牽き、一手を以て加減をする、紡布は甚だ粗大で且緩く、之を外來の洋布に比せば殆んど十倍の大きさである。織布を巻くには鑿(絲織器)を用ひ、四本の木から成り、狀は恰も籐文の五文字を並らべた様である。巾は約二尺位で、上下斜角で周圍に兩廻轉してゐる。總延長一丈乃至一丈二尺で、是が布の長さである。織布は環形を成してゐる。織機は甚だ簡單で、花紋なきものは只二本の横木を用ひ、既成の布を纏ひ、別に一竿、一梭、一壓板があり、花紋あるは幾枝の圓い木竿を添へ、各花紋に従つて經絲を分別してゐる。織者は地に坐し兩脚を以て第一の横木を踏み、第二の横木を腰に縛し、兩端を引きしめ、竿及木竿を以て上下前後に移動し、左手で固定し、右手を以て梭を執り右より左し、梭を地上に置き、再び右手を以て壓板を取り織布を緊壓し、後左より右し、前法の如くにし、無紋

の布は日に二、三尺を織り、花紋の裙料或は帽子花帯等は日に數寸に過ぎない。織る所は華彩美麗で、質も亦堅靱で耐久力がある。黎女の習慣は耕帯は必ず自織し、織る所の布は環形を成し、最終の數寸は工を施さず之を切斷する。衣に製するものは中間を切斷する。二枚を四幅とし之を共に縫合はせる。女衣は一枚を用ひて一衣料とし、布巾は衿衫として裁つも、其の工作は極めて拙であり、黎婦の裁縫は何れも精巧ではない。

(四十) 草蓆工 蓆には二種あり、一を蘭草蓆とし、織法は精巧でなく、生産も亦少い。一を露兜樹葉とし、男女共に織るが、女子の織る者は尤も多い。粗細一様でなく、寝具を織るの外に、笠物の乾晒用及敷物に供する、亦小籠を織ることがあり、精巧ではないが、頗る利用に適する。

(四十一) 藤竹工 各地の黎人は均しく之を織り、笠籠小籠の類で、粗造のもの多きも、小器物には頗る精緻のものがあり、大藤蓆は水滿喇黎人の織るものが最も佳良である。

(四十二) 木工 黎人の木工は未だ太古の狀態を離れないが、發達した縫合法はなく、通常の利用具は粗末な踏臺の外は皆大木を刻成し、渡船、棺、臼、豚欄、洗面器の如きものであり、築構も板塀を造る法を知らず、其の牆角も構造の儘である。

(四十三) 竹工 黎人の竹器は箕、羅、篩、笠、筐、籠、筒等であり、間々精緻のものあれど、自家用以外には物々交易をしない。

(四十四) 陶工 黎人は能く陶器を製する者は少くない。臨、儋屬の白沙喇九甲村等には少數粗製の陶器を産し、附近の黎村中に販運し、碗鉢、酒甌、香罐の類を造る。

(四十五) 畜産 黎人の主な畜産には牛、豚、羊、犬、鶏、家鴨、鵝鳥等各種があり、牛は黎人唯一の財産であり、其の用途には二あり、一は耕田用にし、一は販賣用にする。耕田には多く水牛を用ひ、販賣には多く沙牛(黄牛)を用ひ、

其の飼養法は極めて簡單で、耳間に記號を附し、日中は山間に放牧し、夜は村内に回収する。沙牛は間々回収せぬ者がある。黎人の養豚は多いが、鶏、家鴨、鵝鳥、羊等は稍少く、犬は番犬又は遊獵に供し、殆んど之を畜はぬ家はない。

九〇

(六) 風俗習慣

(一) 婚姻 黎人の婚俗は多くは自由結婚であり、時々媒介に依ることもあるが、其の例は極めて稀れである。一般女子が年長すれば、父母は必ず之が爲に別に私室を營み、其の自由交際を許す、男子の未婚者は夜間に此種女子の私室に遊びに行く、情意投合せば女子は往々櫛櫛の葉を贈り細繆の意を表す。互に固く相約した後之を父母に告ぐると、父母は之を拒まないのを例とする。然れど男女合意の後に、父母が別に他人に配合を許すときには、女子も亦敢て之に反かない。結婚後男家に一泊し、尙ほ私室に歸るが、子の生育後に及んで男家に入る。或は結婚し子を生むと同時に、直に男家に往く者もあるが、近年此風は稍變じ、嫁すると共に、夫家に往き長く住する。結婚前男家よりは牛酒食物を送り、女家に至り宴を設け、宴が終り、女子は歩行し男家に至り、或は新郎より朋友數人を依頼し、女家に遣つて迎えしめ、又女家より伶俐な婦女數人を選び、新娘を送つて男家に至るものがある。女家が富み、男家が貧なれば、男は先づ女家に在つて若干年月の間働き、女家より牛や田地を贈り、家を成さしむるものがあり、亦先づ數年同居し、金錢を貯つた後に婚姻を擧ぐるものがある。結婚して私室に居る女子は、常に他の男と戀愛關係を發生することがあるが、若し其の事實を夫が聞知するときは、往々銃劍を持つて仇を尋ね、闘争して相手を殺すことがある。青年男女は之に依つて其の生を傷めることは數へきれない程多い。故に此種女子の私室ある村では、夜は必ず戸を閉ざし、私室より禍を醸し波及することを防ぐ。而して女が私室に在つて兒を生む後には、抱えて男家に歸るも、生む所の子は未だ必しも木夫から出た

ものとは定められないが、之を咎め立てしないことを例とする。但し此種の子は多くは家主と爲るの資格はないが、若し次子のないときは例外である。女子の私室に居るときは、其の舉動は甚だ自由であるが、一度夫家に入れば一切夫の命令の儘に従ふのである。黎俗では有夫の婦が、人と姦通せば制裁は極めて嚴重である。女子が既に結婚して落家(夫家に)を喜ばないのは、之が一因を爲すのである。黎人には又轉婚の風がある。兄が死んで弟が未娶ならば、嫂を弟に配するが、弟が之を願はないときは他へ再嫁する。或は間々夫と同宗の兄弟に嫁することもあれど、夫の同腹の兄弟に嫁することは出来ないものがある。臨、儂内(黎族)には此風俗がある。苗人は女を生むことを重んずる。其の俗は婚取を喜び、男子は常に他家へ婿入りし、父母を補助することが出来ないに反し、女子は婚取をするは、其の家を助くる爲である。婚取には必ず女子の同意を得るを要し、父母は之を強ゆることは出来ない。男子は婿入した後、女家の爲に働き、其の舅姑の死した後、始めて妻を携へて他へ移ることが出来る。其の俗は喜んで情歌を唱へ、男女唱和し、常に終夜も止めない。又結婚時は男子は必ず手に杯水を捧げ、女家に詣り、途中水を振盪するも、漏れせしめないのを誠敬の表示とするが、女家の親屬は男子が到着するときは、往々相寄つて戯れて鬪弄し、水を傾瀉せしめて、嘲諷の手段に供するので、男子は之を防ぐ爲に、二、三武勇に富む有力の者を相伴つて行き、杯水を護持するものである。女家では其の水の溢れないのを驗した後、烟草を贈つて禮が終るのである。昌古振州の黎は、家憲が極めて嚴格で、貞操も能く重んじ、妻が外の男に通ずれば、母方の財産を没收し、男が外の女に通せば、夫家の財産を没收し、各相悔ゆることをしない。若し妻妾が中年に子のないときは、同意の上で離婚が出来る。

(二) 育兒 子が始めて生るときは、之を戸外に出して冷水に浴し、産後間もなく産婦は勞働に従事する。働くときは裙を以て襦袢とし、兒を包んで之を襪に懸け、泣くときは繩を持つて揺り動かし、外出のときに包んで之を臂に掛け、農時には田間の樹枝に吊るしてゐる。西北部の小兒は常に裸體で、衣類も履物も著けない。體は甚だ強健である。中東

部では衣を穿ち、帽を戴くことは、漢人の兒童と異なる所がなく、通常三、四歳で始めて乳を斷つ。

(三) 死喪 「納棺」 人の死するときに棺を用ひることは、漢人と同じである。棺の佳なるものは大木を刳つて造り、亦六木の木材を以て合成するものがあり、貧者は或は棺を用ひず、席を用ひる。

「葬車」 人が死せば親戚が入り弔つた後に、之を埋葬するが、間々十三日も経過して始めて葬むるものがある。毎村には必ず墓地があつて、死者を埋める。然れど墳墓は作らず、年節に祭掃の禮もない。苗人は多くは火葬を用ひ、草々に式を了する。葬後は其の儘に放置し、手を加へない。陵水の生黎は人が死せば豚牛を殺し祭り、棺を墓穴に安置した後、屍を棺内に納めて葬る。既婚の婦人は、死後には屍を女家に送つて葬むる。

「治喪」 死者の子は銅片を以て製した先の尖つた帽を戴き、上は縮み下は緩く、彎曲して形は略牛角に似てゐる。衣服は特制がない、親を葬らぬ前には、粥飯を吃することを許されぬが、只飲酒だけは許さる。

「做八」 人が死して八日目には、親戚の富者は先づ牛を送り、次に豚羊酒米を送り、隨意に物を携帶し、朋友は喪家に到り弔ふ、之を名付けて「做八」と云ふ。親戚中死人の歴史を熟知する者を迎えて、死者生前の経過及債權債務のことなど演述せしむる。祭後には群つて相聚飲し、歡笑歌舞し、男女は雜沓し、繼ぐに調弄を加へ、互に相抱え、其の狀は猥褻を極むる。女子の美服は做八の外には多く見られない。男子は醉後に各藤鞭を持つて互に相打ち合ひ、常に皮が破れて血が流る迄に至る。客が退いた後とて、喪主は牛角の尖端を取り、之を屋根の上端に懸け、死者の爲に記念とする。做八の習慣は獨り成人に對して之を行ふばかりでなく、小兒の死者に對しても同様に之を行ふ、故に家に死亡者があれば往々其の豐年の蓄積を消費し、貧者は多く先づ埋葬を營み、家計稍裕かに至つて「補做」を實行する。

「遺物」 死者の衣服經具等諸品は必ず之を毀棄する。

(四) 年節 二十年前迄は黎人には尙ほ年節の習慣を見なかつたが、近年は漸次之を行ふ様になつた。間々漢人に倣ひ、爆竹を燃やす者もあるが、只其の例は廖々として殆んどない位である。普通黎苗は日月を知る者少く、多くは自分の年さへ能く云ふことが出来ない。

(五) 契約 黎人には文字がないから、普通何等の契約もないが、田地賣買の時文だけは之を見る。其の主要價格は牛であり、不足の場合には錢幾千幾百を追加する。其の契約の方法は竹一片を削り、刀或は墨を以て紋を其の上に畫く。例へば \times 三 \times 二の類である。畫後には割つて二と爲し、各其の一片を存し、 \times は錢物を分別するの記號であり、又巾二、三分、長さ一、二寸の竹管に刀を以て刻目を附け、前を年限とし、後を錢數とし、 \times を以て五とし、錢は一とし、例へば錢十七錢ならば $\times\times\times$ 一と刻み、年限は九とし、即ち \times 一一一と刻み、長さ數尺に至るものがある。近頃は又竹箭を用ひるものがある。漢人に隣接する黎は、漢人に依頼し書契を用ひることもあり、又儋州臨屬内の黎人の契約は竹管を截り、其の長さは契約者の左手中指の長度を標準とし、正面には双方の押記及銀錢の數目を刻み、側面には當事者及立會人の數を刻み、其の符號も亦一畫及交叉の兩種があるも、其の記載する事物は他の黎に比し繁雜であるのみである。

(六) 捉鬼 人が疾病に罹れば、多くは生草藥湯を飲み、癒えざれば巫を延いて鬼を捉ふ。其の法は繩を以て鶏卵を繫ぎ之を竿頭に懸け、兩手で之を承けて其の動き方を視て、鬼の有無及鬼の種類を下す。祭を爲す供物としては、牛及豚羊を殺し、均しく巫意に隨ふ。祭が終れば親屬を迎えて之を聚餐する、之を「食鬼」と曰ふ。殺す所の牛豚の角又は齒骨は必ず、之を屋中に掛く、小者は或は之を病人の頸間に繫ぎ、永く取去らない。但し此風俗は各處同じからず、中部の黎人は獸骨を佩ぶるものは極めて少く、病人にして若し鬼を祭るの力なくば、或は親屬より牲畜を送つて之を行ひ、或は病中に鬼を祭るの力なくば、巫に依り鬼に約し、收穫を俟つて後再び祭り、病人の平癒を祝する、故に秋冬の間收

種後に鬼を祭るの擧は最も多い。或は巫の言を聽いて妄りに殺人を事とする者もある。病人が鬼を祭り、巫を延いて神を降すときに、神が人から暗に害せられると曰へば、全村の老幼男女を招集し、齊しく一處に集り、神は乃ち一人を指定し、是れ病者を懺悔するの人の曰はゞ、頓に公憤を起し、此人を毆打し、之を非死に至らしめ、昇いて之を活き埋めにする。間々一人の病者があり、數人を誣殺するものがある、此俗は中部の黎に多くある。

(七) 工作 黎人は農植を以て本業とし口出で、作り、口入つて息ふ。農繁季節には婦女は鶏鳴に飯を造り、天明に男女聚食し、食終れば即ち農具飲具を携へて門を出で、午飯には田間に在つて炊事を爲す。雇入れた農夫と通力合作するが、工賃を計算せず、主人は只鶏、家鴨等酒肉を備へて之を待遇するのみである。貧苦の雇人或は親戚は長期富家の爲に雇はる。而して相當年月を経過せば、雇主より田地、耕牛及穀物を贈り、或は家を作り自活せしむる。農事が終れば、女は布を織り席を織り、男は禽獸を射獵し、或は間々家に在つて婦女の爲に裁縫の準備を手傳ふこともある。同村に大小の工事があるときは、皆互に相助け、家屋を建築する等の場合には、主人は只酒肉を具へて招待すれば、其の事は立ろに成るのである。其の漢人の村落に接近する黎人の働く時間は、男は午前六、七時より十一時頃迄、午後二時より五時頃迄とし、女子は早朝より午後一、二時に至れば停止する。中部の黎村には此習慣はなく、又苗人は黎人の如くに勤苦勞力に耐へることが出来ないから、雇はる者は黎係に多く、苗には少い。

(八) 保衛 黎境の治安は各村自ら責任を負ひ、其の大小村落には舊式の銃器(噫鎗)が甚だ多く、事あるときには村長より鼓を撃つて召集する。

(九) 公差(役) 黎人は公役を務むるに至つたのは、何時か知り得ないが、凡そ地方官廳の公役が村に下れば、諸村の村長が責任を以て保護するの外は、總て米食は村人公衆の供給であり、總て行李の往來も村人の輸送運搬する所に係り、

此村より彼村に到るには、必ず客人を彼の村の村頭に紹介し、行李の交代が終了せば、輸送人夫は離去するのである。彼の頭家で若し接待せず、或地方で人少く發應することに不足を告げば、各村は共同して負擔する。村人は官長が村に到れば、往々豚を屠つて食に供する。而して豚腿は官長に獻じ、餘肉は村中の父老を招集して官長と陪食せしむる。其の人夫を派遣する方法は、村長より人數に割振つて肉若干串を備へ、汎に應ずるの人に分送する。其の人が之を受入れた後に、期を定めて至る。汎に應じない者は敢て肉を受けないのを例とする。但し肉を受けて其の人の至らないこともある。縣中或は地方に工事のあるときは、地方官より各村に命令を下し、役夫を分配し、期に應じ事に従ふが、只食物は必ず公家より準備することにす。近來各地の道路開築は此法を採つて居る。爲に頗る費用を省き、工程は速かに成るのである。

(十) 射獵 黎人は農閑期には山に入つて獵を射る。従前多く弓矢を用ひたが、現時は銃砲に改めた。獵して獲たものは之を村人と集つて共食し、餘は乾晒して鹽漬にする。其の角、爪、頭骨は往々取つて之を梁柱の間に懸け、骨が多い程光榮とする、其の獸皮は多くは熟黎に依つて城市に販運し、鹽布に易へる。

(十一) 聚飲 黎人は慶弔には客を請じ、男女を招いて聚飲する。多くは大碗或は瓦鉢を以て酒を酌み、肴は地面の中央に置き、碗箸を持ち、取り圍んで之を食する。又食物を並らべた後に、共に一箸を用ひ、順番に之を飲食することもある。酒饌は眞中に置き、旁らに冷水の容器を置き、酒を満さないときは、水を以て之に満たし、別に一尺許の小さき竹管を以て壘中に挿入し、順番に長より幼へと吸飲する。吸ひ終れば再び之に水を充たし、時に飲み、時に止め、談笑して樂む。聚飲の時間は毎に半日に及び、毎飲には必ず酔飽して散する。飲料は大であり、此痛飲歡呼の時には男子は任意に一女子を指定し、互に情歌を唱ふの相手とすることが出来る。若し和唱相適へば、彼此情意投合せば、即ち相通するも他人は干渉することが出来ない。

(十二) 信仰 黎村には神祠なく、間々土地廟なるものがあるが、亦其の數は稀れである、漢人が或は之に剪髮し文身を

廢するを勤むれば、彼等は祖宗の遺訓であるから、違背するは出来ずと云ふが、然し未だ其の祖宗を祭祀するの舉を見
たことはない。凡そ工事を起し、土を動かすときには、先づ祈禱し、又善んで鶏卜をする。疾病に罹れば男女の巫を招き、
鬼を捉る。苗人の俗も亦同様である。

(十三) 刑罰 黎村中には牛を盗み、物を竊む犯罪がある。一度捕獲されれば必ず處罰さる。重きは死刑を宣告し、家産
を沒收し、輕きも指を斷じ鞭答する。其の死刑の執行には、斬首、剖腹、銃殺、火焚等各種があり、其の處分が小事で
あれば、族長の獨裁に委するが、大事であれば聯村族長會議を開催し、全く感情及習慣に據り判斷し、時間輕重の分は
ない。故に弱者は罰當に重く、強者は刑當に輕い。

七 教 育

黎人の教育は首として陵水を推すべく、次は崖縣とし、其の他各地には開く所がない。陵水の第七區大新地方には公
立初級國民學校一箇あり、生徒は六十餘人を算し、同區の寶停地方には初級國民學校一箇あり、男女生徒七十八人を算
し、崖縣抱懷山鶏田地方には各學塾一箇あり、生徒は約三、四十人である。此外に又漢人にして黎村に在り塾を設け、
教授してゐる者がある。只無月謝であるから、その代りに各人毎月只米二、三斗或は四、五斗を供する。教科書には三
字經、千字文等の書がある、然し此種の學塾は多く見ない。

八 語 言

海南各處黎族の語言は大體相同じく、只山地諸部落は或は交通艱阻の影響を受け、音調に稍差異あるを見る。然れど
も其の系統を尋ねれば、尙ほ語源を一にすることを。其の東部の俸及苗人の語言は、黎族とは大差があつて、相通

することは出来ぬ。海南苗族語言の發音組織は、廣西の苗人と相合する所が甚だ多い。是れ往昔多くは廉雷を経山して
南遷した爲である。茲に本島各屬黎苗俸の語言中、常用の名詞を擧げ、其の語音を標し、左に列記して比較に便する。

海南黎族語言比較表

事 別	崖 縣		高 昌		陵 水								
	黎 族	苗 族	黎 族	苗 族	黎 族	苗 族							
一	Cu	Gu	Dia	Za	Ji	Shu	A	Cha	Yu	Dou	Bug	Npu	Ngon
二	Do	Do	Tim	Su	In	Shou	I	La	Chia	Sia	Clow	Chio	Chio
三	Su	Su	Jia	Tu	Dam	Tu	To	Too	Chia	Joe	Sae	Chai	Chai
四	San	San	Diu	Chan	So	Ti	Ti	Chou	Jau	Son	Chap	Chor	Chor
五	Ma	Ba	Bu	Ba	Ngn	Ta	Ba	Ba	Ta	Mo	Waw	Ba	Ba
六	Noon	Doom	Noon	Doom	Tak	Tam	Chio	Dam	Dom	Nam	Suan	Shun	Shun
耳	Bvi	Eyi		Vai		Al	Nann	Toon	Si				
H	Sa	Sa	Dap	Cha		Cha	Ngan	You	Cha				
口	Mon	Boon	Mon	Boon		Nov	Yop	Tam	Tam				
鼻	Kok	Kat	Hok	Kat		Kad	Cham	Kat	Kant				

第四章 地方行政

九八

民國十七年春、廣州政治會議は善後委員條例を頒布し、廣東に於て四善後區を設け、南區善後公署は是年四月十一日瓊州府城舊鎮臺衙署に在つて組織成立し、陽、高、雷、欽、廉、瓊、崖七屬を統轄し、所轄縣市には陽江、陽春、茂名、電白、化縣、吳川、信宜、廉江、海康、遂溪、徐聞、欽縣、防城、合浦、靈山の十五縣及瓊崖の十三縣合計二十八縣及海口、北海、梅菪の三市があり、署内に參謀長一人を置き、茲に軍務政務兩處及參謀、副官、軍法、行政、調査、視察、總務七科を設け、區内の候補建設及一切の善後事宜を掌り、各區内の部隊及一切人民の武裝團體を指揮監督し、各級の官吏も亦其の監督検査を受く、毎月の豫算經常費は毫洋一萬四千四百二十二元、臨時費は毫洋二千四百二元一毫七仙とし、同十八年夏に裁撤し、本島常設の地方行政機關は十三縣三市である。茲に其の梗概を分述する。

- (一) 瓊山縣公署 瓊山縣公署は瓊州府城に在り、一科六局を設く、即ち總務科、財政局、公安局、教育局、實業局、公路局、衛生局とし、毎月の行政、財政經費は一千二百六十四元を計上し、不足の分は各縣の通例に依り、地方より補助し、官列は一等二級である。
- (二) 文昌縣公署 文昌縣治は便民市に在り、其の城には僅かに東南北の三門があり、西門はない、縣署は東門であり、各縣と異り、廳舎は廣大で本島各縣官衙の冠である。總務課の外公安、教育、財政、實業、衛生の五局を設け、毎月の行政經費は毫洋八百三十五元、財政經費は百六十元で、官列は二等である。
- (三) 澄邁縣公署 澄邁縣治は原と玉抱港に在り、老城は水土劣るが爲に、前清光緒年間に金江市に遷した。市は南渡江の上流に據る、帆船の終點で僑臨に入るの本道である。縣署は大江に面し、頗る形勝の地を成し、行政經費は文昌と同額であり、一科五局を設け、官列は三等である。

(四) 定安縣公署 縣治は縣の北部に在り、北は建江を枕し、南は曠野に臨み、頗る形勢重要な地位を占む。毎月の行政經費は八百三十五元、財政經費は百七十二元二角で、一科五局を設け、官列は二等である。

(五) 瓊東縣公署 瓊東縣は舊名會同縣であり、毎月の行政經費は八百三十五元、財政經費は九十四元八角で、一科三局を設け、官列は三等二級である。

(六) 樂會縣公署 樂會縣署の組織及毎月の行政經費は、瓊東の情況と相同じく、官列は三等二級である。

(七) 萬寧縣公署 萬寧縣署毎月の行政經費は八百三十五元で、其の組織は總務科の外に公安、教育の二局あり、官列は三等である。

(八) 陵水縣公署 陵水縣署毎月の行政經費は八百三十五元、財政經費は百三十四元で、其の組織は瓊東、樂會と略同じく、官列は三等である。

(九) 崖縣公署 崖縣署毎月の行政、財政兩項の經費は一千七元で、其の組織は一科五局あり、官列は二等である。

(十) 臨高縣公署 臨高縣署毎月の行政經費は八百三十五元、財政經費は百六十元で、總務科及公安、財政、教育、工務の四局あり、官列は二等である。

(十一) 儋縣公署 儋縣公署は原と北門江の下流に在り、郷人は風水を迷信し、城濠水流の方面は郷人に利あらずとし、屢々改築せんと欲したが、城人之を拒んで果さず、民國九年八月粵桂の戦に乗じ、官守空虚と爲り、郷人衆を集め城を助し、屋廬盡く燬かれ、公私塗炭に苦み、後縣署を白馬井伏波廟に遷し、乃ち資を墩教市に集め、新署を建築し、同十五年春始めて遷り駐し、名けて新城と曰ふ。地は高阜に憑り、飛沙瀟漫し、廳舎は殊に簡陋で、市中の商店も亦屢々で

九九

ある。縣署毎月の行政、財政兩項の經費は一千五十三元で、一科三局あり、其の官列は二等である。

(十二) 昌江縣公署 昌江は昔昌化と稱し、縣治は昌江閩尼の北岸に在り、城に北門なく、縣署は城の中央に在り、破陋殊に甚しく、毎月田賦收する所は百餘元に過ぎず、地方の補助もなく、自ら縣署の組織は極めて簡單で、縣長以下只總務、財政、出納等の人員を置くのみで、瓊崖中最も貧苦の縣である、其の官列は三等二級である。

(十三) 感恩縣公署 感恩も亦最も簡單の縣治であり、全年の地租收入は僅かに二千七百餘元で、收支適合せず、地方收入は年五百元に満たず、又補助に資するに足らず、縣署の組織は極めて簡單で、縣長以下科員三人を置き、出納、庶務のみである、其の官列は三等二級である。

(十四) 海口市政廳 海口市政廳は民國十五年十二月一日組織成立し、海口全市の市政事項を掌り、市長以下秘書處及民政、財政、工務三局を設け、其の經費は市財政局徵收する所の各種稅收中より之を支辨し、毎月平均收入は約一萬五千元であり、經常費の外に建設費を存する爲に、其の支出は收入に從つて異なる、而して一定の收支定額はない。

第五章 司法

海南各縣の司法は前に縣知事の兼理に歸したが、前清宣統三年に瓊山商埠地方審判廳、同檢察廳を設立し、瓊山初級審判廳、同檢察廳を附設したが、僅かに數月を閉みし、光復を以て停止し、民國元年復た瓊山地方法院を設け、各縣に審檢所を設立し、同三年改めて稱審所を設け、縣知事をして檢察の職權を兼ねしめたが、經費不足の爲に之を設置せず、尙ほ縣知事の兼理に歸し、而して道尹公署を廢し以て第二審機關と爲し、未だ幾もなく道尹制を廢し、縣署を以て上訴機關と爲し、同十年復た瓊山地方審判廳、同檢察廳を設け、各縣に分庭を設立し、同十六年之を停止し、改めて縣法院

を設け、廣東控訴院を以て上訴機關と爲し、同十七年三月復た改めて各縣分庭を設け、四月瓊崖地方法院を設立したが、其海南は海外に孤懸し、省を距る遙遠で、刑事上訴案件に遇ふ毎に、沿途犯人を護送するときには、道を香港に取る能はず、必ず雷州を経由し、道を繞りて省に往く爲に、數月にて始めて達する。民事案件一千元以上の訴訟價額あるもの、第二審は又高等法院に屬し、各訴訟人は省に赴き、審を待つが如くに極めて不便である。

第一節 瓊崖地方法院

瓊崖地方法院は瓊山縣城の舊道署に在り、民國十七年四月成立し、院長、首席檢察官、庭長、推事、檢察官、書記官、候補推檢書記官、候補書記官等十七人を設け、毎月經費二千六百二十七元五毫とし、海口分金庫より之を支出し、現在毎月受理の民事案件は三十件乃至五十件、刑事案件は二十件乃至四十件とし、開廳以來司法收入は毎月訟費の最高四百元、最低百五十元、抄録費の最高七十餘元、最少二十餘元、送達費の最高四十餘元、最少十餘元、執行費の最高三百三十餘元、最少十餘元とし、罰金の最高二百餘元、最少の十餘元とするも、此項の收入は數月間皆無のことがある。狀紙費は最高二百二十元、最少百五十元である。

第二節 各縣分庭

海南各縣の分庭は均しく縣署の廳舎を供用して設立し、各分庭には推事、檢察官、書記官各一人、僱員二人、檢驗吏一人、承發吏一人、法警、庭丁、雜役計四人を設け、文昌一縣は毎月の經費を五百三十元と定め、該縣國稅中より之を支辨し、其餘は毎月の經費を四百七十元と定め、海口分金庫より之を支辨し、瓊山縣第一番は附近瓊崖地方法院に於

て之を受理し、別に分庭を設けない。

文昌縣分庭は毎月受理の民事案件は八件乃至二十餘件、刑事案件は六件乃至十件とし、司法収入は毎月訟費の最高八十元、最少十餘元、抄録費の最高三十元、最少十餘元、送達費の十餘元、執行費の最高三十元、最少十餘元、罰金の最高百元、最少十餘元、狀紙費の最高七十餘元、最少十餘元である。

澄邁、定安、樂會、瓊東、儋縣、臨高、萬寧縣等の分庭は、毎月收受の民事案件は十件乃至三十件とし、司法収入は毎月訟費の最高四十元、最少十餘元、抄録費の最高二十餘元、最少十餘元、送達費の最高十餘元、最少十餘元とし、執行費の最高二十元とするも、或は全然収入のなきこともある。狀紙費(訴訟狀用紙代)は最高十餘元、最少十餘元である。

崖縣、陵水、昌江、感恩等の分庭は、毎月收受の民事案件は二件乃至五、六件とし、刑事案件は最高二件とするも、或は全然ないことがある。司法収入は毎月訟費の最高二十餘元、最低十元とし、昌江、感恩にも又或は全然なきことがある。抄録費の最高十餘元、送達費の最高十元、執行費の最高十元、罰金の最高十元、狀紙費の最高十元であるが、又全然ないこともある。

第三節 監獄

瓊崖地方法院監獄は瓊山縣署の西に在り、瓊山縣署の罪犯習藝所を改建したもので、極めて簡陋で圍牆も高からず、監房は堅牢ならず、男房十四軒、女房一軒あり、囚徒二百二十人を收容し得る。看守事務室は監獄内の正廳に在り、監房は兩側に位し、査察は容易である。管獄員一人、醫生一人、録事一人、押丁十人、雜役三人、女看守一人を設け、各縣分庭監獄は均しく前清の看守所を改設したものであり、屋宇は狹隘、土地低濕で、空氣の流通悪しきが爲に、現に文

昌、定安、樂會等の縣人は、資を集め新監獄を建築せんとする計畫を提議した。各分庭監獄は各管獄員一人を設け、其の月俸は六十元とし、押丁、雜役は四人で、各人月収は十元とし、事務費、藥費、囚徒糧食共二百餘元乃至三百餘元である。文昌監獄は平均押収の司法犯人二十餘人とし、澄邁、定安、樂會、瓊東、儋縣、臨高、萬寧各縣の押収司法犯人は數人乃至十餘人とし、崖縣、陵水、昌江、感恩縣等の押収司法犯人は數人である。

第六章 警衛

第一節 防軍

本島の駐防軍隊は前清には定額あるも、民國以來駐額の定なく、大抵駐紮地點は海口府城を以て中心と爲し、嘉積、文昌、澄邁、臨高、萬寧、陵水、儋縣等の縣市に分駐し、多きは一營(大隊)、少きは一排(小隊)ある。此外崖、昌、感恩等の縣は交通困難の爲に、駐防の軍隊は甚だしく、警戒あるときは臨時に附近より出兵派遣し、事終れば原處に歸駐する。民國十七年三月十一軍十師が本島駐防の時に、恰も共匪土匪が交々害を爲し、焚殺年を経て、全島は紊亂し、死者萬人を越え、流民十餘萬戸に達し、至る所廢墟に歸し、災禍の慘狀未曾有であつたので、十師は全力を傾倒し、分途討伐に従事し、搜索隊は深く黎嶺に入り、遠く崖、感を窮め、時を経ること數月に至り、遂に肅清を告げた。其の防備の區域は編むく荒僻に及び、従前と情形稍異なるものがある。

第二節 縣 兵

海南各縣は均しく縣署の縣兵があり、多きは人数一連(中隊)以上あり、少きは一排(少隊)、一班(分隊)あり、使用銃器は多くは民間より借用し、毎月の経費は多きものは千餘元、少きものは百餘元である。

第三節 警 察

各縣及海口市は均しく警察を設く、之を分述すれば下の如くである。

本島の警察は前清光緒二十七年に創設し、第一に成立したものは瓊山縣である。民國の初に建設し、各縣も次第に之を設立した。即ち瓊山は七區、文昌は若干區、澄邁は九區、定安は九區、瓊東は六區、樂會は四區、萬寧は四區、臨高は六區、儋縣は七區、陵水は四區、崖縣は五區、昌江は四區、感恩は五區とし、各區の名稱は皆一、二、三、四等の數字を以て排列し、區に警署あり、署に署長員及警兵若干人ある。每區の月費は數十元乃至數百元とし、其の経費は皆當該地方に於ける出入貨物に對する課税及農産品等に對する捐税を以てし、人材の費用は共に之を缺くを以て事務成績の認めべきものがない。而して不肖官吏は又往々秘密に區の官職を鬻賣し、境に雜捐を徴し、因縁惡弊を醸し、婦姑の争に開あり、米穀諸芋に捐あり、人民は其の擾に堪へず、各區十中の八九は銃器なく、署長は長時殆んど事なく、坐から公帑を費し、警兵は専ら徵税のみを事とし、制服なく、監所なく、徒らに警察の名を假り、民害を爲すの政を爲し、南區警後公署成立後は地方人士の請求に據り、情形を査察し、分別して廢置し、即ち各縣中城區及繁盛の市鎮には之を設置し、教練するの外、其餘の各區は一律に裁撤し、保甲に改め、一切苛細の弊捐を廢止した。

海口は清の光緒年間に始めて海口商埠警察局兼に水巡警廳を設立し、民國十五年十二月に追ひ、改めて獨立市と爲し、瓊山縣管轄に屬せず、市政廳を新設し、全市を分つて三區とし、各警署一所を設け、民政局に直隸し、第一區署には署長、署員、書記、稽查、警長、班長、警兵、夫役共に五十四人を設け、警兵九人を派し、紅坎坡に分駐し、土製七九銃三十挺あり、毎月の経費は濠洋六百三十八元五角で、別に瓊崖公路分處より三十元を補助し、第二區署は署長、署員、稽查、警長、班長、警兵共に五十人を設け、分つて四班と爲し、土製七九銃二十二挺あり。毎月の経費は濠洋六百九十五元五角とし、第三區署は署長、署員、稽查、警長、班長、警兵等二十餘人を設け、編して甲乙二班と爲し、一班は白沙に分駐し、土製七九銃十七挺あり、毎月の経費は濠洋三百二十八元五角とし、署長より警兵に至る迄均しく制服を着し、亦監所がある。民國十七年十月間曾て警察教練所を開設し、學警四十人を招募し、修業後は各區に分派し服務せしめ、漸く進歩を見た。

此外に尙ほ海口水上巡查所があり、民國十七年十月間に組織成り、海口港内砲臺の舊址に在り、毎月の経費は九百八十元とし、市廳より之を支辨し、主任書記、特務員各一人、隊長、班長各二人、巡兵十八人、検査兵三人、船夫雜役四人を設け、毎日巡船を派し、海面を遊弋し、海盜を防備し、又民政局に保安隊四十八人あり、一小隊を五里亭に駐し、七九銃三十六挺あり、毎月の経費は五百六十元である。

第四節 保 甲

保甲制度は吾が國に在つては、悠久の歴史があり、實に成周に濫觴し、宋に至り名詞始めて確立し、明清相沿ひ、略損益あり、最近中央には保甲運動の議決があり、軍政部は聯保連坐の通令を發したのは、蓋し益々之を重視した爲めで

ある。茲に先づ其の沿革を略述する。

吾が國の保甲制度は、首め周禮に見え、周制は大司徒教法を邦國、都鄙に施行し、之をして各其の治むる所の民に教え、五家をして比を爲さしめ、之をして相保せしめ、五比を閭と爲し、之をして相受けしめ、四閭を族と爲し、之をして相葬せしめ、五族を黨と爲し、之をして相救はしめ、五黨を州と爲し、之をして相刑給せしめ、五州を郷と爲し、之をして相質せしめ、而して比に比長あり、閭に閭胥あり、族に族師あり、黨に黨正あり、州に州長あり、郷に郷大夫あり、皆王城近郊の官である。郊外の外を甸と爲し、則ち六遂を設け、其の制は五家を隣と爲し、隣長あり、五隣を里と爲し、里長あり、五里を郷と爲し、郷長あり、五郷を都と爲し、都師あり、五都を縣と爲し、縣正あり、五縣を遂と爲し、遂大夫あり、隣長より遂大夫に至る皆甸の官である。居には則ち民と爲し及び兵を用ひ、五人を伍と爲し、伍に伍司馬あり、即ち比長を以て之に充て、二十五人を兩と爲し、兩に兩司馬あり、即ち閭胥を以て之に任じ、比長職に云ふ、阜(罪)襄(邪)は則ち相及ぶと、疏に曰ふ、五家に罪惡あれば連り及び、犯せざらしめんと欲す、後世の保甲法は即ち之に基く、春秋戰國に法治家出で、管仲齊を治め、軌里連郷の制を設け、周制と類(等)しく美なり、其の法は五家を軌と爲し、軌に長あり、十軌を里と爲し、里に司あり、四里を連と爲し、十連を郷と爲し、郷に良人あり、五郷を良人と爲し、五郷を屬と爲し、屬に帥あり、又郷を分つて五州と爲し、州には長と爲し、州を分つて十里と爲し、里には之を尉と爲し、里を分つて十游と爲し、游には之を宗と爲し、十家を什と爲し、五家を伍と爲し、什伍には皆長あり、障を築き、匿を塞き、道路を一にし、出入を博くし、閭閻を審にし、筭鍵を慎み、居には則ち軌里相助け、動には則ち什伍相聯り、有罪を罰し、獨りに及ばず、有效を賞し、専ら與へず、和親相關し、奇裏相及ぶ、故に其の言に曰く、夫れ善く牧ふ者は城郭を以てするに非ず、之を輔くるに什を以てす、之を司るに伍を以てす、伍は其の人に非るなく、人は其の里に非るな

く、里は其の家に非るなく、故に奔亡する者は匿くす所なく、遷徙する者は容るゝ所なく、求めずして得、召さずして來る。故に人は流亡の意なく、更は備退の憂なく、夷吾立法の意は至つて積密とし、商鞅秦を治め、變法の令を定め、民をして什伍を爲さしめ、而して相收めて連坐を司り、奸を告ぐる者は敵首を斬ると同じく賞し、奸を告げざれば敵に降ると同じく罰し、其の法は五家を保と爲し、十家相連らね、一家罪あれば九家擧げて發き、若し糾舉せざれば則ち相連坐し、境内大に治り、是より後什伍連坐の法行はれず、後漢隋唐には里閭隣保の制ありと雖も、然れども其の用は密役に在り、保甲を去る已に遠く、宋代に至り王安石始めて保甲法を定め、其の法は十家を保と爲し、五十家を大保と爲し、十大保を都保と爲し、衆の服する所の者を以て保長、大保長、都保正副と爲し、毎戸に兩丁以上ある者は一人を選んで保丁と爲し、凡そ保丁には自ら弓箭を置くを許し、武藝を習はし、每一大保に付夜輪番五人を以て盜を警し、同保中に強盜、殺人、放火、強姦、暗人、妖教の傳習、蠱毒の造者等を爲す罪あり、知つて告げざる者は之を罰し、強盜三人以上を藏匿し、三日を経過し、聯保情を知らずと雖も、亦之に失覺の罪を科し、保甲は實に荆公一生最も力を用ひた事業であり、其の神宗に上るの劄子及宋史兵志に之を言ふこと甚だ詳である。當時之に反對する者は、編戸を擾及するものとし、熙寧三年より之を開始し、元祐に至り遂に廢せられ、之を行ふこと十年に過ぎず、誠に惜むべきであつた。明代に及び此制を提倡した最も著名の者は王守仁である。守仁は南贛巡撫に任じたとき、既に大帽山の諸賊を平けたが、伏莽尙ほ滋きが爲に、乃ち十家牌法を創め、其の法令は十家を一甲と爲し、各其の家の男婦丁口、籍貫、職業等を明細に一木牌の上に書し、之を門首に掛け、毎日夕刻甲首は順番に之を審査し、凡て十家の中に姦邪及來歴不明の人を留むるを許さず、誓約書を作成し、若し違反するものときは十家を同坐し、又保長を設立し、専ら一に盜賊を防禦し、遇々警あれば即ち保長より各甲を統率し、防遏逮捕を計り、其の城郭、坊巷、鄉村は各家に皆鼓一面を備へ、警に遠くは一家鼓

を撃ち、各家之に應ずる。而して鼓聲を聞かば各甲機械を執り、齊しく出で、應援し、俱に保長の指揮を聽く、但し期に後れて出ざる者あれば、其の旨を有司に報告し、重罰を加ふ。其の中論に云ふ、凡そ十家牌を置き、須らく先づ各家門面の小牌を逐次査査し、十家の編排が既に定まれば、式に照らし簿冊を作製し、審査に備へ、私曲不法の事實あれば、冊に按し處分し、更に隠匿脱漏ならしむる。一縣の事は諸を掌に視るが如くし、毎十家よりは各甲内平日偷窃を爲すの風あり、又は恐喝教唆する等不良の者を逐一報告せしめ、同じく隠匿せしめず、境内に或は窃盜あらば即ち此輩をして自ら取締を爲さしめ、若し甲内の漏報に係れば、仍ほ同甲の罪を科し、此の如くなれば奸偽は容る所なくして、盜賊は息むべく、又十家の内に争訟等の事あれば、同甲は即時に勸解和釋し、強を恃み、弱を凌ぎ、又誣告するものあらば、同甲は相率めて官に稟申し、凡て十家牌式は其の法は甚だ約で、其の治は甚だ廣く、果して能く着實に舉行せば、實に盜賊息むのみならず、詞訟簡なるべく、是に因つて之を修めば、偏を補ひ、其の弊を救ひ、賦役均しふすべく、其の伍を連らねて其の什を制し、外侮禦くべく、其の薄を警め、其の厚を勸め、風俗は淳なるべく、導くに徳を以てし、調するに學を以てし、禮樂は興るべく、只之に循つて潤色し、之を修擧すれば、一邑の治は勞せずして致すべく、陽明先生は十家牌法の精義に於て之を發揮し、透徹せしめたのは實に刑公の保甲法に孕胎する。

清初は明制を襲くに因り、州縣城郷の十戸に一牌頭を立て、十牌に一甲頭を、十甲に一保長を立てしめ、戸々に印牌二張を給し、姓名丁數を書寫し、出づるときには往く所を注明し、入るときは其の求むる所を稽へしめ、船隻には船門に字號を刊刻し、每十隻を聯ねて十甲と爲し、甲長を設け、一甲の内互に相稽察し、彼此相保結し、若し匪類及賭博の情事を容隠するものあらば查出し、十船並に坐し、其規則は刑部定例及戸部則例に詳載してゐるが、清一代に於て保甲の最有力のものを推行したのは、獨り乾嘉の間で、其の時の能吏は湖南布政司葉佩蕙、福建巡撫葉世倬、山東運使李彦

章等の如き、皆保甲を力行するに於て著しく稱せらる。此外は廢弛して振はず、民國以來地方保衛團條例の頒布があり、編制略清制に準し、而して其の聯保連坐の法を淘汰したので、已に保甲の意を失ふ。吾が粵南雄縣は民國七年に於て曾て知縣より保甲章程を編訂し、境内に施行し、八閱月にして編査完く畢る。之より先、南雄の盜匪は毛の如く、民衆にするの處なきが、保甲を行ひ、民安く、盜息み、夜は戸を閉さず、今に十年を経、瓊州に行ふ所の保甲準則は即ち此に本く(附則に詳記す)。

海南は昔時亦曾て保甲類似の制度を實施したが、其の詳細は已に之を考へ得ず、南區善後公署は保甲は地方治安及一切建設の根本要政であり、此匪勢猖獗の時に在つて此制を施行するを尤も急切と爲し、玆に地方情勢を酌察し、社會の習習を準度し、政務處より保甲施行準則を推定し、其の條例より冊録の表結、旗幟、徽章、門牌等の様式及保甲人員職務に付成く規定がある、其の法は一家を編んで一保と爲し、十保を一甲と爲し、十甲以上を團と爲し、團は縣に統轄せられ、同保各家は聯結して連坐し、民國十七年五月二十八日區内各縣市に頒行し、嚴飾し試辨を期し、玆に凱切に區内民衆に布告し、務めて家に諭し、戸に曉らしめ、悉く保甲福利を明かにして其の推行を促し、同年八月更に團務指導員十餘人を選派し、各縣に分赴し、詳かに指導を爲し、玆に之が妥當急速の編成を督促した。同十八年の春に至り、全島各縣市の保甲編査完了し、戸冊を届出でしめ、在來の各民團は一律に之を裁撤し、保甲を改組し、海口には三團、瓊山には六團、文昌には三十七團、澄邁には三十一團、定安には二十六團、瓊東には十團、樂會には十七團、萬寧には二十四團、陵水には十一團(黎區四團)、臨高には三十三團、儋縣には三十八團、崖縣には十七團、昌江には十團、感恩には八團で、全島を合計せば三百二十五團ある。毎團には團董三人乃至七人あり、會議制に依つて團務を處理し、保丁は二種に分れ、一は現役保丁、一は豫備保丁とし、現役保丁は團董より名簿を按し平均し、輪番に派し、隔日或は數日に順次一回交換

し、其の未だ派するに適せざる者は之を豫備保丁と爲し、必要の時に之を召集する。各縣市は均しく細則を規定し補充し、各團には規約あり、條例中の不備を補ひ、而して保甲の組織を嚴密にし、之を推行した後に、盜匪は跡を絶ち、四境は肅清し、人民は皆能く自ら法を以て相緊束し、敢て姦を逞ふせず、亦敢て姦盜を隱匿せず、地方は安寧、實利之に頼る。

第五節 要塞

本島の外環は大海で、實に粵の障屏であり、南部國防の要區とする。尤も島北の海口、島南の榆林を以て其の要衝と爲し、海口は海南海峽に當り、雷州半島と對峙し、安南、暹羅一帶に往來する航路の經る所と爲し、昔より既に之を重視し、宋は水軍を設け、明は巡視海道副使を設け、故に指揮を都べ、隆慶の年に水寨兵船を添設し、本府同治を以て海防を兼管し、清初には海口水師左右營を設け、千把(千總把總)外額各員を増し、水師副將を置き之を鎮し、乾隆間海口營參將を改め、専ら海口城に駐し、港内東西の砲臺(廢止)を建築し、巡洋兵四百餘名、師船十號時々海上に巡し、其の海防計畫は頗る詳備を見たが、時を經ること久しく水師廢弛し、有名無實と爲り、海寇をして充斥し、時々劫掠を行はしめたので、時に海口の商人は乃ち起つて自ら防守の法を謀り、海防公所を設け、輸出貨物に課徴し、以て船を購ひ兵勇を募つたが、行ふこと數年後には水師營の干渉する所と爲り、其の管轄に歸し、終に未だ能く實力保護せず、海禁開けてより、海口は遂に開港場と爲り、外商群來し、貿易日に繁榮した。光緒の中葉遂に秀英砲臺の建設があつた。榆林港に至つては本島の極南に位し、港灣は優良で、形勢は險要を占め、越南と相望み、南洋群島に往來するの巨船は、一望の中に在り、洵に吾が閩南方重要の門戸である。前清張之洞粵に督たるの時、曾て軍港開築を議したが、未だ實行せられず、茲に秀英砲臺の情形を述べれば次の如くである。

秀英砲臺は瓊山縣屬秀英村の後に在り、北に面し、海に臨み、清の光緒十七年粵督張之洞雷瓊道朱采に命じて之を建築し、海口參將陳良傑をして工事を監督せしめ、臺基地勢は西南に昂くして、東北に卑く、廣さ百丈、深さ五十丈で、四周の廣道幅三丈、臺前の道路幅二丈、操縱場廣さ十丈、長さ百丈とし、臺は五座あり、一は拱北、二は鎮東、三は定西で、三大砲臺とし、四は振武、五は振威で、二小砲臺とし、二十四顆砲三臺、十五顆砲二臺あり、獨逸クルツブ砲廠より購入し、臺内安置の砲位は有機運動し、周圍には隱身洞及彈藥庫があり、皆地を穿つて築成し、又引水池、水溝、攝水管、貯水槽等の設備があり、廣道前には竹を栽え、臺前の斜丘には山樹を植ゑ、臺傍には高樹を植ゑ、之を望めば小山の如く、臺長、砲長各一人を設け、臺兵六十名あつて之を屯守してゐる。

第七章 黨務

海南の黨務は民國十四年各事務を開始し、同十五年春率先して中國々民黨瓊特別委員會を海口市に成立し、海南黨務最高の機關と爲し、此後各縣市黨部は陸續して成立し、均しく特別委員會指揮の下に在り、時に同委員は共黨分子に屬した爲に、重に海南共禍蔓延の根本を爲した。是年十二月省黨部は特別委員會を改めて瓊崖黨務視察員辦事處と爲した。黨派の風潮は此時を以て最も烈しとし、即ち海南國民黨と共產黨と互に相對立した準備衝突の時とし、同十六年三月清黨後、各縣の黨部は共匪の爲に擾亂されて多年停辦し、六月間省黨部は復た派員海口市に瓊崖清黨委員會を設立し、再び第二次の清黨を舉行し、同時に各縣市黨部は亦瓊崖黨務視察員より之を改組した。海南の黨務は此より頗る振はず、同十七年春黨務視察員を撤廢し、各工會を解散し、故に各黨部として活動を停止せしめ、秋に入り省黨務指導委員會より員を派し、各縣市に赴き、黨員の登記事宜を辦理し、其の結果登記に應ずる者は甚だ少かつたのである。

第一節 各縣黨部

(一) 瓊山縣黨部 瓊山黨部は十五年春成立し、共匪の亂後より數次の改組を経、並に令を奉し活動を停止し、民國十七年七月改めて黨務指導委員會と爲し、黨員の登記を辦理し、同時に五箇の區黨部を分設し、均しく十月間に成立し、第一區黨部は縣城南民協會に設け、區分部十五箇、黨員百九十三人あり、第二區黨部は列樓市に設け、區分部五箇、黨員八十四人あり、第三區黨部は龍山に設け、區分部五箇、黨員四十五人あり、第四區黨部は靈山に設け、區分部六箇、黨員六十五人あり、第五區黨部は舊市州に設け、區分部五箇、黨員五十二人あり、全縣の黨員を合計せば五百九十四人を算し、學界を以て多しとし、黨部の經費は縣署より毎月滙洋一千元を支出し、各區黨部の經費は各區に就いて自辦せしめ、別に規定はない。

(二) 文昌縣黨部 文昌黨部は同十五年春成立し、清黨後より極めて活動少く、同十七年に及び改組し、縣黨務指導委員會と爲し、茲に員を派し、各地に於て新登記を爲し、時を経て二月餘、登記黨員五百餘人とし、其の中學界を多しとし、農工之に次ぐ、黨部の經費は地方稅より之を支出し滙洋四百元とする。

(三) 澄邁縣黨部 澄邁黨部は同十五年春成立し、金江市に設け、清黨後、同十六年三月及十七年一月二回の改組を経、同十七年五月活動を停止し、七月間改組して縣黨務指導委員會と爲し、新登記に従ひ黨員二百十五人あり、黨部の經費は毎月二百八十元とし、縣署より之を支出する。

(四) 定安縣黨部 定安黨部は同十五年春成立し、清黨後より迭に改組改選を経、同十七年七月に至り改組して縣黨務指導委員會と爲し、員を派し、各區に於て黨員の登記を辦理し、十二月に至り中止し、黨員總數四百餘人あり、全縣を分つ

て九箇の區黨部と爲し、縣黨部の經費は毎月二百八十元とし、縣署より支出し、各區黨部の經費は別に規定がない。

(五) 瓊東縣黨部 瓊東黨部は民國十五年成立し、縣城に設け、初共黨の把持する所と爲り、清黨後數次の改組を爲し、黨務益々衰落し、黨員を合計せば約三百餘人で、學界を以て多しとし、其の經費は毎月二百八十元と定め、縣署より之を支出する。

(六) 樂會縣黨部 樂會黨部は共匪の擾亂を経た後、改組改選を経、民國十七年八月臨時登記處を成立し、登記黨員を合計せば五十二人あり、其の經費は毎月縣署より滙洋二百八十元を支出する。

(七) 萬寧縣黨部 萬寧黨部は開設期は各縣に比して早く、共匪の擾亂後、二回の改組を経たが、皆未だ正式に成立せず、民國十七年八月始めて縣黨務指導委員會を組織し、登記處六箇を設け、登記事宜を辦理し、黨員を合計せば四百五十人あり、農界を以て多しとし、九月間に五箇の區黨部に劃分し、第一區黨部は城隍廟に設け、區分部八箇、黨員八十一人あり、第二區黨部は北坡市に設け、區分部六箇、黨員百四十人あり、第三區黨部は長安市に設け、區分部三箇、黨員七十人あり、第四區黨部は禮紀市に設け、區分部四箇、黨員五十五人あり、黨部の經費は縣署より地方稅滙洋二百八十元を支出し、第一第五兩區黨部は毎月輸出牛豚捐より各十元を支出し、其餘は規定がない。

(八) 陵水縣黨部 陵水黨部は民國十五年四月成立し、初共黨の把持と爲り、清黨後は省黨部より員を派し整理し、新登記に従ひ黨員を合計せば百餘人とし、學生を以て多しとし、其の經費は毎月縣署の錢糧(地租)より滙洋四十五元、地方費三十元、茲に渡船及昭忠祠二項の田租滙洋十五元合計九十元を支出する。

(九) 臨高縣黨部 臨高黨部は民國十五年五月成立し、二回の改組を経、同十七年六月省黨部は指導員五人を派し、縣黨務指導委員會を組織し、登記事宜を辦理し、登記黨員を合計せば三百餘人あり、黨務經費は毎月滙洋四百元とし、全

縣に三箇の區黨部を分設し、各區には多く確定した經費なく、毎月縣黨部より各十元の活動費を支出する。

(十) 儋縣黨部 儋縣黨部は民國十五年五月成立し、同十七年七月黨務指導委員會に改組した後、登記黨員の合計は五百餘人とし、毎月の經費は縣署より毫洋五百五十七元を支出し、全縣の區黨部六箇を算する。

(十一) 崖縣黨部 崖縣黨部は縣城を除くの外、四郷均しく冷淡で、藤橋、三亞の二地には少數商人あれど、然し一般人民は多く字を識らず、黨事に對し、多く疑惑を抱き、事に従ふを欲しない。

(十二) 昌江縣黨部 昌江には民國十七年曾て黨部を成立したが、經費を缺くを以て停辦した。

(十三) 感恩縣黨部 感恩は地僻で從來未だ黨部の設立なく、省黨部も亦未だ員を派し、縣に到り組織せず、入黨者も極めて少い。

第二節 海口市黨部

海口市は三箇の區黨部を分設し、第一區黨部は市黨部内に附設し、區分部七箇、黨員四百餘人で、工商兩界を以て多しとし、第二區黨部は華僑協會瓊崖分會内に附設し、區分部七箇、黨員百餘人で、學生を以て多しとし、第三區黨部は海甸第一廟に設け、區分部三箇、黨員四十餘人で、工學兩界を以て多しとし、全市の黨員を合計せば五百餘人あり、市黨部の經費は毎月毫洋五百元とし、海口市政廳より之を支出する。

第八章 地方團體

第一節 商會

商會は商人の組織する所の團體で、海口に在るものには海口總商會がある。光緒三十年成立し、初は海口商會と名付け、民國八年改組して總商會と爲し、會堂は宏大で、入會商店は四百餘軒あり、内に正副會長各一人、會董四十人、特別會董八人、文牘一人、書記二人、會記、庶務各一人あり、毎月の經費は四百元とし、會費の徴收は三等に分れ、一等は年八元、二等は六元、三等は四元とし、其の各縣に在るものは清瀾商會、藥局商會、萬東商會、新墟北の四商會(會は昌江に在り、新墟、墩頭、北黎、四更四處の商家が組織す)である。

第二節 商民協會

近年各縣市の商民新組織の團體には商民協會があり、省商民協會に直屬し、近地縣市黨部の監督を受く。海口市商民協會は民國十四年冬成立し、海口十一行商民の共同組織とし、各行よりは一人を推舉し執行委員と爲し、執行委員より三人を互選し常務委員と爲し、協會の下に十一行分會を分設し、即ち織布雜貨行、五金兩換行、牛皮九八行、海產物乾菜行、藥材、書籍、紙行、船務、旅店、酒樓行、木材行、生豚行、生牛行、米穀行、南北行等がある。協會毎月の經費は約百元で、各分會より分擔し、別に月費二角乃至四角を徴收する。其の六割を分會の經費に、三割を市協會の經費に充て、一割は省協會の經費の爲に支出する、其の餘の縣商民協會は儋縣、臨高、澄邁縣等に在り、均しく民國十五年に前後して設立せられた。

第三節 教育會

一一六

本縣の教育會は瓊山を除くの外、其餘各縣に設立するものは甚だ少く、瓊山教育會は民國十六年六月成立し、同十七年四月大學院公布の教育會條例に遵ひ、改組し委員制と爲し、執行委員十二人あり、執行委員より三人を互選し、常務委員と爲し、會員數は合計六十五人あり、入會金は一人一元とし、年會費は二角とし、別に瓊山縣公署より毫洋五十元を支給し經常費に充つ。近頃新に重建し氣象一新した。書籍雜誌は室を分ち設置し、之を公開縦覽せしめてゐる。庭園の花草は點綴して清雅であり、圖書、新聞、雜誌等の閱覽人は甚だ多く、該會は近頃瓊山縣教育局及黨部と共同し、瓊縣平民教育委員會を組織し、平民學校に附設し、教育の普及を圖り、各郷區は之に準じ組成するもの百九十餘軒あり、社會教育事業の振興を期するもの亦甚だ多く、尙ほ相當成績を擧げてゐる。

第四節 地方財政管理委員會

本會は南區善後公署より民國十七年九月北海地方行政會議に根據し、各縣市地方款項收支一案の議決に關し、地方財政管理委員會を組織し、共同管理し、簡章を制定し、區内の各縣市に通告し之を組織した。是年全島十三縣は皆先後して成立したが、是亦財政公開の義に關するものである。其の簡章を附記すれば下の如くである。

南區各縣市地方財政管理委員會簡章

第一條 本委員會ハ縣長ノ監督ヲ受ケ全縣地方款ノ收支及保管事宜ヲ掌ル

第二條 本委員會ハ縣署代表ヲ以テ當然委員ト爲ス茲ニ縣署ヨリ左記各團體ノ代表ヲ召集シ開會ス二人乃至四人ヲ互

選シ共同ニ之ヲ組織シ當選者ヲ除ク外別ニ票數次等ノ者二人乃至三人ヲ以テ候補委員ト爲ス

(一) 縣黨部代表一人 (二) 縣教育會代表一人 (三) 縣實業團體代表一人 (四) 警衛保甲縣管理委員會及區管理委員會代表各一人 其ノ未タ警衛隊ヲ辦セサル縣ハ保甲各團ヨリ四人ヲ合選シ代表ト爲ス各團ノ代表ハ各該團體ヲ經由シ先ツ開會ヲ行ヒ票選ス茲ニ當選證明書ヲ給與シ代表會ニ出席セシムルコトヲ得

第三條 本委員會ノ主席ハ各委員ヨリ一人ヲ互選シテ之ヲ充任ス

第四條 本委員會ノ委員ハ當然委員ヲ除ク外一年ヲ任期トス但シ未タ任期ニ滿タスシテ失職スル等ノ事アル者ハ縣長ヨリ之ヲ撤換スルコトヲ得或ハ自ら辭職スル者アルトキハ縣長ヨリ候補委員ヲ以テ之ニ補ス

第五條 本委員會ノ管理スル地方款ハ左ノ如シ

(一) 向キニ行政機關管スル所ノ地方款ニ屬スル各項附加等ノ如シ (二) 向キニ行政機關ノ管理ニ屬セサルモノ但シ純ラ地方ノ性質ヲ屬スルモノ資興款等ノ如シ

第六條 各縣地方款ノ歳入歳出ハ委員會ヨリ會計年度ニ付豫算書ヲ編製シ縣長ヨリ上記各團體ノ代表ヲ召集シ審定シ再ヒ縣長ヨリ之ヲ公布ス

第七條 委員會經營ノ各種稅款租穀ハ毎年委員會議ヨリ底價ヲ議定シ報告シ人ヲ招キ投票セシメ其ノ收納額ヲ請負ニ附ス落札人名住所請負額及擔保店等ハ縣公署ニ報告シ案ニ備フ投票章程ハ各縣ニ於テ之ヲ定ム

第八條 各縣地方款ノ支出ハ縣長ヨリ豫算定額ニ照ラシ支拂命令ヲ爲ス豫算外ノ臨時支出ハ縣長ヨリ委員會ヲ召集シ會議ヲ開會シ議決シ再ヒ之ヲ支拂命令ヲ發ス委員會ニシテ縣長ノ支拂命令ニ從ハサルトキハ擅ニ之ヲ支出スルコトヲ得ス

一一七

第九條 委員會ハ五日以前ニ前年ノ收支款目ヲ整理簿ニ列記シ一切ノ收支證據書類ヲ相添ヘテ縣ニ呈示シテ檢査ニ供シ再ヒ縣長ヨリ之ヲ公布シ公開ス

第十條 本委員會收入地方款ノ未ク支拂フ爲ササル殘額ハ該會全體委員會ニ於テ指定シタル信用アル商店ヲシテ之ヲ保管セシム

第十一條 本委員會ノ委員ニシテ職ヲ去ルトキハ其ノ事務ノ經過及帳簿ヲ該會ノ主席ニ交付シ開會ノ際ニ之ヲ報告ス本縣々長交代シタルトキハ委員會ハ收支款項ヲ記載シタル帳簿ヲ新舊縣長ノ檢閱ニ供スルヲ要ス

第十二條 本委員會ハ事務ヲ分割シテ處理スルモ對外處理案件ハ全體委員連署ノ上ニ之ヲ爲ス

第十三條 本委員會ニハ會計一人書記一人ヲ置ク但シ會計經理ヲ爲ス者ハ三千元以上ノ資本ヲ有スル商店ノ保證ヲ要ス若シ大商店ナキトキハ數店合同シテ之ヲ保證スルコトヲ得

第十四條 本委員會ノ委員ハ毎月ノ俸給二十元ヲ越エルコトヲ得ス兼職者ハ兼俸ヲ受クルコトヲ得ス會計書記ノ月俸ハ各縣ノ自辦トス

第十五條 本委員會ノ辦事細則ハ各縣ニ於テ之ヲ定ム

第十六條 本簡章ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五節 華僑協會

華僑協會瓊崖分會は本島南洋華僑の組織する所に係り、民國十六年七月成立し、會員は二百七十餘人とし、各會員は大抵南洋に僑居し、會中の事務は常務委員之を執行し、會費は一人年一元を納め、其の經常費用は臨時に之を募集する。

第六節 汽車(自動車)聯合會

汽車聯合會は全島公路汽車公司の聯合組織に由る、瓊崖全島公路汽車有限公司と名付く、民國十三年成立し、公司に入會するものは二十二軒あり、毎月の經費は百七十元とし、會費は甲乙丙丁の四種あり、甲種は毎月收費大洋二十元、乙種は十元、丙種は六元、丁種は四元とし、正副會長一人、會計、文牘、録事各一人とし、日常の事務を處理する。

第七節 婦女協會

本島女子の組織する團體には、廣東婦女協會瓊崖分會があり、民國十一年成立し、會員は七十八人あり、入會費は每人一元とし、經常費は瓊崖縣公署より毎月三十元を支出し、其の組織は執行委員會五人とし、之を總務、宣傳、調査、會計、遊藝の五部に分ち、各委員より之を分任する。

第九章 財政

第一節 財務行政

海南一般の財務行政は常に省政府の方針に従つて變遷があり、民國以來政局不定の爲に未だ曾て整理せず、課税原則も亦異り、徵收方法に誤があり、紛糾錯雜し把持するを得ず、而して地方財政は最も紊亂し、各縣市署及城鄉警團學各

機關皆自由に雜捐を徵收し、税目繁苛幾んど物として税なきはなく、輕重定まらず、辦法殊に錯雜を極め、重々剝削、一物數税或は十餘税に至る。定安縣崇門より海口に至るの檳榔、臨高縣南豐關陽等より金江に至るの牲畜及其他の産品は皆之が例に洩れず。南區善後公署は審に其の弊を知り、首として各管團學專徴の重複苛捐を廢撤し、並に發物課税を禁絶し、黎洞の山貨に對する出入各捐は亦概ね之を禁止し、更に北海行政會議の議決に根據し、又財政公開の趣旨に依り、地方財政管理委員會簡章を制定し、區内各縣に命令し一律に之を處理することにし、該管理委員會の組織は殊に紊亂の現象を呈する所の地方財政に對しては一合理的明晰の系統に向はしめ、並に行政官更任意譟索の弊を防止するに足らば、將來本島の地方財政は、之に由つて或は漸次整理の跡を見るべきである。

民國十五年瓊崖財政處を設け、全島財政の監理、收支の管理等に努めたが、幾もなく之を改めて財政委員と爲し、同十七年夏復た專員を裁撤し、其の權限を三部に分ち、一部は海口中央銀行代理に歸し、一部は瓊崖厘捐稅餉催收員の管轄に歸した。催收員の職權は極めて小で、只財政廳の命令を奉行するのみで、便宜處分を爲し得ず、指定範圍内に於て催收に従事するのみである。日前に政府の現金を收支保管するの機關は二あり、一は海口中央銀行代理の廣東財政廳海口分金庫と爲し、一は海口中國銀行代理の國庫と爲すが、此兩機關の任務は不同である。茲に其の概況を分述する。

(一) 中國銀行代理の國庫 海口中國銀行は民國三年設立し、初は分號と爲し、後に改めて支行と爲し、現在は香港分行の管轄に屬する。先に未だ營業せざるときは、僅かに少數の爲替のみであつたが、其の能く維持して今日に至つたのは一に海關の收稅事務ある爲である。其の毎年の收入税金は約五十萬元あり、海關の現實經費を除くの外は、全部之を上海匯豐銀行に送金する。是れ外債の擔保關係あるが爲である。

(二) 中央銀行代理海口的分金庫 海口中央銀行は民國十七年夏設置し、分金庫は同時に成立し、其の職權は政府所有

の現金を收受保有する外に、財政廳の支拂命令に依り現金を支拂ふ。其の毎月の收入現金は約十五、六萬元で、支出額と約同じである。若し剩餘あれば留めて不足を補ひ、或は財政廳の命令を待つて處理する。

以上言ふ所は只瓊崖財務行政に關する從來の情況であるが、其の税目に至つては之を三種に分つ、即ち國稅、省稅、縣地方稅とし、其の徵收方法は中央政府の特設機關が専ら其の事を司るものがあり、關厘稅局の如くである。地方官廳が代辦するものがあり、錢糧稅契等の如くである。省政府或は地方官廳が一定の規程に依り、商人に請負に附するものがあり、防務經費(賭博稅)及各種捐稅附加稅の如くである。之等は稅捐の大別である。

按ずるに民國十七年十月國稅管理委員會公署緝私局(取締)は厘稅、鹽務、印花(紙印)烟酒、禁烟(禁片)石炭、石油等爆烈品及其他特殊品の密送、密製、密賣、密藏等の取締を實施し、嘗て本島に於て一瓊崖緝私分所を設立したが、辦理不良であつて又裁撤せられた。

第二節 收入

第一項 中央收入

財政收入には中央、省及縣の三種あり、中央收入と省收入の區別は、民國十五年廣東政府の部廳職權に依つて劃分され、同十六年に及んで南京政府の國家地方收入劃分辦法を以て標準と爲し、各縣市の征收捐項に至つては則ち二者の後に附する。

第一目 瓊海關

瓊海關は昔一總局であり、前清康熙年間(康熙二十四年)の設立に係り、初は粵海關監督より委員を派し經理し、後監督を裁撤し、管理權は幾度か轉移し、或は巡撫に依り、或は廣州副將に依り、或は糧道に依り、或は將軍より派員駐管し、乾隆十五年六月再び粵海關監督を置き、而して瓊海關は復た其の派員に依り管理し、光緒二年三月洋稅常稅の名目に別分し、洋稅は即ち是月成立の瓊海關の徵收に歸し(粵海關は咸豐十年八月十七日成立す)、常稅の徵收は尙ほ海關に由るが、只關員は皆監督親近の私人であり、之が爲に弊費百出し、稅收は大に減じ、同年の收入一萬二、三千元に過ぎぬ、光緒三十年十一月粵督岑春煊は奏して粵海關監督を裁撤した爲に、瓊海の關務は暫く總督衙門の兼管に歸し、總辦兼北海委員一人を派し專理し、力めて積弊を除き、各子口稅(内地通)に至つては、別に總辦より派員常駐して之を徵收したので、稅收は之が爲に増加し、同年の總額は五萬六、七千元に上り、毎年の稅收は均しく豫定額に達した。民國元年は尙ほ舊章に照らし辦理し、同二年は制度を改變し、中央は瓊海關監督に委任し、北海關事宜を兼管し、復た關務の整理を實施し、瓊海を改めて七港十三卡(局分)と爲し、欽廉を兩港七卡と爲し、等級を分ち管轄し、稅率は尙ほ舊に依つた。瓊北兩屬の同年稅額は合計八萬元とし、同三年は部命を奉じ三割の加稅をし、同年の稅額は十萬五千元に上つた。是年東興に一港、竹山に一卡を増設し、同年の稅額は六千元としたので、總額は十二萬一千元に達し、後に増加して十二萬五千五百餘元と爲つた。只近年は時局の紛糾に因り、各港卡關員の職位を視るに傳令の如く、加ふるに制度不良で、監理亦善からず、遂に稅收は定額に及ばず、其の原因は(一)各港卡は從來精密運賃の統計なく、従つて毎年稅收の増減は考査の由なく、整理方針を定め難く(二)稅率は參差一ならず、特に此港と彼港と同じからざるのみならず、本港と屬卡と亦迥かに異り、關員は任意に之を伸

縮し、弊費叢生し(三)白票を濫發し、關員は稽査なきを以て遂に任意報告を爲さず(四)各港出港の洋船(南洋各港に)は既に詳細の記載なく、監督署も亦従つて其の實數を知るに由なく、關員は遂に收むる所を私囊に入る。洋船毎隻約百餘元を納むるも、中飽(私)に屬するものは五千元以上に達し(五)稽査を設けず、各港の關員、巡役も考査なきを以て毫も顧慮せず、恣意爲す所に放任し(六)成績を檢査せず、忠勤者は常に其の職位を保ち得ず、貪婪者は反つて俸金を得たのである。瓊海關各港(十港)卡最近三年間の稅收を見るに、歲額十二萬五千五百九十九元を對し、實收は民國十五年は八萬五千五百九十二元、同十六年は九萬三千二百六十三元、同十七年は八萬九千五百九十五元とし、全年經費は三萬七千三百元である。

第二目 瓊海關

瓊海關は光緒二年三月に設け、當初は僅かに洋稅を收め、光緒二十七年十月に至り瓊海關徵收の常稅の徵收も其の管理に歸し(附近洋關五十)、收額は定るなく、年に依つて増減を見る。茲に最近三箇年の稅收を掲げば、左表の如くである。

瓊海關最近三年間收入數目表

稅別	十	十	十
年	四	五	六
進口正稅 (輸入稅)	一六三三	二八七二	五四六六
出口正稅 (輸出稅)	五二六	六八七	六八九
復進口稅 (易稅貨)	三八四	二五三	五〇五

種別	十一年	十二年	十三年
船鈔(順稅)	二六八四	三六八二	三六八五
内地子口稅	二三四八	二四六一	二三四七
附征賑捐	三九六五	二四三三	五五五
總計	二七五三	二八四八	三六八五

瓊海洋兼轄常關最近三年間收入數目表

種別	十一年	十二年	十三年
稅課	三六八二	三六八五	三六八五
罰款充公貨價(罰金沒收)	二三四〇	一六六	一四四八
附征賑捐	三〇	七〇	六
總計	一六四三	三三三三	五一三九

第三目 内地稅

内地稅即ち二五附加稅は華府會議に根據して設けたものである。蓋し當時各國は此稅に對し意見一致せず、而して國內又正に紊亂の中に在り、洋關海稅司は肯て代つて徵收せず、國民政府は乃ち民國十五年特に内地稅局を設け其の事を司

り、同十七年末に至り國民政府より海關新稅率を頒布し、同十八年二月一日之を施行し、該局は之を撤廢した。查するに本島内地稅局は同十五年十一月設立し、局長は財政部の委員に依り、毎月經費洋三千元と定め、稅率は兩種あり、一は普通品とし、洋關稅率に照らし半數を徵收し、一は奢侈品とし、洋關稅率に照らし徵收したが、今日は既に廢止した。其の徵收項目に頗る記するに足るものがある。茲に設局以來三年間の徵收額を掲げば、左表の如くである。

年別	收入額	備考
十五年	五〇二六元	十一月六日より十二月に至る
十六年	三六二八八	
十七年	二七〇八〇	一月より十月に至る
合計	一〇三二三四	

第四目 鹽課

本島の鹽課は場餉、丁課の二種に分れ、清時鹽運委員を設け之を管理し、餉額年約二千餘元とし、光復後既に專管機關なく、徵收も亦劃一ならず、既に徵收を停止したものがあり、臨高の如くである。既に縣署或は學校の徵收に歸するものがあり、崖、感、昌縣等の如くである。斯くして歷年の徵收は皆定額に達せず、課と餉とは原と別あり、課は人をもて標準とし、餉は場を以て標準とするが、今日は混じて分れず、其の稅率は三錢、五錢、一元、一元一、一元二、一元四、兩元、十元に分ち、場に按じて徵收する、丁場あり課餉なきものがあり、課餉あり丁場なきものがあり、總額の多少を認定し、鹽戸より分派する者がある等、其の紊亂情況の一斑を見るべく、只鹽川稅率は稍劃一で、其の計算法は

石田(四)を以て標準と爲し、四丈五尺平方を一畝(五〇三)とし、毎畝の餉銀は二兩である。金堀、水川、沙福等の餉額は即ち石田を按じ總て一割五分を加徴した。在するに民國十六年の収入は合計一千六十二元であるが、其の餘は稽考する所がない(民國十四年郵本股出後、場内の案卷簿籍悉く焚燬され、收數の考(ふべき)なく、同十五年は各屬復舊秩序未だ恢復せず、收入がた)。按ずるに海南各屬は從來埠商なく、光緒三十三年始めて鹽運委員を設け、其の事を司り、竝に僑豐公司の專運を准したが、後公運に開放した。民國五年遂に三亞場を設置し、產銷徵稅事宜を經理し、其の分屬は三亞、北黎、臨高、儋縣、陵水、文昌、萬寧、塔市瓊東の九箇ある、其の組織は本場には知事、文牘、會計、收支、庶務、稽査、特務員、收發書記、西廠司事等各一人あり、分廠は管理員司事書記を以て之を組織し、毎月の經費は毫洋三千五十八元とし、其の權責は専ら本島十三屬の鹽務を司り、鹽田場灶の課稅運搬等の事務を監督する。

第五目 鹽 稅

本島の鹽稅は從來瓊崖鹽務局の管理に歸し、分卡十一處を設け、局長一人は鹽務處より委任し、該局毎月の經費は毫洋一千四十五元とし、分卡毎月の經費は毫洋一千九百二十三元とし、其の稅收總額は同年毫洋十六萬四千元とし、大洋換算に於ては十三萬六千六百六十七元とし、稅日は二種あり、一を附場稅とし、各場の在卡に就き之を徵收し、一を坐配稅とし、卡に到達したときに之を徵收し、其の稅率は各卡徵收率亂一ならず、瓊、樂、陵、萬卡は每擔稅銀一元二角を、清湖、舖前、崖縣卡は每擔一元四角を、塔市、西廠卡は每擔一元三角を、定安、澄邁卡は每擔一元一角を、臨儋卡、臨高は每擔四角五分を、儋縣は每擔七角五分を、昌感卡は三角五分を徵收する。最近五箇年の收入額は民國十四年は毫洋十六萬四千七百八十元、同十六年は十五萬元、同十六年は十三萬七百六十二元である(民國十年兩廣鹽務研究會發表の瓊崖鹽界の額額稅率表に依れば十三萬、元である(通過し、每擔一元とし、銷鹽總額は七萬、千餘即ち、萬六千包とする)。

第六目 印 花 稅 (附爆竹類)

本島の印花稅は創設以來多年之を請負商に委辦し、常に變更あり、一年數度改めたことがある。故に民國十七年前の經過及歷年の收支實況は皆從つて考査すべきものがなく、現に海口の印花支處長は財政廳の委任に依り、經費は賣下印紙中の二割を以て之に充て、印紙は三種に分ち、一を普通印紙、二を烟酒印紙、三を汽水印紙とし、普通印紙は毎百分に付銀一元とし、毫洋二分五厘の收費を加へ、烟酒印紙は卸賣價格の五割とし、汽水印紙は一磅莊は一分、半磅莊は半分とし、同年の收入總額は約大洋十萬元である。

前記印稅の外、本島には尙ほ爆竹類印紙稅があり、暫く爆竹印花稅總處大成公司の經營に係り、其の稅率は五等に分ち、甲等は每百斤に付稅三元五角、乙等は二元四角、丙等は二元二角、丁等は一元五角、戊等は六角五仙とし、別に二分加稅、五厘公費があり、全年の收入は約二千元である。

第七目 禁 烟

禁烟は原と財政とは關係ないが、政府の監督を便利とし、局を設けて管理した後、亦一種の收入と爲し、其の各處の管理局長は或は委辦に、或は商人の請負にし、現在本島の戒烟藥料管理分局は即ち之を商人の請負に附し、其の請負額は毎月大洋七千元とし、別に海口より輸入の烟土は每兩(約十)に付製費大洋一毫を徵收し、同年の收入總額は約十三萬元である。但し其の前の計算數日は從來速貫した統計のない爲に、其の實數を知ることを得ない。

第八目 菸 稅 (煙草稅)

一一八

本島の菸稅は現に商人の請負に附し、稅收年額は毫洋八萬六千四百元である。其の徵收方法は烟絲製造稅及牌照費(特許稅)の兩種があり、烟絲製造稅は每百斤に付稅銀五元八角とし、熟烟牌費は九、十兩種に分ち、九等牌照費は毎月收銀二元とし、十等牌照費は毎月收銀一元とし、別に二割の附加稅を課し路學經費としてゐる。

第九目 酒 稅

前清光緒二十八年廣州に於ては酒牌稅を創設し、隨時稅を按じ徵收し、善後局に解送し、外銷支款の用(地方官辦の費用)に供し、省外の各屬は酒捐報效各款を收め、以て學堂巡警醫藥所各項の公用と作し、只本島は宣統元年迄は此稅種目なく、其の開徵は同二年に在り、民國初年に本捐は烟捐と時に分ち時に合し、合するときは多くは商人の請負とし、分つときは多くは委員の辨理に歸し、數年以來反復し、目下は委辦としてゐる。同年の收入總額は毫洋二萬二千六百八十元であり、一割を辦公費として控除する外は之を庫に解送する。其の率は數種に分ち、露酒は每百斤に付七元五角、色酒は四元、紹酒は三元六角とし、毎月の收入は四百餘元であり、酒類牌照は八、九、十の三等に分ち、八等は毎月三元、九等は二元五角、十等は七毫五仙とし、二割附加稅があり、毎月の收入は約五百元であり、造酒費は毎月五毫、五仙、三毫、二毫の四等に分ち、毎月の收入は約四百五十元であり、洋酒樽頭票費は二毫、一毫、五分の三等に分ち、毎月の收入は四百六十餘元である。

第十目 防務 經費 (賭博稅)

防務經費は即ち番攤賭餉である。賭の餉稅あることは、其の由来久しく、只此名を稱ふるに、民國七年に創まる。當時北方政府は對獨參戰問題を以て國會を解散し、廣東省は護法で獨立を宣布し、又出兵討伐し、道を湖南に藉り、而して軍費拮据(窮乏)したので、總督陳炳焜は遂に防務經費を以て名と爲し、賭禁を公開したので、此名が始まつたのである。同九年廣東軍は漳州より廣東に回り、會て一度之を撤廢したが、同十一年滇桂軍(雲南廣西軍)の入廣に建び、復た之を開き、相沿ふて今日に至る。此種民を殃し國を重するの稅政に付、革命政府の下に敢て禁を講ずる者のないのは、誠に廣東人の恥辱である。本島防務經費は商人の請負に附し、一年一回契約し、全島毎月の稅額は毫洋四十三萬二千元で、大洋換算に於て三十六萬元を占め、毎十日に納稅一次とし、數年來其の額に甚しき變更はない。又此項賭捐は原と省稅に屬したが、同十五年國民政府より測分して之を中央收入に歸した。其の月收額は海口市及十三縣の總計は三萬七千二百八十五元に達する。

第十一目 郵 包 釐 費 (郵便小 包厘金)

本島の郵包釐費は從來海關に於て之を代收し、民國十七年十月一日始めて全省郵包釐費總商が瓊海分局を開設して之を辨理したものであり、毎月總商より經常費大洋二百五十元を發給し、其の收入は約同額であり、稅率は出入港二大種に分ち、輸入網緞は每百斤に付大洋十七元を徵收し、湖絲(生絲)は每百斤に付三元三毫を徵收し、玄緞は每斤に付十三元三毛を徵收し、其の他皮革雜貨は貴重物品にして未だ厘費府稅を完納せざるものは、各局廠の原則に照らして半減して之を徵收し、輸出土綢緞、土紗緞、真紗、呢絨貨、網巾緞、綢帶、縐夏布、半絲縐緞布、縐貨、洋莊棉綢等には每百斤均しく釐金銀二兩五錢、附加捐二兩を收め、真綢、土棉、綢布、裏縐貨、半絲(絹)棉貨は每百斤均しく釐金銀一兩二錢五分、附加捐一兩を徵收し、布裘呢絨貨は每斤に付釐金銀四錢五分、附加經費五錢を徵收し、其の露絲雜貨及貴重物

二二九

品米た意費を完納せざるものは、各局廣の原則に照らし半減して之を徴收する。

第十二目 煤油特稅 (石油特稅)

煤油特稅は民國十五年八月創設し、局を設けて辦理し、毎月經費は六百六十元であり、同十六年八月改めて之を商人の請負と爲し、歲額は二十萬元で、稅率は毎箱洋二元の外に毎箱徵收料二分を加徴し、以て津貼稅票人員の費(稅吏手)と爲し、是年十一月又改めて委辦とし、局額は尙ほ舊額に照らし、同十七年七月内地稅局の兼辦に歸併し、同額經洋二百元とし、又中央新稅率に依つて頒行した。此稅は内地稅と同時に裁撤した。本稅の收入額は同十五年(八月)は十二萬一千七百六十二元、同十六年は二十一萬七千八百四十三元、同十七年(十月より)十五萬一千九百八元である。

(附) 十六年度中央稅收入統計表

種別	金額(元)	種別	金額(元)
瓊海關稅	111,000	印花稅	104,000
瓊洋關稅	17,000	禁烟稅	110,000
常關稅	50,000	菸稅	62,000
内地稅	36,000	酒稅	32,000
煤油特稅	100,000	防務經費	100,000
鹽稅	100,000	郵包厘計	100,000
鹽課稅	100,000	總計	1,111,000

第二項 省收入

第一目 錢糧 (地租)

本島の田賦は地丁民米を以て主と爲し、漁課、椰稅、雜稅及籍穀を以て之を副とした(從前各縣には多く山塘一畝あり、後地丁に附し完納す)に地丁は即ち昔時の丁稅であり、清康熙の時に丁稅を田租に納れ、遂に現名に改めた。原と地屯の分があり、今は則ち混じて一と爲る。民米は即ち糶で、昔時の地稅である。已に民屯折の分があり、復た正耗、平羨の別があり、徵收換算備さに煩雜を極め、書差稟役(小吏下廻り)即ち此を假りて以て上を瞞し、下を欺き、私を營み弊弊し、中より利を取る。漁課は外賦とし漁戸より之を徵する。本島は四面環海、漁を業とする者多く、故に各縣に多く此課がある。貝素と整理は同じく、漁を業とし課なき者があり、課ありて漁を業とせざる者があり、已に逃亡し額を缺き、而して課は地丁より開報する者あるが如くに、其の紊亂の情形は田賦と異なる。椰稅は雜稅の一であり、明萬曆の間に始まり、時に叛黎を征し、會同縣(今の)の監生黃謙なる者、請ふて椰椰を以て餉を起し、每百柯に付銀一錢七分を徵收し、前清も之に依り、近頃は地丁正項に隨つて徵收し、復た柯を計つて徵收せず、籍穀は即ち籍川の租穀(籍田は昔時天子親耕勸農の田であり、其の各州縣に在るものは地方官より立春の日に之を代行し、祀に供するのである)で、本と國有財産の收入に屬し、田賦ではない。從前の定章を案するに、棗盛穀四斗、籽種一石を留支するを除くの外、餘積は縣倉に存し、五年の期滿つれば、藩司より奏報し、部の覆准を奉じ、時價に照らし糶に變へ、藩庫に解送する。此外に臨高には尙ほ門課一種あり、其の來歴は考ふべきものがなく、當地父老の相傳ふる所に依れば、清康熙二十三年知縣李繼祖は地方屢々兵荒に遭ひ、民は生に聊んせざるより詳報允許を請ひ、舊額田賦一萬餘兩

を減じ三千餘兩としたので、人民之を徳とし、乃ち率を定め、戸に按じ、捐を納め報告し、後遂に定例と爲したところである。

十三縣の錢糧定額は總計二十七萬一千三百七十九兩である。地方別に依れば瓊山縣を首とし、十一萬六百兩を占め、其の他文昌縣の二萬五千五百八十五兩、萬寧縣の二萬一千七十兩、澄邁縣の一萬八千四百九十九兩之に次ぐのである。

第二目 稅 契

廣東民屯田房稅契を查するに、前清同治六年より始まり、當時同省の稅額は十萬兩で、均しく各廳州縣に派し徵收し、稅料羨耗の四項に分ち徵收し、每産價銀二兩に付紋銀四分餘を徵收した。光緒三十年部令に依り切實に房田稅契を整頓し、是を以て稅則規程を改訂し、每産價格一兩とし、買賣稅契は洋銀六分を徵收し、典當稅契は洋銀四分を徵收し、其の洋人の承租屋地及教堂の買入公産は均しく賣契に照らして稅を支拂ひ、田塘地基で已に契稅を納入した後に家屋を加建し及官地を租借して家屋を建築したときは、均しく地價に照らして二倍の課稅をし、契尾を三聯紙に改用した。増額は三十五萬兩に達し、従前に比し二十五萬を増加した。宣統元年七月復た令を奉じ加稅を准され、旗籍、民籍を論ぜず、賣價每兩に付銀九分を徵收し、典價每兩銀六分を徵收したが、契尾を三聯紙に改用した後は、契紙賣契は每張銀七錢二分、典契は半減した。當時通稅稅則を嚴定し、凡そ業戶の脫稅は一に告發に依り實査し、産價に照らし追問する。八割を實に充て二割を局に送り公費に充てたので、民間頗る畏懼する所があつた。而して新契稅は競つて納稅し、即ち舊契も亦逐漸補稅し、此歲收入頗る増し、一年六十萬兩以上に達した、是れ過去稅契徵收の概況である。現在の狀況に至つては前徵と不同である。民國十七年の稅契實收は十縣の總額二萬七千九百四十四元で、最も多きは瓊山縣の一萬

三千四百二十九元とし、文昌縣の四千七百七十二元之に次ぐ、而して儋縣は共黨の亂後民國十七年を通じ全く收入なく、其の同十六年以前の文件は亂に遷ふて焚燬せられ、稽ふべきものがなく、感恩は地貧民頑で、未だ之を開徵したことなく、樂會も亦亂後に書類散逸し、詳査し得ざる爲に、前記數額に含まない。

第三目 臺 炮 經 費

廣東臺炮經費は前清光緒十六年李瀚章の總督時代に始まる。蓋し當時は海防を整理し、炮位を訂購し、借入金多く、樂臺經費の如きも亦調達することを得ず。是に於て奏し巡緝經費辦法に照らし、臺炮經費を勸辦せんことを請ひ、小戸を剔除し、専ら大宗を収め、其の貨物にして總括する能はざるものは、商人は之が徵收の請負を爲すを好まず。各厘局より之を徵收し、若し本業の商行に非ざれば請負を許さず、以つて實際に輾斷を防ぎ、各商百三軒を指定し總て八十五行とし、同年の請負額は二十九萬五千兩餘とし、之を樂臺購炮の用に充てた。光緒二十二年以後屢々之を増加し、同十八年に至り原加兩額を合して五十餘萬兩とした。當時本島は高、富、欽、廉、瓊五屬の洋貨走頭(物)行の請負額一萬一千百兩を除くの外に、復た花紗經費二千三百三十二兩餘ある。是れ李瀚章と港澳政府と議定し、每絲一擔に付銀二錢、棉花一擔に付銀一錢を徵收し臺炮經費とした。當時之を稅司に於て代徵し、其の稅司なき處では厘局に於て代徵し、臨時善後局に解送し、收存し用に備へた。而して當時未だ局を設けて專辦せず、商人の請負に附したの何時に始まるかは、一時之を實査することを得ず。理を以て之を推せば、當さに清末民國初年の交に在るが、蓋し此項の經費は鄧本股の瓊に據る時代は毎年一千八百二百餘元に達し、其の收入最も多かつたが、其の後各年之に及ばず、民國十七年本島財政處の定むる所の各縣市臺炮經費年額は合計大洋一萬五千六百五十五元(海口九千五百元、清湖二千六百八十九元、博愛元、錦塔八百元、)である。

按ずるに此項の經費は性質上は中央收入に屬するが、民國十五、十六兩年に標準を劃分し、此目を見ず、且廣東の獨り有する所であり。而して事實上已に用途を變更し、久しく復た濠炮の費と爲さず、故に暫らく省收入に列したのである。

第四目 地 稅

本島各屬の地稅は前清に至つては國稅收入中に之を見る。感恩縣の稅額は百七十三兩三錢三分三厘四毛とし、北黎の紳士が之を請負ひ、月に按し收入し、縣署の公用を支辨したが、近頃感恩には又此項の收入なく、而して財政處の舊卷宗内にも亦此項の稅目なく、何時消滅したかを知らず。民國十五、十六兩年の劃分標準には又均しく未だ之が目を見ず、具田賦已に省收入に歸したので、本稅は省收入とした。

民國十七年奉海口財政處が興利公司の請負に附したものは、舖前地稅大洋四千百元及清瀾烟墩地稅一萬二千九十九元あり、同利公司の請負に附したものは博覽地稅一千八百元あり、合益公司の請負に附したものは龍濱口地稅一千五十元あり合計一萬九千四十九元である。

第五目 糖 類 捐

本島開徵の糖類捐は民國十五年に始まり、商人の請負に附し、總公司是海口に設けられ、各屬は分つて小商人の請負に附し、同年の收入は二萬二千元ある外に、五分加稅を徵收する、稅率は白糖、黃糖、洋糖、蜜糖の別があり、白糖は洋糖を以て多しとし、毎月の輸入は約二千擔で、每擔大洋四角を徵收し、同月約大洋八百元である、黃糖は皆土糖であり、每擔大洋二角五分を徵收し、產額は定まらず、數年前毎年の輸出は約七、八萬擔であり、民國十六年後已に漸減し

た。蜜糖は亦多く本島の生産に係り每擔大洋五角を徵收する。

第六目 十字有獎義會 (彩票稅)

十字有獎義會は即ち山票の別名であり、海南に此種賭博のあるは、山來已に久しく、有獎義會と稱し、即ち民國十五年より始まる。歷年商人の請負に附し、最近の收入は毫洋三萬四千八百元であり、正稅の外に別に海口市廳水上警察所は毎期の開彩に付附加稅百分の二を徵收し、濟難會は又同稅百分の二を徵收し、局は海口市に設け、八日毎に一回、月三次開彩する、其の徵收方法は每期收得の數を分つて四分とし、三分の派彩を除くの外、餘の一分は之を以て正餉及局費に充つ。

第七目 府 稅

府稅は即ち落地稅であり、從來商人の請負に附し、局所二を設け、一は海口に在り、一は北沖に在り、原定稅則に照らし落地貨物を徵收し、清代の收稅は甚だ軽く、從價百分の一に及ばず、歲額は一千七百六十兩である。民國以來歲額は逐漸増加し、現在毎年正稅一萬五千五百元の外に五分附加稅年七千七百五十元ある。

第八目 牛皮屠牛捐 (附牛皮附加捐)

牛皮屠牛捐は光緒三十四年創設し、原と兩種に分ち、各縣は各地商人の請負に附し、警學經費と爲し、兩捐の關係密切の爲に時に齟齬を生じ、民國十六年に至り財政廳は始めて各縣に向つて收回し竝に兩捐を合して一と爲し、紛糾を去り、現在本島にて此捐の請負を爲すものは忠民公司に係り、年額正稅大洋十五萬九百八十元の外に、二專稅を加徴し三

萬百八十元とし、合計十八萬一千八十元である。内に各縣の警學費十二萬二千五百二十九元を發給する外、實際財政廳に解送するものは五萬八千五百五十一元とし、各縣市は分別して小商人の請負に附し、稅率は屠牛は各縣商人の自定に由り、每箇一角五分、五角、一元、或は二元等を徵收するが如く、情況極めて紊亂し、牛皮は乾濕水沙等數多に分ち、原定濕水皮は每斤大洋七分、濕沙皮は一角、乾水皮は一角四分、乾沙皮は三角を徵收した。但し實際上各縣は商人の自由伸縮に委し、甚しきは實皮を徵收し、稅銀に代へるものがあり、其の徵稅法は沙水皮に拘らず、十斤以下のものは概ね價銀を補充せず、十斤以上のものは水皮は每斤價銀四分を補充し、沙皮は七分を補充する。是れ水牛皮屠牛捐を徵收する大概の情況である、各縣警學費の發給する金額は十二萬二千五百二十九元とし、就中多きは瓊山の五萬元、臨高の一萬九千四百元、澄邁の一萬七千七百三十七元等である。

此外本島には尙ほ一牛皮附加捐があり、民國十五年創設し、商人の請負に附し、同年の總收入は約大洋二萬五千餘元で、正稅は大洋二萬二千四十八元とし、其の稅率の高きものは每張銀六角六分を收め、低きものは每張銀三角三分を收め、各縣の牛皮屠牛捐公司より之を代徵する。

第九目 屠猪(豚)捐

屠猪捐は光緒二十八年創設し、初省城河南等の處にて猪捐を開徵し、賣買に兼徵し、其餘の各屬では或は賣買に徵し、又は輸出に徵し、後二十九年規程を改め、省城に於ては尙ほ舊に從つて辦理するを除くの外、各屬は改めて之を屠捐と爲し、均しく各局より稅額を定め、地を分つて請負に附し、本島は瓊州府より之を徵收し、轉じて之を道庫に解送し、瓊軍の月費に充て後改めて屠捐報效學費と爲し、光緒二十四年の收入は一千四百兩、宣統元年の收入は一千

百四十二兩であるが、此時各縣は學務警察を辦理した爲に、名目を立て、自ら徵捐を行ひ、民國に入りてより始めて劃一に歸し、商人を招き請負に附し、初は辦理頗る困難を極めたが、後漸く恢復し、現在正稅の半額は大洋五萬四千元とし又別に二分の加稅があり、一萬八千元とし、其の稅率は六十斤以上の大猪は六角、四十斤以上の中猪は四角を徵收する。

各縣稅額は六萬九千四百二十二元とし、就中文昌の一萬四千六百五十元を首とし、其の他瓊、樂、萬、崖の一萬一千四百元、瓊山各市の一萬六百二十二元等之に次ぐのである。

第十目 檳榔出口捐

檳榔出口捐(輸出稅)は民國十四年十月創設し、初は派員徵收し、後は財政處より商人の請負に附し、稅額は頗る増減があり、同年の正稅は大洋三千二十五元とし、其の稅率は榔肉は每擔大洋五角を徵收し、榔乾は每擔大洋三角を徵する。

第十一目 猪(豚)牛出口捐

猪牛出口捐は原と分立したが、民國十六年始めて合して一と爲した。査するに生豬輸出稅は前清光緒初年已に開辦し、初猪厘と名付け、瓊山縣の辦理に歸し、宣統元年の收入は一千三百六十六兩五錢九分とし、民國に入り始めて今名に改め、稅額も亦増加した。牛の輸出は前清時代には禁制があり、宣統二年廣州駐在英國總領事は地方官に申請して開放された、後始めて此捐があり、初は僅かに洋商が毎年一千二百頭を販運するを許され、民國四年に迨び瓊崖水上警察を辦

理したとき經費不足したので、遂に三千頭に増加し、每頭毫洋一元を徴收し、共に四千二百元を得、同十二年華洋人共に之を販運し、額を超過し、交渉を惹起し、後當地官署より稅務司と會同し、辨法を商訂し、再び華商方面に六千頭を加運し、洋商方面に二千四百頭を加運し、合計前後一萬二千六百頭を販運した。當時の稅率は每頭一元を徴收したが、兩相合併後稅率を改めて牛は每頭三元、猪は每頭三元を收稅し、年收約二萬二千元である。

第十二目 爆烈品專賣

爆烈品專賣は即ち硝磺捐の變形である。硝磺捐は光緒十五年間に之が存在を見、已に商人より海防經費毎年十萬兩の請負を爲したが、本島の開港は最も遅く、民國十三年始めて瓊崖當局は商人を招き之を請負に附し、當初は稅額六千元とし、後財政處は之を七千二百元増加し、其の稅率は硝は每百斤十二元、磺は六元を徴收した、同十六年に至り改めて專賣と爲し、其の辨法は先づ請負商が一定價額を以て廣東全省硝磺專賣總局より硝磺を領取し、後之を發賣する。在するに省城の總局の定價は硝は每百斤大洋五十元、磺は每百斤大洋二十六元である。本島の發賣價格は硝は每百斤大洋六十元、磺は大洋三十三元とし、同年約硝磺十萬斤を消費した。

第十三目 進口洋布疋頭厘費（輸入外國反物厘金）

進口洋布疋頭厘費は民國十六年より開徵し、廣東全省疋頭厘費總商の請負とし、同年の正稅毫洋一萬八千元の外に五分專稅五千元を附徵する。其の稅率は凡そ洋布疋頭、羽毛、呢絨、襪鞋、珠被等の類每百斤大洋二元を徴收し、同年の總收は約大洋二萬餘元である。

第十四目 船 課

本島各屬瓊山、定安、樂會、儋州四縣の如きは、光緒三十四年及宣統元年曾て前後船捐を開徵したが、其當初は統制ある徴收なく、各自現地に付徴收し、巡警學堂及醫藥所醫局の用に供した。民國元年始めて財政廳より員を派し、瓊に於て船政分局を設立し、海南の船課を始めて歸併辦理した。査するに近年來該課の歲收は約一萬元であり、定章に照らし四割を取つて公費に充つるを除くの外、全額を建設廳に解送した。其の徴收法は帆船、漁船、運送船の三種に分ち、各等級を分ち、稅率は不同であり、毎年の牌照費（免許料）は帆船は長さ六丈以上は六等とし、大洋二十五元、六丈に及ばざるものは二等とし二十元、四丈に及ばざるものは三等とし十五元、二丈に及ばざるものは四等とし十元を課し、漁船は長さ六十尺以上のものを一等とし銀六元、四十一尺以上のものを二等とし銀四元八角、三十一尺以上のものを三等とし收銀三元六角、二十一尺以上のものを四等とし收銀二元四角、二十尺以下のものを五等とし銀一元二角を課し、運送船は二十九尺以上のものを一等とし銀七元二角、二十五尺乃至二十八尺のものを二等とし銀四元八角、二十尺乃至二十四尺のものを三等とし銀三元六角、二十一尺以下のものを四等とし、銀二元四角を課し、此外に横水渡、貨船、墟艇、米船等があるが、均しく帆船の稅法に照らし徴收する。

第十五目 取締肥田料費

本島の取締肥田料辦事處は民國十七年十一月十一日開始し、專員一人を設け、建設廳より之を委任したが、現に改めて之を瓊崖商號註冊專員の兼理と爲した。其の經費は即ち收入より一割を控除し之に充てた。徴收方法を分たば即ち

(一)製造肥田料工廠は營業特許證を請領したときは、毎證に付大洋二百元を徴收し、(二)硫酸及アンモニア運照を請領したときは、毎證に付照費五分を徴し、(三)配合肥料燐酸肥料(カリ)皮料及其他の肥料は毎噸照費五毫を徴した。

(一四)

第十六目 權度檢定費

瓊崖權度檢定局は民國十七年十一月開辦し、專員一人を設け、建設廳より之を委任したが、現に改めて瓊崖商號註冊所專員の兼理と爲した。其の費目を兩種に分ち、一を執照費とし、一を檢査費とし、執照費は復た分類し即ち(一)修理權度衡器は毎照三十元を徴し、(二)製造度器或は量器は毎照百元を徴し、(三)製造衡器は毎照二百元を徴し、(四)量度衡器兼製は毎照三百元を徴し、(五)兩器兼製は毎照二百五十元を徴し、其の檢定費も亦詳細の規定があるも、茲には細録せず。五割を建設廳に送り、七分五厘を總局に納め、四割二分五厘を公費とした。

第十七目 商號註冊費

瓊崖商號註冊所は去年十一月設立し、專員一人を設け、建設廳より委任し、註冊費は一律に大洋三百元を徴し、別に公費二元を收納する。註冊費の金額及公費の四割を建設廳に解送するを除くの外、尙ほ公費の六割を餘し、七厘五を總局に送り、五割二厘五を留めて公費に充つ。

民國十六年度省稅收入額は八十一萬八千五百七十九元であり、中多きは錢糧(地稅)の二十七萬一千三百七十九元、牛皮屠牛捐の二十二萬六千三百五十元である。

第三項 縣市地方收入

民國以來地方費の正式豫算あるものは、僅かに民國二年、三年、五年及八年である。同二年各省地方費の豫算總額は五萬九千三百十九元とし、若し宣統二年民政部調査人口の三十四萬二千六百三十九に宛つれば、各人の負擔は一角七分とし、民國三年廣東地方費の豫算二百六十四萬二千四百五十五元であり、人口二千七百七十萬(宣統二年調査)に宛つれば、各人の負擔は地方費九分五厘四毫とし、更に九十四縣に分たば、各縣の地方費は二萬八千百十元二角に當る。之等を推算せば人民の負擔は重くないが、實際上は然らず。各鄉市の學校、團局、警察等に於て徴收する所の各種雜捐にして、原と地方豫算に歸入すべきものは全く未だ加入せず。故に人口數を以て公布の地方費を除するも、實は其の確數を得難い。

本島各縣市の地方收入額は三十萬三千六百六十五元とし、中最も多きは瓊山縣の八萬三千元、海口市の六萬七千七百七十三元であり、税目中首たるものは瓊山縣の牛皮屠牛捐の六萬二千元、海口市の花筵捐三萬三千六百八十四元である。右の外に各縣市團警學の徴收する雜捐十七萬四千元あり、最も多きは臨高縣の三萬七千七百七十三元、定安縣の三萬七千五百八十六元、儋縣の三萬三千四百四十一元等である。

右の外に遺漏するもの尙ほ多く、殊に瓊山、文昌、瓊東、陵水、崖縣五屬の雜捐は亦除外されてゐる。瓊山、文昌は共に大縣であり、其の雜捐數目は當然多かるべく、今之を十萬元と假定し、之を合計せば總額は五十七萬七千六百六十六元に達し、十三縣を以て計算すれば、毎縣の地方費は四萬四千四百二十五元餘で、今全島編查の保甲人口數、二百十九萬五千六百四十五人を以て之を除せば、各人の地方費負擔は二角六分餘に達する。

第三節 支出

支出は分つて三款と爲り、一を中央款支出とし、二を省款支出とし、三を地方款支出とする。中央款には行政、司法、

財政、軍事の諸費があり、省款には各縣の警備補助費及交通行政費、財政費があり、縣款には各局の經費及警備教育費
其の他補助費がある。各種手續殊に劃一ならず、財政廳の仕拂命令に依つて分金庫に向つて領取するものがあり、財政
廳より豫め分金庫或は稅收機關に命令し、所定額を月に控じて支拂を爲すものがあり、支出後財政廳に報告するもの
がある。縣地方款の支出財政に至つては、去歲地方財政管理委員會設立後、各支出は均しく縣長の査閲を経た後に、同管
理委員より支出することにした。

支出年額は中央款は百九十一萬四千七百八十九元、省款は十七萬二千二百五十一元、縣地方款は四十八萬七千八百四
十二元である。

第十章 教 育

第一節 教育行政

海南各縣の教育行政は經費不足の爲に、大抵苟且に委せられ、徒らに教育局の名のみあり、而も督學は壇に對し支辨
すべき途がないので、縣内各校の辨理情況な記すべきものがなく、自ら切實に著手せられず。其の規畫整頓も推して知
るべきである。各縣の教育經費は大部分は各屬内の自營に係り、其の一部分は直接に縣署の管理分配するものである。
瓊山、文昌、臨高、崖縣、陵水、澄邁等の縣は、縣教育經費管理委員會の保管支配とし、儋縣、萬寧二縣は、直接に縣
屬各校自身の管理とし、定安、瓊東、樂會、感恩、昌江等の縣は、地瘠民貧で、行政經費不足の爲に、教育事業亦發達
せず、從來未だ專局を設立しない。茲に各縣教育局及海口市教育科組織及教育經費情狀に付分述する。

瓊山縣教育局 同局には局長一人、局員二人、督學四人を置き、局長は縣長を兼ね、教育行政事務を處理し、該縣は
分つて二十一學區とし、督學四人は順番に各區に分派せられ、學務狀況を視察し、局費は毎月毫洋二百七十元とし、縣
署より支給し、全縣の教育經費は毎年地方款の牛皮、屠牛、海口屠猪附加捐、馬車牌照費等の捐項下より二萬六千四百
十六文を支出し、其の分配方法は縣立學校に二萬五千二百三十六元、區立小學校に八百元、私立小學校に三百八十元を
充當し、又屯昌雲龍牛契捐項下より別に留佛學生經費七百三十元を支出する。

文昌縣教育局 同局は局長、局員、督學各一人を設け、毎月經費は毫洋二百元とし、其の經費の分配方法は、毎年地
方款項下より縣立中學に大洋二千四百元、縣立第一高等小學校に大洋一千二百元、縣立女子小學校に大洋一千八百元、縣
立第三、第四高等小學校に大洋各三百元、省立第六師範に大洋六百元を支出し合計大洋六千九百元である。

澄邁縣教育局 同局は局長、局員、各一人を設け、毎月經費は百二十元とし、縣教育經費は牛皮捐收入を以て大宗と
し、毎年収入は六千八百十六元とし、其の分配方法は毎月縣立中學に二百三十一元、縣立第二、第三高等小學校に各四
十元、第二高等小附設女子小學校に九十元、第六區第一高等小學校に三十元を支出し、縣費與款項下より毎年縣立第一高
等小學校に七百五十元、第二第三高等小學校に三百七十五元を支出する。

定安縣教育局 同局は局長一人、局員兼督學一人を置き、全年經費は毫洋二千三十五元五角とし、全縣各學校の經費
は大抵各校の自辨である。

儋縣教育局 同局は局長一人、局員二人を設け、毎月經費は毫洋百七十元、毎年經費は牛皮捐、田租、瓜子稅、鹽捐
等とし、總収入は大洋四千九百十元であり、縣教育管理委員より分配支給し、教育局經費は一千七百三十二元、教育經
費、管理委員會經費は二百八十元、縣立中學經費は二千六百九十八元、留佛學生補助費は二百元である。

臨高縣教育局 同局は局長、局員、督學各一人を置き、毎月經費は大洋百十元とし、毎年縣地方款の牛皮、屠牛捐項下より各校經費は大洋八千二百八元を支出し、縣立第一高等小學に二千三百元、第二高等小學に一千七百元、第一女子初級小學に六百元を、其餘は之を以て各區小學に補給する。

瓊東縣教育局 同局は局長、督學各一人を置き、毎年經費は一千二百六十元とし、各校經費は各校の自辨である。

樂會縣教育局 同局は局長、督學各一人を置き、毎月經費は縣立中學の經常費收入項下より大洋五十元を支出し、縣署補助額は大洋三十元を計上し、縣立中學經常費は屠猪、屠牛及生牛出口（輸出）牛皮捐、田租及下糞入口（輸入）貨捐等より支辨し、毎年の總額一萬一千百餘元であり、校自身の管理である。

陵水縣教育局 同局は局長、局員、督學一人を置き、全年經費は一千二百二十元とし、縣學款牛皮捐、米谷（糞）捐等より九百二十元を支出し、縣教育經費は從來田租を以て大宗とし、收入の多寡は年の豐凶を以て異り、現時總額は約三千七百元とし、教育局に支出する四百六十元を除くの外、毎年縣立第一高等小學に一千六萬六十六元を、第二、第三高等小學に各二百五十元を、第四、第五高等小學に各二百二十五元を、留佛學生經費に五百元を、國內留學學生費に三百五十元を、教育會費に百元を支出し、又年糧稅百二元及各校役備費二百元を加へ、合計支出四千餘元であり、之を割引して支出し、其の區立私立小學經費は各校自身の管理である。

萬寧縣教育局 同局は局長、局員各一人を置き、縣教育經費は省興火學宮、田租、戶捐、出口猪牛附加、祠廟捐、東西菜市捐、寶興附加捐、擔捐附加、牛頭附加、防務附加等の收入を大宗とし、收入總計は約八千元である。其の保管方法は地方財政管理委員會に歸するものがあり、教育局に於て保管するものがあり、學校より直接に收支するものがある。其の分配方法は教育局の年支出は一千三百元、縣立中學の年支出は三千九百元、縣立第一高級小學年支出は一千五百元である。

立初級小學は五校で、年支出は一千元、留學生旅費二百元である。其匪の亂後教育經費は頗る之が影響を受けた。

崖縣教育局 同局は局長、督學各一人を置き、毎年の教育經費總額は一千二百餘元であり、支局經費八百餘元を支出するを除く外、縣立第一高等小學に三百餘元、第五高等小學に三十餘元を補助する。

海口市政廳民政局 本局に教育科を設け、科長、科員各一人を置く。該市は學務に對しては從來注意せざるが故に、海口の教育は甚だ衰落を呈し、市立學校に只小學一箇のみで、毎月市廳より六十四元を補助し、其の教育經費は各縣中最低に在る。

第二節 小學教育

海南の小學教育は各縣の經營區々である。而して一般の通弊は量の増加を求めて質の充實を求めざることに存する。瓊山、文昌、瓊東、樂會、儋縣、定安等の縣は、其の校數稍多く、外見上教育は甚だ發達せるが如きも、其の實際を審みせば學課程度極めて低く、設備も亦缺乏し、質と量と相副はず、其の由る所を稽へば、地方家族觀念の刺激に依り、務めて校數の増加を競争し、只學校の設置を榮譽とし、經費負擔の能否、師資の有無を問はず、爲に其の經營成績を顧るに遑なく、各縣小學校教師に充つるものは、大抵高小及初中卒業者であり、師範學校卒業者の如きは、其の數極めて少くある。各縣々立及區立小學は、多く新學制を採用したが、私立小學は多くは舊學制を用ひ、其の課程及教授は殊に一致せず、各地小學の經費は大部寶興祖嘗公會鴨埠等の款より支辨し、或は苛細雜捐を徵收し、之を維持し、其の直接縣署より補助經營するものは極めて少く、民國十四年以前の全島小學校は約二千九百餘校、兒童數約十二萬餘人を算し、其匪

の亂後停校するもの過半に達し、就中瓊山、文昌、陵水、萬寧、瓊東、樂會は禍を受くること最も深く、澄邁、崖縣、定安、臨高等の縣は之に次ぎ、定安、臨高兩縣は其の影響稍少く、此時已に漸く舊觀に復し、文昌、瓊山兩縣は稍富庶と稱し、尙ほ徐ろに恢復を圖り得べきである。只陵水、萬寧、瓊東、樂會諸縣は地方貧苦で、元氣亦阻喪し、殊に整理し易からず、查するに現在全島の小學は其の數一千四百餘、在學兒童僅かに六萬餘人、小學女生は約三千餘人である。女子教育は文昌一屬を以て最も盛とし、全縣の女生約三千人である。次は瓊山、儋、崖等の縣とし、此外黎人の小學教育は陵水實停に存し、第七區第九初級國民學校一箇あり、宣統元年に創立し、已に卒業三次に亘り、毎年の經費は實停河船運賃輸出の積擱、木料、牛豚より徴收し、茲に中年助米穀百餘石より支辨し、合計約五百餘元である。黎人に教育あるは實に之を以て嚆矢とする。民國二年大旗に於て復た第七區第十初級國民學校一箇を設立し、専ら黎人の教育に従事したが、其の後亂に因て停校し、同十四年始めて恢復した。崖縣の黎區は極めて廣く、近頃黎人教育提倡の見地より會て黎民教育養成所二班を設け、修業期間を三箇月とし、縣長、教育局長及其他機關職員より、各科を分任教授し、各生卒業後更に附近黎村に分派し、小學を開設することにし、黎人子弟の教育に關しては現在計畫進行中に在るので、能く相當の効果を收めんとしてゐる。各縣小學生は學費を納付し、各人年額は一元乃至三、四元である。教員の年俸は最も多きは二百餘元であり、最も少きは三十元である。或は往々無給で僅かに食糧を給するものがある。

海南各縣市小學の今昔を比較するに、十四年前には小學校數二千九百七十七校、兒童數十一萬四千四百七十三人が、現在は小學校數二千四百二十二校、兒童數五萬七千八百七十五人に激減した。

第三節 中學教育

海南の各中學校は均しく初級制を採り、修業年限は三年である。省立、縣立、私立の三種に分れ、省立は省立十三中學校のみで、瓊東嘉積に設け、縣立は瓊山、文昌、澄邁、定安、儋縣、崖縣、陵水、萬寧、樂會、瓊東縣等の中學校ある。私立は瓊山に瓊海中學校、瓊海中學校の二校ある。文昌には區立瓊文中學校一校ある。而して省立第六師範學校も亦初級中學校を附設してゐる。各中學校教員は大抵本地人士に屬する。海南は海外に孤懸し、地遠く、供給少きが爲に、人々之に従事するを喜ばず。故に其の教員は只本地より羅致し、多くは徒らに其の地位を守るのみである。各中學校に至つては多くは舊時の官衙を改築したものである。宿舍を設くる者は省立十三中學校、六師、瓊海、瓊海各校であり、宿舍の管理は瓊海が佳良であり、生徒の學費は各校の徴收は不同で、毎年十元乃至二十四元である。雜費の徴收も各校又異り、大約年數元過ぎぬ。各校の生徒募集も、其の班數多きは春秋二季に之を行ひ、班數少きは秋季始業の時に之を行ひ、受験生の程度は極めて不齊である。各地小學は不良で、養成する學費は概ね根柢なく、而して各校は經費不足し、學費に依つて經營する爲に、往々競つて新入生を收め、只収入の増加を計り、自ら其の程度を圖らず、又其黨の管理後、學風益々壞亂し、成績の考査も切實に實行せられず、多くは生徒の心理を迎合し、虚しく故事に従ひ、相習ふて風を成し、以て怪と爲さず、生徒の程度は日に低下したのは、是れ亦其の重要な原因である。近年海南各中學の卒業生は、前に北平、上海、廣州等に行き、各公立專門大學に受験し、其の人數多きも入學者甚だ少く、又此種中學卒業生は程度低く、進級は極めて困難である。而して工商諸業を修むるものなく、亦之を希望せず、終日城市の間に遊蕩してゐる者甚だ多く、其黨は之に乗じて煽動誘惑し、恰も狂泉を飲むが如く、先を争ひ趨赴し、前年共禍劇烈で、其の操縱宣傳する者は多く此類の學生に屬し、教育方針錯誤を來し、結果遂に斯の如きに至る。今日吾が國の學術は缺陷甚だ多く、即ち無資の者は學を求むるを得ず、學ぶも自活するの力なく、苦學しても社會の用に適せず、是れ皆禍亂の源で、又教育當局の責である。省

立十三中學は定、東、樂、萬、陵五縣の補助費より支辨し、現に之等校費は年約一萬二千五百餘元とし、其の各縣々立中學經費の來源は、各時省與田租地方雜捐縣地方款等より之が補助を爲し、定額經費に不足せず、其の中經費稍善きものは、首として瓊山縣立中學を推すべく、而して文昌縣立中學之に次ぎ、私立は瓊海中學を稍完備と爲し、校舍建築宏壯で、其の理事者は多く南洋の華僑に係り、基金は充足してゐる。此校の前途は稍有望である。其の餘の公私各校は皆稱するに足るものがない。

第四節 師範教育

本島の師範教育は從來閑却せられて、經費著しく缺乏し、現在省立第六師範學校は前期師範の兩班に分れ、澄邁縣立中學には師範講習所一班を附設し、瓊山縣立中學には鄉村師範一班ある。左に其の大略を述ぶ。

省立第六師範學校 本校は瓊山縣城臺環書院の舊址に在り、前清光緒二十八年始めて瓊臺學堂を開設したが、科舉未だ廢せられず。課程は經史、時務、算術を除くの外、尙ほ科學の論文、經籍の學習に没頭するのみである。同三十二年改めて瓊崖中學と爲し、公費三萬元を以て校舍を建築し、生徒二班を招收した。同三十四年復た新入生二班を増募し、並に一切の應用儀器、校具を購入した。民國三年改めて省立瓊崖中學校と爲し、時に生徒六班で約三百人あり、民國九年八月廣東教育委員會は之を改めて省立師範學校と名付け、現在教員十二人で全校の生徒は九班ある。師範二班、初中七班の生徒は七百十人中に女生十人ある。全校の舊制度に依る卒業生は九百二十四人、新制度に依る卒業生は三百七十五人を算し、就中師範班の卒業生は四回で人数は百五人ある。校産としては田舖二項で約二十萬元に達する。全校の經費は學費、宿費、田租、牛皮捐、土紙紙料、錫箔捐年收約一萬九千六百餘元である。此校の成立は久しきが、成績不良で、前に嘗て共黨に管理され、近頃整理せられたが、學風は壞敗し、校中の經費は學費を除くの外、固定經費毎年約一

萬三千元とし、之を以て師範三班を經理し、毎年卒業一班の經費は支辨し得る。但し前任校長は師範班生に對して著も注意を拂はず、只中學班生を添招し、徒らに師範の名のみあり、省を去ること遙遠で、師を延くこと容易ならず、且上級教育機關が監督を怠るのは、其の經理不良の一因である。

澄邁縣立中學附屬師範講習所 澄邁縣立初級中學校は民國十三年九月に設立せられ、師範講習所一班を附設し、初中程度と相等しく、已に卒業一班は二十四人あり、經費は中學より之を支給する。

瓊山縣立中學附屬鄉村師範班 瓊山縣立中學は民國二年八月に設立せられ、經費は極めて充足し、南區善後公署は曾て特に瓊山縣をして中學附屬鄉村師範班に付き鄉村小學整理の準備を爲さしめた。入學程度は初級中學卒業生及び之と同等の學力ある者を取り、修業年限は一年である。

第五節 實業教育

本島の實業教育は地利上より言へば、凡そ農林、水産、蠶桑諸業が其の需要普通教育に比して尤も切なるものがあるが、各縣は就つて中學校の設立に従事し、實業教育に對しては未だ之が計畫を進めざるは是れ地利善からざるに因る。瓊山には縣立職業學校一箇あり、普通職業の兩科に分れ、普通科は又分れて甲乙兩組となり、職業科は染織、化學、藤工、刺繡、裁縫の五組に分れ、午前普通科を授け、午後實習を科する。職業科の各組は生徒入學の際に之を選修し、染織科の器械は僅かに木機及機數具のみである。而して木機で織る所は毛布及土布の兩種があり、其の他化學、藤工、刺繡等の組に於ける設備は亦甚だ粗陋である。前任校長は多くは普通中學或は初級師範學校の卒業生であり、職業の學識經驗に缺乏し、整頓もなく、清黨以後學生は日に減少を來し、過去の成績は殊に見るべきものがなく、其の經常費は毎月

縣署の牛皮指より支出し三百八十元である。教職員の俸給を支出するを除くの外、毎月只四、五十元で、一切の雑費及原料費を支辨してゐる。民國十七年六月善後公署は付て瓊山縣に命じ、相當の職業人材を選擧せしめ校長に充てた。經費關係は縣に於て法を設け増加し、茲に各區高級小學より毎校の卒業生三人を選抜して入校せしめてゐる。

第六節 學 塾

海南各縣の學塾は開閉常なく、調査統計周詳を缺く。每塾の生徒十餘人或は二十人であり、塾師終年得る所少きは二三十元多きは七、八十元である。教授課程は三字經、四書、幼學千家詩、雜字等を多しとし、間々亦國文教科書を授くるものがある。就學休業も常なく、殆も管理方法なく、各縣の學塾多くは二月に開始し、十月に解散する。北部諸縣の學塾は多くは改良したものがあり。西南部昌、感、崖、陵各縣の學塾は、恒に學校よりも多く、毎村に一箇あり、或は數村を聯合して一箇を設立してゐる。塾生の學費は毎年一元乃至二元を支出し、全島の學塾を統計せば約二百餘箇を算し、塾生は約四千餘人である。

第七節 圖 書 館

圖書館は縣立及學校附屬の二種ある。縣立には瓊山、臨高、崖縣、萬寧の四館があり、學校附屬のものは瓊山中學、第六師範、瓊海中學の三館があり、瓊山圖書館は瓊城雁峯書院の舊址に設け、新に洋樓を建て、文學、語言、算術、自然、教育、社會、哲學、生理等の書一萬七百十八冊あり、平均毎日の閱覽人員は十五人乃至二十人ある。臨高融通圖書館は縣城居仁里に設け、經史子集及科學書籍一萬二千三百二十冊あり、毎年の經費は二千六百四十三元とし、平均毎日の閱

覽人員は六、七人である。崖縣圖書館は民國十七年に成立し、縣城教育局を設け、四庫叢刊及新出文・哲・教育書籍、雜誌千餘冊ある。萬寧縣圖書館は共黨暴動後より書籍已に散失し、瓊山縣立中學、省立第六師範、私立瓊海中學は、均しく圖書館を附設したが公開せず、藏する所の書籍は凡そ數千冊ある。

第八節 閱 書 報 社

閱書報社は全島に約三四十箇あり、海口市私立平民書社は藏書稍多く、四庫叢刊及文・哲・教育・科學等の書籍一千六百餘冊あり、茲に上海、香港、廣東等各地の新聞紙六、七種あり、毎日平均閱覽人員約五、六十人ある。其他各縣の書報社は組織稍簡單で、各所の書籍は多くは二、三百冊で、少きは十餘冊のものがある。多數は廣州及本島出版のもの三、四種あり、上海紙を備ふるもの約二十箇で、平均毎日の閱覽人員は數人乃至十餘人である。

第十一章 宗 教

第一節 佛 教

佛教は海南に在つては甚だ普遍せず、昔より名僧知識の南渡する者少く、叢林刹宇極めて寥落である。東北諸縣は大陸に接近し、風氣稍開け、城廂の間に偶々禪寺がある、春秋の佳節には士女禮拜する者尙ほ乏しからず、瓊城北部の天寧寺は最も宏壯であり、萬寧の東山嶺湖音寺は風景獨り勝る。但し島中の僧侶は戒律を重んぜず、酒肉を飲食し、常人と異なる所がなく、瓊州府誌に載する所に依れば、元の撒迪潜邸より廣に及び、瓊に來り、最も叢林の修造と喜ぶ。海南

の僧が皆家あるを見て甚だ憚らず、嘗て曰く、何物の蟹善薩か、一人として天花（天然痘）に罹らざるものなし、僧は持戒せず、蓋し昔より然り（譯者註、同府志卷四）。民國に入りて後、寺産多くは地方事業に充當せられ、僧徒は四散し、往々門に沿ふて托鉢するも、或は一飽を得ず、事の清修を欲するも亦極めて難い。

第二節 道教

道教の本島に在るは、殆んど地として之なきはなく、仙人は道觀に棲まず、農村間に散處し、家庭の職業を操り、常人と異なる所なく、各地に一、二先輩の道士があり、師傅と稱し、凡そ道を學ぶ者は須らく道場に在つて學習し、師傅が己に成業と認めば之が爲に道名を起し、道印を給し、授くるに道職を以てし、然る後に出で世人の請求に應じ、其の道業を營む、地方人も亦之を信仰する。凡そ道士の職ある者は其の服装は皆一定し、紅袍を長くし、其の袖を博くし、帽は黒く、頂尖り前後に向つて斜である、一般人民は道教を崇信すること甚だ篤く、禳祭祈禱十中の八、九は道士を招いて之を爲すのである。

第三節 回教

回教は又イスラム教と名付け、即ちマホメットの創立する所であり、本島に於ては僅かに崖縣三亞港に在るのみである。教民は約三、四百人で豚を食はず、死せば火葬にし、一村に聚居し、外人と通婚せず、内地の回教師は時に來つて説教する。信徒多からざるも奉行は甚だ篤い。

第四節 天主教

明の中葉に當り、聖方濟角會の教徒が航海して海南に來り、布教したのを本島天主教の始とする。清初復た耶蘇會教徒踵を接して來り、互に相助けて教務を理め、清の道光二十八年羅馬より始めて海南傳教事務を佛國巴里の遠東傳教會に委任經營せしめ、光緒二年又改めて、澳門葡葡牙傳教會の管理に委し、宣統元年佛國安南東京傳教會は羅馬傳信部の許可を得て、海南を傳教區域とし、劃して廣州の主教管轄に歸し、而して肇慶全屬の教務を澳門の主教管理に歸し、民國十八年復た海南を劃し、傳教特別區域と爲し、現海南總教會は海口に設けられ、傳教會士は六人あり、受洗の教徒は約一千人を算する。瓊山、文昌、定安等の縣に於て教堂を分設し、大小十二箇あり、並に學校四箇を附設してゐる。海口の總會には育嬰堂及天門女學各一箇を附設し、育嬰堂は佛團聖保祿會女修士の管理に屬し、開設以來二十年を経、收容する所の女兒幾百人を成人に撫養し、普通知識を授け、之が爲に配偶者をも選定し、成績は甚だ優良である。

第五節 耶蘇教

本島の耶蘇教は即ち米國長老會教であり、現に改めて中華基督教海南區會と稱し、中華基督教會に屬し、傳教機關を福音堂と曰ふ。其の組織は委員制とし、米人五人、我が國人六人を選擧して執行委員と爲し、傳教、慈善、教育等の事業を辦理する。本島最初の傳教者は米籍丁抹人治基善である。治氏は先づ駐粵海軍某艦長の職に任じ、光緒七年海南に來遊し、其の氣候の溫暖を愛し、遂に辭職して居留し、身を海口の傳教に委し、教堂を設け學校を立てた。光緒十一年儋縣那大に分教堂を設け、皆獨力經營し、後廣州長老會と聯絡を取り、米國總會の補助を受け、間もなく該會は康醫生、

紀牧師等の前後境に来るあり、教務益々盛となり、同十九年に至り、獨立傳教し、總會の補助を受けず、同二十六年又瓊東嘉積に教堂を建設し、東西北三路の本部として其の勢は遂に駁々として日に上つた。在するに米國長老會は牧師一千五百人あり、我が國の傳教に派する者は五百人を占め、本島に来るものは二十五人である。創設當時より今日に至る迄已に四十餘年を経、教徒は四千人に達する。傳教を除くの外に又社會慈善事業を爲し、學校、醫院等の如きも成績頗る見るべきものがある。茲に海口、那大、嘉積三區に於ける耶穌教の概況を述ぶ。

海口及瓊山縣城 海口教會は鹽灶村に設けられ、福音堂一箇、傳教師一人あり、福音醫院一箇、聖經學校二箇を附設し、院は康醫生の創設に係り、規模甚だ大で、病人二百人を收容するに足る。聖經學校は男女兩部に分れ、縣城方面に至つては福音堂一箇あり、内に華美中學、匹瑾女中學各一箇所あり、人材を育成すること甚だ多い。

那大 那大教會には福音堂一箇あり、内に醫院一箇、高等小學校二校、傳教師一人あり、醫院は宏壯で、設備は完全である。醫に就くもの甚だ多く、小學は男女二部に分れ、兒童は百餘人ある。教會より分派する教堂は、儋縣には和慶市に一箇あり、臨高には南豐、和舍、加來、南寶、南江村、東英市に六箇あり、澄邁には西峯、岑嶺に二箇あり、合計九箇に達する。各初等小學校を兼營し、各校學童は二、三十人である。

嘉積 嘉積教會には福音堂一箇、附屬醫院一箇、小學校二校、傳教師、醫院長各一人あり、嘉積は本島東部の主要市鎮とし、人煙は稠密で、醫に就く者は甚だ多く、醫院は收容に不足し、總會より經費を支出し新に建築したが、未だ尙ほ落成せず。其の各所に分設した教堂には小學を附設し、或は黎洞にも人を派し傳教し、教育を施し、其の熱誠多とするに足るものがある。

第十二章 交通

第一節 交通行政

第一項 瓊崖公路處

海南の路政は民國十一年に始まり、瓊崖全屬公路分處を設け、省長公署は瓊崖善後處長鄧本殷に委任し、分處總辦を兼ねしめた。是年十二月全省公路處の許可を得て分處を裁撤し、公路局に改組し、前後陳雲峯、陳延壽、林天魁を委して局長と爲し、同十五年二月國民革命軍南路總指揮部は前後鄺悅光、王鴻鑑を委し局長と爲し、同年八月廣東省政府は命じて、公路局を撤去せしめ、復た瓊崖公路分處を設け、李紀堂を委して分處長と爲し、之に繼ぐ者は葉家俊、陳哲梁、樸園、張穎等とし、其の職權は海口市政廳成立前に在つては、海口市建築工程事務を兼管し、今は専ら海南路政を司る。其の經費は毎月一千九百元とし、内部の組織は總務、工程兩課に分れ、總務課は主任一人、課員三人、雇員二人を設け、會計出納を掌り、兼ねて官印文書等の事務を司り、工程課は技士一人、技佐二人を設け、工程測量事務を處理し、所屬機關としては瓊山、文昌、瓊東、樂會、定安、萬寧、陵水、崖縣、感恩、昌江、儋縣、臨高、澄邁等の縣に各公路局を設く、在するに本島の公路は民國十一年間に開業し、現に全島の築成した公路延長は合計二千三百餘里に達し、未完成のものは延長七百餘里とし、其の立案測量して未だ起工せぬものは延長二千七百三十里に亘る。

第二項 各縣公路局

民國十一年全省公路處は許可を得て公路分處を裁撤し、改めて公路局を設け、同時に瓊山、文昌、瓊東、樂會、定安、萬寧、陵水、崖縣、感恩、昌江、儋縣、臨高、澄邁縣等の公路分局を併置した。是れ本島各縣路政機關設立の開始である。越えて二年分局を改めて工務局と爲し、同十五年七月公路局制を規復し、局長は縣長の兼任とし、員局員一人を設け、縣屬公路工程查勘測量等の事務を補助する。

第三項 航政分局

海口航政分局は省航政局に隸屬し、海口に分局を設け、更に各港に航政分卡を設け、分局には局員一人、課長一人、會計兼管票一人、書記一人、錄事兼庶務一人、稽査二人、水手二人、挖工一人を置き、局内の經費は航艇燃料中より之を徴收し、四割を支出し經費に充て、各分卡に至つては各卡員一人を置き、經費は燃料料の收入中より一割を支出し之に充て、合計分卡九箇あり、舖前、清湖、卜寮、陵水、崖縣、昌感、儋縣、臨高、金江等に分設し、其の局卡の事務は船課を徴收する。

第二節 水 運

第一項 汽 船

海南は天産富饒で、鹽魚、果實、皮革、麻藤の屬は輸出年に増加し、而して地は廣州、香港と安南、暹羅、南洋群島間交通の要衝に當り、往來の船舶は恒に海口に寄港し、近年汽船の出入港噸數は逐漸増加し、内外人經營の航業者は競争して航路を擴張し、以て運輸の發展を計る。茲に各航路の現況を概述する。

- (一) 本島暹羅間航路 (イ) 諾威汽船は六隻で、夏洛士、夏利士、夏美南、夏隆都、廣昌、廣順と名付け、每隻約二千噸とし、鴻新会社が代理する。(ロ) 英商太古洋行汽船は四隻で、廣東、貴陽、瓊州、慶元と名付け、每隻約二千五百噸とし、永發行が代理する。(ハ) 丁抹汽船は二隻で、美中、美東と名付け、每隻約二千噸とし、永昌利が代理する。以上各船は香港、海口、新嘉坡、暹羅間を航行し不定期である。
- (二) 本島新嘉坡間航路 (イ) 諾威汽船は一隻で、永寧と名付け、約二千噸とし、會發行が代理する。(ロ) 米國汽船は一隻で、詩士頓と名付け、約二千五百噸とし、源發興が代理する。以上各船は香港、海口、新嘉坡間を航行し不定期である。
- (三) 本島廈門間航路 英商太古洋行汽船三隻で、安徽、安慶、安東と名付け、每隻約三千噸とし、永發行が代理する。新嘉坡、海口、香港、廈門間を航行し不定期である。
- (四) 本島廣州汕頭間航路 中國輪船公司汽船二隻で、周瑜、大華仁と名付け、每隻約一千五百噸とし、永發行が代理する。海口、廣州、汕頭間を航行し不定期である。
- (五) 本島新洲間航路 獨逸汽船一隻で多利と名付け、約一千五百隻とし、永發行が代理する。海口、香港、汕頭、南安、新洲間を航行し不定期である。
- (六) 本島海防間航路 (イ) 佛商存地洋行汽船二隻で、東京、新廣東と名付け、每隻約一千噸とし、貝德樂洋行が代理する。航海數は二週間に往復一回で、香港、廣州灣、海口、北海、海防間を航行する。(ロ) 英國汽船一隻で、約二千噸とし、

海南は周囲海岸線二千餘里で、復た母の巨川大流を利用するもの多く、交通に就いて言へば、各屬互に連絡し得べく、貿易に就いて言へば、島中魚鹽、農産豊富なるを以て之が發達に資するに足る。苟くも經營當を得ば遠航の便がある。此交通運輸の事業は實に坐ら其の富を致するに足るものがある。徒らに舊習を墨守して、資を集めて新式船舶を購入するを知らざれば、遂に航運の利を多く外人に操縦せらる。而して瓊海の航路は現在尙ほ帆船の轉運を恃み、内部交通貿易に於ては俱に困難を感ずる。是れ速かに革新を加ふべきものである。本島の帆船にして各處に航行するものは、左の如く大略八線ある。

一 海口廣州線 海口、陳村、江門、廣州間に往來する帆船は、順風には七日にして至り、逆風には約一箇月を要する。毎船の容量は百擔乃至千擔とし、毎年平均二十餘隻で、共に二、三萬擔を積載し、其の貨物は線香、紙箔、反物、木材、鹹魚、生豚、牛皮、鹽等である。

二 海口北海線 海口、廉州、欽州、南康、赤坎、防城、合浦、北石、屯市、東興及北海間に往來する帆船は、順風には一、二日にして至り、逆風には數日或は十餘日を要する。毎隻の容量は數百擔とし、毎年平均五百隻で、共に三十餘萬擔を積載し、其の貨物は爆竹、香粉、紙類、豆油等である。

三 海口高州線 海口、安鋪、梅東、黃坡、赤坎間に往來する帆船は、順風には一日餘にして至り、逆風には數日を要する。毎隻の容量は數百擔とし、毎年平均三百七十餘隻で、共に二十餘萬擔を積載し、其の貨物は菓烟草、檳榔等である。

四 海口雷州線 海口、前山、海北、海安、烏石、海康、徐聞、麻羅、東興、碣州、什坡、外羅、流沙、西營間に往來する。帆船は順風には一、二日にして至り、逆風には數日を要する。毎隻の容量は二、三百擔とし、毎年平均二千五百餘隻で、積載量は六、七十萬擔に達し、其の貨物は豆油、蠟燭、線香、紙箔等である。

五 海口廣州線 海口或は本島各港廣州灣間往來の帆船は、順風には一、二日にして至り、逆風には數日を要する。毎隻の容量は數百擔とし、近年設關徵稅の影響に依り、本線の航業は大に衰微し、各船は本島の各港間を廻航し、其の積卸轉運の情況は、詳細に之を知ることが出来ぬ。

六 海口本島各港線 海口より東水、崖縣、儋縣、陵水、萬寧、北黎、臨高、舖前、海寶州、北南、清瀾、樂會、三亞、昌江、感恩、海頭、海尾、花場、佛羅、潭門、海口、藤橋、海南、下海、新盈、鹽田、沙老、三江、新興港、澄邁、林桐、榕村、卜黎、昌化、沙上、塔市、拔南、會場間に往來する帆船は、航走力は迅速で、順風に帆を揚げば、幾んど汽船と等しく、逆風には其の差十餘倍に達し、毎隻の容量は百擔乃至千擔とし、毎年平均約三千隻で、積載量は百餘萬擔に達し、其の貨物は牛皮、豚、鹽、檳榔、木材、反物、鹹魚、缸瓦、菓烟草、紙類、雜貨等である。

七 海南南洋線 本島舖前、清瀾、卜黎、藤橋、三亞、海頭等の港より安南、暹羅及南洋群島に往來する帆船は、順風には十餘日にして至り、逆風には或は一、二月を要する。毎隻の容量は千擔乃至一萬擔とし、毎年入出港船數は平均約百餘隻で、冬季北風期には海南より出發し、翌年夏季南風期に原港に歸航する。之等帆船は各種貨物を積載する外、船客を併載し、運賃は數元で、其の數は甚だ多い。

八 内河航線 (イ) 萬寧の龍溪河は通航六、七十里で、船約百隻あり、毎隻の容量は十餘擔とし、每船運賃は二、三元である。但し下流三、四里は積載量百餘擔の大船を通航する。(ロ) 萬寧の太陽溪は通航百餘里で、船約百隻あり、河に比し稍小で、運賃も亦低廉である。(ハ) 陵水溪は通航百餘里で、船數は數十隻あり、毎隻の容量は約十餘擔である。

(二) 瓊山、定安、港邁の南渡江は通航四百餘里で、船數約三、四百隻あり、每隻の容量は約百擔に達し、金江より貨物を積載し、一船約百擔とし、海口に至る運賃は二十元乃至二十五元とし、新興、東山、瑞溪、定安、巡崖より海口に至る毎船の運賃は十五元乃至十七元で、乘客運賃は一元とし、梧州より海口に至る毎船の運賃は十元乃至十二元で、乘客運賃は二元とし、龍塘より海口に至る毎船の運賃は四元乃至五元で、乘客運賃は一角で、日に二、三回航行する。

(ホ) 樂會、瓊東、定安の萬泉河は通航二百餘里で、船數約百餘隻あり、毎船の容量は約十餘擔である。石壁より貨物を積載し、一船は下寮に至り、運賃は約六、七元である。嘉積より貨物を積載し、一船は下寮に至り運賃は約三、四元である。樂會より貨物を積載し、一船は下寮に至り運賃は約一元五角である。乘客運賃は二角乃至一元餘である。

各處の客貨は常に需要は供給を越えるが、只運輸遲緩の爲に、往々貨物は之が爲に腐朽し、資本を損失し、稅收にも影響する。本島の外海航運は舊慣に拘泥し、既に外國汽船の壓迫を蒙り、而して内河航運は復た日に衰退し、實業發展の前途に關する所甚だ大なるものがあるので、宜しく法を設けて之を改善すべきである。

最近三箇年間帆船入出港統計

年次	民國十五年		民國十六年		民國十七年	
	種別	隻數	種別	隻數	種別	隻數
入港	二〇八	三九五〇	一八八	三〇四〇	二四八	三二五〇
出港	二〇八	三九五〇	一七七	三〇七〇	二四六	三二五〇

前表の入出港地は本島各港及雷州、高州、北海、江門、陳村、廣州灣、廣東を指してゐる。

第三項 小型發動機船

本島の小型發動機船は十餘隻あり、海口舖前間に往來するものは、蓮花、水花、愛國、華民、廣群、愛群の數隻がある。時に或は登ねて儂縣、臨高、崖縣、陵水各局に航し、海口三江間に往來するものは海安一隻ある。之等各船は皆不定期であるが、貨客は滿載で開航する。此外に尙ほ金花、昌利の二隻及永發行、稅務司、海關監督署等の自用小型發動機船三隻あり、共に海口港に航行し、海洋汽船の積取用又は關員連絡用に供する。每隻の容量は小は五、六噸、大は十五噸乃至十八噸である。

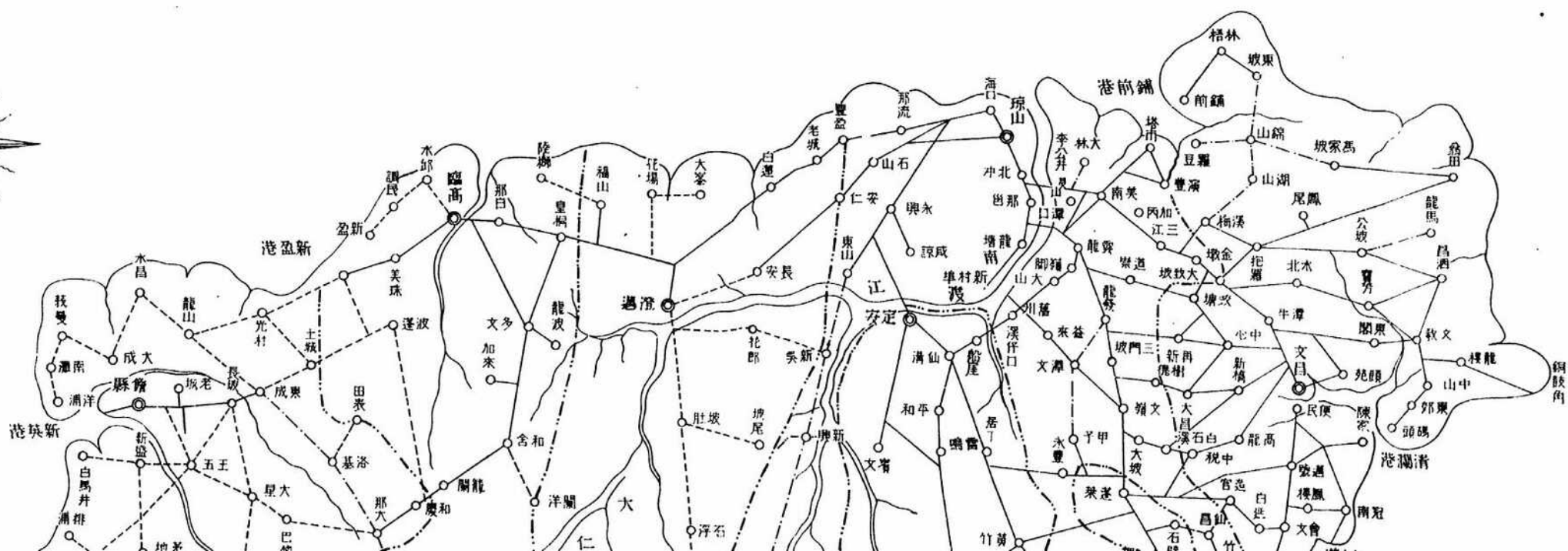
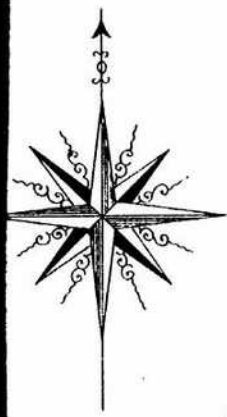
第四項 航路標識

本島には測候所、警報信號所各一箇所あり、瓊海關内に設け、浮標は三箇あり、木欄頭に在る。光度十餘裡に達する燈臺四箇あり、書場、海口、炮臺、臨高角、舖前港等に分設し、近日航業漸く發達を來し、政府は航行の安全を期する見地より七洲島北島上に光度二十裡の燈臺一箇、抱虎角に光度十二裡の燈臺一箇、黃沙角に光度二十裡の燈臺一箇を建設せんとし、又黃沙角、臨高、架尾に各警務號を設け、不虞に備へ、竝に海口無線電信を大英山頂に移し、船舶に對する消息の傳達に努めたので、海上の交通は従前に比し安全便利となつた。

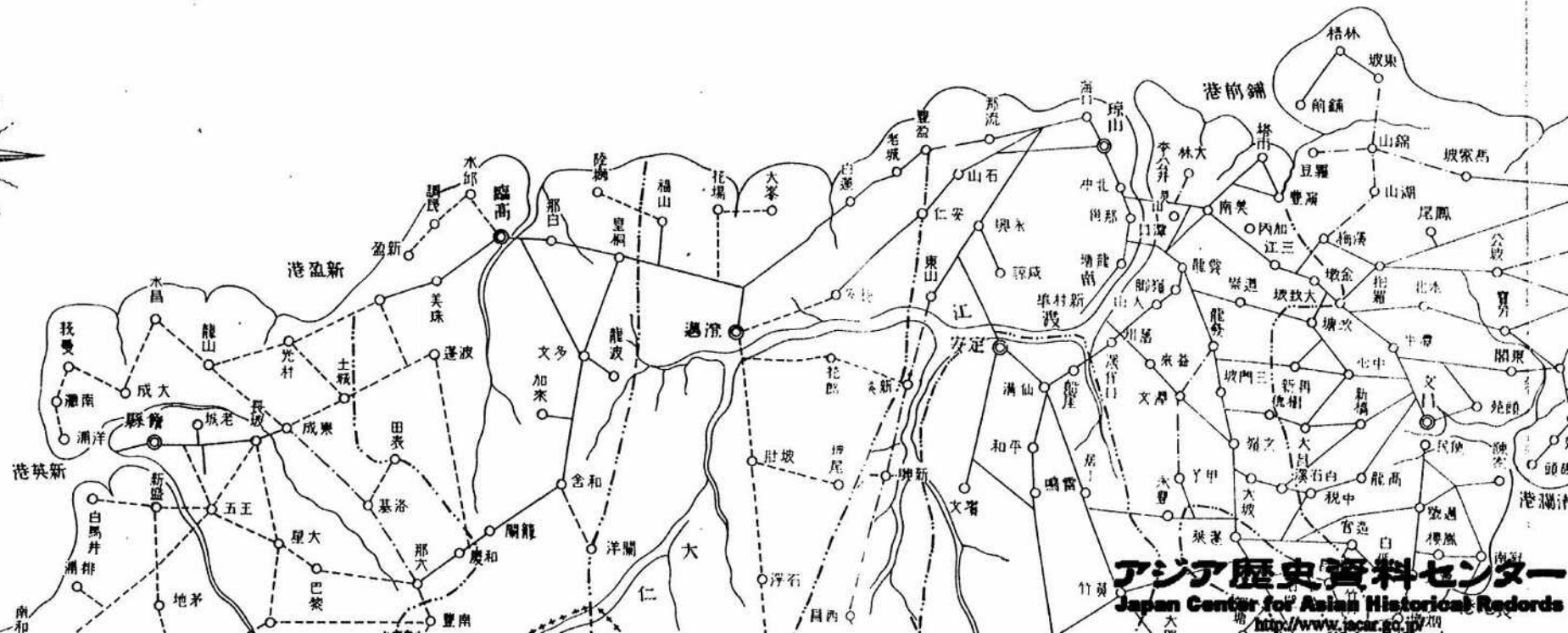
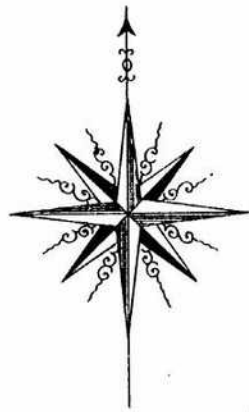
第三節 陸運

第一項 公路

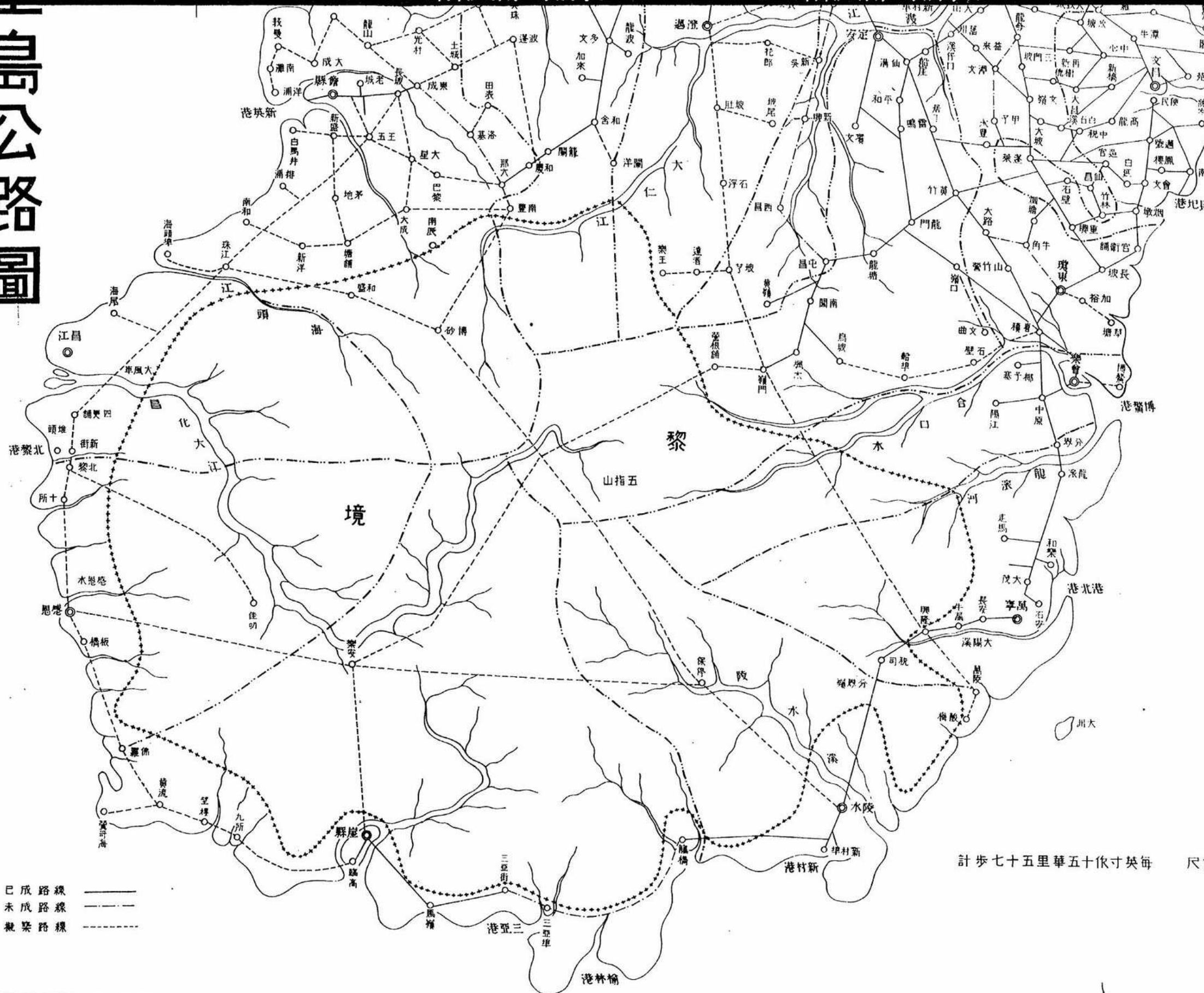
海口は本島對外交通の中心であり、貨物の集散地であるが故に、公路の省道幹線は實に海口を出發點とする。而して分派して各重要城市に連絡し、本島の交通運輸を促進する上に於て、本路は環島路と稱せらる。海口より西馳し、豐盈、白蓮、馬亭、澄邁、博厚、臨高、新興、土城、東城、儋縣に向ひ、南は白馬、海頭、昌江、新街、北黎、九所、感恩、板橋に下り、東南は望樓、崖縣、藤橋、陵水に轉じ、北は興隆、萬寧分界、中原、樂會、嘉積、瓊東、會文、文昌、尙導に上り、瓊山城を経て海口に達し、全線延長は一千七百餘里に亘り、各屬を貫通し、全島を環繞する。是れ即ち第五幹線である。縣道の路線は一は海口の東南より瓊山、雲龍を経て文昌に、一は雲龍より龍發、文峯、蓬萊を経て瓊東に、一は定安より仙溝、黃竹、大路を経て嘉積、樂會に、一は定安より雷鳴、龍門、嶺口を経て文曲、石壁に、一は海口より永興、東水、新興、屯昌、烏坡、船埠を経て石壁、嘉積に、一は馬停、澄邁より石浮、嶺門を経て興隆に、一は臨高より和舍、那大、南豐、博沙を経て保停、陵水に、一は洋市より龍山を経て那大、南豐に、一は南豐より北儋縣に、一は南豐より西西頭に、一は博沙より西海頭に接し、一は感恩より東東安、保停に向ひ陵水に、一は文昌より西南蓬萊、龍門、楓木、嶺門に向ひ、東安崖縣に連接し、其の郷道路線は更に支脈分岐し、縱横交錯し、每郷市村落間に相互聯貫道路あり、絡繹として斷へず、全島の路線を統計せば約六千餘里で、内已に通車するものは文昌の八百七十四里、瓊山の七百七十七里、定安の三百九十八里、臨高の二百二十二里、瓊東の百六十五里、萬寧の百五十里、樂會の九十里、澄邁の八十五里、儋縣の六十里、陵水の四十里、崖縣の二十里で、合計二千八百餘里に達し、全國の既成公路の二十分の一を占め、築路費は約百萬元である。查するに本島公路の築成は、民國十一年に始まり、同十七年四月南區善後公署成立の



海南全島公路



三島公路圖



裏面白紙

計步七十五里華五十呎英每 尺

時に止る。其の延長は一千六百九十七里で、善後公署は路政を以て治安の基本と爲し、更に規制の路線は、嚴に各縣に限定し、期を定めて築造し、同十七年五月より同十八年四月迄の善後期間内に公路一千二百餘里を築成し、既に完成して未だ通車せざるもの八百七十餘里に達し、此一年中には長足の進歩を見たのである。

省道の普通幅員は三十尺で、現に瓊海一段は已に改めて六十尺とし、縣道は二十四尺のもの多く、又三十尺のものがある。郷道は廣狹一ならず、地勢に隨つて異り、之を要するに皆通車すべく、善後公署は郷道の開築には、保甲組織を利用し、或る甲に屬するものは、或る甲の責任を以て築成し、其の路線は縣に於て測量し、繪圖を作製し提出し、検査を經、査定の上は縣をして期を限り團に命令し、當該管轄區域の甲長を督勵し、甲内の住民を召集し、開築に従事せしめ、一面縣より派員し、團董と會同し、工程を監視し、各甲は責任の範圍に於て踴躍募役に應じたので、各縣の郷道は其の發展極めて迅速である。只各屬の車道は多く在來の地形に就いて略開築を實施し、或は稍埋設したものである。大率自然の地勢に順應して築成した。但し石を得ること甚だ困難であり、自ら路面を鋪裝せざるが爲に、或は凹凸平かならず、或は彎曲の儘に委し、其の勾配曲線往々公路築造法則に合せず、淫雨には泥濘輪を没し、風時には沙塵を揚げ、車體汽油の消耗甚しく、乗客は顛覆の苦ある缺陷がある。築成して未だ通車せざる路線中、其の瓊島路の陵水、崖縣、感恩、昌江各段に屬するものは、去年善後公署善後會議の議決を經、自動車免許料より支出し、該道修築の用に充て、其の収入は毎月二萬餘元に達し、已に次第に増築しつつあるを以て日ならずして完成すべきである。其の黎境の公路は延長一千七百三十餘里に亘り、竝に善後公署賑款中より四十五萬元を支出して建築費と爲し、瓊崖公路分處に命じ規則測量し、分途進行し、一は定安の嶺門より築成し、營根に至り、一は陵水より築成し、毛曲に至り、一は崖縣より築成し、潘陽に至り、一は儋縣の那大より築成し、紅毛廟に至り、黎境の路線は、多くは峻嶺急流を經、工程困難で、開築

費用も甚だ多く、自ら未だ見るべきものがない。

公 路 里 程 表

路 名	路 数	里 程
已成公路	五	三六二
未成公路	二	八六
豫定開築公路	九	三三〇
環島公路	八	一、〇〇〇

環島公路は樂萬一段の既成分を除くの外、尙ほ萬寧縣の興龍市より起工し、陵、崖、感、昌等の縣を經、臨高縣安全市に至り止るもの延長一千百里に亘り、現に南區善後公署は迅速に之が聯絡を完成する見地より各縣に嚴令し、地方人民を督率し起工し、期を分ち築造し、第一期は延長四百里（四段）、第二期は四百三十里（五段）、第三期は三百七十里（四段）とし、一年内に竣功の豫定である。

黎境公路の幹線は一千二百二十里、支線は六百十里である。黎境の嶺崖、南陵の兩路は幹線路であり、其餘鄰縣に聯貫する南大、博海、樂感、保興等の路線は支線であり、其の工程規則に依れば幹線路は幅員三十呎、支線は二十四呎とし、橋梁幅員は十八呎、河幅百呎以上のものには船隻を用ひて運搬に供する。本計畫は三期に分ち築造することにした。

本島既成各路の建築費は合計百五萬元とし、經理方法は官辦、民辦及官督民辦に分れ、民辦を首とし五十一線を占め、官督民辦は十三線、官辦は一線である。

第二項 舊 道 路

吾が國の路政は由來已に舊く、詩には周道砥の如く、其の直矢の如しと記し、歷代相承け、皆道路を修治し、郵亭驛館天下に徧く、京師より邊境に至り通達せざるはなく、猶ほ今の國道省道制の如くである。本島舊道路の迹を考ふるに、大別して三區劃とし、(一)東路は海口より瓊山縣治を經、定安船崖に至る延長百里、仙溝に入り黃竹大路を出で、瓊東嘉積市に至る延長百五十里、萬泉河を渡り、分界龍滾を過ぎ、南和樂を下り、萬寧縣治に入り延長百五十里、船崖より萬寧縣治に至り延長三百里とし、現に已に公路に開築し、南に向つて二道に分れ、一は大陽河を沿ふて西興隆に達し、石門嶺を越え、陵水縣治に至り延長八十五里、一は海濱に循ひ、南牛嶺を踰え、陵水縣治に至り延長七十里、陵水より西南に行き、藤橋に至り延長百里、藤橋より廻風嶺を越え、榆林、三亞を過ぎ延長百里、三亞より馬嶺を過ぎ、港門の崖州に至り延長百二十里、合計延長八百里に達する。(二)西路は崖州より西北に行き、九所を經、黃流を下り延長百里、黃流より西北佛羅に上り、嶺頭を過ぎ、感恩に至り延長百二十里、感恩より昌江北黎に至り延長九十里、北黎より昌化大江を渡り、昌江縣治に至り延長六十里、昌江より海に遡つて北し、海尾を經、海頭に至り延長百里、海頭より田頭に上り、白馬井を經、新英を過ぎ、儋縣治に至り延長百三十里、崖縣より此に至り延長六百里、儋縣より二道に分れ、一は南し、一は北し、其の南道は東に向ひ那大に至り延長百二十里、那大より東北和舍に至り延長五十里、再び東北し行くこと九十里にして金江に達し、再び北行し安江、雷虎を過ぎ、海口に至り延長百二十里、此道延長計三百八十里、現に已に公路を築成し、其の北道は儋縣治より長坡に出で、新興を過ぎ、臨高縣治に至り延長百六十里、更に東行し澄邁、烈樓、秀英を過ぎ、海口に至り延長百八十里、此路延長計三百四十里、新興より東海口に至り延長二百三十里、已に公

路を築成し、崖縣より此に至り殆んど千里に達する、之を西路と爲す。(三) 十字路は縱横に黎境を貫通し、漢黎貿易往來の道路である。西は那大より起り三十里で、南豊に至り、博沙を經、紅毛峒に入り、五指山を過ぎ、南保停、陵水縣治に至り延長五百二十里、之を南陵路と爲し、南は崖縣治より北樂安瀋陽に上り、五指山を過ぎ、紅毛峒に出で、營根、舖嶺門に至り延長六百里、之を嶺崖路と爲し、再び北に延び南閩、龍塘、龍門を經、定安仙溝に至り延長百八十里、之を嶺龍仙龍路とし、此段現に已に公路を築成し、此三線は縱横五指山下の水溝間に相交はり、形は十字に同じく、是れ即ち所謂十字路である。歴代黎を討り、多くは此路を開拓するを主とした。前清光緒十二年馮子材黎境に入り、黎人に命じ路傍の林菁蕪草を刈除し、以て軍事の轉輸に利し、粗ぼ路形を具へた。然れども久しきを歴て修めず、遂に途に載せ、已に荒廢を成してゐる。

第三項 各種車輛

本島の自動車(汽車)は最近の調査に依れば約四百餘輛あり、貨物自動車は約五十餘輛を占め、單車(獨輪車)七十六輛、馬車三十四輛、人力車二百七十七輛とし、人力車の坐寮は内地に比し稍廣く、二人を搭乗せしむる。蓋し南洋式である。人力車の賃金は殊に低廉で、海口市内を週行するに銅錢約二十餘枚、海口より瓊山城に往く七里の道程も亦三十餘枚に過ぎぬ。馬車營業には公司組織なく、或は二人共同して一車を購入し、或は一家に二、三輛を置き、海口紅坎坡村に停車し、紅坎坡瓊城間を往來するもの限り、每輛四人乃至六人を搭乗し、每人の收費は百六十文とし、晨より夜に至り、客滿れば往來し、毎日一、二元を利する。自動車の多數は米國フォードの廉賣品で、普通の速力は一時間に百三十里である。只各島の公路は建築粗陋の爲に、未だ能く工程の法則に合せず、而して車體多くは舊車の改造に係り、購入後已に久しく、又濫用し、時に或は載量過多で、其の能力を損失し、效率を低減し、一時間僅かに六、七十里に止る。

此種の車は約三類に分たれ、一は勿甲車と稱し、每車六人乗で、每客每十里の運賃二角五分とし、二を小多利車とし、每車九人乗で、每客每十里の運賃二角とし、三を大多利車と稱し、每車十餘人乗で、每客每十里の運賃二角とし、貨物百十五斤を客一人に該當する。公路處の築路附加費、車路公司の通過費等を合し、百里の行程に付經費約五、六元である。文昌縣自動車營業調査報告に依れば、每輛の自動車毎月の利益は千數百元である。文昌海口間を毎日二回往復し、其の收入は約、五、六十元で、消耗費は二、三十元に過ぎぬ。ガソリン一罐代四元六角、機械油五斤代一元、運轉手二人賃銀二元二角とし、瓊文路の通過費九元六角合計二十九元餘とし、斯く利益ある事業である爲に、之に従事する者は尠だ多く、故損の車輛を紛々として輸入し、民國十五年の海關報告に依れば、其の輸入車輛の價額は修繕機械ゴム輪等の價額と二對一の割合で、同十六年に於ける車輛輸入額の百分比例は三六・三、同十七年は一六、同十六年に於けるガソリン消耗は反つて二倍に増加してゐる。其の原因は全く路面の不良、車輛の故損、機體消耗率の増加に在つて、敢て馬力の増加に存するものでない。其の結果運賃騰貴し、乗客は損失を招き、且事業前途の發展を防碍する。近頃南區善後公署は規則を發布し、制限を設け、臨時車輛を檢査し、其の機體の不健全なものには、悉く免許證を下附せず停車せしめたが、只本島は從來不良車輛を習用し、其の數甚だ多く、時に尙ほ全部を更改することは困難である。査するに各種の車輛は、毎月許可料として自動車は甲種三十元、乙種十五元、丙種二元、丁種一元とし、馬車は八角、人力車は二角、單車中營業車は三元、自用車は一元五角とし、自動車の海口瓊城間を往來するものは、民安公司四輛、華興公司四輛あり、海口尚嶺間を往來するものは、華興公司六輛あり、瓊城定安間を往來するものは、瓊定公司十二輛あり、萬寧龍潭市興隆間を往來するものは、龍興公司多利車一輛、小多利車二輛あり、嘉積樂會椰子寮間を往來するものは、瓊樂公司、合益公司、德記公司、合成公司各多利車一輛あり、瓊文公司多利車二輛あり、瓊東樂會、定安間を往來するものは、嘉積公司多利車八輛、小多利車二輛、瓊樂公司多利車二輛あり、瓊山澄邁間を往來するものは、瓊澄臨公司多利車四輛、

貨車一輛あり、瓊山澄邁儋縣を往來するものは、新臨公司大車三輛、美龍公司小車二輛、和海公司大車二輛、小車二輛、那和公司小車二輛あり、定安屬内を往來するものは、仙龍公司小車十一輛、大車二輛、全益公司小車二輛あり、海口文昌間を往來するものは、私家自動車二百餘輛あり、馬車、人力車に至つては、僅かに海口瓊山間を往來するのみである。是れ各種車輛の大略情況である。此外本島には尙ほ牛車、獨輪車があり、乘客運貨は毎里僅かに錢百文である。感恩昌江兩屬に最も多く、儋縣、崖縣、臨高、澄邁等は之に次ぎ、陵水、萬寧は更に之に次ぐ、一頭立牛車には二、三擔を積載し、二頭立牛車には六、七擔を積載すべく、獨輪車は尙ほ多くの重量を積載し得るが遅鈍であり、且つ車重く輪薄く、路面を損壞し易く、只農場丘陵間に使用し、擔負に代へるのみである。

本島自動車会社の經營は十七公司中商辦最も多く十二とし、民辦三、官督民辦二とし、其の開設年度は民國十二年以降に屬し、同十七年の開設に係るものが最も多し。

最近五年間自動車輸入對照表

年 別	車輛數	價 額	百分率
十三年	二	五三三	三三
十四年	一〇	八二五九	五〇
十五年	六	二九〇六	一〇五
十六年	一六	八四四四	五五
十七年	二二	五七五五	四〇
計	五六	三三、〇三〇	一〇〇%

最近五年間モーター・オイル輸入對照表

年 別	油 量	價 額	百分率
十三年	一、四四五	一、〇〇一	五二
十四年	一、四一〇	一、〇七〇	五六
十五年	二、二七一	一、七二五	二九
十六年	三、六六五	二、八六五	三三
十七年	四、〇七〇	三、〇三五	四七
計	九、六六八	六、六七九	一〇〇%

第四項 轎兜挑夫

本島内地で通車することの出来ぬ處では、尙ほ多く轎兜(譯者註は支那通用の型、兜は山兜とて山地用の) を用ひて之に代へ、又挑夫(擔夫)を雇ふて運輸に供する。轎夫の賃率は東路の文昌、瓊東、樂會、萬寧、陵水、定安縣等は每人每十里約三角で、一日約三元と爲る。西路の澄邁、臨高、儋縣、崖縣等は每人每十里二角五分で、一日約二元乃至二元五角と爲る。擔夫の賃率は約同じく、昌江、感恩二屬は多くは兩輪の牛車を用ひ、二三人を搭乗せしめ得べく、黎境内に於ては夫役は食を重んじ、價を重んぜず、若し酒肴を與へば、踊躍し先を争つて至る。一時酒肴を備へざるも、錢五六百文を給せば、樂んで事に従ふ。瓊山海口には轎兜約十餘臺、擔夫二三百人あり、其の賃金は工作の輕重、路程の遠近に従つて異なる。通常海口埠頭に在つて貨物を運輸するものは、毎日二元乃至三元、四元の工資を收むべく、男工多きが、

其の他東北各地には男女工共に在り、西南各地には女子多く、其の俗女子は喜んで外に出て労働に従事し、男子は反つて内に居つて家務に従事してゐる。

第四節 郵 電

第一項 郵 政

前清末に於ける本島の郵便機關は只驛站のみであり、毎站間距離約三、四十里に舖兵二人を設け、専ら官廳文書の運送を司つた。光緒初年に追ひ、海口を開いて商埠と爲し、英佛の居留民は書信館を置き、各本國と互に郵便物の收發を取扱ひ、粗ぼ郵局の規模を具へた。光緒二十二年四月始めて、一等郵局を海口に創設し、又經費節約の爲に改めて二等局を設け、管轄區域は海南島全島及徐聞一縣である。全島を通じて二等郵局三箇あり、文昌、嘉積、海口等に分設し、並に一支局を瓊城に設け、三等郵局は三箇あり、定安、那大、崖州等に分設し、代辦處は三十三箇あり、瓊山、文昌、澄邁、臨高、瓊東、樂會、萬寧、崖縣、陵水、感恩、昌江、徐聞等の縣に分設し、村鎮の郵函は逐年増加し、現在四十五箇ある。郵路は大別して自動車郵路、帆船郵路、及早班郵路とし、早班郵路は分つて毎日、隔日、三日とし、之等早班三種は西路の臨高、儋縣、昌江、感恩、崖縣、東路瓊山の舖前、翁田、昌西、公坡、藤羅及定安縣屬の各市に三日以上の郵路があり、東路の三江、冠南、邁號、白延、瓊東、長坡、樂會、中原、萬寧、和樂、陵水、藤橋、三亞等の市及西路の金江、和舍、那大、南豐等の市に隔日の郵路があり、徐聞の海安、白沙等の市に毎日の郵路があり、海口、徐聞、塔市、舖前間、陳家、清瀾港間に帆船の郵路があり、海口、瓊城、舊州、仙溝、大路、嘉積間及瓊城、文昌、南

陽市間に自動車の郵路がある。本島の郵路を合計せば延長三千六百八十二里に達する。内自動車郵路は四百四十里、帆船郵路は百七十里、隔日の早班郵路は一千四百五十七里、三日以上の早班郵路は一千六百三十八里、毎日の早班郵路は八十里を占めてゐる。大抵當時郵局の郵路規則は郵役の輸送に注意したので、本島二千數百里の通車公路中其の六分の一を使用し、一千九百餘里の海岸線及一千餘里の通航河流中其の五十分の一を使用する。本島の郵務は實に整頓の必要がある。郵便貯金は毎年收支増加し、民國十四年約八千元、同十五年、同十六年各約一萬元、同十七年二月間は紙幣の影響に依り新收を停止したが、尙ほ同年八千元に達した。爲替狀況は同十四年は約十萬元、同十五年は約十二萬元、同十六年、同十七年は各約八萬元とし、本島毎年の外國輸入爲替の價額は甚だ多く、郵便爲替方面は只其の一小部を占めむるのみである。

最近三年間の郵務狀況を列記する。

海南各屬郵務狀況累年比較表

郵 地 別	海 口 以 上 里 數	年 別		普 通 郵 件		掛 號 (寄 留) 郵 件		包 裹 (小 包)	
		年	別	收	發	收	發	收	發
海 口	10	七六五	七六五	1,000,000	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000
瓊 山	10	七六五	七六五	1,000,000	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		七六五	七六五	1,000,000	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		七六五	七六五	1,000,000	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000

頭	陳	文	酒	白	舖	漢	潭	蛟
苑	家	教	號	延	前	羅	牛	塘
三六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
十十十	十十十	十十十	十十十	十十十	十十十	十十十	十十十	十十十
七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五
年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

松	鐘	會	三	那	定	文	崇	嘉
州	稅	文	江	大	安	昌	州	橫
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
十十十	十十十	十十十	十十十	十十十	十十十	十十十	十十十	十十十
七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五
年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

第二項 無線電信

海南の無線電報は前清光緒三十四年に始まる。無線電局は海口に設けられ、當時火花式發電機を用ひ、僅かに對岸雷州半島の徐聞と通報し、光復後に之を停止した。民國十五年瓊崖當局は力めて無線電局を規復するを謀り、並に德國に電臺を築造せんとしたが、年を経て未だ成らず、同十六年始めて廣東無線電報瓊州分局を設け、局長一人、報務員、機務員各二人、收發員一人、助手三人、警兵二人、報差、雜役三人を置き、總司令部より七十五「ワット」長波機一臺、真空燈管式發報機一組、收報機一箇、廣東製二百「ワット」短波機一臺、真空燈管式發報機一箇、收報機一組を据付け、二機共に一馬力半の汽油發動機を用ひ、八十「ワット」發電機を以て發電し、現在三十二「ワット」の小電機に改めて發電し、長波機の波長度は六百米より一千五百米とし、其の通電距離は能く二百哩に達し、短波機波長度は四十八、五十、五十米とし、通電距離は五百哩に達し、香港、海防、廣州灣、南寧、梧州、北海、高州、虎門、江門、九江、惠州、仙頭、汕尾、廣州、中山、臺山、肇慶、韶州、嘉積各局及海南海峽を往來する船舶、海軍巡艦等と通報し、天鏡長波機は塔形鐵柱二本を用ひ、高さ約六十呎、距離約二百米で、稱號は KPOK を用ひ、短波機は鐵柱二本を用ひ、高さ約三十呎、距離約二十米で、稱號は KPD を用ひ、毎日の收發各種電報は約二十餘通に達し、内地局は毎字三角、外洋局は毎字三角で、毎月の收發は百元乃至一千餘元に達し、經常費洋幣四百九十六元を支出する外は、全部廣州總局に送り、更に第八路總指揮部に轉交してゐる。同十八年南區善後公署は大英山大英祖廟を局所としたが、二月間にして已に新地に移した。最近省側に於ては又廣東製十五「ワット」短波機一臺、真空燈發報機一箇、收報機一組を据付け、波長度は四十八米で、通電距離は能く二百哩に達し、高州、北海等と通報し、稱號は KPD を用ひ、毎日午前八時、午後二時を通

報時間とすると云ふ。茲に瓊州海口無線電分局の民國十七年末三箇月間の報務工作を表示する。

海口無線電分局累月收發電報數表

電	報	字	通	數	十		一		二	
					月	月	月	月		
軍	發	報	字	數	100	100	100	100	100	100
	收	報	字	數	100	100	100	100	100	100
	發	報	字	數	100	100	100	100	100	100
公	發	報	字	數	100	100	100	100	100	100
	收	報	字	數	100	100	100	100	100	100
	發	報	字	數	100	100	100	100	100	100
商	發	報	字	數	100	100	100	100	100	100
	收	報	字	數	100	100	100	100	100	100
	發	報	字	數	100	100	100	100	100	100

第三項 電話

海南の電話事業は民國十二年創設し、當時瓊崖電話局の電話機は只十餘臺のみであり、使用者は多く軍政機關であつ

たが、同十三年秋に迫り始めて各縣の分局を設け、瓊東嘉積市には嘉積分局を設け、文昌縣城には文昌分局を設け、定安縣城には定安分局を設け、澄邁縣金江市には金江分局を設け、又瓊山縣三江市には電話分設を設け、文昌分局と連絡した。各局の組織は委員一人、司機工匠數人あり、分設の組織は工日工匠あり、専ら各局よりの通話を連絡する。其の規模は尙ほ完備を缺き、連年又共黨の蹂躪に遭ひ、電話柱線多くは毀壞せられ、電話事業は遂に一時中止せられた。然れど同十七年夏南區善後公署成立し、力めて之を整理し、從前の各機關を除くの外、一般商民の自由施設を許し、現在完全となり、各縣の電柱は蔚然と堅立し、善後公署は電柱辦法を制定し、保甲組織を利用し、其の線路の經過地を視、保甲の管轄に依つて需用木の數を計り、即ち尺度を定め、其の長さ一丈八尺で、末徑五寸とし、各團に通令し、伐木を命じ、其の限度に按し納入せしめ、錢を以て木に代へるを許さず、各甲は木を得ることは甚だ易く、樂んで事に従つたので、能く短期間に多數の電柱を規復し、一面在來各局の組織を改訂し、總局は局長以下總務、主任、文牘、會計、庶務、司機、技工、工匠等の職を設け、工作を分任し、分局を改めて分所と爲し、所長、工日、司機、工匠等の職を設け、線路は從前の各線を修復する外に、已に逐次之を増築し、東北長途線は海口より瓊山縣を経て文昌に直通し、內黎盛の市鎮を經、北沖、潭口、三江等の市の如きは、幹線の延長百八十餘里に達し、中途は又支線を多數分支し、文昌縣の白延市、邁號市、烟墩市、冠南市、土苑市、新橋市、潭牛市、清湖港、地平鄉、瓊山縣の會文、折市等の如きも、亦已に支線を改築し、中路海口より定安、瓊東、嘉積に至る一線は延長二百六十餘里に達し、延長して樂會縣城に至り合計延長約三百里許あり、西北線は澄邁、臨高縣を經、延長約三百七十餘里とし、其の他樂會、萬寧、陵水各線の如きは、亦已に起工架設し、其の延長は二百餘里あり、又崖縣、感恩、昌江も積極進行し、此線にして完成せば十三屬は通話し得、消息は便捷となる。海口總局は短期内に架設し、幹線九百餘里、支線百六十餘里合計一千餘里に達する。現に臨高、

萬寧、瓊山各城に於て分所を増設し、各長途線を連絡し、總局に入ること計畫し、其の餘各縣の分所は繼續し設立せられ、各保甲團局に命じ、一律電話機の裝置を爲さしめ、務めて各局をして互に相聯絡せしめ、全島電話線網の完成を期し、一面費用を軽減し民衆をして費用に便せしめ、其の長途電話各線は地下裝置を改造し、或は双線に換用し、以て混雜不齊を免れしめんとし、現在漸次改良しつゝある。將來本島の電話は將さに公路と共に、其の發達を見んとする。

海南既成及豫定電話線里程表

既成長途電話幹線		既成電話支線		豫定架設長途幹線	
線別	線路起止	線別	線路起止	線別	線路起止
瓊海線	海口總局より府城に至る	嘉東線	嘉積市より瓊東縣城に至る	臨儋線	臨高縣城より儋縣城に至る
海金線	海口より烈樓、豐盈を經、金江市に至る	青線	文昌縣城より青欄市に至る	儋昌線	儋縣城より昌江縣城に至る
金臨線	澄邁の金江市より臨高縣城に至る	桂南線	文昌縣城より桂平市に至る	感恩線	感恩縣城より昌江縣城に至る
海文線	海口より三江、潭牛を經、文昌縣城に至る	冠南線	文昌縣城より冠南市に至る	萬陵線	萬寧縣城より陵水縣城に至る
海定線	海口より定安縣城に至る	文冠線	文昌縣城より冠南市に至る	陵崖線	陵水縣城より崖縣城に至る
定嘉線	定安縣城より嘉積市に至る	文邁線	文昌縣城より邁號市に至る	崖感線	崖縣城より感恩縣城に至る
嘉樂線	嘉積市より樂會縣城に至る	邁白線	文昌縣城より邁號市に至る	文東線	文昌縣城より嘉積市に至る
					測量中

第十三章 農業

本島は赤道に接し、氣候溫暖、農産物の成長極めて易く、且面積廣潤で、中部山嶺聳立するものを除くの外は、平原曠野彌望際なく、河流四方に瀉き、耕牧悉く適し、其の土壤肥沃で、實に南方一天然の農場である。昌感間は濱海の地で、沙礫の散布を見るも、此地方は西南一角の特別情形であり、民國以來國人始めて漸く海南の實業を發展を期するを議し、糖、茶、護謨、椰子、咖啡、麻、米、魚、鹽、牧畜各種を以て均しく本島特有の事業と爲し、民國五年龍濟光瓊に入り、曾て大規模經營の林業を計畫し、軍政府時代に復た專員を派し調査したが、終に世局不安の爲に未だ其の計畫を實行すに至らず、然し海南天府の聲價は遂に是より益々彰はれ、十餘年來海外の華僑風を聞き、利を慕ひ、投資樂植を營むもの踵を接して至り、本島開發の業已に漸く其の曙光を露はし、近頃南區善後公署は海南農事試驗所を創設し、研究指導の責任を負ひ、將來農林墾植の事業に於て經營者を裨益すること必ず多かるべく、而して其の改進を促がすもの必ず愈々迅速なるものと斷言し得べきである。

第一節 農作物

本島の農作物は地暖なるが爲に、品種繁多で、耕作季節亦内地と遙かに異なる。茲に本島現在の作物及將來栽植すべき

ものを記述する。

(一) 稻 水稻陸稻の二種があり、水稻は低濕の田に種え、普通大雪(十二月)前後に播種し、大寒立春(三、五月)の間に種苗し、夏至より小暑に至る間に收穫する。晚作は麥刈前後に播種し、大暑立秋(八、九月)の間に播種し、霜降立冬(十一、八月)の間に收穫し、亦晚造收穫後に一作を種え、明年二、三月に至り收穫するものがある。是は一年三作であるが、二作のものが多い、之等耕作の回数は、皆其の地の肥瘠及農民の勤惰に因つて異り、天然の制限ではない。米には糯、粳二種があり、色には赤、白兩種がある。普通の播種は一斗で收量は二石乃至三石である。上田一畝の收量は三石、中田は二石、下田は一石であり、之を臺灣の一畝五、六石の收量に比せば、其の後に墮落たるものがある。蓋し農耕の能否は學術の應用に依つて斯くも相違がある。陸稻は高坡に種え、施肥せず、又浸種もせず、直に穀種を散布播種する。又灌漑施設もなく、豊凶は只天に委する。此種の陸稻は各屬往々種植し、黎區に最も多い。毎年五、六、七、八月の間に播種し、九、十、十一、十二月の間に收穫する。一年一收で、普通農家一戸平均の耕作畝数は五畝以下を耕すもの約百分の七十、五畝乃至二十畝のもの約百分の三十を占め、二十畝以上のものは殆んど見るに足らぬ。黎民には一人で五十畝以上を耕すものがある。然し是れ黎區の特別状況である。各縣の田價は瓊文は最も高く、每畝上田は百元乃至二百元、中田は五十元乃至八十元、下田は三十元乃至六十元であり、陵崖は最も低く、每畝上田も四、五十元に過ぎぬ。田租は普通地主、小作人の均分制であるが、昌江は地主一分、小作人二分の割合である。産米最も多き土地は、定安、陵水、萬縣、崖縣を首とし、瓊山、澄邁、臨高、儋縣之に次ぎ、出産最も少きは昌江、感恩とし、瓊東、文昌は之に次ぎ、穀米の價格は普通上穀は每百斤約三元内外であり、中下の穀は約二元内外とし、米は每百斤約十元、中下米は約六、七元である。全瓊産する所の米穀は自給に不足し、毎年安南、暹羅、安舖各地より輸入し、其の價額は二百萬兩以上に達する。土地

廣く肥沃であるが、尙ほ供給を外に仰ぎ、其の田野の開けざる、人事の勤めざることを概ね知るべきである。茲に最近四箇年間の輸入米數量を表示する。

民國十四年以降四箇年間輸入米數量

民國十四年	七四〇、〇七八
同十五年	一六一、四六〇
同十六年	二二六、六四四
同十七年	八四、八四二

(二) 甘蔗 世界に於ける蔗糖出産の最盛區域は布哇、比律賓、臺灣、南洋群島等である。本島は熱帯に接近し、氣候は南洋群島と略同じく、而して臺灣に比し一層温暖であり、地は熱にして土は軟であり、最も甘蔗作に適する。現に島中の蔗種には竹蔗、黄皮蔗及紅皮蔗の三種があり、竹蔗は搾糖に用ひ、西北部の儋、臨、澄三屬及東南部の陵、崖兩屬に栽植すること最も多く、紅黄二種は併びに生食用に供し、各屬に均しく生産し、就中瓊山は其の産額最も多く、竹蔗は品種弱小で、毎株重さ約二、三斤であり、黄皮蔗の崖屬西部に産するものは其の味清甜で、上品であり、他縣に冠たるものがある。各種甘蔗を以て製する所の砂糖は、品質色澤は何れも不良で、高値の爲に取引せられず、蔗農は日に減少を見た。其の主因は選種、栽培、搾製等は皆舊法を墨守する爲である。糖房の組織は尙ほ機械を用ゆるものはなく、土糖房は陵水に在るものが最も大であるが、每房の資本は約三、四千元に止る。

(三) 番薯 番薯は本島の普通作物で、到る處に栽植されてゐる。就中儋、昌、感三屬を最も盛とし、薯には白黄紅の三種がある。儋縣では高地に種植し、其の他では大抵低地に種植する。低地の種苗は密植で、結實は小であり、高地

の種苗は粗植で結實は大であり、且資本は稍少い。栽種季節は一、二作の収穫後に整地して播苗し、百日を経過せば成熟する。食料及家服の飼料に供するものを除くの外、或は切乾薯に製し、或は磨して薯粉とし、或は蒸酒製造料にもする。薯酒は普通の米酒製造と同じく、毎酒百斤に付原料薯百四、五十斤を要し、毎斤の酒價は四十文である。番薯の外に尙ほ甜薯、苜蓿、木薯、蕪薯、坡薯、水薯、大葉薯等の種類があるも、其の出産は多くない。

(四) 瓜種 西瓜は儋、昌、感三縣に産し、其の瓜種には紅黑二種がある。多くは沙質の丘に栽培せられ、毎畝の種苗は約六千株とし、毎株約結瓜二、三箇で、毎畝約瓜種六、七百斤を得、毎百斤の價額は六元で、毎畝三十餘元となる。栽培には施肥せず、自然の生長に委し、蔓短く實稀れで、種子は精實せず、生産も不良である。最近五箇年間の瓜種の輸出擔數を左に表示する。

年次	海關輸出數	常關輸出數	關卡輸出數
民國十三年	六、〇三八	一、三三三	
同十四年	四、二〇〇	九九一	
同十五年	五、三四三	三、〇七四	
同十六年	四、二〇八		
同十七年	三、五五四		
同十八年	三、三六二		

同 十六年	六、九二六	一、五二三	〇〇〇〇
同 十七年	六、六一二	九七三	〇〇〇〇
同 十七年	七、八一五		

瓜類は西瓜を除くの外、尙ほ冬瓜があり、其の瓊山の生産は甚だ多く且肥大で、冬瓜糖の製造に用ひ、其の他南瓜、甜瓜、刺瓜、甜瓠、苦瓠、花瓠、番瓠、絲瓜の類が各屬に皆生産するが、只其の産出は少く、尙ほ輸出を見ない。

(五) 落花生 落花生には大花生及細花生の二種があり、各縣に之を栽培し、東北數縣の産額は稍多く、二、三月に播種し、四箇月で收穫する。細花生は七、八箇月で始めて成熟する。質は油分及蛋白質に富み、食料に供するものを除くの外、搾油及豆粕の製造に供し、用途は甚だ廣く、毎畝一石以上を産する。普通の市價は每石約六元乃至九元で、油は每擔約三十元、豆粕は約六元であり、誠に農家良好の副産物である。茲に最近五箇年間の落花生の輸出額を表示する。

年次	輸出數	輸入數	年次	輸出數	輸入數
民國十三年	一、二三四	同	十六年	六六七	
同 十四年	六、九二七	同	同 十七年	三、九九三	
同 十五年	四九三	同	同 十七年	九五七	
同 十五年	二、二七三	同			
同 十五年	二八六	同			
同 十五年	一、六一九	同			

(六) 豆類 黄豆、黑豆は多く沙質の土壤に種植し、本島沿海には皆生産し、二、三月に下種し、六、七月に收穫する。施肥せず移植し、僅かに雜草を除くのみである。黄豆は本と豆腐、豆芽製造に用ひ、黑豆は本と味噌、醬油の製造に用ひ、其の産額は殊に少く、尙ほ大半は外より供給を仰ぐ、別に一種の柳豆があり、其の苗の長さは三、四尺で、莢は指より大で、種植後二、三年にて收穫する。其の種子は食用に供し、莢は薪と爲し、葉は肥料とする。瓊山に之を産する。以上三種を除くの外、尙ほ綠豆、紅豆、白豆、扁豆、刀豆、魚鱗豆等があるが、産額は均しく少く、輸出を見ない。茲に最近四箇年間の豆類輸出入額を表示する。

年次	輸出數	輸入數	年次	輸出數	輸入數
民國十四年	九三三	一三、六一三	十六年	一、二六	三、四、四六八
同 十五年	二八三	一〇、八八二	同 十七年	九二	三、八、三四七

(七) 芝麻 (胡麻の一種) 麻には芝麻、大麻があり、芝麻には黑白二色があり、各屬に皆之を栽培する。就中瓊、文、澄、定、儋、昌六屬を最も盛とする。栽培は普通に點播或は條播を用ひ、而して儋縣、那大の植橡公司(現該社)は撒播を用ひ、人工を省き、收得は甚だ好良である。毎年二、三月播種し、五、六月に收穫する。茲に最近五箇年間の芝麻輸出數量を表示する。

年次	年次
民國十三年 同十四年 同十五年	同十六年 同十七年
一、八五五 一、三八四 六、八八八 六、八八八 三、七四四 三、七五九	一、六六二 一、八一七 七、三〇二

(八) 玉蜀黍 玉蜀黍には包粟、珍珠米等の名があり、一年生は葦の高さ四、五尺で、其の實には黄赤白の各色があり、苞で包まれ、實の端に紫線がある。各屬皆之を栽種し、只黎區及昌、感間に最も多く、昌、感には稻田少く、玉蜀黍と番薯は同じく主要食料であるが、産額は少く、輸出はない。此外に尙ほ狗尾粟、鴨脚粟の二種があり、生産は亦少い。

(九) 薏米 薏米は崖縣、藤橋及陵水の黎村に産し、其の栽培法は豆類と同じく、初秋に播種し、冬季に收穫する。毎年の生産は約一、三千斤で、毎百斤の價格は約九元である。藤橋市では薏米より蒸酒するものがあり、蒸米酒と稱し、香味頗る佳良である。只多く糯米を混用し、薏米のみで造るものは甚だ少い。薏米酒は本と色澤なく、俗向では色酒を喜ぶが爲に、穀殼を以て炙ぶり茶色にしてゐる。

(十) 藍 藍は一年生の草木で、春に種を、秋に收穫する。各屬皆之を栽種し、只萬寧の生産は特に多い。藍を製し、染料に供し、製藍法は藍を束ねて缸中に浸し、其の醱酵を俟つて取出し、之に適量の石灰を投じ、能く其の水を攪拌し

安置し、缸底に沈澱せしめた後、水を去つて靛を取る。農家は皆能く此法を用ひ自製する。製靛一擔には藍七、八擔を要する。每擔の價格は二元内外である。

(十一) 椰子 吾が國椰子の産地は獨り海南の二隅であり、海南現在の生産中椰子は主要商品の一である。島の東南各縣には遍地椰林に滿ち、而して尤も崖縣を盛とする。其の栽培は極めて易く、到る處に栽種し得べく、且種植年月久しければ結實は益々多く、用途は益廣い。椰葉は織器に造り、屋蓋に用ひ、椰皮は帯を編み、繩を織り、椰殼は杯碗に製し、椰肉は油を搾り粕に製する。茲に民國十六年に於ける文昌、瓊、樂、萬、崖海關の各港の椰子輸出數量を表示する。

類別	數量	價	額	備	考
椰子	一七三、〇〇〇箇		三、四四〇	每千斤一箇約二十元	
椰油	一〇、〇〇〇斤		六、〇〇〇	每擔約二十元	
椰布	一〇車		五〇〇	每車約五十元	
椰殼	六五車		五、五〇〇	每車約百元	
椰乾	二〇〇擔		三、〇〇〇	每擔約十元	
計		一七、四四〇		各港の輸出は毎年椰子約千餘萬箇、椰油約三、四千擔、椰殼約三、四千擔	

椰子の栽植費は平均毎株五角に過ぎぬ。植後六、七年にして開花結實し、初結實の時には毎種數箇に過ぎないが、後逐年増加す、十年後に至れば平均毎株五、六十箇、繁盛のものは百餘箇を得べく、其の利益は甚大であり、事業は極めて安全で、農家が種植する外亦公司を組織して専門に事業を經營するものがある。茲に千株以上の經營者を見るに陳超

隆は崖縣海眼村に在り、光緒三十四年の創業に係る、栽培面積は一千畝で、株数は五千株とし、資本は一萬元である。華昌公司は崖縣分界に在り、民國四年三月の創業に係る、種植株数は二千株とし、陳仁風は澄邁山市に在り、民國八年の創業に係る、種植株数は二千株とし、資本額は一千元である。

(十二) 護謨 海南の護謨栽培は樂會人の何蘭書に始まる。彼は商業を南洋に營み、護謨の利あるを習知し、宣統二年三葉樹種數千株を定安の河溝地方に移植したが、生長極めて佳良で、民國四年に至り護謨を試賣した處、品質甚だ優り、強力性に富み、其の市價は南洋産を越え、一般人の注意を喚起し、資を投じ經營する者踵を接して起つた。茲に現在各種栽培公司を列挙すれば左表の如くである。

公司名稱	所成立年及地	面積	資本	株數	全年平均產量	備考
僑興公司	宣統三年	七百畝		五萬株	一斤	
僑植公司	民國四年	七百畝		二萬株	一斤	
僑立公司	民國九年	四百畝		八千株	一斤十兩	
新濟公司	宣統三年	五百畝		一萬三千株	一斤六兩	即ち開瓊公司
瓊安公司	民國九年		一萬五千元	四千株		
茂林公司	民國九年		一萬三千元	八千株		
錦和公司	同		六千元	六千株		

公司名稱	所成立年及地	面積	資本	株數	全年平均產量	備考
茂盛公司	同		七千元	三千株		
南興公司	同		八千元	四千株		
榮華公司	同		六千元	三千株		
合益公司	同		一萬五千元	八千株		
亭公公司	同		一萬三千元	四千株		
瓊南公司	同		一萬三千元	一萬一千六百株		
萬隆公司	同		一萬三千元	一萬一千六百株		
立生公司	同		一萬三千元	一萬一千六百株		
茂林公司	同		一萬三千元	一萬一千六百株		

本島の護謨栽培には四方形植法及三角形植法がある。毎株は二丈を大とし、植後五年で護謨を收穫する。毎日一人三百五十株を割取し、生産數量は夏より逐次増加し、初冬に至り最も多く、冬至以後は漸次減少し、初秋に至り最も少く、收穫の護謨は片形にし、南洋香港等に輸出し、歐戰後護謨の市價暴落し、毎擔の價格は四、五十元となり、生産費嵩まり利益は少かつた。之が爲に各公司は株收を中止し種苗もせず、斯業頓に衰頽を來した。然れど近來市價騰貴したので、各公司は稍維持することが出来た。

(十三) 檳榔 檳榔は椰子と共に海南の主要産物であり、其の用途甚だ廣く、皮質は皆嗜好品及藥用に供し、各縣に皆

之を栽種し、東南各縣に最も多い。樂會、白石嶺の所産は品質最も優り、每擔七、八十元であり、萬寧産之に亞ぎ、崖縣は最も劣り、價格も亦低廉であり、每擔二、三十元である。茲に最近五箇年間の檳榔輸出數量を表示する。

年次	年次	年次
民國十三年	同	民國十六年
一四、七八四	同	一二、四三三
同	同	一三、四二六
一〇、三二五	同	一五、六八八
一五、五四六	同	一〇、八六七
一八、三八七	同	一六、〇〇五
同	同	
一六、〇〇五	同	

十四 咖啡 咖啡の中國に在るもの中、只本島が栽種に適し、民國二、三年間僑興公司、瓊安公司が始めて南洋より種苗を購入して栽培し、成績甚だ佳良であつた。査するに僑興公司是既植數は三十餘萬株に達し、一箇年の咖啡産額は約二千斤とし、瓊安は千餘株を栽植し、各公司是尙ほ試種中に在る。播種期は春冬兩期で、臨時に種植し、植後五、六年で結實する。壽命は四、五十年の久しきに亘り、本島農産中最も有望の新事業である。

十五 益智(藥) 益智は本島の野生植物で百合科に屬し、能く陰濕地に生じ、藥に入れば清涼劑と爲り、日本人は之を仁丹、千金丹、清心丹等の藥を製する。民國七、八年間價格急に騰貴し、每擔七、八十元で、一時競つて人工栽種を爲し、就中東部各公司が最も多く栽培した。毎年の輸出は約三、三百擔とし、現時每擔の價格は六、七元であるが、利益

は従前に遙かに及ばず、作業は遂に衰頹した。然れども栽種は甚だ易く、秋分立春前後に根を分つて繁植し、施肥せず、初植以來僅かに一、二年間は除草するのみである。植後四年にして結實し、春に開花し、夏に結實する。壽命は甚だ水く、亦農家の一副産物である。

十六 艾(藥) 艾は野生植物で、俗に大艾と名付け、葉の高さは數尺で葉は五生し、楕圓形で巾一寸半、長さ三、四寸である。其の面は粗く、縁は鋸齒状を呈し、脊に白毛を密生してゐる。味は芳烈である。萬、陵、崖三屬の農家では其の葉を採り、蒸溜して精を取り、製して艾粉(膿)を造り、藥材の用に供する。製法は木甌に艾葉を盛り、釜中に置く、甌蓋は銅盆で作し、冷水を滿溢し、毎三、四時間に水を一回交換する。薪を灶に燃焼し、水を沸騰し、艾葉を通過するときは、艾氣は凝結し釜底に附著する。一夜にして火を消し粉を採る。每艾葉一擔より製粉四兩を製し得る。現時の價格は粉百斤に付價格三、四百元である。

十七 莫薑 莫薑は高莫薑と名付け、野生植物であり、山薑に似て居り、藥を製する。崖、陵、昌、感は生産甚だ多く、毎年の輸出は約四、五萬擔である。

十八 煙草 煙草は亦本島適作物の一種であり、民國以前は黎人を除くの外は、之を栽種する者甚だ少く、十年前に僑興公司是付て經營に従事し、其の成績極めて優良で、毎年の産額は約三、四萬斤とし、普通每畝乾葉七、八十斤を収むべく、每擔の價格は約三十元である。瓊海關十三年度の煙草の輸出數量は百三十餘擔に達したが、後擾亂の爲に逐年減少し、近年は復た輸出がない。茲に最近三箇年間の煙草輸出入數量を表示する。

種別	輸出入		輸出入	
	年別	輸出入	年別	輸出入
葉煙草	十四年	六	十五年	三
刻煙草	十四年	二	十五年	一
紙卷煙草	十四年	三	十五年	四
計	十四年	四〇〇〇	十五年	三〇〇

十九 茶 本島には従前人工製茶なく、一般飲用の茶は多く外より仰ぎ、本島の産茶は皆野生の茶樹より採取し、其の製法は粗悪で、色味は佳良でない。其の中有名な茶は五指山水満庵に産するものを指し、樹は大で一と抱えもある。製する所の茶葉は氣味尚ほ清く、毎年陵、萬、定三屬より輸出し、産額は約六、七千元である。

二十 蘆草 蘆草は莎草科莞屬の植物で、葉は蒲包及席用に供し、瓊、定兩屬の栽培は甚だ多く、毎年産席數萬張で、

毎張の價値は二角乃至八角である。其の價格は幅の大小、工の精粗に従つて異なる。

(二十一) 蔬菜類 本島蔬菜の生産は少く、價格は高く、僅かに農家の副業として栽培し、專業者はない。夏は豆角(莢)、蓮菜を大宗とし、冬は白菜、芥菜、菠菜、苦苣、葱、蒜、韭、蒔を大宗とする。

(二十二) 龍眼 龍眼は多く農付の曠地に散生し、絶えて栽培林を成すものなく、黎屬には野生が甚だ多く、果は小で肉は薄く、品質は不良である。

(二十三) 荔枝 荔枝は各縣に産し、果實の酸甜は一様でなく、亦核に核小のものがあり、瓊山、永興市に最も多く、年産額は一萬擔を上り、海口では乾荔枝製造人及罐詰業者が之を購入する。野生荔枝の實は酸で、木は酸枝と云ふ。

(二十四) 波羅蜜 波羅蜜は俗に包蜜と稱し、桑科常綠喬木に屬する。葉は倒卵形を爲し、花は小で、實は橢圓で長く、大は冬瓜の如く、表面には無數の軟刺の突起があり、肉層は重なり甚だ厚く、酸味があつて香氣を帯び、食するに足り、核は棗の如く澱粉質を含み、各屬に皆之を産し、每箇約二、三角である。

(二十五) 鳳梨 鳳梨は俗に又波羅と呼び、本島の隨處に之を種植し得、文昌の蛟塘、大昌の抱羅一帶には種植最も盛で、分芽繁殖法を用ひ、實の頂芽を取り、地に假殖し、鬚根を生ずるを俟つて移植を行ふ。定植後二年で結實する。春初に結實し、夏間に成熟する。味は極めて清甜で、各箇の價格は一、二仙で、其の葉から波羅麻布を製する。

(二十六) 黃麻 麻には黃麻、苧麻の兩種があり、本島の各屬に皆之を種植する。其の皮の纖維は繩、袋等を製造し、用途は甚だ廣い。民國十七年許亮承、李宰熙等實成公司を創設し、資本三十萬を集め、臨高馬島附近洋古村に於て、地五千畝を購入し、専ら黃麻の栽植に従事し、機械、墾地等の施設は規模廣大である。

(二十七) 柑橘 柑橘は瓊山、新興一帶に在つて栽植甚だ多く、一箇年の生産は約數千擔に達する。只液は少く、肉は

粗で、稍酸味を帯びてゐる。品質佳良のものは昌江の水頭柑であり、其の種類は折會より來り、肉は豊、味は鮮甜で、青藍の概があるが、出産は甚だ少い。

(二十八) 柑果 柑果は漆科植物で、本島各属に皆之を生産し、崖、陵、昌、感各縣に最も多く、土人は未熟の時に剖つて之を乾晒し、柑果乾と名付け、毎擔價格三、四元であり、一箇年の輸出高は約五千擔以上である。

(二十九) 五敏 五敏は又洋桃と名付け、本島の各属に皆之を生産し、崖縣三亞の産するものは品質最も佳良で、果實は豊大、肉は軟、味は甜であり、廣州花地の蜜桃に劣らない。

(三十) 鷄矢果 鷄矢果は又番石榴と名付け、桃金娘科漿果に屬し、肉に紅白の二色があり、味は美で、各縣に皆之を生産し、昌江には特に多い。

(三十一) 黃皮果 黃皮果は俗に甜枇と稱し、各縣に皆之を生産し、味は清甜で、稍酸味を帯び、能く消化を助くるので「饑えては荔枝を食し、飽いては黃皮を實たす」の諺がある。其の生産は多くない。

(三十二) 芭蕉 芭蕉は本島に生産甚だ多く、蕉は三種に分れ、即ち一を香蕉と曰ひ、又牙蕉と名付け、皮薄く肉軟く、香甜口に適し、内地のそれと異なることがない。之を高蕉と曰ひ、又鼓種蕉と名付け、幹は香蕉よりも高く、而して果實は稍短く、皮は黄、肉は粗である。之を三角蕉と曰ひ、又梨蕉と名付け、果體の三面に微しく稜角があり、肉は粗で酸味を帯びてゐる。

(三十三) 蓮子(實) 本島の蓮子中最も佳良のものは會同種である。會同は即ち今の瓊東縣で、縣署前に一池があり、中に蓮花を植ゑ、其の産する所の蓮子は味甚だ佳良であり、前清時代には之を貢品の一に列した。只生産は甚だ少く、其の餘の各縣にも間々之を栽植してゐるが、專業でなく、風景點綴の用に供するに過ぎぬ。故に市場で消費する所の蓮

子、蓮藕(根)は此地よりの輸入に係るものである。

第二節 蠶 業

本島の蠶業には家蠶、天蠶の別がある。家蠶は一歳に八回作とし、産出の絲は僅かに自家用に堪へ、天蠶絲は悉く之を輸出する。現に産額は少きも其の利は多く、將來獎勵を實施せば亦有望の事業である。

第一項 家 蠶

本島の蠶業は従前專業なく、皆農耕排除の飼蚕に由り、養蠶法は極めて粗簡で、繭室もなく、僅かに三角の竹架を以てし、上に圓箔を置き、屑々連貫し、屋樑に掛け、隨意に放置してゐる。繭簇は扁形で、約二尺の草蓬を束ねて之を造り、繩を繋ぎ懸けてゐる。繭と爲つた後、烈日に晒らし、或は蒸汽で乾燥し、蛹を殺し之を收藏する。時に依り絲を抽するが、繭機なく、竹筒を架して抽絲する。絲質は極めて粗悪で、織布用に供し、葛絲布と名付けてゐる。島の東部には甚だ多く、又吐絲の繭があり、繭を造らずして板上に置き、一定方式の絲布を成し、之を喪服の地とする。繭種は弱少の上に、繭質は輕薄で、白、黄二種がある。植種する桑葉の纖維は亦粗質であるから、繭種、桑種共に改良の必要がある。

第二項 野 蠶

野蠶は又天蠶と名付け、體は家蠶より大で、其の質は硬勁であつて、之に觸れると音を發する。三角楓葉(一名三方果)を食し、定安の嶺門、萬寧の興隆一帶では、多く楓樹を種えて野蠶を飼育するものが多い。先づ收繭の後蛾を生じ、

蛾をして卵せしむる。春初卵が化し蟲を成すと、之を楓樹の間に放ち、其の生長に委する。蟲が成熟すれば、樹より下つて適當の處に繭を繅む、之を收集し、若干時醋に浸し、裂いて其の絲を取る。每繭に絲四、五尺あり、其の質は粗靱であるが、潔白銀の如く、多く釣絲に用ひる故に、之を魚絲と名付く。近年日本人の牧買する所となり、價格は時に漲落あるが、毎擔銀一千元に上り、一箇年の産額は一萬斤内外に在る。

第三節 牧畜

本島の農民は多く牧畜を副業とし、飼育する畜類は地方の食用に供するものを除くの外、香港に輸出する。然し牧畜專業のものは殊に稀有であり、本島の天然牧場も能く其の利用を爲すことは出来ぬ。利源坐から喪失せらるゝは惜むべきである。茲に最近三箇年間の瓊海關の家畜輸出數を表示する。

年別	牛	豚	家	禽	牛	油
民國十三年	七〇七〇 一八七五〇	一〇四九〇 一〇四九〇	一〇九〇〇 五二〇〇	一〇九〇〇 五二〇〇	五〇〇〇 五〇〇〇	五〇〇〇 五〇〇〇
同 十四年	一〇一〇〇 九二九〇	八〇〇〇 八〇〇〇	一〇〇〇〇 六八〇〇	一〇〇〇〇 六八〇〇	五〇〇〇 五〇〇〇	五〇〇〇 五〇〇〇
同 十五年	七三〇〇 七三〇〇	一〇〇〇〇 一〇〇〇〇	一〇〇〇〇 五五〇〇	一〇〇〇〇 五五〇〇	五〇〇〇 五〇〇〇	五〇〇〇 五〇〇〇
同 十六年	七三〇〇 二七四〇〇	三三〇〇 三三〇〇	三三〇〇 六五〇〇	三三〇〇 六五〇〇	五〇〇〇 五〇〇〇	五〇〇〇 五〇〇〇

同 十七年	二五〇〇	七〇〇〇	五〇〇〇	一
-------	------	------	------	---

(一) 牛 牛には水牛及黄牛の二種があり、其の飼育は甚だ多く、尤も黎嗣を盛とし、山野に放牧し群を成し、頸に木鈴を繫ぎ、其の音は山谷に振ふ。人の爲に放牛するものがあり、飼育する所の牛子を以て互に均分するものを條件としてゐる。其の畜牛の法は堅木を以て牛欄を屋外の廣場に築き、出入口一箇所を造り、毎欄に牛數頭を收容する。黎人は牛を山野に放ち、各牛の耳を割き、記號を附けて識別し、使用のときに繫いで歸る。飼育する牛は田を耕し、車を曳くを除くの外は、總て市場に賣出し、食用に供する。水牛は一日に二、三畝(約八十坪)の地を耕すが、黄牛は力小で一畝を耕すに足るのみである。昌感二屬には黄牛が多く、自ら其の地の牛車は小形である。黎區の牛は最も肥大で、上牛の價格は三十元内外、中下牛は十六元乃至三十元とし、就中瓊文の牛は價格稍高く、上牛は七、八十元、中牛は四、五十元、下牛は亦二、三十元である。之等は皆水牛を指すのである。黄牛に至つては比較的低廉で十元乃至二十元である。島民は牛を嗜み、屠殺少からず、而して黎民は殺牛治病の風があり、屠殺數甚だ多く、故に牛角、牛皮、牛骨の輸出は甚だ多い。

(二) 豚 豚は家として之を飼育せざるものなく、多くは糞葉、碎米又は殘餘の粥飯を以て之を飼育し、造酒家は酒粕を以て飼育し、一日三回之を與へ皆冷食である。豚欄を設けず屋外に放ち、毎頭の價格は二、三十元であり、多く香港に輸出する。

(三) 羊 羊には黒褐二種が多く、皆飼育して肉食に供する。毛用及乳用はなく、山野に放牧し、樹葉を採食する。空室に羊欄を造り、厚く禾草を敷き臥宿に供し、山には虎害がなきも、只蛇害の患がある。萬寧の東山嶺は縱横數里に亘

り、灌木繁茂し且岩石多く、其の間に攀ちて就食してゐる。是れ羊性に適合する故に、此山地の羊は週年強壯で、著しく肥満し、且肉は軟、味は美である。毎日の出牧は一萬頭を下らず、羊群の大なるものは全島第一である。輸出も此地を以て多しとする。

(四) 馬 本島の馬匹は儂、崖、昌感を多しとし、乗用にする。只飼育不良の爲に行歩遅緩であり、車を見くに用ひ、皆矮小である。普通毎匹の価格は約二、三十元である。

(五) 鶏 鶏は文昌、那大産が最も肥美であり、海口の鶏店で賣る所のは、多くは梧州金江一帶よりの仕出に係り、毎斤の価格は約四、五角とし、其の他は儂の北岸、樂會の陽江にも均しく之を生産し、價格亦低廉で、毎斤約二、三角である。鶏卵は海口が最も高く、毎箇四、五十文で、西南各縣は二、三十文である。瓊俗熟季の卵は多く孵化し、寒季の卵は發賣する。

(六) 家鴨 家鴨は儂、臨、澄三縣最も多く、毎に千百群を成すを見、田間に飼食をしてゐる。東部各縣は之を飼育するものは稍少く、毎斤の価格は二角である。此外尙ほ番鴨一種あり、其の重量は六、七斤に達し、瓊東の嘉積に産する所のものが最も著名であり、毎斤の価格は五、六角である。茲に最近五箇年間瓊海關鶏鴨卵等の輸出數を表示する。

年次	生	卵	皮	鹹	蛋	家鴨	鴨	毛
民國十三年	兩箇	二七九,六〇〇	四六,〇〇〇	六九,〇〇〇	六九,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	二八,〇〇〇
十四年	兩箇	三〇六,九七〇	五八,〇〇〇	六九,〇〇〇	六九,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	二八,〇〇〇
十五年	兩箇	三〇六,九七〇	五八,〇〇〇	六九,〇〇〇	六九,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	二八,〇〇〇
十六年	兩箇	三〇六,九七〇	五八,〇〇〇	六九,〇〇〇	六九,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	二八,〇〇〇
十七年	兩箇	三〇六,九七〇	五八,〇〇〇	六九,〇〇〇	六九,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	二八,〇〇〇

年次	生	卵	皮	鹹	蛋	家鴨	鴨	毛
十五年	兩箇	二七九,六〇〇	四六,〇〇〇	六九,〇〇〇	六九,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	二八,〇〇〇
十六年	兩箇	三〇六,九七〇	五八,〇〇〇	六九,〇〇〇	六九,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	二八,〇〇〇
十七年	兩箇	三〇六,九七〇	五八,〇〇〇	六九,〇〇〇	六九,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	二八,〇〇〇

(七) 鵝 本島の農家は養鵝多く、就中陵水の黎區を以て最も多しとするも、飼養して群を爲すものはない。故に鵝の販出は少い。鵝の大なるものは重量十二三斤あり、色には灰色、灰白、純白の各種があり、雄は稍大、雌は稍小である。

(八) 鳩 鳩は賞翫用に供し、農家は常に之を飼育する。飼養法は普通木箱或は竹製の箱を以て巢を造り、箱側に口を設け、箱内には多く禾草を入れ巢とし、産卵に用ひる。毎日三回給食し、其の飼料は多く米殻を用ひ、食鹽を和してゐる。一箇年に八回乃至十二回生育する。毎回雛二匹又は一匹を育す。鳩の種類は白灰黒等の色があり、灰色、黒色は稍大、白色は稍小である、土人は喜んで雛鳥を食し、其の價格は雛鳥及母鳥が特に高い。

(九) 蜜蜂 本島は植物繁茂し、最も蜜蜂の飼養に適する。崖、陵、澄、定各屬の農村には、飼育する者最も多く、毎年の蜂蜜生産額は約數百擔である。蜂蜜は黄臘に製し、蜜を取つた後は、蜜窩の底を煎溶し、水中に濾過し、其の上を浮んで油状のもの、凝結するを俟ち蜜蠟を成す。最近三箇年間海口より輸出する蜂蜜は、民國十五年に百六十三擔、同十六年に五十七擔、同十七年に三十九擔に達した。

農林牧畜の事業は、本島には従前未だ機關を設立して試験研究に従事しなかつた爲に、農事は幼稚であつて、苟も進展の跡を認めない。南區善後公署は民國十七年の夏瓊崖實業局を廢し、其の經費を以て瓊城東南那梅村に於て千畝の地を開き、海南農事試驗場を創設した。其の規模は宏大である。其の事業は園藝、農藝、林業、蠶桑、牧畜、蠶害、測候、化驗の八科に分ち、場長一人、技士三人、事務員若干人を置き、現に事業を處理してゐる。又其の前瓊城小南門外に一試驗分場を設け、各種農藝作物を移植し、現に護樹五、六萬株を育成し、移植するもの二千株ある。場内に栽培する所の薯蕷及爪哇等の蔗種は、試験の成績亦良好であり、將來本島農林事業の改良上に其の影響する所尠くない。

第十四章 林業

海南は海中に孤懸し、風勢猛烈の爲に、産する所の木材は、性質堅硬、年輪緻密にして抵抗力は大であり、腐蝕性に耐へ、材質は殊に美である。沉香、伽楠(伽羅)等の各香木は、尤も本島の特産であり、中部には山嶺重疊し、良材大木鬱葱として林を成し、運輸不便の爲に斧斤も入り難く、毎に多くは棄置枯化し、其の沿江瓊海の交通は只人稠樹密の處に便であり、天然の林木は濫伐して補植を行はず、就中北部諸縣に其の甚しきを見る。特に用材に缺乏するのみならず、自ら日常薪炭の價格は甚しく昂騰し、殆んど省都と同じく、林業整理事業は亦島中の一重要問題である。

第一節 森林の分布

本島の森林は天然林を最も多しとし、人工林は少く、茲に其の分布状況を概述する。

(一) 昌江流域沿岸森林 昌化江は源を五指山に發し、崖縣、感恩を経て昌江縣を横貫し海に入る。江の長さは四百餘里、沿岸の森林極めて夥しく、面積廣く三縣に跨り、本島の最大林区を爲し、江の上流沿岸森林の崖縣に屬するものは打羅嶺、打練嶺等に在り、感恩に屬するものは莪查、莪菜、莪近、報恩等に在り、昌江縣に屬するものは三柴嶺、鷓鴣嶺、西方嶺、東方嶺、保平嶺、九峯嶺等に在り、木材には石枳、坡瑞、荔枝、紅羅、香楠、高根、油丹、香果、花梨、青梅、鷓鴣及其の他格木等數十種があり、江門、澳門、高雷各地の木材商が常に往つて採運する、只下流廣巴附近は江水山に截斷され、水は地に伏して流るが爲に、木材を川流して直に運搬すること出来ぬが、沿江一帶の森林が保存されて今日に至るを得たのは、亦此天然の阻止に因るものである。

(二) 寧遠河流域沿岸森林 崖縣の寧遠河は源を陵水西部に發し、長さ約二百餘里、西南に向つて流れ、崖縣保平港に至り海に入る。沿河には大旗嶺、嘉禾嶺、抱龍嶺、打練嶺、打羅嶺、乳帝、黑石嶺、立方嶺、仰斗村、貝嶺、黎剛等に在り、森林密布し、此外藤橋溪流域に屬するものには、番什嶺、番松嶺、芒羅嶺、重排嶺、南林嶺、大本嶺等數處あり、森林亦多く、其の面積は昌江流域の廣大には及ばないが、花梨、石枳、坡瑞、荔枝、紅羅、香楠、猪尖、高根、龍果、香絲、黃沙、青梅、竹葉松等の良材を産し、其の木材は本地に用ひるものを除くの外、輸出は荔枝、青梅を多しとする。

(三) 陵水溪流域沿岸森林 陵水溪は源を五指山に發し、東縣城を経て水口港に至り海に入る。溪流は甚だ長からざれど、上流は分支し、北に偏するものは流れて樂會、萬寧を経て水口港に至り海に入る。溪流は甚だ長からざれど、萬、樂四縣に跨り、縱横二、三百里に亘り、沿溪の森林は五指山、大旗嶺、七指山、八村、界村、烏牙剛、手蓋山、應董山、志婆山、報白山、保亭營等の處に均しく大木を産し、指經、天料、胭脂、波羅、石枳、苦楨、青皮、加冬、青梅、

鐵羅、紅綢、油楠、黃丹、香果、馬尾松、果稿、香椿、紅椰、赤椰等各種の如きは、皆天に腐蝕として沖してゐる。毎年の輸出木材は價額約十餘萬元で、本島産木最多の區である。此外に東北部の青藤山、牛嶺、黎萬、嶺門等の材木は多く坡頭港より輸出する。

(四) 大陽河流域沿岸森林 萬寧大陽河は源を麒麟嶺に發し、萬寧南部を横貫し、興隆の東を經、海に注ぐ、河流は長からざれど、只上流沿岸一帯は森林豊富で、其の産木の地は麒麟嶺、巴屯嶺、馬尖嶺、大釣羅山、小釣羅山等であり、山嶺は高大で、喬木鬱蒼として交通不便の爲に採樵は稀れに至る。巨材大木は蓄積極めて富み、昌江流域沿岸の森林を除くの外、之に比倫すべきものはない。

(五) 龍潭河流域沿岸森林 萬寧龍潭河は源を風門山に發し、東流して高山嶺、六連嶺のを經、卜寮に向つて海に入る。河長は大陽河と相等しく、産木の地は北兩牛嶺、高山嶺、六連嶺とし、木材は苦枳、天料、黃丹、荔枝、柳稿、青藤を大宗とする。只此河流域は運輸便利の爲に、良材大木は既に斫伐し盡したのである。

(六) 嘉積河流域沿岸森林 嘉積河は源を五指山に發し、定安、瓊東、樂會を經、東は卜寮港を經、海に入る。河長は約五百餘里で、海南の第二の大河である。産木の地は定安界の五指山、毛立嶺、鐵站嶺、黎母嶺、何思嶺、鶯哥嶺、双灶嶺、金鼓嶺、馬嶺及樂會界の上兩、中兩、南牛嶺、縱橫嶺、芒嶺、學山嶺、南陽山等であり、面積は廣大で、木材の種類は胭脂、油丹、天料、苦枳、香楠、坡瑞、荔枝、香桂、紅磚、加卜等である。昔許光瓊に據るとき、曾て人を何思嶺附近に派し伐木したが、支障あつて未だ成らず、今に至り積材尚ほ存すと云ふ。此河の下流は交通稍便で、各樹木は斫伐し盡して遺す所なく、既に荒涼の状態を呈してゐる。

(七) 南渡江流域沿岸森林 南渡江は源を儋縣の分水嶺に發し、臨高、澄邁、定安、瓊山を經、直に海口に趨き海に入る。

る。河長約六、七百里で、海南第一の大江である、只分枝長く、分布面積廣きも、下流各縣は人口稠密、交通便利の爲に各樹木は斫伐し盡され、一荒涼の赤野に化し、獨り上流一部分の輔龍嶺、牙莊嶺、母科嶺、黑嶺、馮崎嶺、那黎嶺、背腰嶺、南龍嶺、銀瓶嶺、紅茂嶺等に林木尚ほ多く、木材には花梨、胭脂、波羅、荔枝、龍眼、三角楓、黃豆、格母生等がある。然れども亦零星散漫し、太陽河上流の大釣羅、小釣羅二山の良材大木の如きも蓄積林を成すものを見ることが出来ぬ。

(八) 北門江流域沿岸森林 儋縣の北門江は源流甚だ短く、下流儋城に近く、兩岸既に赤野と爲り、亦林木の存在なく、只上流の龍頭嶺、九峯嶺、沙帽嶺等に向ほ少數の林木があるが、亦零星散漫し、南渡江上流と異なる所がない。

本島の森林分布状況は既述の如くであるが、其の情形に就いて論ぜば、昌江、太陽兩流域の森林は、大規模公司の經營に依つて伐採すべく、其の南渡、北門兩流域沿岸の森林は、宜しく整理保護を加へて大材を形成すべく、昌江、太陽兩處の森林は積積甚しきに依り、伐採を加へざれば亦長成を望み難く、而して枯廢漸く多く、其の腐朽に委するは惜むべきである。南渡、北門兩江下流に至つては、人口稠密、山野荒涼で、民衆は既に林木の缺乏を告ぐ、若し上流沿岸の森林にして整理保護を加へざれば、獨り良材を得難きのみならず、且交通口に便にして、斫伐甚だしく、其の結果は得る所の利なく、而して叢山既に多く、河流は之に依つて淤塞し、或は水患を醸成するに至る。

第二節 主要材木

本島各所の天然林木は種類繁雜にして奇品特種多く、而して未だ詳細に攷査を經ず、未だ學名を確定するに至らず、茲に擧ぐる所の材木は、其の名稱は均しく俗稱に依るものであり、將來の分別考定に俟つべきである。

木材表

種類	用途	價	格	備	考
指	梁柱、桁梯、窓戶、枕木、船骨	長一丈、直徑五寸、每條三元 長一丈、直徑四寸、每條二元			
石	同上及板材	同上の外桁材每組二、三十元			
波羅	梁柱、桁梯、窓戶、樑几器、板材	長六、七尺、直徑五寸、價每條六元 桁材每組二、三十元			
青	梁柱、桁梯、枕木、船骨				
荔	同上及板材	板料長五、六尺、幅一尺二寸、每塊四元 木料長五、六尺、直徑五寸、每條六元			
山	梁柱、桁梯	長一丈、直徑五寸、每條三元、板長七尺、直徑三寸、每塊四元			
黃	梁柱、桁梯、枕木、船骨、家具	長六尺、直徑四寸、價五角			
馬尾	梁柱、桁梯、家具				

紅	梁柱、桁梯、枕木、船骨	板長一丈、巾一尺二寸、價三元十四元			
波	梁柱、桁梯、家具				
母	梁柱、桁梯	板長一丈、巾一尺五寸、價五元			
山海	梁柱、桁梯、家具				
天	梁柱、桁梯、枕木、船骨、家具				
高	梁柱、桁梯、船板	板料每尺四角五分			
石	桁梯、窓戶、家具				
鐵	桁梯、窓戶、板材				
梨	桁梯、窓戶				
香	同上	長五尺、直徑四寸、價五角			
紅	桁梯、窓戶、家具				

黑 亮 果	龍 角	山 燕	鴛 哥	苦 棗	山 柄	苦 枳	坡 壩	毛 丹	油 桶	猪 牙 格
同上	同上	同上	同上	桁梯、窗戶、家具	同上	桁梯、窗戶	同上及枋材	桁梯、窗戶	同上及枋材、家具	桁梯、窗戶
						板長二丈三寸、直徑六寸、每條值三元 板長七尺、巾一尺二寸、每條值四元	同上			

柳 果	綠 桶	納 果	加 卜	紅 網	山 猪 乳	鷄 翼 羅	果 稿	磊 稿	杏 柱	黃 樺
同上	桁梯及枋材	桁梯、窗戶	桁梯、窗戶、船板、船柱	桁梯、窗戶	桁梯及家具	桁梯、窗戶、枋材	桁梯、窗戶	同上及家具	同上	桁梯、窗戶
	枋材每組二十元		板一丈、巾二尺、價三元五角、一元 五角			枋材每組二十元				板長一丈、巾二尺、價三元

鷄	白	黃	竹	龍	苦	青	花	八	鷄	紅
藤	藤	藤		眼	梓	線	梨	角	簪	羅
同上	同上	家具用	箕筥及各種用具	車軸、家具	棺材	桁梯、窓戶、家具	家具	同上及棺材	同上	船板、船舵
				每條長四、五尺、直徑五寸、值五角	長七尺、巾每塊值五元		長丈許、直徑一尺、每條五十元	同上	長七、八尺、尾徑四寸、每條值五元	長一丈三尺、直徑五寸、每條值五元
		崖、陵に多し	僧縣抱合に多し						一口鷄針とす	

青	料	赤	烏	香	紅	銀	火	厚	香	烏
梅	理	關	營	厚	果	稅	乳	稿	楠	看
船板、船舵、棺材	同上及家具	同上	同上	同上	同上	同上	桁梯、窓戶	桁梯、窓戶、家具	棺材、家具	桁梯、窓戶
長五、六尺、尾徑六寸、每條八元									板長料四尺、巾三尺、每塊八元	

黄 豆 甲	三 角 楓	竹 葉 松	批 杷	海 棠	黄 楊	赤 松	桐 樹	黒 檀	茄 冬	苦 藤
櫛櫛器具用	船板用	同上	通路樹及風致林用とす	木は器具薪炭とし、實は搾油とす	梳篋用	器材板料	同上	同上	同上	同上
		豆科植物	檉仁君遷子科	胡桐			山茶科	即ち檜樹科	一名秋楓	

土 質	鐵 稜
--------	--------

第三節 木材業

第一項 伐木製材

本島の森林は多く黎區に在り、其の伐木運搬を爲すものを伐木山客と曰ふ、之等山客は直接入山斫伐せず、先づ黎人に向つて山林を指定し、年限を定め、或は先づ黎人の許可を得、木根の伐木に付山頭錢一、二角を與へ、後黎工を雇ふて斫伐し、各種の木板材料を製成し運販する。其の山許の價格は林地の大小、林木の多寡に依つて異なるが、然し一山の材木代金は多くも五、六十元に過ぎぬ。亦黎人自己が伐木製材し、山客の收買に供するものは昌、感に聞々ある。伐木の時期は毎年冬季に在る。

第二項 木材運搬

本島の木材運搬は左の如く五種に分たる。

(一) 人運法 凡そ交通不便の地勢峻險の處は人肩運搬法に依る。此種運搬は著しく艱苦であり、只深山窮谷では畜力

の代運は出来ないが、黎工の工賃が低廉である爲に、多く之を雇入れる。

(二) 滑落法 木材運搬の滑落法は自然の地勢に従つて上より下ろし、中間に障礙物がなくば能く之を行ふもので、黎嗣では多く此法を用ひる。但し亦獨り伐採地の局部に限り運搬する。

(三) 牛運法 是は本島の最も普通の運木方法であり二種に分ち即ち、(イ)牛拖法は木料木板に一、二の小孔を穿ち、索又は藤を牛の頸に掛け之を拖かすものである。運搬距離地勢の險惡を視て異にする。大約嶺に上るには毎日只十餘里を拖くが、嶺を下るには二十餘里を拖く、毎十里又は二十里に一牛を換へる。毎回只大板一塊を曳き、運搬賃は毎十里に付二角乃至四角である。間々亦木商或は山客が自己の養牛を以て運搬するものあれど、雇用するものが多い。此種の運搬法は崖、陵、黎嗣に最も盛んに行はれてゐる。(ロ)牛車法は道路稍平坦の處に於て之を行ふ。運搬量は牛拖法に倍し、崖、陵、昌、感の間に最も多い。

(四) 水運法 是は木材を河中に放置し、水力を利用し流すものである。水運法は河の大小、水の漲落に依つて異なる。大河で水漲れば木排を編み流下するが、小河では散木を流下し、水涸渴せば繩を以て曳くのである。

(五) 船運法 各處の木材は海岸に運搬するときは、帆船或は汽船を仕立て、海口、香港、澳門、江門等の地方に販運する。

運搬の各種方法は上述の如くであるが、其の各林区の搬出状況を分述すれば、左の如くである。

(一) 昌江流域沿岸木材の運搬 此河の上流沿岸の木材は、斫伐後或は人力を用ひ、或は滑落に依り、稍平坦の地は二途に分つて搬出する。一は北黎坡頭に出で、一は感恩に出づる。前者は牛拖に依り河邊に至り水に下し、流して佳叻に至り陸揚し、牛車に轉換する。牛拖の路程は近きは十里、遠きは三、四十里であるが、水運の距離は約二百餘里ある。

佳叻より北黎に至るは百二十里で、車費は約五、六元である。現時上流沿岸の木材は皆佳叻に集中する。昔に木商交易の場所のみならず、北黎坡頭の商人は現に資を果め、北黎佳叻公路の築造を計畫してゐる。此路にして完成せば木材の搬出は自ら便利多しとする。

(二) 寧遠河流域沿岸の木材運搬 此處の木材は一は保平より一は藤橋より輸出する。打練、打德、嘉木等の木材は牛拖を用ひ、抱古より水に下し、其の距離は約四十里で、運賃は約二元である。抱古より直流し保平港に至る迄三角五仙である。黒石、乳嶺、抱龍、洋淋の木材は拖いて保平に至り、其の距離は約四十里で、運賃は約二元である。高馬、重排、芒橋の木材は拖いて藤橋溪の上流に至る迄三十餘里で、費用は一元内外である。水運で藤橋市に至る運賃は約三毫である。大旗嶺は保平を距る百八十里で、路程最も遠き處は運賃五元である。

(三) 陵水流域沿岸の木材運搬 五指山、七指山、大旗嶺、八村の木材は拖いて保亭、右嗣に至り水に下し、其の距離は約百二十里で、運賃は二元四角である。水大なれば排束して流下し、水小なれば繩を繋いで之を曳く、右嗣よりの水運は陵に至る、約百二十里で、費用は五、六角である。萬風大禮少妹の木材は拖いて軍譜に至る約四十里で、費用は四、五角である。軍譜より改めて牛車に換へ、陵水に至る約九十里で、毎塊の費用は二角内外である。牛嶺、黎萬等の木材は牛拖を用ひて楊梅灣に至り、小艇に依り坡頭港に運搬し輸出する。

(四) 大陽河流域沿岸木材の運搬 此處の木材は先づ牛拖を用ひ、或は人力を用ひて稍平坦の路に至り牛車に改め、或は尙ほ牛車に依つて河邊に至り、後水運に依り港北港に至り輸出する。此間水漲れば木排の流出は極めて易く、水運の路程は約百五、六十里、牛車の路程は約七、八十里、牛拖の路程は約五、六十里である。

(五) 龍溪河流域沿岸木材の運搬 北嗣、六連嶺、風門嶺附近の木材は牛拖を用ひ、河邊に至る約六、七十里であり、

再び水運でト惹に至る百里であり、其の運搬は稍便利である。
 (六) 嘉積河流域沿岸木材の運搬 此處の木材はト惹港より輸出する。ト惹より流を溯り黎五に至る約百五十里である。何思嶺、黎母嶺の木材は牛拖を用ひ、黎五に至る約六、七十里であり、此に至れば水を下り直流して海に至る。其の運木方法は太陽龍溪と情況が同じである。

(七) 南渡江流域沿岸木材の運搬 儋縣、牙旺嶺、龍頭嶺及臨高番約嶺、那盤、澄邁、南龍嶺、楓樹嶺等の木材は、牛車に依り南渡江上流南豐附近に至り落水し、直流して金江に至り、然る後製材の上に海口に轉運する。其江流は南豐左邊に至り河床忽ち低陷し、流運の木材は毎に潭底に落ち、復た浮出せざるので、山客は之を畏れ、稍牛車の使用に堪へる處で牛車に積換へて運搬する、然れども路程甚だ遠く、費用高まる爲に出木は甚だ少い。

(八) 北門江流域沿岸木材の運搬 此河は短淺で舟楫に便ならず、且林地は海を離ること尙ほ百五、六十里あるので、運搬は殊に困難である。

第三項 木材商業

黎區の木材は皆ト惹、陵水、藤橋、保平、板橋、北黎各港より輸出する。故に木材商は亦各該港岸に多く存し、彼等は皆山客に託し、黎地に入り採買する。其の採買方法は先づ需要木材の種類を通知し、竝に銀若干を渡し、木材の引取を契約する。木材を取得する後は別に香港、澳門、江門等の各地木材商が來つて採運する。陵水、藤橋には各木商八、九軒あり、資本は大なるものは三、四千元、小なるものは五、六百元であり、毎年の輸出材は價額十餘萬元である。保平、板橋、北黎には各木商三、四軒あり、資本額は大なるものは一、二千元、小なるものは四、五百元であり、毎年の輸出材は價額三、四萬元である。海口の木材商は現に十軒あり、毎年の營業は約十餘萬元である。茲に民國十六年に

於ける瓊海關分卡の木材輸出數を掲ぐれば、左表の如くである。

類別	崖	陵	水	榮	會	北	黎
格木 (條)	101	800	220	220	220	220	220
什木板 (塊)	3,500	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
香楠板 (同)	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
荔枝木 (條)	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
車心木 (同)	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
紅羅板 (塊)	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
鷄神板 (同)	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
青栴坊 (條)	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

前表輸出木材は現時の價格を以て計算せば價額約八萬餘元である。更に瓊海關最近の輸入數を示さば、左表の如くである。

類別	民國十四年	同十五年	同十六年	同十七年
重木材 (兩)	1,000	2,200	2,200	2,200
輕木材 (同)	1,100	2,200	2,200	2,200
杉木 (根)	1,100	1,100	1,100	1,100

前表輸入木材は杉木の江門、梅葉、北海等の供給を除くの外は、重木材、軽木材は暹羅、安南等より輸入する。重木材は即ち柚木、石鹽木等の堅木材であり、本島所産の天料、石根、香楠等の木材は、其の紋理材質は之に過ぎざるはなく、而して尙ほ供給を外に仰ぐを見れば、本島木材業衰落の一斑を知るべきである。其の餘本島の黄藤、白藤の産物も亦多く、茲に其の輸出入数を掲ぐ。

年 別	輸 出 数	輸 入 数
民國十四年	一〇六 兩	三三六 兩
同十五年	一七 兩	三〇五 兩
同十六年	二〇 兩	二二六 兩

第四節 森林副産物

第一項 動物

(一) 鹿 鹿は山林に棲息し、九、十月間に原野に遊食する。獵者は結集同伴して跡を尋ね追撃する。又は牛車を分驅し銃を車内に伏せ、鹿が輪蹄を開き、頭を擧げ張望するを俟つて之を砲撃し、其の稚角を取る、是が鹿茸である。血管は富有で、之に觸すれば甚だ温を感じ、之を煮て膠を造り鹿膠と曰ふ、毎對の価格は三、四百元である。又鹿肉は食用

に供すべく、皮は製革し、角は藥用に供する。儂、昌、定、鹿四屬に最も多い。

(二) 山馬 山馬は鹿に以て大であり、百十群を成し、角は灣曲して内側には岐毛なく、獵者は善く荆棘に入つて之を獲る。其の骨を煮て膠を造る、山馬膠と曰ひ、價値は鹿膠に比して低い。

(三) 山羊 山羊は家牛と略同じく、只眼色は紅であり、山中に隊を結んで行く、人を見るも避けず、黎峒の深林に最も多し。

(四) 黄麋 黄麋は鹿に以て小である。色は黄で、肉は美である。敵に遭へば頭を藏し、隠伏して動かす。黎に近き農家は毎に能く之を獲獲する。皮は製革とする。

(五) 狸 狸には果子狸、貓狸、赤狸、九段狸等の數種がある。肉は食すべく、毛皮は襟袖に製する。

(六) 獺 獺には山獺及水獺があり、水獺は水に入つて濡れず、善く魚を捕へ、毛皮は又襟袖に製する。

(七) 豪猪 豪猪は黒色或は蒼褐色で、刺毛を密生し、土中に穴居し、性は怯懦で、晝は伏し、夜は出づ、樹皮菓實を食し、敵に遭へば頭を藏し、體を蜷き、刺毛を豎立して之を禦ぐ。各處に皆之を産し、刺毛は筆管釵股に製し、肉は食用に供する。

(八) 蝟 蝟は又刺蝟と名け、土穴に居り、敵に遭へば蜷縮する。田間の害虫を食し、農に益がある。肉は食すべく、背の刺毛は解剖用の留針と爲すべく、酒精に浸せば鏽を生ぜず。功用は金屬製の留針に勝る。

(九) 穿山甲 穿山甲は即ち鱗甲で、本島の産物は最も多く、頭は小で、直扁を成し、舌は細長で、毎に鱗穴に伸入し、蟻を食する。背には角質の鱗甲を被り、楯比覆瓦の如くである。性は怯懦で、敵に遭へば蜷曲し、鱗を豎て、禦ぐ。肉は食すべく、鱗片は藥用に供する。

(十) 猴 猴は廣東名で馬猴と曰ひ、即ち長尾猴である。臀部の髯は甚だ大で、色は褐で、大小一ならず、裂區の出産は極めて多く、毎群を成し叫躍してゐる。性は馴れ易く、人は喜んで之を養ふ。毎頭の価格は一、二元である。崖、陵の産出が最も多い。又一種の長臂猴があり、前臂は甚だ長く、直立せば地に垂るべく、喜んで攀援し、往來は極めて捷く、長く樹端に居つて地を履まず、着ふ者は之を樹上に置き、或は上に架する。土氣に近づけば渴を病んで死する。又猴性は靈智で、能く椰子實の熟否を知る。故に椰子園では往々之を飼育し、椰子の摘採を爲さしめる。

(十一) 熊 本島の産熊は亦夥しく、狗熊、猪熊、人熊の別があるが、人熊は多く見ない。熊皮は數物にし、肉は食すべく、極めて珍味とせられ、略は健胃消毒用にする。

(十二) 山猪 山猪は家猪に以て常に群を成し、出でて農産を害する。肉は赤色で、味は美であり、家猪に勝る。只能く健走し、又膚革は至つて堅固であり、性は暴らく、捕獲は容易でない、故に常に之を得ることは出来ぬ。

(十三) 栗鼠 栗鼠は即ち松鼠であり、樹林の間に棲息し、色は黒褐で、長尾を有し、果實、樹芽を食し、山林に大害を爲す。性は活潑で、敏捷に飛躍する。晴天には相逐ひ群がり嬉び、風雨には伏して出でず。人多く楽しんで之を養ひ、手は筆に製する。

(十四) 燕 燕は春來り秋去る。巢を梁間に營み、尾端を食し益鳥である。金絲燕と云ふものがあり、俗に海燕と名付く。大さは鳩の如く、背部は褐色で、金絲の光澤があり、巢を海岸の岩壁間に造り、其の巢は之を燕窩と謂ふ。萬寧の大洲嶺に産する。嶺は海中に在り、絶壁巉岩であるから、海民は長竿を以て削り取る。其の価格は甚だ高く、只濫採したので燕は既に他に飛び去り、近頃は甚だ出産が少い。

(十五) 鸚哥 鸚哥は羽は綠又は灰白であり、嘴は赤色で、頭に環紋があり、甚だ美麗であり能く人言を學ぶ。本島の

出産は亦夥しく、人多く養つて賞翫する、其性は寒を畏れ且病多く、珍貴とするに足りない。

(十六) 八哥 八哥は即ち鸚鵡である。羽毛は純黒で、常に群を成し、田圃に降つて食を求む、捕えて之を養ふ。其の舌先を割れば能く言語を教ゆることが出来る。又了黃と名付くるものがある、是は泰吉了のことで、體は稍大で、羽毛は紺黒で、光澤があり、甚だ美麗である。嘴の根部は黄色で、亦能く人語を習ひ、聲音は嘹亮で八哥に勝る。

(十七) 鸚鵡 鸚鵡は本島の階處に在り、農民は網を以て之を捕へ、時々獲る所がある。

(十八) 鸚鵡 鸚鵡は單に之を鸚と稱し、肉は軟で、味は美である。巢を草間に造り、本島の農民は毎に係蹄や網を以て之を捕ふ、冬季に出産が甚が多い。

(十九) 禾花雀 禾花雀は食用に供すべく、又籠に入れて畜ふ、農民は多く之を捕ふ。

(二十) 天鵝 天鵝は本島の冬來鳥である。海岸に棲息し、春季には北に返へる。每匹重量七、八斤あり、価格は約四、五元で、肉は美味で食するに足る。

此外鳥類には竹鷄、斑鳩、畫眉、伯勞、山鷄、鶴、水鴨、翡翠、白鷗、鳥鵲、鷹、孔雀、鵲、鳶、雀等がある。

(二十一) 蛇類 蛇には蚺蛇、四脚蛇、海蛇、白花蛇、簕箕甲の各種がある。蚺蛇の大なるものは數百斤のものがあり、蛇類中の最大のものである。口廣く能く家羊を呑む。性は靜温であるが淫である。最も石皮樹を畏れ、之に觸れば、痺し柔軟となるので、蛇を捕ふる者は毎に此樹を利用して之を捕ふ。肉味は極めて美で、皮は物を製する。近年歐米では婦人用の靴及自動車用の敷物に製する。崖、陵に最も多く、蛇皮は往々之を輸出する。此外に海蛇があり、其の肉は食するに足り、嗜好者は甚だ多く、毎に冬季には市場に出でゐる。

(二十二) 蛙類 蛙類には田鵝、蟾蜍、嘸嘸、土鈴等の數種がある。嘸嘸は土穴中に居り、雨天には高く鳴き、聲は嘸

呪の如く、音は極めて凄清で、肉は食するに足る。

(二十三) 飛蛇 飛蛇は黎南に産し、蜥蜴類の動物である。體の長さは三、四寸で、肉翅があり、能く飛躍する。故に之を飛蛇と名づく、薬用に供する。

第二項 植 物

(一) 伽楠 伽楠は又奇楠と名付け黎南に産し、香味極めて佳で、薬に入れて新呼吸劑と爲す。俗に謂ふ、子午の時自然に香を發する。潜確類書には蟻が樹に在つて穴を作り、蟻は石蜜を食し、之を其の中に遺すと、木は蜜氣を受け、結んで香を成し、紅にして堅なるを上品とし、黒にして軟なるを次品とすと云ふ。此物は現に生産は稀れであり、又市上で賣る所には優良のものは少い。

(二) 沈香 沈香は瑞香料の植物に屬し、常緑の喬木で、樹の高さは數丈ある。此木は枯老し、透材は朽爛し、只心材のみ壞せず、質は堅く、黒色を呈し、水に沈むものを沈香と爲し、半沈半浮のものを下品と爲す。香味は伽楠に比して劣り、上品は薬に入れ、下品は香爐用の燃料とし、陵、崖二縣に生産する。

(三) 降香 降香は又降真香と名く、此木は花楸木に似て、沈香の次品である。

(四) 刺香 刺香は即ち香木の香氣なき處を刪去したもの、剩餘部分で、其の品は賞ばれない。

此外に尙ほ檀香、白木香、青木香、楓香の數種があり、神香を製し、毎年の産出は約百餘擔である。

(五) 木耳 木耳は樹木の朽質上に寄生し、膠質耳狀であるに依り、木耳と名け、食用に供する。本島に生産する所のものは體質粗大で、内地の軟細と異なる。

(六) 霍香 霍香は唇形科の植物で、山野に生じ、性は能く惡氣を去り、薬を製すべく、霍亂及心腹痛等の症を治す。

(七) 還魂草 還魂草は卷柏科の植物に屬し、昌江銀嶺岩の石上に産し、多年生の隱花植物であり、常緑にして湖ます。石に貼して生じ、線莖を敷くが如く、性質草に耐へ、乾燥すれば卷縮し、濕氣に逢へば開展する。庭園に栽を觀賞に供し、亦薬用に製する。

(八) 蕒草 蕒草は即ち莠で、又扶留藤と名付け、胡椒科の植物で、樹に依り蔓生する。莠の嫩葉は之を蕒葉と稱し、圓にして尖で、味は辛にして香あり、儂、崖の土人は葉を取り檳榔、蚌灰或は茶油粕と合し、之を嚼食する。消化を助け、瘴癘を避くると謂ふ。莠子は桑椹に似て醬を作るべく、之を莠醬と謂ふ。

(九) 露兜樹蘭草 露兜樹は常緑の亞喬木で、幹の下部に多數の根毛を生じ、葉は細長く尖で、平行脈があり、縁に鋭き鋸齒があり、其の嫩葉は夏帽提籃類を編む。本島到る處に産出し、土人は之を取つて蒲包を編む。臺灣産の草帽は此葉を以て編製したものである。甚だバナマ草に類してゐる。蘭草は即ち燈心草で、葉圓にして密生し、粗細二種あり、一は長さ四、五尺、一は長さ丈餘である。皆席を編み或は蓑衣を作る。土人は多く其の草中の白蘆を取つて燈心を作る。

其餘各種有用植物は又詳記せず、只其の各自産地等を取り左に表示する。

種 別	科 属	産 地	功 用
餘 甘 子	大 戟 科	野生各縣山野	實は食用に供し、皮は綱を染め、漁家の必需品
曼 陀 羅	茄 科	野生各縣村野	實は麻酔性毒素あり、葉を烟に和し吸ひ咳を鎮む、多く過れば人を傷く
天 門 冬	百 合 科	山野及海邊	藥用

都念子	蛇尾管	鳳草	辟蕪	石解	棕桐	蒲葵	木棉	刺桐	米花	菌麻	魚鱈	山竹	砂竹	斑竹	甜竹	箭竹	牡荊	相思樹	榕樹	
藥科桃金科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科	藥科
野	野	野	各縣	各縣	各縣	各縣	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
實は食用	藥用	藥用	實は涼粉を製す	藥用	幹は器具を製し、櫛毛は繩席及袋を製す	幹材は器具用、葉は扇笠用とす	幹は杖、櫛、傘柄等を製す	木材は薪用とし、花葉は四角に製す	種子は油に製す	根を碎き水に入れ殺蟲及殺魚用とす	一名相思豆又紅豆とし、木島では馬料豆と名く、飼馬用とす	薪と爲す、路傍又は庭園に植ゑ風致を添ふ								

第五節 苗圃

本島は中部森林區域を除くの外、其の南海の各地は一望童山であり、最も北部を甚しとする。環島平曠の地は皆造林の必要がある。民國六、七年の間曾て瓊崖道區の苗圃を設けた。其の地址は即ち今の海南農事試驗分場地の跡であり、民國十年には改めて廣東省第七區の模範苗圃と爲し、苗木を育成すること甚だ多く、後戦亂の爲に閉鎖し、同十七年南區善後公署は海南農事試驗場を創設し、瓊山城の南に土地千畝を選定し、場屋を建築し、圃を開き、苗を植ゑ、竝に公路分處に命じ、苗圃を施設し、専ら路樹の苗木を育成し、其の圃址は瓊山北門外五公祠の附近に在り、面積は五十餘畝で、正に整理播種中に在る、是れ路樹苗圃機關である。育苗造林の曉には海南農事試驗場に於て之が培養を爲すことになる。

第十五章 鑛産

本島の鑛産は未だ詳細の測定を爲さず、然れども已に發見したものには、五金の鑛藏は何れも甚だ豊富であり、尤も金鑛及鐵鑛の前途が有望である。竝に油頁岩より石油を採製すべきである。茲に分別して概説する。

第一節 金鑛

本島の金鑛には山金、砂金の兩種がある。山金は石英、石灰岩及黃銅鑛、黃鐵鑛、硫錳鑛等の中に産し、砂金は河底の砂礫に混じり、現に金鑛を發見したものに瓊山の元門峒、儋縣の紗帽嶺、昌江の樂梅嶺、黎山に近き感恩の羅旺嶺、古鎮洞、尾乍溪、陵水の挖銀嶺、猴子嶺等六、七處ある。

- (一) 瓊山元門嶺鑛區 元門嶺又小水嶺と名付く、瓊山最南の地で、居民は生黎であり、市場に接近し、西北は南豊、東北は嶺門とし、皆百二十里を距る。産金は紅色の金沙であり、廣東當局は前に人を派し測定し、鑛苗は黎村に分布してゐるので、黎人は皆て土地を出賣せず、且間もなく戦争が開始されたので未だ採掘されない。
- (二) 儋縣紗帽嶺鑛區 嶺は那大市の南約四十里を去り、花崗岩より構成せられ、石英脈の石英は結晶甚だ佳良で、縦横に交錯し、山の北溪沙中に金があり、附近の居民は常に之を淘取してゐるが、淘法は良しからず、獲利は甚だ微である。實際の試験に依れば、土製の梭形淘沙斗を用ひ、淘沙十二斗で、金約一分二厘を得る。
- (三) 昌江樂梅嶺近黎小鑛區 此鑛は昌江縣の東南百五十里に在り、北黎嶺頭を離る百里で、土名の樂梅嶺である。山上の附近村落は皆黎民が住し、土質は黄色で、壤土内に金鑛を含んで居るので、又坭金鑛と稱する。
- (四) 感恩羅旺嶺鑛區 羅旺嶺は縦横數里あり、墩頭を離る、百二十里で、嶺下には常に金沙が露出して居り、土人は毎に往つて私掘し、就中海採に多く従事してゐるのは雅興村の人民である。民國二年羅正貴は株を募つて計畫したが著手に至らなかつた。又屈利沙の黎嶺は城を離る三百餘里で金鑛は豊富である。
- (五) 陵水猴子嶺鑛區 此嶺は面積甚だ廣大で、陵水を距る百餘里で、石英石中に黄色の金鑛を含有し、曾て試験したが、含有量は殊に豊富である。

第二節 銀 鑛

- (一) 昌江神山鑛區 此山の銀鑛は清代に曾て開掘し、現在尙ほ其の當時の隧道が存してゐる。金山は火成岩石六角晶

であり、體質は極めて堅硬である、相傳ふる所に依ると、爆薬のない爲に未だ其の功を収めず停止したとのことである。山高は二百尺で、連綿十餘里に亘り、昌江城北を離る五里の山下で、地勢は平坦で、牛車を通じ得る。

(二) 澄邁銀嶺鑛區 此嶺は縣の南部に在り、瓊山と交界し、西昌を離る二十餘里、金江を離る百里で、前清に曾て之を開掘したが、採法不良の爲に又停止した。

第三節 銅 鑛

- (一) 五指山藤滿嶺鑛區 鑛は五指山の傍藤滿嶺の溪邊岩石中に在り、黄金色を成し、土人は稱して金鑛と爲すが、實は金銀を混合するの銅鑛である。龍濟光が瓊に在るとき曾て人を派し、實地探測し、玆に鑛石を香港に運搬して試験の結果、開掘見込あることを認め、龍氏は曾て資本を集め、茅屋十二棟を鑛區の附近に建設し、工人の宿舍に充てんとしたが、戦争の爲に龍軍は逃亡し、開掘に至らなかつた。鑛區は陵水溪通船の石峒を距る百二十里で、七指嶺を経て地勢は崎嶇となり、石峒以下は通船し得る。
- (二) 昌江石碌山鑛區 此山は昌江水頭の黎嶺に在り、城を離る百二十里、儋縣の海頭港を距る九十餘里で、沿途は平坦で牛車を通すべく、前清の同治四年香山の監生林騰漢は開採の許可を得たが、本島紳士の反對に遭ひ、今日に至るも尙ほ開掘されない。
- (三) 崖縣迴風嶺鑛區 此鑛は前清乾隆年間曾て私人の開掘に係つたが、後官廳の禁止する所となつた。
- (四) 澄邁石鼓嶺鑛區 嶺は縣屬第六區、仁興市の東南六、七里に在り、鑛は黒石を生じ、中は淡白色とし、土人は金銀鑛と爲すも、實は銅鑛である。

第四節 鐵 鑛

二三八

本島の鐵鑛には赤鐵、褐鐵、磁鐵、錳鐵等の多種があり、赤鐵は崖縣嘯嘯田、定安南牛、陵水坡頭嶺、七弓嶺等に産し、褐鐵、錳鐵は崖縣西路第四區に産し、磁鐵は澄邁、西峯、定安、羊角に産する。茲に其の概略を述ぶる。

(一) 崖縣嘯嘯田赤鐵鑛區 鑛は崖縣藤橋、嘯嘯第三弓に在り、藤橋を距る三十里で、鑛苗甚だ旺で、成分頗る佳良である。前清嘉慶年間に崖縣の紳士李某近地を開掘し、鐵塊を鑄成し、每塊の重量は三、四十斤とし、各地に運搬し販賣し、獲利甚だ多かつたが、後官の検査に遭ひ、盜掘と看做され、永遠に封鎖された。又榆林港獨田村紅頭嶺にも亦鐵鑛があり、其の面積は約四、五方里とし、榆林を距る三十里、水運で紅頭坎に至り、紅頭坎より鑛區に至る僅かに十二里である。鑛質は甚だ佳良であり、曾て縣に於て採掘し、省城に送り試験し、純鐵分は百分の六十に達すと云はれた。

(二) 陵水坡頭嶺七弓嶺鑛區 兩嶺の鑛苗は甚だ旺で、鑛質は嘯嘯と同じく、開掘の價值がある。

(三) 澄邁石壁嶺鑛區 嶺は新興市の西北十餘里に在り、高さ二十丈、周圍數里であり、土質は褐色で、嶺面は茶葉し、正方形の小鑛石内に銅鑛を含むが故に又銅鐵鑛と稱する。

(四) 澄邁西峯嶺鑛區 嶺の高さは三十餘丈、周圍數里で、中興市を距る二里、縣を距る六十里であり、鑛は磁鐵鑛である。試験の結果開掘の價值があると認められた。瓊山東埔村の西一里許の雷公埔溪岸に亦磁鐵鑛砂があり、砂石中に參雜してゐる。鑛質は頗る佳良であるが、區域は甚だ小で、量は多くない。

(五) 定安南牛嶺鑛區 嶺は定安白馬嶺附近に在り、嘉積市河岸の石壁市を距る僅かに二十餘里、道路は平易で、産鑛

の成分は甚だ良く、曾て開掘して頗る獲利多かつたが、後紳士の爲に干與されて停止した。

(六) 定安羊角嶺鑛區 此は磁鐵鑛である。定安西岸間に在り、縣を距る約百二十里で、嶺の面積は約十六方里を占めてゐる。

第五節 錫 鑛

本島の嶺西坊、感恩麻姑嶺、樂會總溪口及黎區嘯嘯等の處には皆錫鑛を産し、就中西坊の鑛は曾て一度開掘された。鑛區は那大を距る二十里で、地を掘る五、六尺或は七、八尺で鑛砂を發見する。僑興公司是宣統元年に金河公司の名義を以て開掘の許可を得、同二年の産砂一萬餘斤に達し、同三年及民國元年の産砂各二萬餘斤に増加し、其の生産の鑛は南洋に運搬し製煉し、成分は甚だ佳良であつたが、後淘法拙劣の爲に經營不利で自ら停止した。近頃開く所に依ると、公司の組織を更へ、淘法を改良し、再び事業に著手することである。

第六節 鉛 鑛

本島の鉛鑛は多く方鉛に屬し、鑛中には銀質を含有する故に、又銀鉛鑛と稱し、發現甚だ多く、其の重要なものを概述する。

(一) 崖縣山脚村鑛區 第四區山脚村附近に在り、鑛苗は甚だ旺で、初文昌人の蔡清泉が日本人を招請して之を探測し、民國十二、三年の間に開掘し、香港に發賣し、每石價格六、七元である。坑夫一、三十人あつたが、後該處は黎人の爲に焚燬され、再び開掘しない。

二二九

(二) 感恩嶺溝鑛區 感恩を離る三百里である。鑛質は極めて佳良で、曾て北黎の紳商林柱等の開掘に係り、後資本不足の爲に停止した。

(三) 陵水烏牙嶺鑛區 此鉛鑛は民國九年に於て陵水縣の探測に依つて明白となり、鑛質は尙ほ佳良であり、開掘を計畫してゐるが、未だ其の運に至らない。

第七節 錫 鑛

本島錫鑛の發見は澄邁の南龍嶺、崖縣の安樂浮池及九所附近の山脚等である。

第八節 鋅 鑛

鋅は即ち白鐵鑛で又亞鉛と名付く、本島に於ては只崖縣に多い、港劑には曾て之を發見したが、開掘の有無は探測の後非れば未定である。

第九節 灰 石

灰石は即ち石灰石である。此鑛は本島の産地は尙ほ多く、儋縣那大、定安、烏坡、感恩、九所等の處に均しく之を産する。現に土人は甍を設け石灰を燒製してゐる。質は極めて純良で、建築用及肥田料として多く之を用ひる。但し之を利用して磁器を製してゐるものはない。

第十節 硅

硅は一名砂と云ひ、又玻璃砂と稱する。此鑛は本島には廣く散布し、萬寧の白沙港、昌江の英潮港、陵水の走客村には均しく之を産し、玻璃製造原料と爲してゐる。

第十一節 油 頁 岩

油頁岩の本島に發現するものは、瓊山中子市の西北牛屎山及崖縣六羅の黎村、陵水望天塘の三處に在る、牛屎山は岩質不良で、含有量少く、其の東北の小丘は均しく花崗岩を成し、西南兩方を火山岩と爲す。油頁岩の所在地は面積は數十畝に過ぎず、且其の西南に石英岩の發露があるが、重大價値なきが如く、其の六羅望天塘の兩岩は未だ詳かでない。

第十二節 化 石

本島の化石は崖縣三亞港の石蟹、蟹蟻兩種とし、石蟹は體大で、土人は之を取つて販賣する。體の完全のものは每蟹の價値は四、五元である。蟹蟻は體の完全のものは稍多く、毎箇の價値僅かに二、三角である。其餘の浮石は各港に皆あり、磨擦用に供し、又は穿孔或は小植物の栽植用にし、之を盆景中に入れてゐる。

第十三節 電 氣 石

西坊の西南三里許西田地方の小溪の傍には一石英脈があり、花崗石中に穿走し、内に電氣石を含む、色は黒で、光澤

は玻璃の如く、寶石及光度電氣の實驗用に供する。

第十四節 石 墨

南開市南開嶺の山坡には石墨鑛があり、已に露出してゐるものは頗る形體は散碎し、其の鑛脈の存する所に若干含有してゐる。土壤草木の爲に掩はれて、尙ほ未だ之を知ることは出来ぬ。

第十六章 鹽 業

第一節 鹽務行政

本島の鹽務を考ふるに、史籍に現はるものは、宋元豐三年瓊崖僑萬安軍に詔し、各鹽を煮て以て虔州に給す、定額なしとある。是れ本島鹽政記録の嚆矢とする。其の後明は鹽課提舉司を海北に置き、提舉高雷瓊鹽事は洪武間に感恩、馬翼、樂會、蘭馨、新安、臨川六場に設け、各大使一員を置き、海北提舉司に隸し、灶戶正丁を統管す。清康熙、年員役を裁省し、課銀を府州縣の經理に歸し、灶丁の自煎自賣を聽し、民國二年兩廣鹽運使は本島の鹽務は專員の管理に乏しく、鹽政に礙あるを以て、乃ち三亞場を崖縣の三亞港に設け、鹽場知事一員、場佐一員を置き、各縣に驗組員九員を分置し、運銷緝私稅收稱放各事宜を統理し、又匪亂に因り場署焚燬せられ、乃ち之を海口に遷駐し、同十二年鹽務稽核分所を設け、三亞場の原管稅收事項を劃して管理に歸し、同十五年鹽制を改組し、稽核所を裁撤し、瓊崖鹽務局を設け、鹽稅を採理し、各縣に鹽卡を分設し、之が助理を爲し、並に三亞場知事を改稱して場長と爲し、所轄各驗組員を改め管理員と爲し、場產

歸堆復驗配引事項を管理した。是れ本島鹽務行政過去及現在の大概情形である。各鹽政機關の組織は下の如くである。

(一) 三 亞 場

機關名	長官	職	員	經	費	備	考
三亞場公署	場長		八		八		（原と鹽務局、驗六十七名あり、一月支額八百元、民國十五年七月裁撤）
場佐公署	場佐		六		六		場佐一人は民國十七年九月裁撤
崖縣分廠	管理員		三		三		
文昌分廠	同		三		三		
臨高分廠	同		七		七		
北黎分廠	同		十		十		
陵水分廠	同		十		十		
儋縣分廠	同		八		八		
萬寧分廠	同		八		八		
瓊東分廠	同		六		六		
塔市分廠	同		六		六		
計			六		六		

(二) 瓊崖鹽務局

機關名	長官	職	員	經費
鹽務局	局長			一〇〇〇
西廠分卡				五
舖前塔市分卡				三〇
昌江感恩分卡				三〇
陵水萬寧分卡				三〇
臨高儋縣分卡				三〇
崖縣分卡				三〇
定安分卡				三〇
清瀾分卡				三〇
澄邁分卡				三〇
瓊東樂會分卡				三〇
計				二九六

第二節 鹽業區域

本島は環海の地故に鹽田を築くべきの處廣漠無限で、鹽場の區域は明以前には考ふべきもなく、洪武年間感恩、馬

鼻、樂會、蘭馨、新安、臨川の六場あり、其の場處を考ふるに、即ち今の瓊、文、儋、崖、萬各縣に屬する。清初感恩場は分つて東西兩廠と爲し、大英、小英、感恩三廠は北冲河西岸に在り、之を西廠と謂ひ、塔市廠は河の東岸に在り、之を東廠と謂ひ、馬鼻場は馬鼻、三村、永和の三場あり、樂會場は樂會、陳村、調懶の三廠あり、蘭馨場は蘭馨、博頓及昌化の馬嶺、小南等の廠あり、新安場は新安、嶺脚の二廠ある。清初沿海の各縣は概ね鹽場は散布してゐた。只作業大ならず、面積廣からず、鹽業未だ發達を見ないのである。

清乾隆間本島鹽場數

縣別	鹽場所在地	沙田額	池漏數
瓊	感恩、大英、小英、塔市、舖前	八五五	八五五
文	樂會、陳村、調懶	七二五	七二五
儋	蘭馨、博頓、馬嶺、小南	一三五	一三五
臨	馬鼻、三村、永和	八七	八七
崖	臨川	三〇	三〇
萬	新安、嶺脚	四	四

上表に依れば當時鹽業尙幼稚なるを知るべく、光緒三十四年に至り、福建華僑胡子春三亞港に在つて大規模の鹽田を建設し、直に海水を引いて晒鹽し、成績優良であり、之に繼いで起る者多く、鹽業逐日進歩した。

(一) 崖縣鹽場 崖縣鹽場は分つて三亞、榆林、保平、藤橋を生鹽産出區域とし、保平、九所を熟鹽産出區域とする。

永益堂	同	七、七〇〇
福海堂	同	三、〇〇〇
同益堂	同	二、八〇〇
同源堂	同	二、三〇〇
成德堂	同	一、五〇〇
計		一七、〇〇〇

二四二

前表に依れば總面積は九百九十畝で、年産額は十萬餘擔を算し、鹽價は漲落ならず、往年の每擔價格一元五角が民國十八年には三元に上り、鹽戸の獲利甚だ多く、相踵いで鹽田を築造し、墩頭より英潮港に至る迄凡そ其の築造の地段は皆開拓に従事し、一時増築の數は二十餘區に達し、現時昌江は海尾、新昌の二港には尙ほ鹽田築造の餘地あるが、其の他には適當の場所は少い。

(三) 感恩鹽場 感恩は墩頭に連接し、鹽田亦多く、現に十九區で、面積は約六百七十五畝あり、年産額は五、六萬擔とする。鹽價は墩頭の市價に従つて漲落する。該縣の北黎、魚鱗、縣門各港には鹽田を開くべき地甚だ多く、年來鹽價騰貴し、機に乗じて建設するもの少からず、今後販路杜絶せずば、鹽田の區域は次第に擴張し得べきである。茲に其の鹽田を表示する。

鹽戶	鹽田所在地	鹽田面積	鹽丁數	全年產額
崇海堂	鹽田門	五畝	四丁	一、〇〇〇
益珍堂	同	五畝	四丁	一、〇〇〇
同	同	同	同	同

合同源堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
恒源堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
源德堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
旺泉堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
源生堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
福源堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
永財堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
永利堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
灑源堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
富源堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
民生堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
開生堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
福智堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
福源堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
濟源堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
福利堂	同	八畝	六丁	一、二〇〇
計		八畝	六丁	一、二〇〇

(四) 陵水鹽場 陵水沿海は土質良好で、鹽田の築造に適し、清末始めて僑商の投資建設するものがあり、現に公司六家で、熟鹽灶戸三十七家ある。茲に其の鹽田を表示する。

二四三

鹽 戶	鹽田所在地	鹽田面積	鹽丁數	全年產額
裕盛	同棧村	一八畝	八	200,000
元同	後港村	一畝	六	60,000
公同	益棧村	五畝	七	110,000
源興	興仔村	七畝	七	140,000
亭興	港仔村	九畝	八	140,000
亭昌	雨余村	四畝	六	140,000
計		四六畝	四六	1,160,000

在するに裕盛鹽田は民國六年龍濟光の建設する所に係り、規模宏整であつたが、龍去るの後陳采五が裕盛公司の名義を以て政府より之を租用し、租期は三十二年で、毎年の租金は四百元とし、又鹽灶村には海安公司の鹽田一區あり、面積は四十一畝あつたが、現在は荒廢に歸した。其の餘の縣屬灶仔后港一帶には鹽田を築造すべき土地極めて多く、若し大企業を以て經營せば、所産の鹽は汽船に依つて運搬し、販路は杜塞の虞がない。自ら三亞墩頭と相併馳すべきである。

鹽 灶 調 査 表

鹽灶所在地	鹽灶戶數	鹽灶數	鹽灶面積	灶丁數	全年產額
鹽灶村	三	三	三	三	80,000
港埠村	三	三	三	三	110,000

在するに縣屬には灶戶六十五家あり、亂に因り荒廢し、現に上表の如くに、產鹽は僅かに地方の消費に充つるのみで、輸出はない。

(五) 儋縣鹽場 儋縣鹽田には鹽田、沙場、鹽灶の三種がある。鹽田は新英港營村に在り、一區の石田水田あり、面積三十二畝で、資本一萬五千元である。白馬井福村の一區は面積十五畝で、年産額約三千擔であるが、營業甚だ衰落し、沙場、鹽灶は新英港の北岸一帶に散布し、年産額は數萬擔に達する。縣境魚鹽の大半は供給を此に仰ぐ。茲に其の場灶を表示する。

場灶所在地	場灶戶數	場灶數	場灶面積	灶丁數	全年產額
英進村沙坪	三	三	三	三	20,000
英根村	三	三	三	三	20,000
南岸村	三	三	三	三	20,000
禾進村	三	三	三	三	20,000
英根村	三	三	三	三	20,000
英根村	三	三	三	三	20,000
新地村	三	三	三	三	20,000
北岸村	三	三	三	三	20,000
計	三〇	三〇	三〇	三〇	200,000

此外新英、海頭、洋浦、干沖、光村各港は皆鹽田を建設してゐるが、只之等土地の建設は大資本を要し、産出鹽をして輸出の途を講ぜしめば、獲利多かるべく、縣中需要の製鹽は多からず、又外に販運することなく、利益は少い。

(六) 臨高鹽場 臨高は沙壩產鹽最も豊富の區であり、所産の生鹽は儋、澄、瓊、文、定五縣に配消するを除くの外、省に送る。熟鹽は馬鼻に産し、僅かに縣民の食用に供するのみで、輸出はない。茲に鹽場の状態を表示する。

場灶所在地	場灶戸數	場灶數	場灶面積	灶晒丁數或	全年産額
抱舍	三三	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
美道	三〇	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
新龍	二七	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
寮道	二五	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
南頭	二二	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
船頭	二〇	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
龍堂	一八	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
盛田	一五	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
抱浦	一三	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
則英	一〇	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
博岸	八	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
介米	五	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
計	二〇七	一六	二六〇	二〇〇	一六,〇〇〇

場灶所在地	場灶戸數	場灶數	場灶面積	灶晒丁數或	全年産額
古春	九	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
樂春	四	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
和貴	三	一	一六	一三	一〇,〇〇〇
計	一六	三	四八	三六	三〇,〇〇〇

(七) 瓊山鹽場 瓊山鹽場は分つて二大區域とし、即ち東廠塔市、西廠鹽灶とする。所産は皆熟鹽である。清宣統年間東營港には曾て潤生裕生兩公司の晒鹽があり、販路開けず休業した。現に后塘村の陳錫、廣陳、名源等は塔市外埠に一鹽田を築き、面積は約四十餘畝あり、尙ほ試晒中であるが、未だ公式許可を得ない。現在年産額は百擔である。茲に東西兩廠の場灶を表示する。

場灶所在地	場灶戸數	場灶數	場灶面積	灶晒丁數或	全年産額	備	考
鹽灶村	三三	一	一六	一三	一〇,〇〇〇	西廠鹽灶	
塔市內埠	四	一	一六	一三	一〇,〇〇〇		
塔市外埠	一〇	一	一六	一三	一〇,〇〇〇	東廠鹽灶	
計	四七	三	四八	三六	三〇,〇〇〇		

(八) 文昌鹽場

場灶所在地	場灶戸數	場灶數	場灶面積	灶晒丁數或	全年産額
抱土港	三	一	一六	一三	一〇,〇〇〇



- 一 鹽田晒鹽法 建設法は鹽場築成に規矩あるの井田に於てし、其の工程は約九部に分たる。
- (一) 圍堤 圍堤は鹽田の保障である。堤の廣さは鹽田の大小を視て之を定め、普通の高幅各約一丈許で、土は狭く下は廣く、築堤法は堤脚の内外に棧を兩列に打ち、棧の長さは七、八尺であり、三、四尺置きに一本を打ち、土で固め又圍堤の外方に石塊を以て砌とし、衝突を防ぐ。堤の適當の處には水閘を設け、潮水を導引して水溝に入る。
- (二) 水塘 海水を貯蓄する池を水塘と曰ひ、大小一ならず、深さは一、二丈あり、面積は全場の百分の五を占む。水溝に流入する海潮は先づ之に貯ふ。
- (三) 沙場 第一次晒水の場所を沙場と曰ひ、面積は全場の百分の十を占む。昌、感では沙場を設けない、土質が稍良好の爲である。
- (四) 車尾 沙場と相通する小溝を車尾と曰ひ、之に水龍(柳筒)を安置し、水を上田に汲み揚ぐ。
- (五) 水田 晒水の田を水田と曰ひ、又高田と曰ふ、面積は全場百分の四十を占め、地面は車尾より高く、之を第二次晒水の場所とする。
- (六) 石田 晒鹽の田を石田と曰ひ、略水田より低く、面積は全場の百分の三十を占め、卵石を密鋪し、打つて平坦にし、竹溝を以て水田に通ずる。普通石田一箇は面積十六方丈あり、各石田の鋪石は約七、八十龍を要し、一龍分の價格は二、三角である。
- (七) 公潭 降雨時に石田の鹹水が雨の爲に淡化するを避くる爲に、豫め一乾池を傍に設け、溢水を収むるものを公潭と曰ひ、石田より低くし流入に便する。
- (八) 舊幅 公潭の鹹水を晒す田を舊幅と曰ひ、雨晴後公潭に收むる所の溢水を更に汲揚げて晒し、相當の濃度と爲る

を俟ち、再び石田に放入し晒鹽する。

(九) 鹽廠 鹽の貯藏及工人の宿舍に充つるものを鹽廠と曰ひ、或は瓦屋とし、或は茅屋とし、大小一でない。晒鹽法は水塘に貯藏する海水を沙場に引き入れ、晒して相當の濃度と爲し、則ち車尾の處に於て水龍を用ひ、汲んで水田に至り、又晒して相當の濃度と爲し、則ち餘々に石田に引き入れて晒鹽する。晴天には一日にして鹽を成し、石田毎畝約鹽千斤乃至二千斤を生産し得る。晒鹽の季節は夏期を最も多しとし、冬季は之に次ぎ、春秋は最も少い。鹽田建設費は每方丈の面積で深さ一尺を掘るの工費は一元である。經驗ある鹽戶は毎畝の鹽田の建築費六十元を要すると云ふ。其の製鹽の用具は左表の如くである。

鹽具種類	每件價格	用	途
石	五元	石を以て造る、長さ三、四尺、徑一尺許とし、石田を平坦にするに用ふ。	
土	四角	鹽水を削り、形は頭を截つた圓錐體の如くで、錐の高さは五、六寸、徑は二、三寸で、木柄の長さ尺許を貫き、圍堤田路に用ふ。	
鹽	一角	蘆草を以て編み、木柄を貫き、鹽田の掃除に用ふ。	
鹽	二角	木板を以て造り、柄を貫き、晒成鹽の集收に用ふ。	
水	六元	又水龍と名付け、鹽水汲揚げの用とする。	
竹	二角	竹を以て編み、挑鹽の用に用ふ。	
竹	四角	挑鹽の用に用ふ。	
竹	二角	木を以て製し、挑鹽の用に用ふ。	
竹	二角	竹を以て編み形は小箕の如くし、鹽を量り斗に入るの用に用ふ。	

二 沙壩晒鹽法 此種晒法は其の構造を分つて凡そ三部とする。左に之を分述する。
 (一) 沙壩 海邊の潮水の到るべき地に軟砂を滿鋪し、厚さ約二、三寸位にし、飛いて粗礫にし、能く十分に潮水を吸
 收せしむる。退潮後に積鹽を壩の傍に集む、其の面積は大小區々である。

(二) 鹽壩 鹽壩は鹹水を滲漏するに用ひ、方形で高さ約三尺、深さ約二尺とし、四邊に石を砌りとし、底に竹木を架
 し、上には竹筏又は茅草を鋪き、鹽を盛り、壩傍に一小池を掘り、穴を壩底に通ずる。

(三) 鹽床 鹽床は晒鹽に用ひ、長方形で石磚を以て造る。四邊に圍むに二、三寸の矮垣を以てし、普通面積は約二畝
 で、傍に一小池を開き、雨期鹹水の貯藏用に供する。

晒鹽法は沙壩の鹹砂を以て順次鹽壩の中に入れ、海水を取り之に注ぎ、水を壩底より流出して小池に注ぐ、即ち海水
 である。注後に砂を換へ再び注ぎ、砂の盡くるを俟つて止む。得る所の兩は鹽床に傾入し之を晒す。一日の成鹽は夏日
 炎熱には毎床鹽十五、六斤を得べく、冬季には毎日五、六斤に過ぎぬ。

三 漏水煮鹽法 以上の方法を以て得た所の鹹水を鍋に入れ、煮て熟鹽と成す。鍋には竹鍋、鐵鍋の兩種があり、竹
 鍋は割水竹を以て編製し、方形で底は平らであり、外に黄泥を塗る。長一丈、巾五尺、深三尺であり、毎鍋煮鹽一千斤を
 煮るに足る。鹹水五擔を用ひ、毎月三、四回之を煮る、毎回薪代四、五元を要する。海口、文昌で多く之を用ひ、鐵鍋
 は鉄力を以て造り、圓形で底は平らであり、直径四、五尺、高七、八寸とし、毎鍋で鹽七、八十斤を煮るべく、約五、
 六時間煮て鹽を成す、毎日夜に二、三回煮る。

四 晒水煮鹽法 海邊に圍堤を建築し、内に水田を築き、滿潮時に貯水して之を晒す、相當濃度に至れば鹽鍋に傾入
 して熟煮する。

五 煮生鹽法 即ち生鹽を水に和し、鍋に入れて之を煮る。崖縣の三亞灶戸で多く此法を用ひる。

第四節 鹽の運銷(運送)

本島鹽の運銷は時代に依り同じからず、清以前には民間の自由販賣に委し、發售、收鹽、搭配(混合)、轉運等の事なく、
 只縣は各自界を爲し、鹽岸を嚴明し、他よりの侵入を許さなかつた。光緒三十四年福建の胡子春は島民喜んで熟鹽を用
 ひ、生鹽販路なきを以て乃ち僑豐公司を創設し、採運の允許を受け、省に販運した。是れ本島産鹽運銷の濫觴である。
 其の後鹽田増加し、輸出口に盛となり、民國に及び復た運銷を公開し、鹽商大賈は遂に來つて各自採運した。現在運鹽
 場館は二十三家あり、三亞港に在るものは十三家、墩頭新街に在るものは七家を占むる。資本は皆五、六萬元である。
 現行の運鹽法は下の如くである。

鹽運使署雷瓊各屬產鹽招商運省辦法

- 一、凡そ商人雷瓊鹽運搬ノ許可ヲ得ントスル者ハ信用アル店舗三家或ハ省河鹽運館三家ノ運帶保證ノ下ニ本使署ニ申
 請シ派員審査ヲ受ケ共ノ身元確實ニシテ運省ノ店舗運館等ガ擔保ノ資格アリト認メタルトキハ登錄シテ運搬ヲ許
 可ス共ノ額ヲ限ラズ
- 二、雷瓊ノ產鹽ハ公運ニ開放シ凡そ鹽商ニシテ身元確實ナルトキハ均シク其ノ僱用ノ汽船或ハ帆船及曳船ハ一律ニ官
 ヨリ許可證ヲ得鹽場ニ赴イテ配運スルコトヲ得但シ他處ニ改赴シ洋界内ニ購運シ或ハ半途賣却スルヲ得ズ若シ之

ニ違反スルトキハ法ニ依ツテ處罰ス

- 一、雷鹽ハ許可ノヨリ汽船ハ七日汽船ニ依ル電船ハ二十日帆船ハ六十日ヲ限リ省ニ到着スルヲ要シ瓊鹽ハ汽船ハ八日汽船ニ依ル電船ハ二十日帆船ハ七十日ヲ限リ省ニ到着スルヲ要シ之方期限ヲ越ユルコトヲ得ズ沿途三洲塘鹿門ヲ經過スルトキニ各該廠ニ於テ之ヲ秤量シ檢閲登録ノ上省ニ至ルコトヲ得雷瓊ノ配鹽ハ章程ニ照ラシ司馬秤十兩八錢ヲ以テ一斤トシ雷鹽ハ每百斤ノ料金ハ一角トシ瓊鹽ハ每包料金一角五分トシ均シク鹽場ニ於テ支拂ヒ省ニ運到シタルトキハ每百斤ニ付税二元五角ヲ納入スルニ要ス
- 二、凡ソ登録シタル商人ハ場館及省館ヲ設立シ鹽ノ賣買ニ關スル事務ヲ經理スルコトヲ得
- 三、運商ハ場館ニ就キ鹽ヲ購入シ其ノ賣買ハ直接ニ其ノ價格ヲ議定ス若シ爭執アルトキハ場官ニ於テ公平ニ之ヲ裁決ス
- 四、本辦法ハ暫行規程ニ係ル將來若シ改訂ノ必要ヲ認ムルトキハ本署ヨリ之ヲ定メテ公布ス

運鹽方法は先づ鹽田に向つて鹽を買占めた後、省館に通知し、船船を備入れ、章程に照らし許可證を受け、鹽務處の鹽運委員と共に鹽場に赴き配鹽する。許可證は毎張十元とし、鹽運委員の手當は到達の日より省に回へる日迄毎日三元である。鹽商は日を計り運送の準備をし、船が海口を經るときに三亞場長に報知すると、復た派遣される委員の監督下に運搬し、鹽場に到るとき當地の鹽務分卡に通知し、鹽を秤量し、鹽を包装し、更に三亞分廠より許可證に押印を受け發送する。次で海口を經由し尙ほ三亞場長の檢印を受け、許可證の角を切り取り、書類を備へ省に發送し、省に到つたときには再び鹽務處の派遣員より秤量の監査を受け發送する。若し鹽の量目が證書記載面に照らし不足のときは、脱税行爲として處罰せらる。鹽船の運賃は每噸四元又は六元、帆船は每包二元である。島内の運鹽は鹽商より境

崖鹽務局に向つて運照の下附を申請し、毎擔に付運送手数料三分五厘を納入し自由に販運する。茲に最近三年間に於ける鹽價を掲ぐ。

産地	鹽別	每擔		價
		最高	最低	
崖縣	生熟鹽	四元	三元九角	二元九角
北黎	生熟鹽	三元九角	三元	二元五角
陵水	生熟鹽	三元九角	三元	二元六角
萬寧	生熟鹽	三元九角	三元	二元五角
臨高	生熟鹽	三元九角	三元	二元五角
文昌	同	三元九角	三元	二元五角
文瑞	同	三元九角	三元	二元五角
瓊東	同	三元九角	三元	二元五角
瓊市	同	三元九角	三元	二元五角
塔市	同	三元九角	三元	二元五角
西廠	同	三元九角	三元	二元五角

汽船配鹽の均減量は約一萬二、三千包、帆船は約四、五百包であり、前表の鹽價に依り每擔四元とし、更に運賃荷役料包装料等約一元六角、檢査手数料一角五分、鹽税二元五角、雜費一、二角合計每擔の鹽を省に運搬するには八元三角前後に爲る。省に於ける價格は低昂一定せざるも大約每擔九元以上であつて、其の利益は尙ほ甚だ多い。茲に最近三年

間の省配鹽及鄰(地)配斤数を掲ぐ。

二五六

産 區 別	省 配 斤 数		鄰 配 斤 数	
	十 五 年	十 六 年	十 五 年	十 六 年
茨 城 縣	三〇八四	四七〇〇	—	—
昌 黎 縣	八五〇六	一三三三	—	—
臨 高 縣	—	一三〇〇	—	—
			三三〇〇	三〇〇〇
				三〇〇〇

第十七章 水 産

本島は東京灣の東側に位し、島の東南には巖多、岩礁比し、尤も南岸を以て甚しとする。故に海岸線も亦頗る屈曲し、多数良好の港灣を形成し、本島漁業の根據地である。東北信風季中にも尤も能く風浪を屏蔽する。只南風に對しては稍欠缺する所がある。西北沿岸は頗る漁船停泊の港多く、其の北部沿岸は沙灘淺き爲に、退潮時には船隻岸に近づき易からず、故に良港は稍少い。大體より論せば海南は實に廣東省漁業上最も重要な地である。島の西側は北は雷州半島及欽廉に至り、西は海防に至り、南は志蘭に至る。即ち一般に所謂東京灣は面積一萬七千九百九十平方哩あり、其の間に海深は均しく百尋を出でず、多くは泥底或は泥沙底で、最も曳網漁業に適する區域であるが、尙ほ未開發の漁場に屬し、東側は百尋線に至り止るの區域で亦五千四百平方哩あり、廻游魚類は素と富饒と稱し、定置漁業を經營するに最も適してゐる。只國人は漁業に注意するを知らず、漁撈法の改良も舊習を墨守し、漁獲は甚だしく、天然の物産をして

十分に利用すること出来ず、外人の覬覦に委してゐる。年來時々日本の漁船は潜越して漁撈に従事することを聞くが、利權の損失は殊に少くないのである。

第一節 海洋と氣候

海洋狀況と氣候は漁業上に最も影響ある。中國近海には二種の海流があり、一は寒流であり即ち黄海より支那大陸に沿ひ南に向つて行くものとし、一は日本海流であり、其の分流は東海に入る。只南海及東京灣一帯は北東信風時の寒流を除くの外、更に西南信風の波流があり、爪哇より来る暖流である。前者は風の強弱に因り其の速度は一日十哩乃至五十哩であるが、若し強風に遇へば其の速度は更に増加する。而して後者は亦十哩乃至五十哩内外であり、二者相合し常に多數不規則の亂流を成し、鯨魚類及南洋熱帶性廻游魚類は常に暖流に隨つて北行し、而して紅魚の多少は寒流の變化に因つて影響すること甚大である。海水の比重に就いて論ぜば、暖流の鹽度は稍強く、寒流の鹽度は弱い。昨年夏秋の實地測定の結果に依れば、海南島沿海附近の比重は一・〇〇二五内外である。

本島周囲の海區は北東信風及西南信風勢力圈内に在つては、北東信風季は十月より四月に至り、西南信風季は五月より九月に至り、北東信風は西南信風に比し略強く、而して規則的であり、連続して吹くとき亦稍久しい。海南島附近に在つては十一月乃至一月を最強とし、毎年北東信風の前に常に颶風を先導とし、一月より三月に至り、天氣は常に陰雨で霧がある。三月には天氣稍和順である。西南信風は六、七、八月を最強とする。本島附近は颶風頻發の處であり、颶風なき日は極めて少く、只普通五月より十一月に起り、尤も八、九月に多い。尙ほ所謂強風なるものがあり、五月より八月に常に本島及安南附近に生ずる。風向は初は北であり、或は北西であり、而して漸次に西南或は正南に轉向し、

二五七

龍蝦は此次の調査に依れば数種ある。大なる者は二尺以上に達するが、産量は多くない。蟹は種類約七十餘種に上る。普通食用に供するものは花蟹、尖棘蟹、同肉蟹の三種を多しとする。萬寧産が最も著名である。

海參は本島産に約數種ある。其の食用に供するものを黑參、白參の二種とし、三亞、榆林、陵水に均しく之を産する。乾品に製成して販賣する、普通均しく潛水法に依つて之を捕ふ。其の他に尙ほ二、三種の參類がある。但し食用に供せず、新盈、三亞、新村各港に産する。

柔魚は三亞産を以て著名とし、島隴、比目魚は新盈港、白馬井、海頭港、海尾港、三亞港、新打港の六處の産するものが美である。魚翅は鶯鶯海新村港の産量が最も多く、玳瑁、珊瑚は崖縣西沙群島産が佳良である。全島の産より見れば、西南兩部は東北部に優る。北部は海面稍狭く、東部は潮流急である爲に、出産は西南の出産豊富なるに及ばず。季節に於て春夏二季の産量は冬季より多い。蓋し冬季は寒冷で、魚は深く海底に棲息する爲である。

(一) 貝類 貝類には鮑魚、牡蠣、蚌、帶子、響螺、法螺、丁字貝、天狗螺、文蛤、布蛤、牙螺、刀螺、車螺、河貝、花蛤、長辛螺、紅螺、海月、緋螺、珠母、笠螺、蛤蜊、馬蹄螺、骨螺、兜螺、菊螺、蜘蛛螺、魁蛤、鳳凰螺、紫螺、錐螺、貝蚌、織紋螺、麗蛤、鴉心螺、蠟藤、毒蟹、守螺、鏡蛤、寶貝、蠟螺、櫻蛤、鸚鵡螺、沙翅、水晶貝、骨貝、罕貝、貽貝、車渠、長刺蛤、海扇、寄生蟲等がある。以上螺貝の一種は三亞港の出産最も多く、鮑魚は只昌江港及崖縣南山嶺二處に産し、牡蠣は別名蛟と曰ひ、沿海港灣に皆産し、只人工養殖はなく、且採取に度がなく、體質は薄小で、海民は取つて生食する。乾製の販出がない。

鮑魚は海南の出産甚だしく、只東京灣に在つては北黎港を距ること五十哩の鶯鶯島に其の産額最も多く、海南の漁民は常に該處に至り之を採捕する。

海扇は臨高、儋縣に在り、曳魚船が捕魚の時に毎次網中に入るもの甚だ多く、貝柱の原料に製する。其の介殼は漁民は棄て、用ひないが、之が利用法を講ずべきである。

(三) 珊瑚類 珊瑚類には石帆、海花、石腦、石蟹、炎燻花、鐵樹、石蕨、柳珊瑚、雲紋珊瑚、鐘珊瑚、枇杷殼、石筍珊瑚等がある。

前記珊瑚の一種は西南部が出産最も富み、形色は美麗で、裝飾品及庭園の風致用に供すべく、就中崖縣産の蝦奇洲海底の珊瑚樹は最も佳良であるが、惜むらくは之を採取するものがない。

(四) 海藻類 海中植物は海苔、石花菜、海藻の三種が最も多い。海苔は土人採つて豚の食料に供し、石花菜は多く糊粉の製造に使用する。

第三節 淡水産

本島は江河四布し、池沼錯雜し、出産の水産は極めて種類多く、鱸、鯉、鯽、鰱、鰻、石斑、刀魚、斑魚、鯰魚、塘虱魚、刺鱗、山瑞、蝦蟇、蟹、蝦等最も多く、各種魚類は鱸、鯉、鯽三種は人工養殖あるの外は皆天然生産である。

鱸、鯉、鯽三種の魚苗は西江都城の所産であり、先づ高州梅菪に輸入し、再び其の地の魚商より本島に販來し發賣する。販賣の季節は毎年雨期前後に竹籠を以て裝運し、竝に海口潮州會館の池塘及瓊城南門外の小溪を臨時魚苗飼養所と爲す。魚苗の長さは七、八分で、大は小指の如く、鱸魚は每尾價格一角とし、鯉、鯽は每尾價格七、八分であり、毎年の輸入は約百擔に達し、每擔魚苗約一千尾で、合計約十萬尾を占め、之等魚苗は大平定安に仕向けられ、而して瓊東、

萬寧、陵水にも亦間々之を養殖するものがある。

二六二

第四節 漁業の種類

本島の居民は多く漁業に従事するも、只智識甚だ浅く、漁撈方法も著しく粗滷で、二、三隻の曳網船を除くの外、其の他多くは原始時代の漁業に近く、其の組織上三大種類に分つ。茲に左に之を分説する。

一 内灣及内河漁業

本島には内灣甚だ多く、自ら内灣漁業は頗る發達し、採捕は多く張網を用ゆるものが各地の普通漁法である。多くは夜間に従事し、採捕の魚類は均しく雜魚に係り、其の網は麻製で、本島漁婦の手續に係るが、亦潮州より來るものがある。毎網の価格は約十餘元とし、其の次は四手網漁業で、北黎、新臨二港に最も流行してゐる。其の法は小艇四隻を以て各網角を繋ぎ、先づ網を水中に沈め、上に餌料を給し、魚の網面に群集する時を俟ち、各艇は即ち力を用ひ網を起し、捕ふる所の魚は紅魚を多しとし、此外に投網及刺網の如きも亦常に之を用ゆるも、甚だ重要でない。

内灣漁業中尙ほ記するに足るべきものは大網漁業である。其の網は水中に直立してゐる木柱の間に張る。此種の漁業は清瀾、陵水、北黎に多い。而して陵水港外には常に網を以て刺網性の鱈を捕ふ。

内河漁業に至つては規模甚だ小で、釣漁業を除くの外は、刺網、流網、投網漁業である。其の得る所の魚類には鯉魚科の魚類が多い。

二 近海 漁業

近海漁業は均しく一定の漁村を根據とし、毎日夜半五、六哩乃至十餘哩の外海に赴いて漁撈に従事し、午後四、五時に回港する。大多數は少量の鹽を魚面に撒布して腐敗を防ぐ、然る後に港に歸へり魚商に分賣する。只其の漁場及根據地は常に季節風に依つて移動する。例へば北東信風の季節には、本島の南方及南西海岸を以て根據地と爲し、南西信風の季節には東方或は東北沿岸を以て根據地と爲すが如くである。漁船は即ち曳網船であつて、本島に於て最も普通の漁船であり、各港に皆あるが尤も儋、臨に多い。船の大小は五、六噸乃至五十噸内外で、乗込漁夫は十人乃至二十餘人である。其の捕魚方法は二船相扶けて航し、網を海に張り、二船に分繫してゐる。風に乗じて網を曳き、二獲を附し、魚の網羅に便する。網の構造は兩袖と一長囊とより合成し、各袖の長さは十二尋乃至十五尋あり、囊の長さは十尋乃至十三尋あり、其の口徑は季節と地方に依り異り、網口は口部は稍廣く、底部は甚だ狭い。囊口の下部及袖底には均しく鐵或は鉛を繋ぎ、而して上側には木槐を繋ぎ、網口を開張せしめ、而袖の頂端に曳繩を繋ぎ、直に船上に達する。普通小船は小拖と名付け、大船は大拖と名付け、捕ふる所の魚類は季節に因つて異り、冬期は鯛及大刀魚が最も多く、而して夏期南西信風季節には平鯨、飛魚、大刀魚、回鯛等が甚だ多い。

其の組織は大船には舵工一人、苦力七人、火夫二人あり、舵工毎月の工賃は約三元五角、苦力は二元、火夫は一元五角である。獲る所の魚は臨高、新盈、儋縣、海頭、昌江、海尾、墩頭等の慣習では食費を控除し、船主は六を、漁夫等は四を得、又一特殊の慣習には、獲る所の小魚は船主の所得に歸し、其の他柔魚、墨魚、魚翅、大地魚等は概ね漁夫等の所有に歸するものがある。儋縣洋浦、于沖、白馬井の慣習は船主は四を取り、其の餘の六は食費及舵工の二割の工費を除く外、各人が平分する。其の捕魚地の大部は各漁戸附近海港に於てする。西海の船は春は昌江に、秋は儋縣に、冬は崖縣に在る。東海の船は夏は卜寮、陵水に、秋は萬寧に、冬は崖縣に在る。只臨高の船は季候に隨つて遠く東西各港

二六三

に出で採捕する、此種の漁船が毎次獲る所の魚量は多きは三、四十擔、少きは五、六擔であり、平均毎船毎年の獲魚は二、三萬斤に達し、少數の生賣りを除くの外、大半は鹹魚に製し、每擔の価格は約十五元である。茲に各縣の曳網船状況を表示する。

縣別	隻數	積載量	漁獲		
			最高	最低	平均
瓊文	100	100	50	50	50
澄邁	100	100	50	50	50
瓊東	100	100	50	50	50
會東	100	100	50	50	50
寧水	100	100	50	50	50
崖縣	100	100	50	50	50
臨高	100	100	50	50	50
儋縣	100	100	50	50	50
昌感	100	100	50	50	50

三 遠洋漁業

遠洋漁業は多くは清瀾、新村、榆林、三亞港等を根據地とし、西沙島其の他遠海に分赴し、時に遠きは西貢、新嘉坡及暹羅等に達するものがある。漁船は即ち紅魚船とし、此業に従事するものは僅に儋縣新英港の漁戸であり、船船は三、四十噸乃至百餘噸とし、木製で本島最大の捕魚船である、每船には十餘人乃至三、四十人を乗込せしめ、其の漁場は季節に依つて遷移し、春は崖縣の、夏は昌、感の、秋は欽、廉の各海面に在り、冬は遠く東京灣附近の海面に出漁する。近來更に新嘉坡、暹羅沿海に往くものもあるが、二、三隻に過ぎない。採捕時期は毎月二回で、多くは夜間風浪静かなる時に之を行ふ。各船には小艇十餘隻乃至二十隻を随へ、本船が目的地に達する時には即ち小艇を海中に降し、艇では大柴を燃やし母船をして之を認識せしめ、竝に法螺を備へ、急あるときには之を吹鳴し、母船は其の音を聞き救済する。捕魚は釣を以てし、釣は甚だ粗大であり、釣繩には幹線、支線の別があり、幹線の大きさは不幹の如く、長さは五、六十丈あり、支線の大きさは鏡索の如く長さ五尺である。幹線は毎五尺を隔て支線一條を繋ぎ、支線の端に鈎一箇を繋ぎ、全幹線は鈎約百餘箇を繋ぐ。小艇を海に放すときは鈎具を海に投じ、毎一時に之を一回收め、随つて收め随つて放ち、循環息むことなく、翌朝に至つて始めて作業を停むるのである。亦漁法には拖漁法及圍網漁法なるものがあり、各漁夫の獲る所の魚は背記號を附し計算分別する。此種の漁船組織は客官、船主、漁夫、工人の別があり、客官は即ち資を船主に投ずるの者であり、其の放資額は船價の三分の二とし、其の船の獲る所の魚は即ち客官が收買し、他に轉賣することを得ず、船主と漁夫とは獲る所の魚を三分し、船主は一分を取り、他は食費及每擔の漁用鹽五十斤の價額を控除するの外、概ね漁夫の所有に歸し、每船毎次出航し、獲る所の魚量は最も多きは七、八十擔、次は二、三十擔、少きも五、

六艘である。皆鹹製とし販賣する。其の販運方法は或は漁撈地附近の市場に賣り、或は海南に運回するが、漁撈地に依つて異り、現時は此種の漁船は合計八十隻あり、毎年の産額は約十餘萬擔に達し、每擔の価格は約十元であり、合計百餘萬元に上る。但し小艇の釣漁は若し狂風大浪に遭へば常に危険を生ずるが故に、其の船の慣例として凡そ風浪に遇ふときは各船は互に相救済し、遭難の家族に對しては船主は一律に救恤金三百元を與ふ。

此種遠洋漁船は多くは風向に従つて往復し、夏期六、七月の南西信風時には漁撈地より海南に回航し、十一月、十二月の北東信風時には再び目的地に赴き、即ち該地附近の島嶼或は海港を臨時根據地とし、其の間海南に停留する時期は漁撈に従事せず、専ら漁船漁具の修理其の他の準備を爲すが故に、實際の漁業従事期は半歳に及ばず、而して漁期中に在つては常に數次往復する。

第五節 各地漁況

本島各港は漁業上比較的重要と認めらるものは約十餘箇處ある。茲に之を分設する。

(一) 海口 海口の出海は甚だ遠く、且港水は甚だ淺き爲に、海南漁業港として未だ十分に重視されず。漁船は均しく海甸第一廟及海口を離る約八支里の白沙上村に集り、第一廟の漁船は稍小で、合計八十餘隻ある。捕魚は蝦を大宗とし、其の他の種類も亦多く、白沙上村には現に火曳船三十隻内外、小船四十餘隻あり、別に東齊街に火曳船二隻、小船七十餘隻ある。大船は均しく十月以降開洲、三亞及其の他の各地に赴き、六月に回港する。

(二) 清瀾 清瀾港は文昌河の入口に在り、本島重要漁港の一であり、該處は港口より港内に至る約五哩であり、港水は深くないが、漁船の停泊するものは甚だ多い。本港に屬する漁船は約六、七十隻あり、尙ほ陽江及廣海の漁船が入港

するもの頗る多く、遠洋に赴く大漁船は約六十隻ある。本港の漁船は三月より五月迄は刺網を以て飛魚を捕え、六月より八月迄は主として梅仔魚を捕え、十一月、十二月には捕魚を停止し、専ら三亞、陵水一帯に販運するの鹽魚は本港より各地に轉運する。港内に設くる所の固定漁具は甚だ多く、只港口は西南に向ひ、颱風時に遇へば港内の風浪大で常に危険を生ずる。

(三) 陵水 陵水の新村港は陵水灣の東北に在り、港幅は三哩、深さ二尋で、退潮時には往々沙灘を現はす。港底には海草及海綿甚だ多く、大漁船十餘隻、小船二十餘隻を停泊するも、只冬季には陽江及海口、清瀾の諸漁船は均しく此港に入り、又榆林、三亞一帯に往つて捕魚に従事する。獲る所の魚類は大鰐魚及鯖魚を最も多しとし、又新村港内の桐棲村には専ら海參及海螺を採るの漁業があり、小船二十餘隻ある。每船二人の乗込で、毎に清晨に於て潜水に依つて捕魚する。白參最も多く、陵水港の柔魚も亦頗る著名である。十月中の産量が最も多い。

(四) 藤橋 藤橋港口は甚だ狭くして淺く、出入は艱難である爲に、漁業は甚しく發達せず、只對岸の牛嶼洲及海棠頭には大小漁船百餘隻あり、又地拖網漁法がある。即ち小艇二隻を以て海面一定の地點に出漁し、大曳網を放下し、後網の兩袖を引いて岸上に至り、二十餘人の力を以て之を曳く、其の原理は二隻の拖網船と同じである。只一は風力を用ひ、一は人力を用ひて曳くの差がある。藤橋附近の沙灘には小貝甚だ多く、漁民は退潮時に之を收拾する。漁期は春夏の兩期ある。

(五) 榆林港 榆林港は本島の最南部に在り、建國大綱中に計畫してゐる全國漁港の一である。港口は西南に向ひ、港水は稍深きが、只港口に石礁及珊瑚が多い。此港は各地漁船集中の地であり、捕魚は鹹製とし、清瀾各處に運搬し、漁民の久しく此地に居るものは五百人に及ばず、多くは近海漁業を主とし、只冬季には各地の漁船は此に來り、遠洋漁業

の根拠と爲すものが甚だ多い。

- (六) 望樓港 望樓港は崖縣に入る海口であり、沿岸は沙灘とし、港口は淺狭で、近岸一帯は深さ約三尋ある。岸を離る十餘米で即ち七、八尋乃至二十尋ある。該地には漁船四十餘隻、二噸乃至十二噸の大曳船十餘隻あり、年産魚約五十萬斤を算し、多くは鹹製にし、帆船を以て海口に運搬する。
- (七) 鶯哥海 鶯哥海は本島の最西南角に在り、漁民は三千餘人で、漁艇約八十隻、曳網船約百隻ある。港灣は甚だ灣曲せざる爲に、只北東信風の季節中に漁業は稍發達し、交通は頗る不便であり、漁期は九月より翌年三月に至る。
- (八) 北黎港 北黎港は本島の西岸に位し、東京灣漁業唯一の根拠地であり、漁民は常に此處より白浪尾(又禁島)一帯に赴き捕魚し、漁船は二、三百隻あり、魚類は鰹、鰯を最も多しとし、漁期は九月より十一月に至る。又該處の産鹽は海南鹽の上品である故に、鹹魚の製造上品質最も佳良である。
- (九) 新英港 儋州の新英港は紅魚の産品最も多く、毎に春季に四角打網を以て之を捕り又鈎を用ひる者がある。獲る所の魚は均しく香港等に販運する。
- (十) 臨高 臨高の新盈港及其の附近各漁村には漁船の停泊頗る多く、夏秋兩季に漁業最も盛である。冬季には均しく南洲に赴く。新盈港と儋縣との間は一河を形成し、亦本島北部漁業の良好の根拠地である。

第六節 水産製造

本島の水産製造品は調査に依れば下記數種を最も重要とする。

- (一) 鹽鱈 臨高、儋縣一帯には魚獲甚だ多く、北黎も亦同様である。其の中紅魚を主とし、均しく鹹製とし、海口に販運する。價格は種類に依り異り、毎斤約二毫乃至三毫内外である。
- (二) 鹽帶魚 帶魚は亦臨高、儋縣沿岸一帯に在り、秋季獲る所は甚だ多く、鹹製にし、各地に販運する。
- (三) 鹽鱈 陵水の沿海は秋季に此魚甚だ多く、海口北黎に至れば平條多く、均しく鹹製にする。價格は鯛に比し稍高く、毎斤四毫である。
- (四) 鹽鯛 三亞、崖縣等の沿岸に甚だ多く、價格は鯛魚に比し略高い。
- (五) 烏賊 陵水の産する所のものを佳とし、乾製にし毎斤約三毫乃至四毫である。
- (六) 魚翅 各地均しく出産し、其の製品は多く、數量に依らず形の大小を以て價值を定める。普通每件小は十元、大は三、四十元である。
- (七) 鹽文鱈 清湖港の出産が稍多く、只數量は大でない。
- (八) 海苔 萬寧縣の那樂沿海に之を産し、製法は甚だ粗で、價格も亦高くない。
- (九) 蝦乾 毎斤約三毫で、本島各地に均しく之を産し、萬寧縣の黑單沿海に最も多い。
- (十) 燕窩 萬寧縣外海の前奥、後奥及南山諸島には均しく海燕の棲息を見、其の製品は價格甚だ高く、毎斤二、三百元に達するものがある。

鹹魚の製法を見るに、紅魚は釣り得たものは直に内臓を剥き去り鹹製にする。毎擔の魚に鹽を約五十斤使用し、陸揚後再び鹽漬にし、重ねて魚倉に積込み、順次鹽を散布し、五、六日經過した後、魚を取り出し洗滌して之を乾燥する。又一種を魚種と名付け又は鹽藏魚といふ。只魚鱗を去り竝に其の體を抜き取つたもので、其の風味は稍佳である。曳網船を以て獲た魚は夏季先づ少量を鹽漬にするを除くの外、其の他全部は陸揚後に鹹製にする。其の製法は魚を一箇處

す、政府も之に對して亦相當改良の獎勵法を設けない。又外國の漁業者は採魚には必ず聯絡機關があり、其の主要作用は即ち運輸には毎に若干の漁船と共に汽船一隻を附し、以て曳船用及魚鹽糧食運搬用に供し、兼て風浪危険の救済用と爲し、遠海出漁にも亦危険の發生又は供給缺乏の虞がない。本島最大の漁船は儋州の紅魚船であり、出漁期間は動もせば旬月に亘ることがあり、一度風浪に遭へば茫として返期なく、往々鹽糧食品に缺乏し、危険を發生することは能く聞く所である。是れ亦漁業不振の一因を爲すものである。

第十八章 工業

第一節 糖業

本島の製糖は概ね舊法を用ひ、機械を用ひるものはない。製糖所を糖房と曰ひ、其の中に二大石軸を地上に竝立し、其の間に一定距離を置き、二平をして之を曳き轉せしむる。蔗束を軸の間にに入れて壓搾する。之に依つて蔗汁を搾り出し、更に鍋に入れて濃厚に煮沸したものを槽内に移し、凝結して塊と爲し、裁割して片と成す、之を糖片と曰ふ。此糖片は儋縣東坡村の生産を最も著名とする。若し白糖を製せんとするときは蔗汁を稀薄に煮沸した後に、糖湯に入れ、一箇月間安置すれば白色の砂糖を成す。此種白糖は崖縣西部の生産を佳良とする。凡そ製糖は毎年陰曆十月に作業を開始し、翌年五月に作業を中止し、之を一春と名付く。一晝夜の製糖は十擔或は六、七擔で、毎春一千五、六百擔である。其の經營法は陵水等の地方は工人の食用及一切の費用は糖房が負擔し、製糖は糖主と均分する。儋、臨等の縣は多く四、六分の法即ち糖主は六分、糖房は四分を得、工人の食用及一切の費用は均しく糖主が負擔し、而して糖房は毎百斤の糖

より五斤或は六斤の租料を収むるのである。其の他糖房の經營には自ら蔗作を爲す者があり、又土地を準備、投資し、人をして蔗を耕種し、製糖に便せしめ、而して別に三分の利を取る者がある。資本の大小に従つて經營の方法が異り、一糖房の工人は多きは十五、六人、少きは八、九人とし、工賃は毎月八元乃至十二元である。茲に各縣の糖房及産額を左に表示する。

縣	別	糖房數	産額	每擔價格
崖	山	1	10,000	100
陵	山	1	11,000	110
儋	山	1	14,000	140
臨	山	1	10,000	100
澄	山	1	11,000	110
萬	山	1	14,000	140
寧	山	1	10,000	100
水	山	1	11,000	110
崖	山	1	14,000	140

糖の産額は崖縣が最も多く、陵水は之に次ぎ、儋、臨、澄は又之に次ぐ。其の他文昌、瓊東各縣は約數千擔を産し、全島の合計約二十餘萬擔である。只本島の習慣は毎に甘蔗收穫時に人手を節約する爲に、火を放つて蔗葉を焚燒した後に刈り取るのである。然れど糖分色澤は之が爲に損傷せられ、且搾具不良で、僅かに蔗汁は五、六割を搾取するに止り、毎畝只四擔を製糖するに過ぎぬ。之を蔗汁の製糖十餘擔に比せば其の相違著しきものがある。而して數年來糖類税は重課せられ、蔗農は日に減少し、此種工業は已に漸次衰頹の兆を呈した。茲に瓊海關最近五箇年に於ける砂糖の

輸出入数を表示する。

年 別	輸 出 数 量 及 價 格	輸 入 数 量
民國十三年	二二五五 七四四七	
同 十四年	三三七六 二六七四	
同 十五年	二二三四 二六二七	
同 十六年	一九五九 二三四五	
同 十七年	一八八五 二八七四	

二七四

前表列記する所は輸出は赤糖とし、輸入は白糖、冰糖、車糖の三種とし、國人の技術幼稚で精糖を製造する能はず、故に概して供給を外國に仰ぐ。民國五年我が國輸入外國糖の統計に依れば五百六十四萬七千三百二十五擔、價額三千六百二十三萬三千四百六十六兩である。臺灣割讓の當初は其の糖業衰微の狀況は今日の海南の如くであつたが、後日本人の極力改良に因り、遂に一躍して東亞糖業の牛耳を執り、其の近年の生産は七億九千九百二十三萬餘斤、即ち約八百萬

擔に達し、多數は吾が國北南中各部に販運し、而して中部揚子江流域に最も多い。本島の土地氣候は國內に在つては最も蔗糖の生産に適し、絶えざる利権の喪失を補はんとせば、本島糖業の振興は誠に今日の急務である。

第二節 製革業

製革工場は海口に現在二十二家あり、資本多きものは二、三萬元、少きものは三、四千元とし、工人約三百餘人である。工賃は一枚五分で、毎日一人十餘枚を製する。製革は多く靴底、靴等の材料とし、光皮は技術未熟で、地は熱帯に近く、皮の組織粗にして外國品の精美に及ばず、其の他各縣にも亦製革工場あるが、大抵小規模の經營である。製革法は二種あり、一は牛皮を石灰水中に浸し、四、五日後に取り出し脱毛し、再び烟を以て薰熟する、之を熟皮と曰ふ。價格は牛種に依り異り、黄牛皮は一枚六元、水牛皮は十一元である。一は牛皮を藥水中に浸し、時々攪拌し約一箇月を経て加工製成し、洋皮に倣ふもので、一枚の價格は八元とし、之を本島の需要に供する外、亦多く輸出する。茲に瓊海關最近三箇年に於ける皮料の輸出入数を表示する。

類 別	輸 出 数	輸 入 数
黄 牛 皮	十四年 三二四元 十五年 一六三五 十六年 二六六	十四年 十五年 十六年
水 牛 皮	十四年 一〇二四 十五年 一〇六一 十六年 二四八二	十四年 十五年 十六年

二七五

白く牛乳の如く、罐詰、ミルク、石鹼、機械油、食油等の製造用に供する。毎百斤の價格約二十三元であり、椰子粕は飼料及肥料と爲し、毎百斤の價格は約五元である。江門、澳門、南洋一帶に販運し、每人一日に椰子六十箇を搾り、毎百箇の椰子より搾油十九斤を得る。文昌に於ける産額は民國十五年は三千五百擔、同十六年は三千二百擔、同十七年は三千擔である。

第四節 罐詰業

罐詰製造は獨り海口にのみあり、現在公同は六家あり、毎家の資本は大なるものは一萬元、小なるものは五、六千元であり、毎年の營業總額は約二十萬元以上に達し、製造罐詰には二種あり、一は果物の罐詰であり、一は魚類の罐詰である。

(一) 果物罐詰 果物の罐詰には龍眼、荔枝、菠蘿、沙梨等數種ある。製法は先づ錫力を以て高さ約三寸、直径二寸の圓錐を造り、果物の核を去り肉を錐に詰めて製する。荔枝は毎罐に二十箇、龍眼は三、四十箇、菠蘿は二箇であり、之に百分の二十の白糖水を入れ、龍眼、荔枝には別に十分の醋を加へ罐口を密閉し、沸騰鍋の中に置き、三十分間位経て取り出し、熱度のある間に錐を以て孔を穿ち、罐内の空氣を抜き去つた後、急に密閉し、冷水池に放下し、約一時間の後に取り揚げ、賣り出すのである。此種營業は毎年四、五月の果物の生産時に作業最も繁忙である。毎家工人二、三十人を使用し、各人の賃銀は二十元で、工頭二人は一人三十元である、雜工は十餘人で各人五、六元である。此外に果皮を剥く爲に女工を使役し、毎百箇の工資は五、六十文である。

(二) 魚類罐詰 罐詰魚類は坭鯊魚が最も多く、近年各商は此種の資本過重となつた爲に製造するもの甚だ少く、其の

製法は魚を蒸し、煮た後に油鍋に入れ之を焼き、約二十分を経た後鈍力罐の中に入れ、適度の鹽と豚油二、三兩及若干の香料を加へ、密閉して之を沸騰させ、約一時間の後に取り出し、熱に乗じて孔を穿ち、空氣を抜き去り、復た之を密閉し、冷水に浸し、後取り出し發賣する。

右罐詰は本島内に消費するの外、其の他は總て香港、南洋群島等に販運する。茲に最近五箇年瓊海關輸出數量を表示する。

年 別	罐 詰 數	魚 類 罐 詰
民國十三年	一八四〇打	一〇九四打
同 十四年	五五三〇	三三〇三打
同 十五年	五三三六	三三〇三打
同 十六年	三六六八	一八五九打
同 十七年	四三〇八	一〇五五打

第五節 窯業

本島の窯業は從來發達し四種類あり、左に之を分述する。

(一) 陶器 陶器には普通缸、甕、甌、盆の各種があり、本島は水缸が瓊、定二屬に製造せらるゝを除くの外、其の他

皆供給を安舗、欽縣に仰ぎ、製缸法は粘土を善く煉り、旋轉石の模型中に入れ、一手は泥を按し、一足は模型を踏んで旋轉し、泥は漸次に薄く高く缸型を成した後に取り出し、日陰乾にし、窯に入れて之を焼く。十餘日を経て賣り出すのである。各人一日の製缸は二、三百箇で、毎窯數百箇を焼くが、製造高は全島の需要に足りない、茲に民國十六年瓊海關各港分卡に於ける輸入陶器の數量を表示する。

港 卡 別	陶 器 重 量	港 卡 別	陶 器 重 量
海 口	1,500,000斤	水	1,800斤
前 口	1,500,000斤	縣	3,500斤
清 湖	1,500,000斤	縣	1,250斤
樂 會	600,000斤	縣	1,250斤

(二) 石灰 本島は石灰石の燒灰は儋縣那大に在り、其他邊海の各縣では皆貝殼、珊瑚石を以て燒灰し、製法は殊に粗陋である。其の法は貝殼、珊瑚石を土窯に入れ、薪を積んで燃焼する。二、三晝夜を経て取り出して發賣する、每窯四、五十擔を燒灰する。貝殼灰は每擔の價格は約一元、珊瑚石灰は約五角である。生産は僅かに本島の需要に供する。

(三) 磚瓦 本島製の花階磚なるものは只海口廣興隆一家の機械製造に係り、毎日製磚二千塊乃至三千塊に達し、每千塊の價格は五十二元であり、男工は十二人で、各人の賃銀は十五元乃至二十八元であり、女工は十三人で、各人の賃銀は十二元である。普通の磚瓦は各縣に皆之を製造し、其の製法は先づ土窯を築き、次に粘土を水に和し、牛を用ひて之

を踐踏し、黏焼を平均にした後模型に入れ、磚瓦を形成する。日陰乾にし、窯に入れ之を焼き、磚瓦には共同燒製者があり、又は分別燒製者がある。普通の燒磚は半月を要するが、瓦は七、八日である。每窯磚瓦二、三萬塊を燒成する。磚價は每千塊十四元内外であり、瓦價は每千塊六元五角であり、每窯の工人は五、六人で、各人の工賃は一箇月十元である。

(四) 風爐 風爐の製造は只海口のみに在り、其の製法は善く煉つた粘土を爐形に成し、窯に入れて焼く、每窯四百箇を燒き、生産は少く、全島の需要を充する足らない。故に大半は之を安舗より供給を仰ぐ。

第六節 炭 業

木炭は澄邁、西昌、加烈等に生産最も多く、其の製法は山地に大穴を掘り、木を其の中に入れ、下に柴草の類を積んで之を燃焼し、土を其の上に載せ、細孔を留めて烟氣の流通に便する。柴の熱火に依り燃焼するときに、火口及烟孔を密封し、五、六日を経て木は炭化する。一箇年の輸出は約一萬餘擔で、每擔の價格は約七角である。

第七節 椰 殼 器

椰殼器は本島の名産であり、製造者は海口に現在數家あり、椰子殼を以て瓶、壺、杯碗、盞、盆の各器を製し、其の種類甚だ多く、大小一でない。内側には銀、錫を鍍め、外に彫刻を施し、本島特殊工業の一種で、毎年の營業總額は約四萬元である。

第八節 印刷業

二八

本島の印刷業には刻板、石印、鉛印の三種があり、刻板業は瓊城に八家、海口に四、五家ある。石印、鉛印の發達に因り刻板業は逐年衰落を來し、石印は海口に二十餘家、瓊城に二家あり、鉛印は合計七家あり、大體書肆及新聞社に附設してゐる。茲に鉛印營業狀況を表示する。

名 稱	地 所	字 型 號 數	印刷機數	工 人 數	每 月 工 賃	營 業 總 額
海南書局	海口	一二三四五六七種	二	二	工頭三十三元 工人十五元 計四十八元	七〇〇〇
東華活版所	海口	三四五種	二	二	工頭三十五元 工人十五元 計五十元	九〇〇〇
普通活版所	海口	三四五種	四	四	同上	五〇〇〇
民國日報社	海口	三四五種	三	三	工頭三十一元 工人十一元 計四十二元	五〇〇〇
新民日報社	海口	三四五種	三	三	同上	五〇〇〇
海南書局	瓊城	三四五種	一	一	同上	三〇〇
廣南書局	嘉積	三四五種	一	一	工頭十八元 工人八元 計二十六元	二〇〇〇
合 計			一〇	一〇		二八〇〇〇

第九節 牛皮器(附蹄角器)

本島の牛皮器業は頗る發達し、皮箱、皮枕、皮帶各種があり、皮帶製造業者は海口に四、五家あり、皆粗製品である。皮箱及皮枕を製造する者は海口に十七家あり、皮箱の製法は杉木の薄板を以て箱形を造り、外は牛皮で包み、内に白皮を用ひ、外皮には漆を塗り、工作は精緻で陽江に劣らず、毎年の營業總額は約十萬元である。

蹄角器工業は瓊山城が最も盛であり、二十餘家あり、毎家に工人約十人あり、専ら牛蹄、牛角を以て髮梳を製造する。其の製法は角蹄中の空部を每一寸位を隔て、鋸を用ひ横斷し、圓筒状と爲し、再び角筒を以て不良部分より直截し、口を開け、柴火の上で灼熱し、金鋏を以て角を展開し、復た反覆して灼熱し、柔軟になると外に檳榔皮を挟み、重石で壓して扁平にした後に、斧を以て平らに削り、鋸で齒を作り、其の尖角を取る。大梳は多く角製で、小梳は多く蹄製である。工人は出来高に依り工程を計り、各人一日に大梳十五、六把を製し、每把の工賃五十文、小梳は三、四十把を製し、每把の工賃は二十文であり、每角百斤で約製梳二百五十把である。牛蹄一箇で製梳一把である。角の原料は每百斤の價格十五元内外であり、蹄は七、八元である。角質の鋸屑は肥料として發賣し、每百斤の價格は七、八元乃至十二元であり、其の角の先端が密厚で、隙なきものは再び香港廣東方面に轉賣し、圓章、煙盒等を製造するの用に供する。此種工業は毎年の營業總額は約二萬元である。

第十節 織布業

本島の織物業には左の種類がある。

(一) 布巾 綿布、毛布等の織物工場は海口に十五家、瓊城に二家、嘉積に一家、文昌に二家ある。其の織布狀況は工場に於て織機及外國綿絲を備へ、之を織工に給し、家庭で織布をせしめ、女工には多く織り上りの後に工賃を渡す。織

二八三

物には綿、毛二種があり、丈を以て計算し、布の種類に依り五分乃至一角の工賃を給し、毛巾は一打に付工賃二角を給する。海口では錦源、錦興の兩家が稍大で、織機百餘臺あり、他は三、五十臺であり、毎年の營業總額は約十餘萬元である。

(二) 波羅麻布 其の製法は波羅葉の表皮及周邊の短刺を去り、灰水中に投じ、浸すこと六、七日を経て取り出し、之を撃ち、纖維と葉肉とを分離し、又梳を以て葉肉及其の他の雜物を更に排除し、清水池の中に入れ之を浸し、後時を経て出して晒らし、晒時には又清水を灑ぎ、屢々浸し屢々晒らし、數次反覆すると其の色漸々白くなる。重量六兩づゝに分ち、束ね賣出す、價格は三等あり、上等は每束七角、中等は六角、下等は四角である。此種製麻作業は文昌蚊塘一帶に最も多く、織つた布は波羅麻布と曰ふ。文昌抱羅市の居民が多く此業に従事し、織器は普通のものとも異なるが、其の布質佳良のものは色は極めて潔白で、細織は夏布に劣らないで、每疋の價格は六元餘とし、最も粗製のものは二元餘であり、潮州、南洋一帶に仕向くる。

(三) 籐器 籐器は籐箱、籐椅子が多く、海口に四、五家、嘉積に一家ある。箱編職工には女が多く、熟練女工は毎日箱三、四箇を造る。毎箇箱の大小に依つて、其の工賃は五分乃至一角で、櫛椅等の器具を造るものは男工である。規模は共に小さい。

第十一節 鞋 業 (支那靴業)

本島の鞋業に東北各縣に最も多く、就中瓊山城海口を最も盛とする。製鞋店は瓊城に六十餘家、海口には二十五家あり、工人は合計一千五百餘人あり、毎年の營業總額は約四十萬元に達する。製鞋は皮鞋、膠皮鞋、唐式鞋の三種に分れ、

就中後の二者が最も多い。其の製法は鞋底及鞋面の二種があり、鞋面は又車工及縫工に分れ、縫工は多く女工に屬し、毎百對の工賃は四角とし、其の他は男工が多く、各人一日に三、四對を製し、一箇月の工賃は六、七元とし、製品は本島及南洋群島に仕向けてゐる。本事業は家庭工業として到る所に在る。

第十二節 權 度 業

本島の權度業は従來自山の製造に委し、制限がなく、長短輕重區々一定せず、取引上にも不便多かつたが、民國十七年春建設廳は始めて派員し、權度檢定局を設け、市上の權度に對し嚴重の檢定をし、之が製造の取締を實施した結果、劃一に歸した。現在海口に權度製造店三家あり、其の權度の標準は左の如くである。

- (一) 長度 排錢尺(平脚度)を標準と爲し、十寸を尺とし、六千方尺を畝とする。
- (二) 容量 排錢尺二寸七分立方を一升と爲し、一升の重量は二十二兩とする。
- (三) 重量 一斤十六兩合して五「グラム」とする。

第十三節 氷及汽水業

海口には現在機械製氷工場一家あり、毎年三月以降作業を開始し、八月に休止する。其の間僅かに六箇月であり、毎日の製氷は二千封度乃至三千封度とし、消費總額は約十四萬封度に達し、製氷は多く海口、文昌に供給せられ、専ら氷水、アイスクリーム、清涼飲料等の製造用と爲し、其の他各縣に消費するものは甚だしい。但し本品は解暑用として佳良であり、本島の氣候は炎熱である故に、將來交通發達せば其の消費は増加すべきである。

清涼飲料製造工場は海口に四家あり、各種清涼飲料は本島で消費し、毎年の營業總額は約三萬元である。

第十四節 石 鹼 業

石鹼業は海口に現在十六家あり、皆家庭工業であり、洗濯石鹼の製造を爲し、本島各地に賣出してゐる。毎年の營業總額は約四萬元である。

第十五節 玻 璃 業

本島の玻璃器製造工場は只海口に一家ある、規模甚だ小で、僅かに能く舊玻璃製法を改めたもので、其の法は先づ玻璃を熔解し、鐵管を以て各種燈具、燈筒、燭瓶等を吹製する。工人は五、六人で、一箇月の工賃は七、八元乃至十三元とし、毎年の營業總額は約四千元である。

第十六節 燒 青 業 (七寶燒)

燒青工業は海口に現在四、五家あり、皆銀飾業を兼ね、其の製法は銀、銅器の表面に花紋を形どり、之に珪瑯を塗つて燒くのである。其の製品は首飾を多しとしたが、只年來此種首飾を使用するもの稀有となり、此業に従事する者は舊習を墨守し、他の裝飾器に改製することを知らざるが爲に、遂に本業は日に衰頽した。

第十七節 其の他の工業

前記以外に尙ほ下の如き各小規模の舊式製造がある。

- (一) 竹器業 竹器と稱するは即ち竹を以て編成した籠、篩、涼帽及椅子等である。之等竹器は文昌の生産が最も多く、民國十六年清湖分卡より輸出するものは竹籠一千四百七十五對、竹器一千五百三十件あり、其の他各縣にも亦多く能く製造するものあれど、地方消費に充て輸出はない。
- (二) 魚網 魚網は多く邊海漁民の織製して自家用に供するものであるが、只海口、文昌には之を營業とし、各港に輸出する。民國十六年の輸出額は海口海關は七萬五千八百斤、清湖海關分卡は一千五百七十斤に達した。
- (三) 繩纜業 繩には椰繩、棕繩、麻繩の各種があり、椰繩は東南諸縣に産し、棕繩、麻繩は各縣で皆能く之を製造し、就中瓊定の生産を稍多しとし、船纜は竹或藤を以て製造する。邊海の船戸は自家用に製し専業者は少い。
- (四) 包蔗業 包蔗は罌兜樹の葉を以て織成し、各種産物の包装に用ひ、瓊、文、澄、定各縣の生産が多い。
- (五) 糖果業 瓜、豆、芝麻、糖餅等を以て各種餅、糕、糖果食品を製造し、各縣市に皆此種營業があり、海口は稍盛で店舗十餘家ある。
- (六) 麵業 機械を以て鶏蛋麵線を製造し、海口、嘉積に此種工業があるが、何れも小規模で、製麵は僅かに本島内に消費さるのみである。
- (七) 通草帽業 草帽製造業は海口に十餘家あり、其の他各地にも間々ある。全島生産總額は約五千打で、毎打の価格は約十六元であり、海南各島に向くるが輸出はない。

- (八) 金銀細工業 海口には六、七家あり、専ら各種金銀首飾を製し、其の製品は婦人、小兒の裝飾用に供するものが多
- い。
- (九) 銅錫器業 海口、嘉積には合計十餘家あり、専ら各種燈具、炊具、茶瓶、酒壺又は燭臺等の用具を製造してゐる。
- (十) 裁縫業 裁縫業は最も普通の手工業であり、只海口を獨り盛とし、西裝、唐裝の兩種があり、西裝店は三家あり、一揃の衣服工賃は約五元であり、唐裝店は二十三家あり、一揃の衣服は工賃七角であり、外縣では四、五角である。
- (十一) 木匠 木匠は多く各種家具製造を兼業とし、海口、嘉積、文昌には之を専業とするものがあり、就中文昌で製造する所の活椅は著名である。
- (十二) 坭水匠 坭匠の城市に在つて營業するものは多く能く洋式家屋を建築し、普通の工賃は毎日六、七角乃至一元である。
- (十三) 石匠 能く各種の坊柱を製するもの海口及瓊山城に三、四家あるが、工は精巧でなく、花草粗陋で、其の能く碑版を刻み觀るべきものは殆んどない。

第十九章 貿易及金融

第一節 貿易

本島は中國の南部に位し、海中に孤峙し、海運交通本とより便利と稱し、島内の物産は最も豊富で、略帯各島嶼

と相等しく、近來漸く其の開發を見、内國貨物の瓊海關より輸出するものは民國十二年既に四百餘萬兩に達し、又其の各港(分)より輸出するものも約數百萬兩ある。島北の海口市は前清咸豐八年天津條約に依り開港場と爲り、貿易は旺盛で、全島の輸出入貿易は該港を中心とするも、只内河は水淺き爲に汽船を通じ得ず、貨物の積卸は民船の秤取りに俟つ。南區善後公署は曾て和蘭築港会社の技師を聘し、海口を測量し、港外に埠頭を建設し、運輸に便せんと計畫したことがある。若し能く之を竣工するに於ては眞に國利民福の業たるべきである。島の東北部に瓊山、文昌、澄邁、定安、瓊東、樂會、臨高、萬寧等の縣道は既に次第に完成し、且全島の交通として瓊島道路は又正に建設中に在るが、其の完成の日には西南各縣の土産は深藏に至らず、輸出額は亦當さに倍加すべきである。島南の榆林港も將來若し適當の施設を爲さば、最も重要な輸出入港たるべく、共に南洋群島貿易の中樞と爲り、實に海南の重鎮と謂ふべきである。茲に最近七箇年瓊海關及五十支里内常關内外貿易價額を表示すれば、左の如くである。

年 別	貿易總額	年 別	貿易總額
民國十一年	九二七,七三三	民國十五年	九四六,七七〇
同十二年	九六六,〇七九	同十六年	三,五三六,七三七
同十三年	九七〇,〇九〇	同十七年	三,〇〇六,四四九
同十四年	一,〇八九,七七五		

前表は貿易の總額であるが、其の他の清湖、舖前、陵水、儋州、崖州樂會等各港及所屬分港の輸出入貨物の價額は毎年數百萬兩を占めてゐる。茲に更に最近七箇年瓊海關内外貨物の輸出入額を表示すれば、下の如くである。

年 別	外國品の純輸入額		内國品の輸出額		入 超 出
	入	出	入	出	
民國十一年	36,973.33	36,973.33	36,973.33	36,973.33	
同十二年	36,849.33	36,849.33	44,663.33	44,663.33	5,814.00
同十三年	44,663.33	44,663.33	38,222.33	38,222.33	6,441.00
同十四年	36,222.33	36,222.33	32,472.33	32,472.33	3,750.00
同十五年	36,663.33	36,663.33	30,389.33	30,389.33	6,274.00
同十六年	36,773.33	36,773.33	32,809.33	32,809.33	3,964.00
同十七年	36,883.33	36,883.33	33,999.33	33,999.33	2,884.00

前表に依れば外國品の純輸入は逐年増加したが、民國十五年に激減したのは排貨風潮と軍事の影響とに因り、内國品の總輸出高は民國十二年は四百四十四萬八千二百五十四兩に達し、出超は五十四萬九千八百九兩を占めたが、其の後逐年遞減し、同十五年に對英經濟絶交に因り、輸出貨物は直接香港に仕向くる能はず、此年内國品の對外輸出は更に減少し、現在各處軍事結束し、内地の匪患又肅清し、交通恢復し、日に進展を見、各地團警學校に於て抽收した雜捐も亦、漸く分別取消したので、同十八年後の内國品輸出は漸く見るべきものあるに至つた。茲に最近五箇年外國瓊海關及内國沿岸貿易並に五十支里内當關の輸出内國品貿易を分別表示する。

瓊海關内外重要内國品輸出表

品 名	年 別				
	民國十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
牛 頭	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
豚 頭	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
家 禽	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
皮 毛	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
家 鴨	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
烏 魚	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
乾 魚	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
魚 類	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
其 他 海 産 物	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
膠 牛	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
生 水 牛	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
生 黃 牛	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
熟 牛 皮	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
牛 油	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
其 他 的	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
黃 蜡	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00

品別	年別				
	民國十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
豆	120	140	150	160	170
襪	100	110	120	130	140
鞋	110	120	130	140	150
襪	120	130	140	150	160
鞋	130	140	150	160	170
襪	140	150	160	170	180
鞋	150	160	170	180	190
襪	160	170	180	190	200
鞋	170	180	190	200	210
襪	180	190	200	210	220
鞋	190	200	210	220	230
襪	200	210	220	230	240
鞋	210	220	230	240	250
襪	220	230	240	250	260
鞋	230	240	250	260	270
襪	240	250	260	270	280
鞋	250	260	270	280	290
襪	260	270	280	290	300
鞋	270	280	290	300	310
襪	280	290	300	310	320
鞋	290	300	310	320	330
襪	300	310	320	330	340
鞋	310	320	330	340	350
襪	320	330	340	350	360
鞋	330	340	350	360	370
襪	340	350	360	370	380
鞋	350	360	370	380	390
襪	360	370	380	390	400
鞋	370	380	390	400	410
襪	380	390	400	410	420
鞋	390	400	410	420	430
襪	400	410	420	430	440
鞋	410	420	430	440	450
襪	420	430	440	450	460
鞋	430	440	450	460	470
襪	440	450	460	470	480
鞋	450	460	470	480	490
襪	460	470	480	490	500
鞋	470	480	490	500	510
襪	480	490	500	510	520
鞋	490	500	510	520	530
襪	500	510	520	530	540
鞋	510	520	530	540	550
襪	520	530	540	550	560
鞋	530	540	550	560	570
襪	540	550	560	570	580
鞋	550	560	570	580	590
襪	560	570	580	590	600
鞋	570	580	590	600	610
襪	580	590	600	610	620
鞋	590	600	610	620	630
襪	600	610	620	630	640
鞋	610	620	630	640	650
襪	620	630	640	650	660
鞋	630	640	650	660	670
襪	640	650	660	670	680
鞋	650	660	670	680	690
襪	660	670	680	690	700
鞋	670	680	690	700	710
襪	680	690	700	710	720
鞋	690	700	710	720	730
襪	700	710	720	730	740
鞋	710	720	730	740	750
襪	720	730	740	750	760
鞋	730	740	750	760	770
襪	740	750	760	770	780
鞋	750	760	770	780	790
襪	760	770	780	790	800
鞋	770	780	790	800	810
襪	780	790	800	810	820
鞋	790	800	810	820	830
襪	800	810	820	830	840
鞋	810	820	830	840	850
襪	820	830	840	850	860
鞋	830	840	850	860	870
襪	840	850	860	870	880
鞋	850	860	870	880	890
襪	860	870	880	890	900
鞋	870	880	890	900	910
襪	880	890	900	910	920
鞋	890	900	910	920	930
襪	900	910	920	930	940
鞋	910	920	930	940	950
襪	920	930	940	950	960
鞋	930	940	950	960	970
襪	940	950	960	970	980
鞋	950	960	970	980	990
襪	960	970	980	990	1000

五十支里内常關内國品輸出表

品別	民國十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
魚	100	110	120	130	140
熟	110	120	130	140	150
草	120	130	140	150	160
藥	130	140	150	160	170
瓦	140	150	160	170	180
陶	150	160	170	180	190
器	160	170	180	190	200
材	170	180	190	200	210
器	180	190	200	210	220
材	190	200	210	220	230
器	200	210	220	230	240
材	210	220	230	240	250
器	220	230	240	250	260
材	230	240	250	260	270
器	240	250	260	270	280
材	250	260	270	280	290
器	260	270	280	290	300
材	270	280	290	300	310
器	280	290	300	310	320
材	290	300	310	320	330
器	300	310	320	330	340
材	310	320	330	340	350
器	320	330	340	350	360
材	330	340	350	360	370
器	340	350	360	370	380
材	350	360	370	380	390
器	360	370	380	390	400
材	370	380	390	400	410
器	380	390	400	410	420
材	390	400	410	420	430
器	400	410	420	430	440
材	410	420	430	440	450
器	420	430	440	450	460
材	430	440	450	460	470
器	440	450	460	470	480
材	450	460	470	480	490
器	460	470	480	490	500
材	470	480	490	500	510
器	480	490	500	510	520
材	490	500	510	520	530
器	500	510	520	530	540
材	510	520	530	540	550
器	520	530	540	550	560
材	530	540	550	560	570
器	540	550	560	570	580
材	550	560	570	580	590
器	560	570	580	590	600
材	570	580	590	600	610
器	580	590	600	610	620
材	590	600	610	620	630
器	600	610	620	630	640
材	610	620	630	640	650
器	620	630	640	650	660
材	630	640	650	660	670
器	640	650	660	670	680
材	650	660	670	680	690
器	660	670	680	690	700
材	670	680	690	700	710
器	680	690	700	710	720
材	690	700	710	720	730
器	700	710	720	730	740
材	710	720	730	740	750
器	720	730	740	750	760
材	730	740	750	760	770
器	740	750	760	770	780
材	750	760	770	780	790
器	760	770	780	790	800
材	770	780	790	800	810
器	780	790	800	810	820
材	790	800	810	820	830
器	800	810	820	830	840
材	810	820	830	840	850
器	820	830	840	850	860
材	830	840	850	860	870
器	840	850	860	870	880
材	850	860	870	880	890
器	860	870	880	890	900
材	870	880	890	900	910
器	880	890	900	910	920
材	890	900	910	920	930
器	900	910	920	930	940
材	910	920	930	940	950
器	920	930	940	950	960
材	930	940	950	960	970
器	940	950	960	970	980
材	950	960	970	980	990
器	960	970	980	990	1000

品別	民國十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
其他動物產品	1845	2100	2250	2400	2550
檳榔	1475	1625	1775	1925	2075
火麻	1100	1250	1400	1550	1700
乾菓	825	975	1125	1275	1425
雜菓	550	650	750	850	950
其他製菓	275	325	375	425	475
生油	1100	1250	1400	1550	1700
落花生油	825	975	1125	1275	1425
其他植物油	275	325	375	425	475
瓜(西瓜種)	1100	1250	1400	1550	1700
落花生	825	975	1125	1275	1425
赤糖	550	650	750	850	950
白糖	275	325	375	425	475
葉草	1100	1250	1400	1550	1700
粗麻	825	975	1125	1275	1425
精麻	550	650	750	850	950
學袋	275	325	375	425	475
其他袋	1100	1250	1400	1550	1700
野絲	825	975	1125	1275	1425
藤製	550	650	750	850	950

品名	民國十四年	同十五年	同十六年	同十七年
藤子 (〇)	11	11	101	17
瓜 (〇)	11	11	101	17
布 (〇)	11	11	101	17
靴 (〇)	11	11	101	17
布 (〇)	11	11	101	17
麵 (〇)	11	11	101	17
器 (〇)	11	11	101	17

二九四

前表に依れば、輸出重要品は概ね農産品及畜産品の兩種である。蓋し本島は氣候温暖、土質肥美で、草木は冬を経るも枯凋せず、農業牧畜には均しく能く適する。各種鑛産に至つては現に交通不便の爲に未だ甚しく發達せず、又運輸も不便で、尙ほ未開發に在り、輸出を見ず。工業品は本島は尙ほ手工業時代に在り機械製品の輸出はない。茲に最近四年間の瓊海關及五十支里内常關輸入重要品を表示する。

瓊海關重要品輸入表

品名	民國十四年	同十五年	同十六年	同十七年
英國生命巾、生粗、細布 (正)	27,732	28,000	38,400	40,000
同 生製齊布、細綾綿布 (〇)	1,100	1,100	1,100	1,100
同 生 天 竺 布 (〇)	1,100	1,100	1,100	1,100
他國生製齊布及生細綾綿布 (〇)	1,100	1,100	1,100	1,100
英美晒金巾、粗布、ボンヂ (〇)	1,100	1,100	1,100	1,100

品名	民國十四年	同十五年	同十六年	同十七年
同 晒雲齊布、粗細綾綿布 (〇)	104	110	110	104
白又は染色無地カムブリ、ツク、寒冷紗、モスリン、グイクトリヤ、チエツク、ス、スウイス、リムブリ、ツク、プロケード、其他	1,231	1,000	1,231	1,231
白又は染色ポイル	1,231	1,000	1,231	1,231
染 金 巾、粗 布	1,231	1,000	1,231	1,231
染 色 ポ ン ヂ	1,231	1,000	1,231	1,231
英國染雲齊布及細綾木綿	1,231	1,000	1,231	1,231
同 染 天 竺 壓 形 付 巾	1,231	1,000	1,231	1,231
日本同	1,231	1,000	1,231	1,231
(白染又は無地)	1,231	1,000	1,231	1,231
日 本 本 綿 縮 (碼)	1,231	1,000	1,231	1,231
英國ラスチング、精糖子	1,231	1,000	1,231	1,231
イタリヤン	1,231	1,000	1,231	1,231
他國同	1,231	1,000	1,231	1,231
英國黒綾イタリヤン	1,231	1,000	1,231	1,231
他國同	1,231	1,000	1,231	1,231
他國白又は染ベネシアン	1,231	1,000	1,231	1,231
同 黒地同	1,231	1,000	1,231	1,231
英國各色ポプリン	1,231	1,000	1,231	1,231
他國同	1,231	1,000	1,231	1,231

二九五

各種	其他	白	車	冰	酒	清	別	紙	硝	硫	磨	曹	火	藥	明	同	蘇	ガ
種	食	糖	糖	糖	類	涼	號	卷	酸	酸	粉	達	酒	材	湖	各	木	ソ
蔬	料	(糖)	(糖)	(糖)	(打)	飲	掲	烟	(木)	(擦)	砂	灰	精	及	品	種	ン	ン
菜	果	糖	糖	糖	類	類	げ	草	擦	擦	擦	擦	擦	丹	同	染	油	油
(茶)	物	(糖)	(糖)	(糖)	(打)	(類)	る	(木)	(擦)	(擦)	(擦)	(擦)	(擦)	(丹)	(料)	(香)	(米)	(米)
三三九	二六五	二四七	三三三	四六五	三二四	三二四	二九六	二九六	七〇八	五七七	五	九〇〇	六三〇	二〇二	九六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇
一〇六	六〇四	四四四	一五五〇	六	一九八	一五	二五〇	八二二	二六	一〇一	二	七〇	二五二	六二六	一八〇	一七〇	一七〇	二〇〇
五九七	四九七	四六	三三〇	三六	七〇	二六六	三三六	三三六	七	六	九	九	九	九	九	九	九	九
五九〇	四六八	六〇八	三三〇	三三〇	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九

ジ	米	ス	滑	植	洗	化	石	印	白	白	各	平	別	牛	牛	輕	袖	木	日	
一	箱	ト	物	物	用	粧	木	木	色	色	色	面	號	牛	牛	木	木	器	木	
油	入	ラ	油	油	石	石	抄	抄	光	光	皮	黄	號	羊	羊	木	木	竹	木	
(順)	石	石	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)	(順)
一	五八	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

品名	年別	
	民國十四年	十五年
他種文具	八七六	二二六
家用雜物	二二五	二二六
自來水	一四〇	一四〇
豆類	一〇〇	一〇〇
藍布	一〇〇	一〇〇
土布	一〇〇	一〇〇
絲綢	一〇〇	一〇〇
紙類	一〇〇	一〇〇
紙類	一〇〇	一〇〇
錫器	一〇〇	一〇〇
磁器	一〇〇	一〇〇
瓦器	一〇〇	一〇〇
竹器	一〇〇	一〇〇

五十支里內常關重要品輸入表

三〇三

品名	年別	
	民國十四年	十五年
他種文具	一〇〇	一〇〇
家用雜物	一〇〇	一〇〇
自來水	一〇〇	一〇〇
豆類	一〇〇	一〇〇
藍布	一〇〇	一〇〇
土布	一〇〇	一〇〇
絲綢	一〇〇	一〇〇
紙類	一〇〇	一〇〇
紙類	一〇〇	一〇〇
錫器	一〇〇	一〇〇
磁器	一〇〇	一〇〇
瓦器	一〇〇	一〇〇
竹器	一〇〇	一〇〇
香燈	一〇〇	一〇〇
衣類	一〇〇	一〇〇
時鐘	一〇〇	一〇〇
石鏡	一〇〇	一〇〇
織機	一〇〇	一〇〇
燈機	一〇〇	一〇〇
燐機	一〇〇	一〇〇
縫紉機	一〇〇	一〇〇
傘	一〇〇	一〇〇
扇	一〇〇	一〇〇
草草	一〇〇	一〇〇
同	一〇〇	一〇〇
硝子	一〇〇	一〇〇
金盃	一〇〇	一〇〇
磁器	一〇〇	一〇〇
他種	一〇〇	一〇〇

乾魚	米	大豆	芝麻	桐油	椰子油	赤糖	葉烟	土酒	其他	靴	竹	別品	竹	紙	重	杉	黄	鐵
魚(控)	米	豆	麻	油	油	糖	烟	酒	布	鞋	草	附屬	木	類	木	木	器	品
17,500	2,800	1,500	1,200	1,100	1,000	1,000	7,000	2,000	1,200	1,000	5,000	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
17,500	2,800	1,500	1,200	1,100	1,000	1,000	7,000	2,000	1,200	1,000	5,000	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
17,500	2,800	1,500	1,200	1,100	1,000	1,000	7,000	2,000	1,200	1,000	5,000	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

三〇四

粗	各	紙	爆	硝	藥	瓦	其
器	種	扇	竹	子	香	器	文
(擦)	(擦)	(木)	(擦)	(擦)	(擦)	(擦)	(南)
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

以上各表は獨り瓊海關及五十支里内常關輸出入大宗貨物の狀況のみを掲げたが、其他本島各港卡の貿易に就いては從來統計なきが爲に、其の詳細の數字を知り難い。茲に民國十六年七月より同十七年六月に至る迄一年間の貿易に關し各港卡より瓊海關監督公署に報告した輸出入貨物稅證の中より左に大宗品に付掲ぐることにする。

一 清瀾港及所屬煙墩、沙笔、林桐各卡の輸出入貨物

輸出の主なものには椰子の百二十九萬六千七百五十箇、椰子油の三十一萬九千三百二十五斤、砂糖の七萬七千九百十斤、鹽卵子の九萬三千箇等であり、輸入の主なものは米の二萬六千七百六十擔(外に糯米九千五百二十斤ある)、鹹魚の六十三萬八千六百六十六斤、牛骨の三十八萬四千百斤、砂糖(赤及瓜糖)の三十五萬八百七十五斤、京粉の十六萬一千四百斤、缸瓦の四十六萬一

三〇五

千十斤等である。

三〇六

二 浦前港及所屬塔市卡輸出入貨物

輸出の主なものは粗香の五萬八千九百斤、爆竹の三萬九千三百五十斤、鹹魚の七萬九千八百八十斤、牛骨の二萬四千九百斤等であり、輸入の主なものは鹹魚の二百十九萬八千二百斤、蝦籠の十萬三千九百斤、牛骨の四萬四千五百七十三斤、豆素麵の三十三萬二千五百六十六斤、爆竹の二十四萬三千二百七十四斤、缸瓦の十五萬九千五百五十九斤等である。

三 陵水港及所屬灶新、藤橋、坡頭等卡輸出入貨物

輸出の主なものは鹹魚の六十萬四千四百四十二斤、鹽卵子の十四萬二千五百五十二箇、牛皮の十萬六千八百八十八斤、椰玉成の三十六萬七千二百七十一斤、椰子の六十一萬三千九百三十三本、糯米の三十四萬六千五百三十三斤、籐の二十萬五千三百三十七斤、木棉花の五萬九千九百三十一斤、砂糖(粗)の二萬七千二百九十七斤、苜蓿の九萬二千七百四十四斤等であり、輸入の主なものは土布の五萬八千九百六十六斤、石油の三萬一千六十斤、茶種の二萬五千三百八十三斤、雜貨の五萬七千六百六十九斤、京粉の三萬九百三十八斤等である。

四 儋州港及所屬北黎海頭、海口等卡輸出入貨物

輸出の主なものは鹹魚の百四十二萬三千八百五十七斤、瓜子(西瓜種子)の百九十九萬一千九百八十八斤、赤糖の十五萬三千八百二十二斤(外に白糖三千五百六十斤、蜂糖二千三百五十九斤ある)、鷄藤の七萬三千五百七十二斤、牛皮の六萬三千九百五十一斤、牛骨の六萬二千二百十

九斤等であり、輸入の主なものは烟草の十三萬六千三百斤、雜貨乾果の七萬七千七百六十斤、罈寸の一萬四千四百斤、紙料雜貨の二萬二千四百斤、藥材雜貨の三萬九千九百六十六斤、各種土布の一萬二千二十二疋等である。

五 崖州港及所屬三亞、榕村、板佛寺等卡輸出入貨物

輸出の主なものは鹹魚の六十萬四千五百五十二斤、鮑魚の五萬七千六百三十斤、乾牛肉の四萬六百三十六斤、牛皮の八萬七千七百七十七斤、牛骨の三萬八千四百七十五斤、瓜子の五十萬七千五百四十五斤、椰子の四十七萬九千五百二十本、椰玉の十二萬一千八百四十四斤、白糖の十八萬一千四百四十四斤、赤糖糖水の三萬九千八百三十二斤、木棉の四萬一千二百五十八斤、木棉花の一萬三千六百四十四斤、荳蔻の九萬九千四百九十二斤、芝麻の二萬九千二百三十二斤、鹽卵子の五萬一千三百七十箇、杞果の二十萬九千三百三十三斤、豆類の七萬六千八百三十二斤等であり、輸入の主なものは雜貨の十九萬六百六十二斤、缸瓦の十三萬五千六百六十斤、粗磁の一萬九千九百十斤等である。

六 樂會港及所屬萬州卡輸出入貨物

輸出の主なものは、椰子肉の十七萬七千九百六十一斤、椰子の四千三萬一千四百七十七箇、粗香の十二萬八千六百三十斤、益智の六萬四千八百七十五斤、白藤の一萬九千六百六十斤、蜂糖の一萬一千九百九十七斤、生卵の八萬七千九百四十箇、土布の二萬六千二百八十八斤、乾牛肉の一萬八千四百二十斤、牛皮の二萬四千八百十六斤、紙料雜貨の二萬六千九百六十五斤、色洋紙の一萬六千二百十斤、藍の五萬四千三百斤等であり、輸入の主なものは鹹魚の十二萬五千五百五十五斤、車白糖の二萬九千八百八十三斤、赤糖の五千二百斤、煙草の五萬九千六百六十五斤、紙料雜貨の四十二萬三千八百八十八斤、爆竹の十四

三〇七

萬九千八百七十五斤、毛布の二萬八千八百八十四斤、水缸の六萬八千三百三十八箇、牛骨の四萬五千二百三十三斤等である。以上各港卡の中陵水港は其匪の亂に因り民國十六年十一月より同十七年四月に至る迄收入なく、表中に掲載する所の數量は同十五年十一月より十六年十月迄のもので、該港一年中の稅票統計に依るものである。而して本島は海中に孤懸し、海岸線甚だ長く、從來取締の巡邏船もなく、各港卡の密輸は常に之を見、清湖一港の如きは瓊北兩屬最優の港で、文昌等屬の南洋に往來する帆船は毎年三百餘隻を下らず、每隻の稅は約百元餘であり、一箇年の總稅額は四、五萬元以上に達する。然るに其の一箇年の外洋輸出入貿易は僅かに米麵、鐵、石炭、石油等の數種に過ぎずして、其の量は亦少きを以て見れば、前表列する所の各港實際の輸出入貨物の數量は遙かに大なるものあるべきである。

第一項 對外貿易

本島は前清咸豐八年英、佛、米四國と締約し、開港し通商傳教を許してより對外貿易を開始し、其の後同十一年中獨條約、同治二年中丁條約、同三年中西條約、同四年中白條約、同五年中伊條約、同八年中澳條約等に依り、亦一體に通商傳教を認めた。茲に中英、中佛兩條約の本島通商各條項を節録すれば、左の如くである。

中英條約第十一條

廣州、福州、厦門、寧波、上海ノ五處ハ既ニ南京條約ニ依リ舊ト通商ヲ許スノ外、即チ牛莊、登州、臺灣、潮州、瓊州等府城港ニ於テ爾後英商ニ許スニ任意ニ何人ヲ論セス船貨ヲ賣買シ、隨時往來シ、居住シ家屋ヲ借入レ、買上ケ、土地ヲ租シ、禮拜堂、醫院、墳墓等ヲ築造スルニ便シ、兼ネテ別ニ利益ヲ有シ損失ヲ防止スル等ノ諸事項ハ悉ク既ニ通商ノ五港ト異ルナン。

中佛條約第六條

中國ハ多ク數港ヲ添設シ、通商セシメ、屢々試ミ、屢々驗シ、實ニ近時ノ切要トス、此議定ニ因リ廣東ノ瓊州、潮州、福建ノ臺灣、淡水、山東ノ登州、江南ノ江寧六港ヲ通商ノ廣東、福州、厦門、寧波、上海等五港ノ通商ト異ル所ナカラシメ、其ノ江寧ハ官兵ノ匪徒剽劫後ヲ俟チ、大佛國官員ハ方サニ本國人ニ執照ヲ領セシメ往ツテ通商ヲ許ス。查するに中國は英佛と締約し、瓊州に於て通商したのは咸豐八年五月十六日に在り、光緒二年三月始めて廣州府より英領事羅賓は駐瓊副領事佛禮賜を帶同し、海南に來り公館を租借し、一切計畫を立て、後同二十九年には領事館を海口市關廠坊の沙尾地に建て、佛國は同二十三年正月始めて雷瓊領事甘司東海南に來り事に當り、土地を租借し、領事館を海口市大廟前河の對岸沙尾地に建て、海地第六廟と接壤し、獨國は同三十三年六月始めて梅賜亭を派し、瓊崖領事と爲し、宣統三年土地を購入し、領事館を海口市鹽社村に建てたのである。民國十七年十二月の調査に依れば、海口市に在る各國居留民數は男女四十一人で、凡そ日、米、英、佛、葡、葡、暹羅等の國人皆あり、就中海關、教會、醫院に服務するもの其の多數を占め、商業を營むものは米國スタンダード石油公司及日商勝間田洋行を除くの外、其他本島の貿易に關し未だ重要な干係を有してゐない。

本島は森林、鑛産遍地皆之を存すれど、島内交通仍ほ未だ十分に發達せず、運輸又不便である爲に、馮卡に於ける地方木材の輸出は僅かに數十萬元に止る。工業品に至つては海口市に製菓罐詰公司及土布製織工場數家あれど、何れも規模甚だ小で輸出極めて少く、其他手工品、本島日用の一切の工業品は遂に全く外國品の供給を仰いで居る狀況である。茲に最近六箇年の直接外洋及香港に對する輸出入貿易總額を表示する。

本島對外貿易價額表

年次	輸入		輸出		總額入超
	海關	常關	海關	常關	
民國十一年	3,254,470	826,000	3,123,670	1,123,670	7,000,000
同十二年	3,924,750	—	3,836,620	—	7,761,370
同十三年	4,575,550	5,770	3,288,660	—	8,342,660
同十四年	6,574,500	—	6,699,600	—	14,274,100
同十五年	6,804,600	—	6,873,000	—	13,677,600
同十六年	6,533,100	—	2,044,600	—	8,577,700

前表の如くに對外貿易は各年入超で、殊に民國十六年は最も多く、四百四十四萬八千餘兩に達し、同十二年は最も少く、僅かに八萬七千三百餘兩に過ぎない。

第二項 對内貿易

本島の對内貿易は各年均しく對外貿易に及ばざるも、民國十五年の瓊海關及五十支里内常關報告に依れば、其の貿易總額は五百九十六萬六千五百二十八兩に達し、同年の對外貿易額二百餘萬兩を遙かに超過し、亦其の貿易は從來の最高記録を呈し、各港卡の輸出入總額は各年約四百萬兩である。茲に民國十一年以降同十六年に至る六箇年間の瓊海關及五十支里内常關の輸出入内地貿易價額を表示する。

本島對内貿易價額表

年次	輸入		輸出		總額入超
	海關	常關	海關	常關	
民國十一年	2,463,000	1,335,000	2,666,000	2,570,000	2,252,000
同十二年	2,954,000	9,350,000	1,711,100	2,230,000	1,904,900
同十三年	3,000,000	7,600,000	1,161,300	2,070,000	2,000,000
同十四年	3,800,000	7,900,000	1,000,000	2,000,000	2,800,000
同十五年	3,800,000	9,100,000	1,200,000	1,500,000	3,800,000
同十六年	3,600,000	9,500,000	1,200,000	1,500,000	3,600,000

前表列記する所の民國十五年の輸入高は、急激に數倍に増加し、輸出も亦他年に比し多額を占めたのは、同年對英經濟絶交の結果、貨物は直接香港に輸出しなかつた爲である。而して對内貿易も毎年均しく入超である。

第三項 輸出入重要品

海南の主要商品は輸出は赤糖、芝麻、瓜子、檳榔、荔枝、乾椰子、獸皮、豚、牛、鹹魚、藤、鹽等であり、輸入は石油、ガソリン、外國綿布、白糖、車糖、冰糖、米等である。左に之を分述する。

赤糖 海南の生産最も多く、民國十三年以前毎年の輸出額は十餘萬擔に達したが、其の後變亂相續き、地方不安の爲に逐年減少した。瓊海關よりの輸出額は民國十三年の十一萬一千三百五十三擔が、同十四年には六萬七千九百九十六擔、同十五年には一萬一千三十四擔、同十六年には一萬九千五百二十六擔、同十七年には一萬五千八百五十一擔の如く漸減した。

其の生産地の価格は毎擔約大洋四元で、其の他主に各種捐稅運賃等を加算し、海口市に至れば約六元餘となる。

芝蔴 崖縣、瓊山、澄邁等の縣に多く生産し、瓊海關よりの輸出額は民國十五年に三千七百四十四擔、同十六年に一萬六千六百四十四擔、同十七年に七千二百二擔とし、崖州、舖前等の港よりの輸出額は同十六年には約四、五百擔とし、最近平均毎年の輸出額は約一萬擔である。每擔大洋十五元で、其の總價額は大洋十五萬元である。

瓜子 生産は儋縣、昌江、感恩を以て多しとする。紅瓜子は每擔十二元、黑瓜子は八元である。瓊海關及五十支里内常關よりの輸出額は同十五年に六千六百二十八擔、同十六年に八千四百三十九擔、同十七年に八千七百八十七擔とし、儋州、陵水等の港よりの輸出額は同十六年に約二萬餘擔とし、平均毎年の輸出は三萬擔で、約三十萬元に達する。

檳榔 生産は陵水、萬寧、崖縣、定安、澄邁を以て多しとし、瓊海關及五十支里内常關よりの輸出は民國十五年に一萬六千八百六十三擔、同十六年に一萬九千八百六十四擔、同十七年に二萬一千三百七十四擔とし、崖州、樂會、陵水、儋州等の港よりの輸出額は同十六年は約五千擔とし、平均毎年の輸出額は約二萬五千擔で、大洋約五十萬元に達する。

乾荔枝 生産は瓊山を以て多しとし、每擔の価格は七元である。瓊海關よりの輸出額は民國十四年には一萬四千二百二十三擔、同十五年に四百八十七擔、同十六年に二千六百五十八擔としたが、同十七年には僅かに四十六擔に止つた。

椰子 本島の産量は極めて豊富で、価格は最も低廉で、每百箇の価格は一元餘である。就中文昌、陵水、樂會等の生産は佳良である。毎年の輸出の鮮椰は約一千餘萬顆、乾椰肉は約三、四千擔である。清湖一港の毎年輸出額は椰油約三千擔あるが、瓊海關より輸出するものは少い。

獸皮 本島の輸出皮類には生水牛皮、生黄牛皮、熟牛皮及其の他加工せざる未掲載の皮類多く、熟牛皮中には熟沙皮、

熟水皮の兩種があり、熟沙皮は一枚の價格大洋六元、熟水皮は十一元、藥水皮、藥沙皮は每張大洋八元、麋皮は每擔大洋五十元である。茲に最近三箇年瓊海關輸出各種皮類數量及價額を表示する。

皮名	民國十四年	同十五年	同十六年
生水牛皮	1,014	1,021	1,021
生黄牛皮	1,014	1,021	1,021
熟牛皮	1,014	1,021	1,021
未加工未掲載皮	1,014	1,021	1,021

豚 豚は本島畜産中輸出最も多く、瓊海關よりの輸出額は民國十三年に十萬四千五百九十三頭、同十四年に八萬四千九百九頭、同十五年に一萬九千九百頭、同十六年に二萬二千五百四十三頭、同十七年に三萬七千三百四十九頭とし、平均毎頭の価格は約三十三元である。

牛 本島各屬の農家は皆牛を養ひ、其の生産は頗る多く、瓊海關よりの輸出額は民國十三年に七千四百七十頭、同十四年に一萬九百九頭、同十五年に二千四百二十八頭、同十六年に七千二百四十九頭、同十七年に三千二百十五頭とし、

毎頭の平均価格は約大洋五十元である。尤も黎南中の出産が最も多い。

鹹乾魚 崖縣、臨高、儋縣、陵水等の縣は多量に生産し、就中、紅魚、石斑魚を多しとする。瓊海關よりの輸出額は民國十五年に四千四百八十六擔、同十六年に二千七百七十擔、同十七年に二千二百三十二擔とし、又同十七年海口より直接香港、廣州兩處に輸出した紅魚、石斑魚の二種は七千擔に達し、同十六年儋州、崖州、陵水、舖前等の港よりの輸出額は二萬餘擔とし、每擔の価格は十五元で、平均毎年の輸出額は約三萬擔であり、價額は四十五萬元に達する。

藤 黃藤、白藤、鷄藤、紅藤、藤絲、藤心、藤片の數種があり、生産は陵水、儋縣、臨高、崖縣、樂會等の縣を以て多しとし、毎年各港より輸出は約四千餘擔とし、瓊海關及五十支里内常關よりの輸出額は民國十五年に一千七百七十二擔、同十六年に三千八十擔、同十七年に八百七十八擔とし、平均毎年の輸出額は約六、七千擔とし、每擔五元で、價額は約三萬餘元に達する。

鹽 本島の産鹽は極めて豊富であり、尤も崖縣、昌江、陵水、臨高、感恩等の縣を以て多しとし、苟も能く整理改良せば毎年の輸出額は少くとも五百萬擔以上に達すべきである。茲に民國十四年以降三箇年に瓊海關の輸出數量及價額を表示する。

年次	數量	價額
民國十四年	一六〇、四〇〇	三、三〇、三〇〇
同十五年	三九、〇〇〇	六、四〇、〇〇〇
同十六年	五九、〇〇〇	一、〇九、二二五

ガソリン、石油等 本島の道路自動車は逐日發達し、毎年日常用ひる所の油類は總計約百萬元に上る。茲に最近四箇年間に於ける海關輸入數量を表示する。

石油、ガソリン、滑物油輸入數量表

種別	民國十四年	同十五年	同十六年	同十七年
ガソリン (米ガ)	一四、五〇〇	三、八二二	二四、八六五	四〇、七四〇
米國箱入石油 (ロソ)	五、八八五	六、七六八	五、七六〇	五、七六〇
スマトラ石油 (ロソ)	一、八一四	一、五〇五	一、四一三	二、五二七
滑物油	三、七〇五	三、七〇〇	四、四三三	六、四三三

外國反物 本島輸入の洋綿布は年に依つて増加し、海關より輸入の無地洋綿布は民國十三年に一萬六千八百八十二擔、價額四十四萬七千九百五十三兩、同十四年に九千二百二十七擔、價額三十七萬二千五百四十二兩、同十五年に四千七百七十六擔、價額六十六萬一千六百九十九兩とし、又同十七年上海よりの輸入は約三千包とし、每包の価格は二百五十元で、價額は大洋七十五萬元に達する。

車糖、白糖、冰糖 糖類の海關より輸入するものは民國十四年に三萬五千七百八十八擔、同十五年に一萬九千二百二十八擔、同十六年に三萬二千九百九十九擔、同十七年に二萬八千七百七十四擔とし、又同十七年の香港よりの輸入は車糖約一萬包とし、約百八十斤入毎包の価格は十九元で、價額は約三十八萬元に達する。

米 海南の産米は本と全島の需要に應じ得ず、豐年にも尙ほ民食に不足する。其の來源は大概海防、暹羅、香港、安

舖、北海、雷州等より之が供給を仰ぐ。瓊海關及五十支里内常關より輸入するものは民國十四年に七十四萬七十八擔、同十五年に十六萬一千四百六十擔、同十六年に十二萬六千六百四十四擔、同十七年に八萬四千八百四十二擔とした。

以上は其の最重要品に就いて述べたが、若し他の輸出品を挙げば、落香は年約四千餘擔、價額五萬餘元、益智は六、七千擔、價額三萬餘元、草仁は約二千擔、價額二萬四千元、實藤は四、五千擔、價額二萬餘元、艾粉は二、三千擔、價額約五千餘元、野蠶絲は五十擔、價額約七萬五千元である。而して家禽、生卵、石斛(リク)、落花生等は均しく相當數に上り、輸入品には綿絲、天鵝絨等織物、牛乳、珈琲、麵粉等も亦重要品に屬する。

第二節 金融

本島の内外貿易は均しく入超を示し、毎年相當現銀の輸入がある。蓋し本島人士の南洋に往つて事業を經營する者より年平均千萬元の爲替送金があり、貿易の入超額、外國留學生學費、海關收入、阿片烟膏の輸入價額其の他の送金等を差引き尚ほ毎年現銀の輸入がある。茲に最近六箇年瓊海關輸出入の銀元を表示する。

銀元輸出入表

年次	輸入額	輸出額	入	出	超
民國十一年	七六八,九七五	一,五〇〇,〇〇〇	〇	七三一,〇二五	〇
同十二年	一,二八四,七五〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二八四,七五〇	〇	二八四,七五〇
同十三年	〇	四〇九,八〇〇	〇	四〇九,八〇〇	〇

前表に列記する所の銀元輸出入狀況は民國十四年を除くの外、各年入超であり、其の出入運輸の地は香港及北海の兩處であり、香港に出入するものは銀元、銅元を大宗とし、毎年約數十萬元の銀條、元貨を香港より輸入し、其の北海に仕向くるものは銅元及少數の毫洋である。只北海より輸入するものはない。

第一項 貨幣

本島の貨幣は大洋を以て本位とし、民國十四年以前には廣東(銀東小)は尙ほ能く市場に流通したが、後鄧本股瓊に據るとき、私鑄の毫洋は成分著しく低くして其の數甚だ多く、鄧氏去るの後毫洋は遂に市場に通用せざるに至り、而して銅仙は現在唯一の補助貨と爲つた。民國十七年六月中央銀行海口分行成立し、其の發行の大洋券紙幣は海口市附近の市場に流通し、信用多く、而して内地各處には仍ほ大洋銀元、銅仙及制錢の三種が市場に流通した。外國貨幣は能く海口市銀號に在つて兌換せらるるものは、香港紙、西貢紙、叻紙(新貨)及英米金貨數種とし、之等の流通は本島が香港、西貢、南洋群島の數處に接近し、常に貿易の出入ある爲である。

第二項 銀行

中央銀行海口分行 此分行は民國十七年六月成立し、廣州中央銀行に隸屬し、國家の金融機關であり、兼ねて分金庫

を代理し、海南全島各縣の稅捐、錢項各種公款の徵收轉送等を司る。内部組織は文書、發行、營業、出納、會計及金庫の六部に分れ、金庫部は國省庫代理の爲に設けられ、其所管事項は専ら國省庫登記の金庫帳部の編製及金庫各表冊の報告等とし、而して金庫款項の保管は同行の出納部に屬し、該行經營の業務は普通商業銀行とは同じくない。蓋し普通銀行は預金、貸附、手形割引、荷爲替、其の他爲替を重要な業務とすれど、該行は國家銀行に屬するが故に、之等普通の銀行業務を取扱はず、其の他の爲替及貨幣の賣買は偶々之を爲すことがある。其の爲替の範圍は分行設立の地に限り通達する。而して爲替の種類には電信爲替、手形爲替(票匯)及郵便爲替の三種があり、爲替費用は毎千元に付二十餘元である。年中各分行と來往するものは現在約數十萬元に達し、預金に至つては只各機關に限り亦利息を計らず、其の機關收入及地方公款に非ざるものは均しく之を收受しない。該分行の準備金は尙ほ充足し、現在發行の紙幣は市場に流通し、商民は俱に其の便を感じてゐる。

瓊州中國銀行 此行は海口市得勝沙に在り、民國三年に設立し、前に上海中國銀行の直轄であり、専ら瓊海關の收存稅款事務を代理する。成立の初に當り紙幣を發行したが、同六年に至り之を回收し、同十年改めて香港分行の管轄に歸した。從來營業は亦甚しく發達せず、普通預金は極めて少く、各商店と會計上の關係亦少く、毎年上海に送金する瓊海關稅款は約四、五十萬元で、爲替送金中の最大宗である。其の他の普通爲替も間々ある。當行は金融機關であるが、市場に在つては深き關係を有しない。

第三項 爲 替 業

本島の對外爲替は海口市を中心とし、全市の爲替業を營むものは二十四家あり、他業を兼營する者が多い。毎年の爲替總額は約三千餘萬元であり、入金は南洋よりの分約一千萬元、香港よりの分約四百萬元、其の他各地よりの分約三百

萬元とし、出るものは香港に對する分九百餘萬元、其の他各地に對する分約七百萬元とする。中央銀行毎年の爲替總額は數十萬元あるが、送金が多くを占め、中國銀行毎年の稅關收入爲替送金は約四、五十萬元とし、郵便爲替に依るものは約十萬元ある。本島内地に在つては文昌、嘉積及那大の三處に爲替の兼營を爲す者があり、其の爲替の範圍は只海口市に往來するものに限る。蓋し文昌の人士は南洋に於て商を營み、毎年爲替送金は約七、八百萬元に上り、必ず海口を經由し、後各縣に轉送する。全縣の爲替業を兼營する者は五、六十家ある。

第四項 利 率

海南の金融機關と稱する中央銀行及中國銀行は、均しく預金、貸附、手形割引の業務を爲さず、少數爲替を除くの外、普通商民と取引上の關係少く、亦自ら利率の言ふべきものがない、各銀號(銀行)は又爲替兌換事務を主とする。海口瓊州郵便局は貯金を取扱ふも、其の利率は交通部の規程に依つてゐる。而して貯金總額は僅かに十萬元に止り、其の普通商店の貸借利率は各當事者双方の自由取扱に依り、大約一分乃至三分で、金融逼迫の時は三分を超過するものがある。

第二十章 衛 生

第一節 衛生行政

本島の衛生行政は前清時代に在つては施設する所なく、民國に追ひ、衛生事項は始めて警察局に於て之を兼辨し、同十一年省長公署は各縣に通令し、衛生局を設け、海南十三縣は茲に衛生行政機關の組織を見、全縣の衛生事務を掌るに至

つた。但し各局は多くは教育局或は公安局が之を兼辨し、其の進行は尙ほ甚だ遅緩し、同十五年海口市政廳成立せられ、衛生科を設け、民政局に隸屬した。其の内部の組織は科長一人、科員二人、屠場検査員一人、衛生検査員三人、道路掃除夫數人を置き、該市の衛生行政事項を專管した。南區善後公署成立後同十七年冬各縣に通告し、衛生委員會を組織し、各縣市の衛生人員及團董保甲長を衛生委員と爲し、章程を規定することに決し、分別して委任辨理することにした。茲に其の計畫の衛生行政事項を掲ぐれば、下の如くである。

- (一)各縣市をして毎年春期に巡回種痘を舉行せしめ
- (二)人民にして白喉等(ジフテ)の病患に罹るときは醫院に赴き、診察の上血清注射を行はしめ
- (三)各縣市をして捕鼠獎勵章程を定め、多く捕鼠器又は鼠箱を製し、人民を勸誘して捕鼠せしめ、警區に届出で消毒埋葬せしめ
- (四)嚴に停棺の惡習を取締り又城郭附近の埋葬を禁止し、地を選定し公共墓地を建築せしめ
- (五)期限を定め住戸をして溝渠、便所を清潔にし、蚊蠅の發生を杜絶せしめ
- (六)癩病者を取締り市町村を離れ五里以内に居住するを許さず、故に各縣市をして法を設け之を收容せしめ
- (七)癩病者の婚姻を嚴禁し
- (八)定安、南門附近に疫病を發生したるときは該地を疫區に指定し、交通を遮斷し、醫生を派し檢診し、注射噴洗を行はしめ
- (九)各縣市をして概ね瓜味式便所若干を建築せしめ
- (十)各縣市は概ね飲食物の化學試験を實施し、故に掘井戸の附近に汚水を溜め非水に滲入することを防ぎ、又附近に便所を築造し、糞便の洩出に依り微生物を水中に混入し、傳染病の發生することを防止せしめ
- (十一)各戸をして毎朝夕屋内の掃除を實行せしめ
- (十二)旅館、料理屋、飲食屋、茶店、市場、劇場、理髮店等の清潔状態を檢査し
- (十三)各縣市には概ね屠畜場を建築し、家畜を屠殺し水氣を吹かしめず、死者及病者の屠殺を禁じ
- (十四)檢査を経ざる清冷飲料の販賣を禁じ
- (十五)未成年者の各種烟類の吸食を禁じ
- (十六)各縣市は概ね臨時法を設け、健康に害ある職業を改良し
- (十七)衛生部に於て制定する所の衛生要綱を各縣市各團保甲に頒布し揭示宣傳せしめ

- (十八)各縣市は概ね法を設け醫院を建設し、一時に實行し得るときは先づ醫館或は醫局を設定し
- (十九)各縣市は衛生實施簡要小冊子を刷成し、各級學校に頒布講演し、故に教育局より衛生科擔任の教員を選任し、各團體を聯合し宣傳隊を組織し
- (二十)生又は冷却せる食物の販賣を取締り、網を蔽はしめ又は硝子器に入れて蠅の侵入を防止せしめ
- (二十一)醫生、藥店又は産婆を取締り
- (二十二)海口市各家の畜犬を取締り、登録し鑑札を下附せしめ
- (二十三)各縣市街區に汚物箱を備へしめ
- (二十四)派員し實地各處の公共衛生狀況を巡察し、毎三日に一回報告せしむることとした。

第二節 衛生事項

第一項 飲 食

本島の住民は日常食膳に供するものは肉類蔬菜の外、地は沿海に在るが故に、鮮魚を備ふることは甚だ易く、殊に魚、梨、貝類各種水産物は多く、又酸辣の食物を好み、多くは珈琲、茶類の嗜好は略南洋群島の習慣に近い。

第二項 住 居

本島の位置は赤道に接近し、時に颶風あるが故に、居民の家屋は矮小の平屋が多く、其の構造は大約三種に分れ、一は茅屋であり、木を架し組立て、竹を編んで牆と爲し、屋根は草葉を泥土で封じ、高さは約四、五尺とし、前後に戸を開き、窓なく、椽、梁、机、卓、坐、墊、食器、燗、籠、豚、薪材、稻草等は縦横に屋に滿ちてゐる。二は磚屋であり、土磚或は石磚、陶磚を砌成して屋を造り、普通長方形と成し、奥行は一棟或は二、三棟あり、中に天庭を隔て、側には廊

屋、偏室を設け、炊事場や家畜小屋も附屬してゐる。各棟は本堂一、側室二に分ち、或は前方を客間に充て、或は後方に神棚を設け、室内の窓は狭小で、光線を受くること少く不衛生である。而して一缺點は茅屋磚屋共に便所の設備がないことであり、屋外の草地に大小便を隨意垂れ流してゐる。

第三項 溝 渠

本島各城市の溝渠は大別すれば二種あり、一を暗渠とし、海口市及瓊山縣街道の水溝は之に屬する。其の槽は長方形で、磚石、セメントを以て造り、地中に埋藏し、深さは約一米半、巾は約五、六十寸で、工程の原理に合する。二は明渠とし、各縣鄉市街道及各公路の水溝は之に屬する。地を掘り槽を造り、深さは約二十寸、巾約三、四十寸、槽は土沙を以て固め、容易に水量を吸收する。人口稠密の地にはセメント或は石塊で鋪砌して造る。只上下水道に就いては未だ考究されず、斜度も均しからず、而して居民は未だ溝渠の衛生に重要な關係のあることを知らず、任意に糞物を遺棄し、渠道を淤塞し、汚水を溜め、毎に槽も損傷し、路基に迄侵害を及し、殊に路政及衛生上に妨害甚だ多いのである。

第四項 公 園

海南各縣の城市には公園を設置するもの多く、一は市内公園で、多く寺院、官衙を改造したもの、或は私人の捐資に依り修築したもので、瓊山、文昌、瓊東、嘉積、樂會、萬寧等の公園は之に屬する。園内の栽植花木は整備し、亭臺池沼の建物もあり、頗る市民の遊興を啓發し、而して其の身體精神の愉快を増進する。二は市外公園で、多く地方の名勝を以て充て、城郭を距ること近く、山水林泉の勝を具ふるもの各地に甚だ多く、只管理不行届の爲に荒廢に委してゐる。

南區善後公署は曾て海口の椰子園を開いて公園と爲し、樹下に座机を並らべ、西場海邊には游泳場を開設し、又大英山を開いて中山公園と爲し、環山道路を開築し、園内に公共運動場を設け、各種の用に供し、其の傍には物産陳列所、音樂亭、收音臺等を建設し、市民休暇時の徜徉休憩の樂に供し、毎日夕陽西下の頃には、士女雲の如く、山嶺水涯の間に徘徊し逸樂の狀を極めてゐる。

第五項 墳 場

本島には從來公共墓地の設けなく、隨所に雜葬し、人鬼區を同じくし、而して棺槨を埋葬せざるの俗習尙ほ盛であつたので、乃ち南區善後公署は嚴に各縣市に命じ、切實に廟内の停棺件数を調査し、期を限り埋葬せしめ、並に土地を選定し公共墓地を劃定した。

第六項 屠 畜 場

本島の屠畜は從來、自由放任に屬し、検査を加へず、海口市政廳は民國十七年紅坎坡の舊製皮廠を改めて第一屠畜場と爲した。是れ海南屠畜場の嚆矢とする。該場は四槽に分れ、凡そ市内の屠畜は豚、牛、羊類は均しく該場に於て屠殺し、市より員を派し、詰切検査に従事し、検査の結果無病のときは刻印の後に屠殺を許す。屠殺後は水氣吹出の弊の有無を検し、捺印の上始めて搬出販賣を許す。屠殺手数料徴收規則に依れば、豚の重量六十斤以上のものを甲等とし、每頭大洋二角五仙を徴し、重量十八斤以上六十斤未満のものは乙等とし、每頭大洋二角を徴し、十八斤に及ばざるものは丙等とし、每頭大洋一角五仙を徴し、羊は每頭大洋二角、牛は每頭大洋五角を徴し、平均毎日の屠殺数最も多きは六、

七十頭とし、毎月の豚の屠殺は甲等は約六百頭、乙等は一千百餘頭、丙等は七十餘頭、羊は約三千餘頭、牛は約百九十餘頭である。屠畜は海口に供給するものを除くの外、附近の各村市に販運する。現に施設は尙ほ未だ完備せざるも、毎月約二百餘元の収入があり、今後漸次牛舎、豚羊舎、試験室、事務室、秤量所等を設備し、鹽蔵、冷蔵、製氷等の副業を爲さば、將來海南の模範屠場たるべく、其の他各縣市には尙ほ未だ施設を見ない。茲に海口市第一屠場累月屠畜の検査成績を表示する。

種別	生長状態		月別		計
	無病	有病	一	二	
豚	甲等六十斤以上	五五	一四	五五	一〇
	乙等六十斤未滿	六〇	三〇	二〇	一〇
	丙等十八斤未滿	三〇	三〇	二〇	一〇
牛	一	二	一	二	三
	二	三	四	五	六
羊	一	二	三	四	五
	六	七	八	九	一〇

第七項 市場

本島各縣には市場甚だ多く、總數百餘箇所を下らないが、何れも規模粗陋で、街路狹隘の上に溝渠を設けず、陰隘汗濕で建築不齊の爲に、衛生交通の體裁よりして取るに足るものなく、此種市場は大抵其の河流、交通、村落散布の形勢

より自然に成つたもので、鄉村産物の集散場所で、農家の婦女、小兒の朝夕往來する所であり、特に鄉村の經濟に重要關係がある上に、風化の行はる市場群集の間に影響すること城市に比し大なるものがある。故に市場の整理は實に地方の要政である。即ち道路の開展、市廛の配置、家屋の改良、溝渠の開鑿、公衆衛生方法の實施等是れ皆舊市場整理として爲すべき喫緊の事項に屬し、前に南區善後公署は曾て市政計畫大綱を發布し、各縣より技士を派し、分途勘査し、改造を督促した。文昌、瓊山、瓊東、定安の市場は其の集散容易の爲に既に敷居は計畫に基き改築したものがあつた。海南各縣は郷道の發達甚だ迅速で、甲乙市場の間通車すべきもの既に其の多數を占め、彼此摸倣し易く、將來各縣市場の改造は敢て難事でない。

第二十一章 社會事業

第一節 醫院

本島に醫院を設立するものは只海口市及瓊山縣兩處のみで、其の他各縣にはなく、良醫は亦極めて得難く、故に病あり醫療を求むることは極めて困難である。病家は迷信を崇信し、神に憑り治療を計り、符水を用する。黎人病あれば牛を殺し鬼を祀り、祈禱して之を癒ふ。其の内西式醫院としては海口市の佛國經營の中法醫院及米國長老教會開設の福音醫院で、其の設備は稍完全である。瓊山縣の瓊山公醫院は經費に限り、設備簡單である。民國十六年海口市總商會及南廣湖三行は前に海口に惠愛醫院を設置したが、僅かに診察を爲すに足り、中國人醫師のみである。此外に外人の經營する所の醫院二家あれど、施術者の言語通せず、病人に對する問答は轉々翻譯を介し、直に病情を通じ難く、茲に海口

市各商店より四萬元、南廣潮三行より二萬元を捐資し、更に各地及海外華僑に向つて捐資を募り、海口椰子園附近の舊昭應祠址に於て大規模の醫院を建設し、海南醫院と名付け、内を治療室、藥局、事務局、招待所、特別病室、普通病室に分ち、二百餘人を收容し、傳染病室、神經院、醫生住室、看護員住室、炊事室、備人住所、電燈室、洗衣室等を設備し、又外に義莊一箇所を建設し、他所より回送した當地人の棺柩を收容することにし、民國十七年秋に起工建築した。此外に瓊山縣には愛生醫院一箇所あり、中國醫師の診察に係るが、蓋し前清光緒初年に創設したと云ふ。茲に各醫院の大略を分述する。

中法醫院 本院は海口市得勝沙に在り、西曆一九一〇年に成立し、一切の經費は佛國政府より發給し、之より先一九〇〇年佛國政府は既に海口市振東街開門に醫館を設け、醫師を派し施藥したが、中法醫院落成後に之に移した。現在院中の組織は佛人醫生及助手八人あり、男子病室二十間で六十人を收容し、婦人病室八間で四十人を收容し、兩病室に各自一樓を設け相通せず、平均入院患者は八十餘人ある。入院費用は毎日の室代、食料、藥費は一元、七角半、五角、三角半の四種に分れ、開診時間は午前九時より十一時迄とし、毎日の患者数は平均約八、九十人あり、外來患者の診察は無料であるが、藥費は五仙又は五角である。茲に最近三箇年間該院の患者数を表示する。

年 別	入院患者數	應 診 患 者 數			計 數
		新 患 者	舊 患 者	計 數	
民國十五年	七六八	九〇九	一七〇	一〇七九	
同 十六年	七五七	二二五	一八九七	二〇二二	

同 十七年	一〇〇八	一一六六	一〇七七	二一四三
-------	------	------	------	------

福音醫院 本院は海口市鹽灶に在り、米國長老會の創設に係り、一八九六年に成立し、毎年同會より年經費大洋一千元を補助し、外人醫生の俸給も直接同會の支給する所とし、各地長老會は毎年現金、或は藥物を捐資するが、其の多寡は一定しない。内部組織は主任、醫生、助手等七人あり、產科室六間で五十九人を收容し、病室二十五間で百人を收容し、平均入院患者約九十餘人で、入院費用は外科及產科は一人一箇月大洋十五元、内科は十二元であり、開診時間は午前十時より午後一時迄とし、毎日の患者数は平均三十餘人で、外來患者の診察料は之を徴收し、其の額は五角及銅仙三十枚の兩種あり、藥代も其の中に包まる。茲に最近三箇年の入院患者及各科別患者数を表示する。

年 別	入院患者總數	產科患者數	手術患者數	其他患者數
民國十五年	一四三三	四六	三〇	八〇七
同 十六年	一五八	五八	二二	六八
同 十七年	二〇六	七五	二六	一〇四

前表列記する所の入院患者中産科が逐年増加したのは、其施設完備の爲である。而して外來患者は一箇年約一萬人に達する。

瓊山公醫院 本院は瓊山縣城北門外馬車路傍の濟惠庵の舊址に在り、民國十五年同善堂の財産を賣却し建築費に充て、

同十六年春の開設に係る。毎年の経費は地方款北沖船捐、自動車附加捐中より洋洋二千四百元を發給し、又同善堂及善惠庵の事業よりも支出して之を管理し、其の内部組織は内外科醫生各一人、看護二人、庶務一人、主任一人あり、大小病室七間で十四、五人を收容し、平均入院患者数は約十人とし、入院費は甲等毎月大洋十二元、乙等十元、普通八元とし、別に注射の費用を徴する。開診時間は午前九時より十二時迄とし、毎日の患者は平均四、五十人あり、診察料は大、洋一角及銅元十枚の兩種に分ち、藥代は内に含むも、注射料は別に徴する。

惠愛醫院 本院は海口市南門街に在り、前清光緒十一年の創立に係り、初環崇惠愛醫局と名付けたが、民國六年院宇を重修し現名に改めた。従來中國醫を招いて院に於て診察し、貧者には藥費を施し、一箇年の経費は地方の寄附に仰ぎ、年約五千餘元に達し、現在中國醫三人を聘し、開診は午前七時より十二時迄は院に於て診察し、午後一時より三時迄は外診し、俱に無料であり、毎日の患者数は平均約百人である。

愛生醫院 本院は瓊山縣城丁字街に在り、前清光緒二十二年に創設せられ、當時瓊山縣署の猪厘金より二百兩を支出し經常費に充てたが、現在は本院の收入を以て之に充つるの外、瓊山縣署より牛皮捐及四項捐月洋五十一元四角一仙九文を發給し、中醫二人を招き、院に於て診察し、開診時間は午前六時より九時、午後二時より四時迄とし、毎日の患者数は平均三十人あり、登録料は銅仙六枚である。

第二節 育嬰堂

海南の育嬰堂は現在僅かに海口市銅鑼崗佛國天主教會經營の聖保羅育嬰堂一箇所あり、一九一〇年成立し、收容の要兒は女子に限り、保姆五人置き、管理教養の責に任じ、其の成長を俟ち配偶を選択する。現在幼兒の乳を呑む者は八人、

數歳より十餘歳迄の者四十四人あり、毎月の経費は四百元で、佛國天主教會より支出してゐる。

第三節 癲瘋(癩)院

本島には従前癲瘋院の設なく、只海口市の西門外に癲瘋寮二箇所あり、癲患者約五、六十人を收容し、毎月市中惠愛醫院より各商店の捐款八、九十元を以て患者の食料に供した。近來海口市政廳は瘋寮が市街に密接し公衆衛生に害あるを以て、別に新病院の建設を計畫した。現に寮内の各癲患者は暫時市外の鹽場、村外の海邊地方に遷り、蓬を掛けて寄住してゐるが、新院の敷地は未だ決定しない。

第四節 義倉

各縣の義倉は久しく廢せられ、民國四年廣東財政廳は各縣に通告し、錢糧串票每票倉捐附加稅銀二分を徴し、貯米倉の建設費に充つることとしたが、後地方の變亂に因り、各縣倉捐の大部分は地方官吏の流用する所と爲つた。民國十年復た倉捐の徴收を紳民の管理に歸し、其の後各縣徴收する所の倉捐は、實際上或は仍ほ地方官の保管と爲り、或は紳董の管理に屬したが、現在瓊山縣に存する倉捐は約大洋三千元、債票額數百元を算し、地方より公正の紳士二人を選擧し管理し、其の商に存する利息は之を凶歉に備へ、文昌縣の倉捐附徴の稅票は原額三千張、約六、七十元あり、民國十四年以前屢次變亂に遭ひ、倉捐の附徴は均しく流用せられ、同十五年以後又邢任局長の爲に吞併せられ、現存の倉捐は僅かに十餘元のみである。澄邁老城の義倉は早くに廢壞し、縣治を金江市の後に遷建したが、未だ設置されず、定安縣に於ける従前の倉捐徴收額も約千餘元であつたが、既に各縣任縣長の爲に流用せられ、現に縣署に保管するものは約六、

七百元であり、樂會縣は民國十五年以降今日に及ぶ迄、其の附徴の倉捐は落洋三百六十餘元を收存し、臨高縣の毎年徴收する倉捐は五百餘元に達するも、徴收して以來各歴任縣長の流用に歸したものを除くの外、殘存の倉捐約四千元は紳民の保管に歸した。

崖縣に常平倉のあるは前清の中葉より始まり、當時穀を買入れ倉に貯藏したが、絶えて凶作なく、之を積むこと年久しきが爲に、穀の多くは腐朽した。唐州牧は乃ち貯穀を悉く發賣し、改めて貯錢法と爲し、賣る所の穀價は制錢二千餘串を得、之を附城の米差(役)に放資し、利息を收むることとし、即ち年利五厘を後七厘とし、凶年に遇ふ毎に錢を出し穀を購ひ、米價の調節を計り、頗る民に便した。民國六年米の議決を経、大贊坡を買受け、其の三百畝の價額三千餘元であり、當時倉款不足したので外に向つて借入を爲し、年租穀千餘石を得、每石三斗とし之を賣却し、債務を償還した外、頗る餘裕を生じたが、民國十二年土匪擾亂の爲に、孫縣長は遂に倉穀倉款大洋二千元を流用し、軍費に充て、其の時倉中の貯藏不足したので、借財して納入に充てた。近年大贊坡田の小作人は亂の爲に他に移り、遂に荒田に歸した。而して毎年の附徴倉捐は二百四、五十元に止り、借款償還には尙ほ數百千文を缺く、感恩縣は前に義倉の貯穀があり、民國七年政變の際、王縣長は悉く義倉の穀米を賣拂ひ、今に至り義倉の存廢は人の議するものなく、昌江縣の義倉は貯米は民國十六年九月該縣黨部が發賣し銀六百二十五元を得、黨部の經費に充て、陵水縣の錢糧稅票は年額四千三百餘張、附徴倉捐年約八十餘元のみであり、萬、儋兩縣の情況は未詳である。南區善後公署は義倉を以て備荒要政と爲し、現に倉制は既に多く廢壞したので之を速かに整理恢復すべきものとし、曾て同十七年夏各縣に令し、整頓に従事し、其の既設に係るものは務めて廣く糧食を貯し、適當に保管せしめ、其の尙ほ未だ設けざるものは即ち紳董を召集し、速かに設置せしむることとし、各縣令を奉じ、臨高一縣は率先恢復し、瓊山縣は縣の水陸交通尙ほ便利なるを以て仍ほ貯款法に

由り、倉款を各團體に於て公舉した正紳をして、經理保管せしめ、商に存する利息を計り、其他各縣は亦計畫中に在る。只昌江、感恩は地方貧瘠の爲に未だ辦理に至らないのである。

第五節 日報及定期刊行物

海南に日報あるは實に民國三、四年に始まる。其の時瓊島日報一種あり、民國八年鄧本殿瓊に在り、之を手に收め、改めて南聲日報と名付け、同十五年宣傳部の管轄に歸し、改めて瓊崖民國日報と爲し、相沿ふて今に至る。又瓊崖新民日報一種あり、同十六年秋出版した本島の日報は只此兩種あるが、此外に星報週刊があり、民國十七年創立し、民國日報が代理發行し、其の編輯員は多く學界の人士に屬し、毎期の發行數は約二千餘部で、每部銅元二枚とし、普及を期してゐる。茲に各日報組織の情況を分述する。

瓊崖民國日報 同報は海口市得勝沙に在つて、民國十五年二月南聲日報を黨部の經營に收めたと同時に現名に改め、直接省黨部より員を派し經理し、社長一人、編輯三人、營業部一人あり、茲に印刷工人二十二名、配達夫二人を雇用し、現時毎日の發行數は約六百數十部とし、毎月海口市政廳より落洋五百元、瓊山縣より大洋四十元、文昌、澄邁、定安、瓊東、樂會、萬寧等の各縣より各大洋三十元、陵水、崖縣、儋縣、臨高、感恩、昌江各縣より各大洋二十元、内地稅局より落洋十元を支出し、經費に充つることにしたが、實際は海口市及瓊山、文昌、澄邁、定安、崖縣、儋縣、内地稅局のみが尙ほ能く毎月送金してゐる。

瓊崖新民日報 同報は海口市永樂街に在り、民國十六年九月の創刊に係り、資本は二萬元で、主任一人、經理一人、編輯五人、營業一人を置き、茲に印刷工人及雜役三十二人を雇用し、毎月の經費は一千二百元で、毎日の發行數は約七

百部である。

以上列記する所の日刊民報、新民兩報を合計し、毎日の發行數は一千三百餘部に過ぎざるが如く、本島新聞事業の發達せざるを知り得べく、而して島内新聞讀者は多くは直接省(廣東)、港(香港)、滬(上海)各地より購讀してゐる。蓋し島内各報の規模尙ほ小にして吸引力が薄弱である爲である。

第六節 戲 劇

戲劇の海南に在るは元代に於て既に手托木頭班の演唱があり、潮州より來るものである。海南に戲劇あるは正に此の時を嚆矢とする。明の中葉土人々に倣ひ、土劇遂に興つた。故に今の土劇班は木頭班を師匠とすると云はる。清康熙乾隆間土劇班最も盛行し、全島に浸淫し、男女老幼殆んど土劇を唱へざるものなく、今日に及び、各處善慶、記念會中には各校學生概ね能く自由に班を成し、隨意に演唱し、其の腔調に至つては、初は只潮音を用ひ、其の後漸次變化あり、雜ゆるに閩廣の歌曲を以てし、表演唱工未だ淫靡に失するを免れず、民國初年男女合班し、其の風尤も墮亂し、近年屢々官廳の禁止に遭つたが、其の戲曲の猥褻なる者猶ほ多く、各木頭劇班は各地に散在し、其の數若干は未だ檢閲を経ず、其の伶人土劇班は全島を通じ七班に達し、即ち成桂、順才、新國民、彩香、南昌、子東、安利、桂連、賽芳文、麟老、尙鳳、蘭永宇、鄭海能、双鳳、彩昌、蚩概、瓊香とし、其の伶人は凡千餘人あり、大班は六、七十人、小班は三、四十人とし、成桂班は毎本一晝夜戲金約二百元、順才班、新國民班は毎本百餘元とし、其の他の各班は毎本戲金百元或は三、四十元とし、又瓊南、華南の二劇團があり、均しく學生が組織し、舊式演唱に於て略改革する所あり、最近兩劇團は合併して南新劇團と爲り、以て土劇を改良するを職志とし、演ずる所益々進歩を見、其の團中の劇員多くは

曾て近代の教育を受くる者があり、海南戲劇の將來は蓋し此劇團の双肩に係るのである。

第七節 電 燈

海南各屬の電燈を設置するものは海口市、文昌縣城、瓊山縣城及瓊東嘉積市の四箇所であつたが、既に前後廢止し、現在は只海口市及文昌縣城のみである。

海口市啓明電燈有限公司 会社の資本は十萬元であり、原と海口華商有限公司と名付け、民國三年八月創設し、其期限を十五年とした。同十二年改組し、大機を擴充し現名に改めた。同十七年六月復た廣東建設廳に於て批准し茲に期限を十五年延長し、既存の原動機一組、七十五馬力の發電機一臺で、十六燭光二千四百燈を供給し、次で英國に向つて新に原動機一組、五十馬力の配電機一臺を注文し、十六燭光二千二百燈の供給を仰ぐことにし、即ち舊機は嘉積市電燈会社に轉賣し、現に海口市の電燈使用數は一千五百餘燈で、毎月の實收入は大洋約二千五百元である。只電燈局は從來電表を設けず、又晝燈なく、夜燈も常に不足を感じ、時に明滅あり、經理未だ完全ではない。

文昌縣電燈股份(株式)有限公司 公司是民國十四年七月開設し、資本一萬七千元で、一株二十元とし、四十二馬力の發電機一臺を置き、石油及風力を以て發動し、一分間に二百回轉し、十六燭光一千八十燈を供給する。現在の燈數は五百六、七十箇で、毎十六燭光一燈に付大洋一元七角とし、學校機關に對して二割引、街燈は五割引とし、月初に使用者より徴收し、毎月の實收は燈費六百餘元で、毎月の使用燃料代は三百元である。

第二十二章 名勝古蹟

三三四

本島の名勝古蹟で遊覽に供するに堪へるものを左に分述する。

- (一) 瓊臺 瓊臺は府治の西抱珥山頂に在り、高さは三丈餘ある。唐は都督府を設け、宋は瓊管安撫都監を置き、皆臺と稱し、瓊臺二字は乾隆時汪奎の書である。
- (二) 五公祠—蘇公祠 五公祠は即ち海南第一樓である。前清光緒十五年巡撫朱采建つ。唐の李德裕、宋の李綱、趙鼎、胡銓、李光の五公を樓上に祀り、復た五公の精舎を傍に建て、學海堂例に倣ひ、專課三十名を設け、高才生を送り、業を其の中に肆はしむ。課するに經史詞章の學を以てし、竝に蘇公祠を樓側に建つ。樓制は崇偉にして基地峻爽、郡北第一の名勝である。民國四年夏道尹朱爲湖は官民より捐銀を集め、之を重修し、竝に伏波祠を蘇祠の東偏に移し、又東邊の廢廟地を開き、粟泉亭洗心軒を添設し、石を學み、蓮花池と成し、左右飛峙、名付けて瓊園と曰ひ、其の前に東坡の浮粟洗心の二泉があり、浮粟泉は泉水清冽、人多く汲飲し、毎に假期令節には遊人織るが如く、欄に憑り遠眺すれば、遊目懷を馳するに足る、誠に郭摩の佳處である。舊と藏書數千卷あつたが、今は之を瓊山圖書館に移した。
- (三) 丘文莊公墓 明の大學生丘潛及夫人吳氏の墓は、瓊山縣城西八里五原都水頭都五龍池の原に在り、諡祭碑及明の刑部尙書何喬新撰の神道碑あり、墓前に石坊石麒麟等がある。
- (四) 海忠介公墓 明の右都御史海瑞の墓は瓊山濱涯村に在り、縣城を離ること十餘里、墓前に石坊及翁仲の華表がある。
- (五) 烈樓嘴 港は瓊山縣の西三十里に在り、徐聞那黃渡より開航し、數時にして達し得る。相傳ふる所に依れば、伏

馬將軍渡海の處と稱する。大石が海邊二里の處に在り、名付けて烈樓嘴と曰ふ。此地は海南で徐聞に接する最も近き處である。

- (六) 望閣亭 亭は瓊山縣張吳都顏村に在る。唐の宰相李德裕貶せらるゝ時に建つ。縣志に云ふ、唐時崖州城は郡城の東二十里に在りと。李德裕の詩には、獨上三江亭一望帝京、鳥飛猶用三半年程一、江山只恐人歸去、百飯千廻繞郡城とあり、亭と郡城と相距る遠からざるを知る。
- (七) 丘文莊公可繼堂及學士莊 可繼堂は明の大學生邱潛の家と爲す。其の祖普の詩に「惟有二孫可繼」宋の句があり、故に其の堂に名付く。丘公の記あり、堂は瓊山縣城の西北一里許下田村に在り、今は金花村と曰ふ、堂を離る北隅丈許に學士井があり、其の後嗣は丘公の遺像及御製潛龍の磁碗一、漢玉簪二、象牙朝笏一を藏有する。又城西二里許に學士莊があり、明の成化間公が學士たるの時に建て竝に記がある。
- (八) 海忠介公宅 瓊山縣城の西北隅一里許の朱橋里は明の海瑞の故里である。
- (九) 瓊崖神嶺 神嶺は瓊山縣城二十里の東潭都に在り、平地に峯を起し高さ十餘丈で、即ち珠崖郡城の址であり、中に神廟がある。
- (一〇) 西石山嶺 西石山嶺は一に馬鞍嶺と名付け、瓊山縣城の西四十里に在り、山の高さ三十餘丈で、下に洞及井がある。泉出で、清冽、洞には數百人を容るべく、郷人は祭神祈雨の處と爲し、西南一里に遷蓮廟があり、稍西に龍窟廟があり、西北に鶴山廟がある。
- (一一) 東石山 東石山は瓊山縣の南七十里博理都に在り、一に美内嶺と名付け、四畔は平原で、中に一案突起し、狀は椅を交はすが如く、前に巡檢司を置いたが、今は廢せられ、一を舊州嶺と名付け、高さは西石山に等しい。

三三五

(二) 白廟墩 白廟墩は瓊山縣城の西北三十五里に在り、高さ二十餘丈、海に瀕し、巍然として特出し、形は尖帽の如く、沙白く雪の如く、徐聞車輪埔より之を望見し得べく、渡海者は之を以て標識と爲す。主人は漢り傳へ、其の隠現するを見て之を神墩と謂ふ。

(三) 鶴山嶼 嶼は石山嶼の西北、博山村の東南に在り、前に古仙人廟と稱し、嶼口は北面より入り、内を中左右の三嶼に分ち、中嶼は口下より行き、三、四十歩にして、一列の石路あり、橋の如く、左右に水あり、深さ三、三尺、大草にも洞れず、味甚だ清冽である。其の形勢は高廣で、三間の大屋の如く、橋を過ぐれば暗黒で、火を燃せば乃ち見ゆ。此より北進せば高さ七、八尺、或は五、六尺、廣さ三丈餘で、上は平石、下は平土と爲し、嶼内には鰻鱺甚だ多く、進入すること約三里許の一處甚だ低く、巾僅かに二尺の地であり、此を過ぐれば四方の大有、平砥の如きものがあり、郷人は稱して圍棋石と爲す。此より深く入れば或は高く、或は低く、岐路甚だ多く、遊者毎に轎を挑へて路に落し、印を記する。然らざれば誤つて岐路に入り出る所を知らず。圍棋所より再び深く入ると二、三里にしても亦未だ路の盡くる處に到らず、此嶼は選運嶼に相通すと相傳ふも、其の實否を知らず、左右兩嶼に至り未だ橋を過ぎざる處に二條の路があり、嶼口は相對し、左嶼に行くこと百餘歩、右嶼に行くこと三百餘歩にして尙ほ能く通過するを得ず、三嶼を合はせば數萬人を容るに足る。海南の各山嶼中斯くも高く、廣く又深くして且奇なるものはない。

(四) 海公井 井は瓊山縣の西濱涯村海公墓の側に在り、碑がある。

(五) 白石嶺 嶺は樂會縣城の西三十餘里に在り、高く聳ゆること百丈、環峙數里、頂に白石縱横し、壇の如く、亦机の如くである。

(六) 龍江 龍江は樂會縣の西四十餘里に在り、一山突起し、萬泉河蜿蜒として其の下に流る。河邊の村市は歴々甚

の如く、山を石龍山と名付く。

(七) 金牛嶺 嶺は樂會縣の東南二十五里に在り、瓊、萬、樂三縣沿海最高の山で、海船は恒に之を登んで方隅を識る。

(八) 聖公石 石は樂會縣下鰲港に在り、港門に屹峙し、縱橫累然し、海濤洶湧し、海船の駕馳し水路を諳んぜざるものは往々此に覆溺する。港は樂會縣城を去る約十二里に在る。

(九) 趙鼎墓 墓は昌江縣城の東二十里、雷縣村附近の山上に在り、殘碑は孑然として、草野の間に立ち、蕪草の採取に委し、墓塚は荒廢してゐる。

(一〇) 神山石 石は昌江縣城北峻紫王山上に在り、之を望めば巨人帽を冠するが如く、兄弟石と號す。高幅丈許、傍に石池があり、水長くして年中涸れず、後に石洞があり、房の如く、極めて寬廣で、山高く百餘丈、巉巖峻峭、頗る登攀し難い。

(一一) 神山廟 神山廟は即ち靈王廟である。昌江縣の西二里許に在り、地は昌江に接し、廟宇宏壯で、航海の船舶此を過ぐれば、必ず祭を爲し、香火極めて熾である。廟に銅鼓二面あり、明の天啓五年邑人の供する所である。

(一二) 建江樓 樓は定安縣城北門に在り、縣の西北には江水環繞し、元朝には南建州を置いたので、因つて其の江を名付けて建江と爲し、北門樓を建江樓と爲す。現在風雨剝蝕し、將さに頽廢せんとしてゐる。

(一三) 清潭 潭は定安縣署の後建江中に在り、潭の深さ數丈、底に二石あり、鰻に似る。又五泥堆があり、人が水中に卓立する如く、潭上には舊と清潭亭があつたが、荒廢既に久しい。

(一四) 双水簾 双水簾は定安黃竹山地村に在り、合口溪があり、左右二水で、皆源を烏蓋嶺に發し、東北に分流し、

合口處に各有壁峙立し、一は口の左を伐し、一は口の右を伐し、高さ五、六丈、廣さ千餘丈である。兩邊の懸瀑は崖の如くである。

(二五) 瀑布水 瀑布水は定安十萬崗に在り、水は白塔嶺頂より懸垂して下り、嶺門より之を望めば形は掛布の如く、下流は猪母灣の水に合し、石壁江を出づ。

(二六) 青雲溪潭 潭は定安思河黎洞中に在り、潭は深くして漚り難く、中に大魚甚だ多い。

(二七) 忠州故址 定安縣南黎母山下に在り、相傳ふ、唐時辛、傅、李、趙四將軍兵を進め、生黎蔣璠等を擒にし、即ち其の地に忠州を置き屯すること七年餘にして、過半死亡し、遂に兵を領し還り、是より州は廢せらる。

(二八) 王忠銘公墓及其故居 墓は定安賓文古爽村に在り、賓文市を離る約數里とし、忠銘公の故居は縣城の東南雷鳴の龍梅村に在る。

(二九) 見龍塔 塔は定安縣城の東八里許の龍滾坡に在り、清の乾隆間官紳の創建する所に係り、塔は七層で、高さ十餘丈である。

(三〇) 文筆峯 峯は定安縣城三十里に在り、又仙趾峯と名付く。絶頂の處に巉巖奇石があり、攀躋することを得ず。峯巒に原と文筆塔があり、清の康熙間邑人王宸、王吉の建立する所に係る。今は廢せられ、其の遺址及碑記は猶ほ存する。

(三一) 海忠介祖塋及節母謝太夫人墓 忠介祖塋は定安富市の西北城を離る五十餘里の石峽嶺に在り、又海公嶺と曰ひ、恭人の墓は掘藤仔村の後に在り、碑碣覆表巍然として尙ほ存する。

(三二) 大五指山 山は定安縣の正南四百三十里の思河都に在り、五峯指の如く、瓊崖儋萬の間に屹立し、黎族其の中に聚居し、本島の四方諸山は皆其の脈絡である。

(三三) 内水簾 内水簾は澄邁縣城の西通潮門外に在り、舊名は裏灘と曰ひ、石壁削立數十尺、横に亘る十餘丈で、江水平布し、懸流飛墜して下り、衝激潭を爲し、深さ數丈ある。潭面石上に立つて仰視すれば、恰も水簾の如く、澎湃の闊聲、雷奔電激の狀を呈する。

(三四) 外水簾 内水簾を去る西一里許、聲勢相應じ、石壁竦峙し、俯瞰の地なく、北は支海に臨み、東西は壁立し、高さ内水簾に相等しく、廣さは之に過ぐ。中稍平衍で、綫に縁り、階に循ふ。夏秋水は谿谷に漲り、岩石に瀾漫し、簾垂して下り、百幅の聯珠の如くである。

(三五) 石室 室は陵水縣城の東北橋山村に在り、石甚だ多く、中空にして小室の如く、上に名山石室の四大文字がある。

(三六) 舊陵水港 舊陵水港は陵水縣城の東北九十里に在り、萬寧と交界し、源を青藤嶺に發し、楊梅細に至り、潮を通じ港を成す。舊陵水縣は此に建つ、故に名付く。

(三七) 瓊東塔 塔は瓊東縣城の南半里の公園中に在り、園は原と僧舎であり、近頃の改築に係る。中に椰樹雜花を植ゑ、八角亭を築き、塔の高さは七層とし、各層に石段あり、綫に隨つて上り、四圍周眺すれば、山川城市櫛比鱗次し、全く目中に在る。

(三八) 端山 山は瓊東縣署の側に在り、前を趙水と爲し、蓮花を滿植し、歷代の守官實を取つて貢品とし、會同蓮子と稱した。池中に亭あり、花開く時は風は荷香を送り、遠く數里に達する。小舟其の中に遊ぶ、綠蓋紅衣恰も身は蓬萊に在るが如くである。

(三九) 大小洞天 大小洞天は崖縣城の南二十里の海傍に在り、宋の周郡毛奎此に遊んで名を得。刻字甚だ多く、洞天勝遊と曰ひ、峯廻路轉と曰ひ、行休と曰ひ、暫入佳境と曰ひ、小洞天と曰ふ。字大にして二尺、上に「大宋淳祐丁未秋九月郡守富川毛奎率僚屬黎植黎民志王傑開山」の二十七字を題し、小洞天の前に原と岩瞻亭があつたが、今は廢せられた。岩は西海に向ひ、壁上の釣臺二字は大三尺、題して「淳祐丁未仲秋郡守毛奎經始」と曰ひ、崖の南に石船がある。崖州志に云ふ、石船記は百五十七字、已に浸滅してゐる。船北の巨石に「海陵周摩浮醜丙午」等の字を刻し、又洞日記の二百三字も既に浸滅してゐる。石船の南を大洞天と爲し、山を登り行くこと三十餘歩に一洞があり、中に「海山奇觀」の四大字を刻し、其の下に毛奎撰する大小洞記二百三十一字あり、又仙梯の二字がある。後に轉じ大小洞天の詩序百七十五字、詩一首あり、五百字は全く存す。東に轉じ峯あり、試劍峯と曰ふ、洞前の右に泉を出すの處に刻して雲應泉と曰ふ。此處頗さに大洞天と爲すべく、毛奎自記、廣東考古輯要、芙蓉禮記を按ずるに、均しく海山の奇觀と爲すべく、即ち大洞天の證である。

(四〇) 李德裕祠 祠は多港嶼に在り、祠内に一偶像があり、裝束は今の黎人と相似てゐる、何時刻するや知らず。今李氏子孫の多港に在る者歲時奉祀し、相傳ふ、朝笏玉帶鉤等の遺物ありと、或は一説に已に散失すると云ふ。

(四一) 落窪洞 洞は崖縣三亞港を去る北約三十里で、洞の高さ各二、三丈とし、内に鐘乳石多く、落窪洞の三大字あり、傍に維山の二字がある。字を題するも姓名は遺失してゐる。宋人の刻詩が甚だ多い。

(四二) 古奇洲 崖縣永安郷南境の海中に在り、倉韻の祠があり、藤橋を距る約十餘里である。

(四三) 燒旗壽 崖縣城の東八十里に在り、源を過嶺に發し、明王規が旗を此に燒く、故に名付く。

(四四) 檳榔港龜蛇圖刻石 崖縣煙墩嶺に在り、石の高さ三尺、中四寸、長さ六尺とし、上に蛇盤龜形を刻し、西邊に

は一法字を刻し、東には一佛字を刻し、各大さ二寸、石の東垣には、東海の二字を刻し、大さ二寸、傍に「鎮守張仁係眞定府人民至元三十年八月中旬丑日」の字を刻し、字は稍小である。石の西垣には西天二字、北垣には北極二字を刻し、大さ二寸で、傍に「欽差領兵官楊貴倫係南昌府人民乙丑洪武十八年記」の字を刻し、石の南垣には「委署崖州協副將川東徐贊統帶水陸五營駐紮檳榔林時法蘭西來湖水是爲籌備海防之始」と刻してゐる。

(四五) 還金寮 崖縣城の南河を隔て一里許に在り、明の鎮司徒勞の父明此に茅屋を架し、葉を賣り渡生し、過客金を遺し、守つて夜分に至る、數の如く之を還へす。後鎮勞父子費し、州人以て還金の報と爲す。清知州唐鏡沅を建て、記を作る。

(四六) 逸賢洞 洞は崖縣城の西北十里に在り、胡澹菴其の竹多きを以て、竹溪六逸竹林七賢の義を取つて名とした。句に云ふ、「溪邊六逸李太白、林下七賢山巨源」。

(四七) 郎勇嶺 嶺は崖縣城の東北八里に在り、明時曾て此に城を建て、遺址は尙ほ存する。

(四八) 九龍山 山は感恩縣城の東北八里に在り、西は海濱を枕にし、漢時縣治を此に建つ、遺址尙ほ存する。

(四九) 息風山風洞 息風山は又風洞と名付け、感恩縣城の東二十五里に在り、高さ百餘丈、中に巨穴があり、最も深く、暗黒洞り得ず。春夏の月穴中より常に南風を出し、猛烈颯の如く、晨に起き暮に息む。發すれば輒ち數日にして木稼多くは之が爲に摧傷せらる。俗に又呼んで胡蘆門と爲し、北風は此門より出で、南風は此門より息むと曰ふ。

(五〇) 虞山石鼓 石鼓は感恩縣城の北七十里、古振州廢城の東河中に在り、鼓圍六尺、小石を以て之を擊ては、其の聲は鼓の如く、傍の五大石には馬蹄人跡があり、頂には「大元軍馬到此」と刻し、俗に又呼んで下馬山と爲す。明の成化中通判陳龍兵を携へて黎を撫し曾て此に至る。

(五一) 老馬井 井は感恩縣城の東北四十里、飛來廟の側に在り、感恩第一泉と爲す。相傳ふ、馬伏波撃つ、故に名付く。

(五二) 桃柳菴 菴は僑縣城の南數歩に在り、桃柳數本あり、大は數圍、濃陰垂陰で、坡翁僊に誦せられ桃柳を編結し、居を此に築き、其の地勢幽雅に因つて菴名を附す、民國九年燒燬せらる。又菴の西に一井あり、東坡の撃つ所である。井水甘美、大旱に逢ふと雖も水源は涸れず、坡井と曰ふ。

(五三) 戴酒亭 亭は僑縣城を去る里許に在り、坡翁初僑縣に到るとき、即ち桃柳樹下に桃柳を編結し居として居た。黎處士子雲鳳を携へ、酒を載せ之を訪ぬ。是後往來遊詠多くは此處に在り、因て名付けて載酒亭と曰ひ、又東坡亭と曰ふ。

(五四) 天堂春色 天堂村は舊城の東里餘、村中の樹木茂盛し、濃翠滴らんとし、四時改むるなく、人春色を以て之を稱し、遊憩の佳所である。

(五五) 舊州夕照 舊州は該處士の爲に名付け、前時縣を立つるの處に非ず。舊縣の西北約四十里に在り、地勢平坦で、日將さに落ちんとすれば、夕陽地に滿ち、景色絶佳である。

(五六) 銀塘漾月 塘は舊縣の西北四十餘里に在り、水質清潔で、四時潤れず、月は塘中に照らし、愈晴潔を形はす、故に名付く。

(五七) 松林晚翠 即ち舊縣の東北角三十餘里の松林嶺に在り、夕陽西下の時には翠色山に滿ち、至つて美麗で、宋の白玉蟾常に其の間に讀書した。

(五八) 戴酒南薰 縣城の東里許に在り、黎子雲先生の故居である。地勢は全僊の勝を占め、其の間に碧水環抱し、綠

樹參差し、時に炎天に當り、南薰の馥郁とし、心胸を開盪するに足るものがある。遊人毎に酒を載せて其の間に憩息した、故に名付く。

(五九) 白馬湧泉 舊縣の西南四十里の白馬井港に在り、井水甘味で、四時噴湧する。相傳ふ、漢馬伏波將軍白馬に騎つて此處を過ぎて掘ると。

(六〇) 簾架籠烟 舊城の西北隅約六十里に在り、山があり、高大寛長で、形は簾架の如く、朝暮の間煙が籠繞する、故に名付く。

(六一) 乳泉井 舊城義學前の數歩に在り、相傳ふ、東坡僊に誦せらるる時に撃ると。水色乳の如く、味甚だ甘く、井は深からざれど、之を取るも竭る所がない。

(六二) 東坡坐石 舊城の正南四十里に在り、海を離ること甚だ遠く、其の處に至れば汪洋の海水目前に在るが如く、大石坐位の如きものがあり。相傳ふ、東坡遊山し、常に其の處に至ると。

(六三) 胡李二公祠 祠は宋胡銓李光を祀り、茉莉軒と相連る。今は已に頽壞してゐる。

(六四) 茉莉軒 軒は僑縣城の東文湖水の右岸に在る。宋胡忠簡公銓の戴定寶、戴飛父子に教授するの處と爲す。其の地には舊と茉莉多く、毎に花發するに逢へば、芳馨馥郁で、騷人墨客の多く題詠する所とし、前數年颶風の爲に塌を吹かれ、只柱礎を存するのみである。

(六五) 文淵橋 一に臨江橋と名付け、又九眼橋と名付く。僑縣東門外に在り、長さ約二十丈ある。元時縣尉李仲真始めて建つるに木を以てし、名付けて太平橋と曰ふ。明の水樂年間縣丞陸昇石を以て之に易へ、九眼あり、俗に呼んで九眼橋と爲す。萬曆十八年典史陳官始めて今名に改む。橋は石を以て砌成し、工程頗る大である。毎に夕陽の西下に當れ

ば、橋畔の遊人往來織るが如く、秋季七、八月間には江水汎濫し、橋は水勢奔騰の衝に當り、汪洋一片極めて觀るべきものがある。

(六六) 文瀾塔 塔は文瀾橋の右に在り、嘉慶元年に建つ。塔は八級に分れ、高さ約七丈で、實に登ることを得ぬ。

(六七) 臥雲石 石は儋縣城西門外に在り、江岸縱横十餘丈で、傍に亂石の重疊するものがあり、毎夕刻には遊釣者多く此に集る。

(六八) 毗耶山 山は臨高縣城の西二十里に在り、又高山と名付く、古代の噴火山である。頂に湖があり、附近の居民は多く該處に在つて洗衣する。

(六九) 羅盤嶺 嶺は臨高縣城の東三十里に在り、一に那盆と名付け、又多文と名付く。其の脈は遠く南より來り、此に至り一峯突起し、高さ約三百尺で、形は覆盆の如くである。

(七〇) 買愁村 村は羅盤嶺の脚に在り、宋の胡忠簡公此を経て、曾て感懷の詩一絶を賦して云ふ。「北往常思開喜縣、南來怕入買愁村、區々萬里天涯路、草野荒村正斷魂」と。

(七一) 百奴灘 灘石は臨高縣城の東北十里に在り、水は臨高より盤旋して江門に注ぎ、萬壺千蛇名狀すべきなく、兩岸壁立し、水は石面を過む。三疊して後海下し、飛瀑散珠、澎湃震撼し、聲は數里に徹する。騷人墨客此に到り、而して詩を賦して石壁に題するもの甚だ多い。

(七二) 美隆灘 灘は臨高縣城の東北十九里に在り、源を武和山に發し、南淵を合し東流して灘に至る。一路石平で砌るが如く、此に至れば忽然嶙峋高峻すること數丈、水は石面に從つて湧出し、下に潭があり、深さ約數丈、灘上に石があり、平鋪釣臺の如く、數十人を坐すに定る。

(七三) 七星嶺 七星嶺は文昌縣城の西北五十里に在り、海に瀕し大小聯屬十餘峰あるが、數十里外より之を視れば只七峯の排列を見る。例として青帝に映じ、邱文莊學士の莊記に、所謂天字空閣、煙霏の外に峯巒巒然貫珠の如きものあり、東北雲海の涯に列する者は即ち此山を指す。東に七星泉があり、一に龍潭潭と名付く。南に七星神祠がある。

(七四) 東山嶺 嶺は萬寧縣城の東北二里許に在り、高さ數十丈、周圍六里餘で、上に岩があり、宋人華封二字を其の上に刻す。又照照岩、七曲峒があり、盤石があり、廣さ數十丈で、南に一峯が峙ち、巨石上に復た一石を疊し、西に石符があり、高さ三丈で、元盤郡大都「樂風」の二字を書す。岩外に「珠崖第一山」の五字を刻み、大路に近き二石は削立巖の如く、内に大平峽、小平峽の諸名勝があり、明の正徳年間州守徐忠愍公一を建て、傍に又魯亭、黎順亭、周公愛亭、回山堂、石林山堂、祥雲講堂、文宗堂、貞烈祠及鄉賢祠、蔡公祠、八蜡祠等がある。萬曆三十四年進士梁必強始めて仙橋を架し、絶頂に登るべく、騷人墨客東山八景と號す。一を冠蓋飛渡と曰ひ、二を雲壁凌霄と曰ひ、三を七峽東雲と曰ひ、四を液泉流丹と曰ひ、五を舟仙繫纜と曰ひ、六を華封仙榻と曰ひ、七を丹灶留香と曰ひ、八を正笏朝天と曰ひ、又三十六洞がある。

附錄一 民國紀元以來海南政局變遷紀略

海南は海外に孤懸し、省治を距る遙遠で、固より政潮の簸盪を受けざるべきも、之を實際に徴すれば、毎に省局の動搖に當り、之に隨つて變化し、辛亥革命以來四海響應し、時に本島の駐軍統領劉永濱風を聞きて戦に向ひ、獨立を宣布し、乃ち直に辭職し、兵力を瓊崖兵備道范雲梯に移し、兵三營あり、軍頗る完備し、亦能く地方の治安維持に注意したが、只消息隔絶の爲に、信を軍部に獲ず。是年十一月省は趙士槐を委し、瓊崖安撫使と爲し、機を相て收編を命じ、趙は

瓊に到り未だ幾もなくして即ち瓊軍と衝突を生じ、軍府は瓊の處理を失當とし、遂に別に黃明堂を委し、安撫使と爲し、瓊軍を改編し、竝に區金均を委し、民政總長と爲し、民事を治理せしめ、數月不安の局は是に至り乃ち定まる。是れ辛亥革命時の情形である。民國元年瓊崖綏靖處を設け、古應芬を處長と爲し、李福隆を副處長と爲し、同二年綏靖處を罷め、改めて瓊崖鎮守府を設け、民軍兩政を掌り、鄧鏜を委し鎮守使と爲したが、如何せん討袁軍興り、雷濟先機に乗じて廣東に入り、鄧氏は軍を解除し出亡し、同年八月龍は陳世華を委し瓊崖綏靖督辦と爲し、同三年改めて道を置き、姚春魁は瓊崖道尹と爲り、同四年王壽民、朱爲潮選に首尹と爲り、地方事なきを得たること數年に亘り、同五年袁世凱位を竊み、龍は僞封を受け、各路群起聲討し、龍師支へず、率に鎮守使名義を以て廣東より瓊崖を率ゐて瓊州に移駐し、茲に本島は遂に龍氏の盤據する所となり、是年冬梁邁を委し道尹と爲し、同六年周沅を委し道尹と爲し、同七年夏龍は時亂に乗じ、軍を率ゐて海東に渡り犯し、高雷を蹂躪し、聲望甚だ張り、旋に兩陽に在つて護法聯軍の控く所となり、志を違ふことを得ず。即ち餘部を收集し、還つて本島を守り、聲を築き自ら固くしたが、廣西軍は海を掠りて進攻し、儋臨一帶に於て戰爭最も烈しく、十一月龍軍械を棄て、逃散し、黃志桓軍を率ゐて搜剿し、遂に鎮守使となり、黃明堂は道尹となる。此役に依り本島は備に蹂躪に遭ひ、海口の元氣尤も傷み、同八年秋沈鴻英を以て鎮守使と爲し、僑笑裳を道尹と爲し、九年沈鴻英他に轉じ、李根源を以て海峽邊防督辦と爲し、入つて瓊山に駐し、楊晉を以て道尹と爲し、是年七月廣東軍は漳浦より西に還へり、陸英を驅逐し、李根源は軍を率ゐて廣西に附し、所部滇軍を以て海南を離れ、轉じて東江に赴き、河源の役に擊沈された。時に留守部隊は蔡炳寰の一團となり、廣西軍は西貢し、蔡は始めて廣東に附した。但し之より先、廣東軍は既に陳繼虞に委し、民軍を招集し義を起し、四方城池を奪ひ、勢に乗じて蔡氏を府城に攻圍し、陳軍は戰敗し、蔡も亦他に轉じた。是冬廣東軍の旅長鄧本殷は隊を率ゐり駐し、兼ねて瓊崖

善後處々長の職を領し、同十二年陳炯明逐はれ、省局紊亂し、鄧氏乃ち勢に乗じ八屬を併併し、自ら八屬聯軍の總指揮と稱し、又本島に割據し、同十四年黨政府は鄧氏嶋を負ひ命に抗するを以て、乃ち第四軍に命じ高雷を出で之を討ち、鄧氏支へず、紛々敗退し、四軍は勝に乗じ海を渡り、遂に之を討平した。鄧氏海南に據り數年、恣意搜括し、民隱を恤まず、怨聲道に載し、一敗地に塗れた。同十五年省政府は張難先を以て瓊崖行政委員と爲し、第四軍三十四團許志銳部を以て瓊崖に駐防せしめ、是年冬許部北伐し、三十三團黃鎮球部を以て之に代へ、同十六年夏清黨の事起り、黃鎮球を以て瓊崖警備司令を兼ねしめ、十一月張黃難を構え、黃鎮球之に附し、第四軍即ち其の團の參謀長葉肇を三十三團々長と爲し、止めて其の兵を持し、仍つて戒嚴司令を兼ねしめた。時に共匪蜂起し、諸縣相繼いで失陥し、焚殺の慘古今未嘗有であり、本島滔天の災害に當り、葉部兵寡く、瓊山海口を死守し、援を俟つ。同十七年春に追ひ、廣東に東西南北四善後區を設け、陳銘樞を南區善後委員と爲し、乃ち所部第十師を率ゐ、期を限り瓊に渡り、共匪を肅清し、併せて保甲を創辦し、四境以て清平を告ぐ、是れ民國紀元以來海南政局變遷の大略情形である。

附錄二 保甲施行準則目錄

- 一 廣東南區保甲條例
 - (附錄一) 戶口調査表式 (附錄二) 特別戶口調査表式 (附錄三) 船舶戶口調査表式 (附錄四) 戶口調査表說明 (附錄五) 注意錄式 (附錄六) 連坐結式 (附錄七) 保丁團名冊式 (附錄八) 門牌式
- 二 南區各縣市長官辦理保甲須知
- 三 團董須知

- 四 甲長の職務
- 五 保長の職務
- 六 家長の職務

廣東南區保甲條例

- 第一條 本區善後公署ハ區内地方ノ安寧ヲ保持スル爲ニ舊慣ヲ參酌シ保甲ノ制ヲ設ク
- 第二條 各城市墟鎮鄉村住戶ハ每十家ヲ編シテ一保トナシ保長一人ヲ置キ、十保ヲ甲トナシ甲長一人ヲ置ク十甲以上ノ團トナシ團董若干人ヲ置ク
- 前項保甲ハ地方ノ狀況ヲ視共ノ十家十保ニ滿タサルモノ或ハ十家十保以上ニ在ルモノハ皆保甲ヲ酌置スルコトヲ得
- 各團地區ハ暫ク舊日ノ團防區域ニ照シ辨理ス共ノ十甲ニ及ハサルモノハ近ニ就キ聯ヲ編ス但シ山僻小墟及特別事情アルモノハ此限ニ在ラス
- 第三條 保長甲長ハ該保甲内ヨリ公舉シ甲長團董ノ審査ヲ經市縣地方長官ニ呈シ之ニ充ツ
- 每團ニ團董三人乃至七人ヲ置キ會議制ヲ以テ團務ヲ處理シ市縣地方長官ヨリ該團内ニ付キ信望アル者ヲ擇ヒ之ヲ委任ス
- 第四條 左記事項ノ一アル者ハ保長甲長團董ト爲スコトヲ得ス
 - (一) 年二十五歳ニ滿タサル者
 - (二) 曾テ刑事處分ヲ受ケタル者

- (三) 文字ヲ識ラサル者
- (四) 鴉片ヲ吸食スル者

第五條 保長ハ直屬甲長ノ指揮監督ヲ受ケ甲長ハ直屬團董ノ指揮監督ヲ受ケ該保甲内ノ安寧ヲ保持シ併セテ所屬住戶ヲ教誡命令ス團董ハ直屬市縣地方長官ノ指揮監督ヲ受ケ團内ノ保甲事務ヲ綜理ス

第六條 各團ノ戶口ハ團董ヨリ分別シテ同甲長保長ヲ將シ戶ヲ按シ清查シ詳細ニ填註シ、各保ノ戶口ハ保長ノ清查ヲ經タル後保長ハ本保ノ戶口清冊ヲ作製シ甲長ヨリノ覆査ヲ報シ共ノ控冊ハ保長ニ於テ之ヲ保存ス甲長所轄各保ノ清冊ヲ接受シタルトキハ冊内ニ録スル所ノ事項ニ照シ戶ニ付覆査シ誤漏ヲ更正シ覆査ノ後本甲ノ戶口清冊ヲ集編シ團董ヨリノ抽査ヲ報シ共ノ各保ノ原本清冊ハ甲長ニ於テ之ヲ保存シ團董ハ所轄各甲ノ清冊ヲ接受スル時ハ冊内ニ録スル事項ニ付要項ヲ抽査シ誤漏ヲ更正シ抽査後順次彙編シ本團ノ戶口清冊ヲ作製シ地方官ニ呈報ス共ノ各甲ノ原冊ハ團局ニ保存シ查ニ備フ該市縣長官ハ所轄各團ノ清冊ヲ接受スルトキハ分別シ派員抽査シ共ノ是否ヲ驗シ實ヲ徴シ抽査後一部ヲ整理編纂シ分類統計シ冊端ニ列シ善後公署ニ呈報ス共ノ各團ノ原冊ハ市縣署内ニ保存シ公式文件ト爲シ交梓ノトキハ印章ヲ押捺シ移管ス

凡ソ局署學校黨部工會監獄兵營善堂醫院寺廟工場店舖劇場祠堂會館及共ノ他公團結社一切公共機關ノ類ハ特別戶口調査表式ニ依リ註記シ共ノ保甲ト尋常住戶トヲ編聯シ船戶ハ一船ヲ以テ一戶トナシ他船ヲ合シ編列シ停泊地ノ團ニ於テ之ヲ管理ス

前二項ハ分類統計スヘキ事項ハ全市縣戶口數男女人口六歳乃至十三歳ノ學齡兒童無職業者數本籍及客籍外國籍人數二十歳乃至四十歳ノ壯丁數娼妓數等ヲ規定ス

第七條 各團戶口清查完了後出生死亡婚嫁相續移動外出及出跡寄居收養業務開閉等アルトキハ其ノ家長ハ直ニ事項ヲ直轄保長ニ陳報シ甲長ニ轉報シ甲長ヨリ團局ニ申報シ在冊増改シ團局ヨリ隨時列表シ地方官ニ呈報ス毎月末各市縣長官ヨリ全屬ノ戶口異動表ヲ作成シ善後公署ニ彙報ス

凡ソ外來ノ寄宿或ハ住戶ノ旅行一夜以上ノ者ハ其ノ家長ハ前項ノ規定ニ照シ往來ノ日時ヲ直轄保長ニ報告ス

第八條 各團戶口ヲ清查スルトキハ團内ノ各素行不良烟賭無業外來寄居及逃亡ノ匪盜又ハ刑事犯罪者或ハ共徒嫌疑者等アレハ注意シテ格式ニ從ヒ詳細ニ註記シ簿冊ニ編纂シ地方長官ニ呈報シ考査ニ備フ隨時團董ヨリ分別各該直屬ノ甲長保長ニ命シ查察セシム

第九條 同保ノ各家ハ連坐責任ヲ負ヒ彼此相糾察シ各團ハ戶口清查終了ノトキニ於テ團董甲長ヨリ保ノ按シ各該保長ヲシテ保内ノ各家ヲ聯同シ連坐結式ニ照シ連坐證ヲ具シ齊シク地方長官ニ呈報シ查ニ備フ

第十條 各團ハ盜匪共徒ヲ防禦シ火災水患ヲ救護スル爲ニ保丁團ヲ設クルヲ得團董ハ地方長官ノ命ヲ承ケ之ヲ指揮ス

第十一條 保丁團ハ團内ノ每家ヨリ身體強健品行純良ノ壯丁ヲ出シ之ヲ組織シ保丁團名簿ヲ編成ス但シ家ニ男子又ハ次丁ナク或ハ全家十七歳以下五十歳以上或ハ癱疾者アルトキハ之カ出役ヲ免スルコトヲ得

保丁團組織後團董ハ即チ名冊ヲ作り地方長官ニ呈報シ查ニ備フ

第十二條 保丁ヲ二種ニ分チ一ヲ現役保丁トシ一ヲ豫備保丁トシ團董ハ各冊ノ順席ニ依リ平均ニ輪派シ毎日或ハ隔日ニ一回收替ス其ノ未タ派ニ當ラサルモノハ皆豫備保丁ト爲シ必要時ニ之ヲ徵集ス

第十三條 各團ノ保丁團ハ毎旬團董ヨリ甲長ヲ督シ甲申ヲ分チ次第ニ教練シ、農時停止ノ年ニ毎季全團ヲ合シ一回操練ス其ノ時期ハ團董ニ於テ之ヲ定ム

毎年各團ヲ合シテ一回檢閱ス其ノ時期ハ地方長官ヨリ之ヲ定ム

第十四條 各團ハ規約ヲ定メテ取締ヲ爲スコトヲ得其ノ規約ハ團董ヨリ所屬各保甲長ヲ召集シ草案ヲ議定シ地方長官ニ呈シ之ヲ決定ス

第十五條 團董甲長保長及團内ノ住戶ヲシテ左記犯罪アルモノハ事實ヲ調査シ地方長官ヨリ之カ事實ヲ列舉シ善後委員ニ上申シ查明シ法ニ依リ懲罰シ或ハ之ヲ連坐ニ附ス

- (一) 連坐ハ拘留ニ處シ或ハ三十間以下ノ罰金ヲ科スルコトヲ得
 - (二) 盜匪共徒ト私通シ或ハ之等ヲ庇護シタル者
 - (三) 盜匪共徒ヲ隱匿シ或ハ贖物ヲ牙保シ又ハ處分シタル者
 - (四) 盜匪共徒及其ノ他ノ犯罪者ニシテ逮捕セラレ或ハ逮捕セラレントスル者ヲ故意ニ逃放セシメタル者
 - (五) 同保ニ盜匪共徒アリ之ヲ舉發セス故意ニ隱匿シタル者
 - (六) 保甲事務ノ進行ヲ抗阻シタル者
 - (七) 濫リニ盜匪共徒ヲ保護シタル者
 - (八) 仇ヲ尋ネ恨ヲ挾ミ故意ニ善良ナル者ヲ誣陷シタル者
- 第十六條 團董甲長保長及團内ノ住戶ニシテ左記犯罪アル者ハ事實ヲ調査シ地方長官ヨリ其ノ實情ヲ按シ職ヲ撤シ拘留シ或ハ五十間以下ノ罰金ヲ科シ尙ホ事實ヲ列舉シ善後公署ニ呈報シ案ニ備フ前項ノ罰金ハ該團ノ公用ニ充當シ地方長官ハ之ヲ任意流用スルコトヲ得ス
- (一) 團董甲長保長職務ヲ懈怠シ辦理ニ努メサル者

- (二) 盜匪共徒事件ヲ隠蔽シタル者
- (三) 團内ニ強奪暴動等ノ事ヲ發生シタルトキ五日以内ニ之ヲ檢舉スル能ハサル者
- (四) 偵査正確ナラス誤ツテ逮捕フ行ヒ人ノ財物ヲ損傷シタル者
- (五) 戸口ヲ隠匿シタル者
- (六) 相隣接セル各團甲保内ニ警戒スヘキコトアリ援助ヲ爲サハル者
- (七) 外來寄宿或ハ住戸旅行一夜以上ニ在ル者及共ノ他戸口異動事項ヲ報告セサル者
- (八) 小利ヲ貪圖シ故意ニ贓物ヲ買収シタル者
- (九) 保丁ノ微察ニ抗スル者
- (十) 教誡規則ニ從ハサル者
- (十一) 故ナク保甲ノ公費ヲ滯納スル者

第十七條 團董甲長保長保甲事務ヲ辦理シ成績顯著ナル者或ハ殊勳アル者ハ地方長官ヨリ事實ヲ陳述シ善後委員ニ上申シ查明褒獎ス其ノ公傷ニ因リ斃ル者ハ恤救ヲナス

第十八條 各市縣地方長官ハ保甲事務ヲ辦理シ成績優良ニシテ異常ニ努力スル者ハ善後委員ノ考査ヲ經テ確實ト認めタルトキハ優ニ從ツテ褒獎ヲ給與ス其ノ懈怠職ヲ失スル者ハ分別シ譴責罰俸免職ノ處分ヲ科ス

第十九條 各團各甲ハ互ニ相聯絡援助シ協同警戒シ共ノ接壤ノ團甲ハ聯合會ヲ組織スルコトヲ得但シ辦法ヲ明定シ地方長官ニ上申シ査閱ヲ受ケテ辦理スヘシ

第二十條 團内住戸ニシテ匪ノ爲ニ匪ニ通シ匪ヲ隠匿シ贓物ヲ牙保スル者及共徒或ハ共ノ他犯人アルトキハ其ノ同保各

家ハ發覺後即時之ヲ保長ニ報告シ法ヲ設ケ拿捕シ甲長ヲ經テ團董ニ交送シ地方長官ニ轉送シ善後委員ニ上申シ法ニ從テ懲罰ス團局ハ法ニ違ヒ私ニ訊問スルコトヲ得ス其ノ重大犯人ニ關シテハ先ツ甲長團董ニ密告シ團丁ヲ徵集シ或ハ地方長官ニ請ヒ隊ヲ派シ協力シ之ヲ拿捕ス

前項ノ事件ニ關シテ疎忽ニシテ査察ヲ誤リ直ニ査察拿捕ヲ行ハス官署或ハ他人ニ依リ發覺セラレトキハ其ノ直轄ノ保長及同保ノ各家ハ皆連坐罰金ノ處分ヲ受ケ第十六條第二項ノ規定ニ依リ辦理スヘシ

第二十一條 同保ノ匪徒共徒或ハ同保ノ住戸ニシテ他保ニ入り匪ト爲ル者ヲ他保他團カ之ヲ捕獲スルトキハ地方長官ハ審査ノ上確實ト認めタルトキハ獎賞ス其ノ獎金ハ同保ノ各家ニ於テ負擔シ其ノ匪徒寺廟工場店舖劇場及共ノ他公共ノ場所ヨリ出ルトキハ該管理人ニ於テ之ヲ負擔ス

前項獎金ノ多寡ハ匪犯罪蹟ノ輕重ヲ視テ之ヲ酌定ス

第二十二條 各團ノ住戸銃器ヲ所持スルトキハ地方長官ヨリ一定期限内ニ公示シ其ノ種類件數ヲ明示シ烙印シ番號ヲ附シ之カ發還又ハ保管ヲ取締リ使用ノ際ニハ理由ヲ附シ檢査ヲ爲シ違反者ハ軍器私藏ノ罪ニ依テ處分ス

第二十三條 團董甲長保長ハ皆名譽職トシ俸給ヲ受ケス但シ必要ナル公費ハ團内ノ公共費ヨリ之ヲ發給ス

第二十四條 各團ノ經常臨時各費ハ該團ニ於テ各自計畫シ團董甲長保長協商ノ上豫算ヲ作り地方長官ノ審定ヲ受ケ前項臨時費ハ旅費醫藥獎賞救恤ノ用ニ充ツ團内ノ經常臨時各費ハ保長ヨリ之ヲ徵收シ甲長ニ送付シ團局ニ集收シタル後納戸ニ分給ス

第二十五條 各團毎月ノ收支款項ハ團董ニ於テ清冊ヲ作り地方長官ニ呈報シ檢閱ヲ受ケ一分ヲ局門ニ貼列シ衆覽ニ供ス

第二十六條 各團ノ公款ハ團内ノ各甲長ヨリ信用アル者ヲシテ保管セシメ團董ハ之ヲ擅用スルヲ得ス

第二十七條 各團ハ旗式ヲ制定シ團甲ノ旗幟トナシ標誌ヲ明ニシ劃一ヲ期ス

第二十八條 各團ノ職員保丁ハ制服ノ穿用如何ヲ問ハス襟章臂章ヲ制定シ佩帶シ識別ニ資ス

第二十九條 各團ハ地方長官ニ於テ制定シタル様式ニ依リ木質ノ印章ヲ發行シ公用文件ノ處理ニ資ス其ノ保甲及地方公益事務ニ關スルモノ以外ニ之ヲ使用スルヲ得ス

第三十條 各團ハ制定ノ門牌様式ニ照シ各保住戸ニ命ジ註記シ門首ニ掲揚シ考査ニ便ス

第三十一條 善後委員或ハ市縣地方長官ニ於テ必要ヲ認メタルトキハ各團ヲシテ各項地方自治事務ヲ兼辦セシムルコトヲ得

第三十二條 各市縣地方長官ハ本條例ニ依リ變更抵觸セサル範圍内ニ於テ本地ノ情況ヲ觀察シ細則ヲ規定シ善後委員ノ査定ヲ得テ之ヲ施行スルコトヲ得

第三十三條 本條令ハ公布ノ日ヨリ實施ス

(附錄) 一 戶口調査表式

縣市	區團	街門牌第	村號	戶口調査表	年月	日查填				
家長性別	姓	名	別	號	年齡	詳細籍貫	職業種類	動產及不動產約數	阿片吸食種類及數	備考

(附錄) 二 特別戶口調査表式

縣市	團	街門牌村	號特別戶口調査表	年月	日查填					
家長トノ關係及性別	姓	名	別	號	年齡及性別	詳細籍貫	職業種類	資產額數	阿片吸食種類及數	備考
合計	現住	男	女	男	女	本籍	客籍	何種銃器	擬人	
附記	外出	男	女	男	女	外國籍	無業者			
	直屬第	保甲	保甲	保甲	保甲					

合計	現在	男女	口丁	學童	男女	客籍	人	阿片吸食者	人
外出	男女	口丁	壯丁	人	外國籍	人	何種銃器	挺	
附記									

(附錄) 三 船舶戶口調査表式

縣市	團船舶戶口調査表										年月	日	夜
	船名	船主姓名	別號	年齡	詳細籍貫	船種	航地	航船	航船	航船			
船主	姓名及性別	別號	年齡	詳細籍貫	船種	航地	航船	航船	航船	航船	航船	航船	航船
關係	姓名及性別	別號	年齡	詳細籍貫	船種	航地	航船	航船	航船	航船	航船	航船	航船
合計	現在	男女	口丁	學童	男女	客籍	人	阿片吸食者	人				
外出	男女	口丁	壯丁	人	外國籍	人	何種銃器	挺					

附記 直屬第 保甲 保甲長

(附錄) 四 戶口調査表說明

- 說明一 家長主持船舶主トノ干係一欄ハ祖公母父母姑舅子女妻媳叔姪兄弟宗族姻戚朋友及職員伴傭婢僮雇傭ノ類ノ如シ
- 說明二 凡ソ紹介ノ寄居及分租ナル者ハ備考欄内ニ應シテ分別註明ス
- 說明三 凡ソ外出スル者ハ備考欄内ニ所在地所ヲ註明ス
- 說明四 凡ソ局署學校黨部工會監獄兵營善堂醫院寺廟工場店舖劇場廟堂會館及其ノ他公益結社一切公共場所等類中ニ填註スル所ハ其ノ中ニ住居スル人ニ限ル其ノ全部職員學生工人等ハ各居住地ニ於テ之ヲ調査ス但シ其ノ職員學生工人等ノ人數若干ハ須ラク分別シテ附記欄内ニ註入ス
- 說明五 附錄一二兩種調査表中職業種類一欄ハ須ラク明白ニ填註シ何ノ職業ニ任シ何ノ商店ヲ開キ何程ノ工藝ヲ做ス等ノ類ハ直ニ其ノ操ル所ノ業ヲ以テ填入シ工商軍政等統括名ヲ以テ之ヲ表スコトヲ得ス
- 說明六 注意録ニ編入スル各種人ハ尙ホ一律ニ戶口冊内ニ編入ス其ノ注意スヘキ事項ハ備考欄内ニ註記スヘシ
- 說明七 乞丐ハ其ノ乞ヲ行フ地域及宿所ヲ限定シ姓ニ名ヲ按シ登記シ別ニ一類トシ冊末ニ附ス
- 說明八 籍貫一欄ハ其ノ出生地或ハ生活ノ根據地ヲ以テ永久ノ通信所トナスベク詳細明確ニ填入シ其省某縣等ノ如ク簡略ニ之ヲ出スヲ得ス

(附録) 七 保丁團名冊式

縣市	團保丁團名冊	年月	日	籍	所	銃器種類
甲別	保別一姓	名	年	齡	職	業
住	所	銃	器	種	類	

(附録) 八 門牌式

某甲第保第家	
戶主姓名	籍貫
職業	同居男名女名
坐落地名	

長三寸 廣二寸

南區各縣市長員辦理保甲須知

一 保甲制通令後ノ辦事々項

- (甲) 即日各團ニ通令シ並ニ商會及其ノ他公團ニ照會シ保甲條例ヲ分發シ一而定期十日內ニ保甲會議ヲ開キ各鄉ノ現在團董及城市商會長其ノ他公團代表者ヲ召集シ置ニ於テ開會討論シ保甲進行方法ヲ編纂シ並ニ之ヲ布告周知セシム
- (乙) 既ニ各團ノ名稱ニ照ラシ印章樣式ヲ制定シ豫メ各團ノ印章ヲ刊制シ其ノ市區地方ラシテ從前未タ團ヲ設ケサルモノハ其ノ家屋人口分布ノ狀況ヲ按シ若干團ヲ區分シ團名ヲ立テ一律ニ印章ヲ刊制シ以テ保甲會議開會後ノ分發額用ニ備フ
- (丙) 發布シタル條例內附録ノ戶口調査表、特別戶口調査表、船舶戶口調査表、説明書、注意錄、連坐結保丁團名冊門牌等ノ式ハ其ノ尺度(樣式)ヲ按シ謄出シ城市ノ印刷店ニ命シ刊刻印刷シ以テ將來各團ノ購用ニ備フ
- (丁) 條例三十二條ノ規定ニ依リ補充細則ヲ立案シ善後公署ノ査定ヲ經テ之ヲ施行ヲ爲ス
- (戊) 依命發布ノ團董須知ハ全文ヲ錄シ多數印刷ニ附シ保甲會議開會後各團董甲長保長ニ分發シ施行スルノ用ニ備フ
- (己) 保甲會議ヲ開催スルトキハ保甲條例ヲ提出シ進行上種々ノ問題ニ關シ衆意ヲ徵集シ、殊ニ下記五事項ヲ分別決定ス
 - (一) 編查開始ノ期日
 - (二) 條例第三條第二項ノ規定ニ依リ團董ヲ增選シ、即チ其ノ補充人物ヲ決定ス但シ人選ヲ慎重ニシ土豪劣紳ニ注意シ即チ現ニ團董ニ充ツル濫劣ナル者ハ應サニ分別シ之ヲ剔革ス
 - (三) 各團ヨリ報告シタル保長甲長ノ姓名期限ヲ決定ス
 - (四) 出席者ノ意見ニシテ若シ編查ノ爲ニ補助者ヲ要スルコトヲ認ムルニ一致セハ情狀ヲ酌量シ每團ニ編查員若干ヲ置クコト、シ團董ヨリ之ヲ推薦シ會議ニ提出シ其ノ數人ヲ選任シ決定ス
 - (五) 各團局ノ改組期限ヲ決定ス

(庚) 保甲會議ノ開會情況並ニ其ノ決定事項ハ詳細ニ善後委員公署ニ提出シテ審査ヲ經ヘキモノトス

二 保甲會議經過後ノ辨事々項

- (甲) 新任ノ各團々董ヨリ命ニ依リ團局ノ組織ヲ報告シ並ニ各團々董ノ姓名ヲ表ニ作り善後公署ニ提出シテ審査ニ備フ
- (乙) 各團ノ編查員ヲ派定ス(編查員ハ名譽職トスル)
- (丙) 各團ニ督催シ迅速ニ推舉シタル保甲長ノ姓名ヲ報告セシメ己ニ報告セル者ハ委員ヲ分派ス
- (丁) 各團ハ一律ニ新印章ヲ發給シ舊章ヲ抹消ス
- (戊) 團董須知ヲ各團ニ分發シ順次之ヲ辦理セシメ並ニ某印刷店ヨリ判定ノ表結門牌等ヲ購入シ團ニ回付シ用ニ備フ
- (己) 各團ニ對シ保甲會議ノ決定ヲ實施スル編查開始期日ヲ布告シ並ニ通告シ、開始前諸事ノ計畫終了ヲ命ス
- (庚) 各團ニ通告シ戸口編查時ニ於テ若シ匪ノ爲ニ匪ニ通シ、匪ヲ隱避シ、贓物ヲ藏匿スルモノアリ又ハ共徒或ハ其ノ他ノ犯人アルトキハ當該直屬ノ保長及保内ノ住戸ヨリ捕縛シ之ヲ團局ニ轉送シ訊問シ、犯人者ノ發覺後條例第十五條第四項或ハ第二十條第二項ノ規定ニ依リ同保各家ヲ捕縛シ連坐ノ罰ニ處ス
- (辛) 各團ニ通告シ戸口編查開始ノ時ニ於テ其ノ處理情況ヲ報告シ考査ニ備フ
- (壬) 各團ニ布告シ土豪劣紳ノ端ヲ借リ抗阻スルヲ嚴禁シ並ニ剽劫ニ民衆ニ對シ保甲施行ノ利益ヲ論告ス
- (癸) 各團ニ通告シタル後受クル文書ハ各團董ハ連名ヲ以テ署印シ收受ヲ許シ、一面收發員ニ命シ各團ノ文書ヲ接收シタルトキハ先ツ其ノ是非ヲ査問シ全體ノ署印ヲ爲シ、其ノ未タ處理セサルモノハ原文ヲ返還シ記名署印ス

三 編查開始期日經過後ノ辨事々項

- (甲) 派員シ各團ヲ分巡シ其ノ戸口編查實際ノ上ノ狀況及團董ノ辦事情形ヲ觀察シ隨時其ノ錯誤ヲ糾正シ並ニ之ヲ督促ス
- (乙) 各團ヲシテ該團ノ區域圖ヲ描キ道路河流ノ交通村落人口鑛產森林ノ分布輸出土產物ノ生産地及其ノ種類等ノ狀況ヲ分別シ製圖ニ記入シ考査ニ備ヘシム
- (丙) 保甲條例第十五、第二十、第二十一各條全文ヲ摘錄シ布告周知セシム
- (丁) 曾テ清查ヲ經タル戸口編成ノ保甲地ニシテ若シ條例第二十條ニ規定スル匪犯ヲ未タ該本保ニ於テ拿捕押送セサルトキハ訊問ノ後ニ其ノ故意ニ出ルモノハ第十五條ニ照ラシ辦理シ、疎忽ニシテ失察スルモノハ第二十、第二十一各條ニ照ラシ辦理シ均シク其ノ同保各家ヲ連坐ノ罰ニ處シ仍ホ其ノ事實ヲ各團ニ通告シ並ニ布告周知セシム
- (戊) 編查期日ヲ經過シ未タ辦理ヲ開始セサル各團ハ即チ其ノ進行遲延原因ヲ查明シ速カニ法ヲ設ケ解決シ若シ故意ニ延引抗阻セハ分別シ懲罰シ放任スルヲ得ス
- (己) 各團ノ戸口編查ヲ開始スルノ情形ハ詳細ニ善後公署ノ檢査ヲ經ヘシ

四 各團ノ戸口清冊ヲ呈出スル時ノ辨事々項

(甲) 某團ノ戸口清冊ヲ接受スルトキハ即チ順次ニ繕問シ其ノ各表ノ記入カ方式ニ合スルヤ否ヤヲ審ニシ説明書ニ指示スル各節ニ照ラシ辦理シ隨時派員檢査ノ上若シ誤漏ヲ發見セハ分別補正ス

- (乙) 巡視員ニ命シ編査完了ノ各團ノ門牌旗幟標章臂章等カ正當ノ辦理ナルヤ否ヤヲ檢査ス
- (丙) 戶冊ヲ届出テタル後各團ヲ督シ速カニ條例第十一條ノ規定ニ依リ保丁團ヲ組織シ盜匪共徒ノ警戒ニ從事セシメ一面名冊ヲ製シ考査ニ備フ
- (丁) 戶冊ヲ届出テタル後各團ヲ督シ速カニ條例第八第九兩條ノ規定ニ依リ注意シテ連坐書ヲ録シ集成シテ呈示セシム
- (戊) 尙ホ未タ編査ヲ了セサルトキハ分別シテ派員督促ス

五 全屬戶口編査終了後ノ辦事々項

- (甲) 各團戶冊ノ抽査ヲ終了スルトキハ即チ條例第六條第三項ノ規定ニ照ラシ分類統計ヲ冊端ニ列シ一面書手ヲ雇入分任シテ謄録整理シ一部ヲ善後公署ニ呈出ス
- (乙) 大工ヲシテ書籍ヲ作ラシメ高處ニ置キ全屬各團ノ戶口清冊ヲ收メ順次ニ鎖鑰ヲ施シ保管ヲ爲シ將來交代時ニ即チ運寄シテ移交ス
- (丙) 條例第二十二條ノ規定ニ照ラシ期限ヲ定メ各團ニ通令シ屬内ニ貯藏スル銃器ハ已ニ檢査ノ有無ヲ論セス一律ニ期限ヲ定メ呈出セシメ烙印ノ上種類ヲ明記シ番號ヲ附シ還付シ手数料ヲ輕減シテ徵收シ銃器ノ種類ニ從テ若干級ニ區分シ多クモ二回ヲ過クルヲ得ス銃ニ簡略辦法數條ヲ制定シ全屬一體ニ布告周知セシム
- (丁) 銃器ノ檢査ヲ了スルトキハ白ヲ各團ヲ出巡シ團董甲長保長ヲ召集シ調話シ便ニ從ヒ保丁ヲ檢閲シ銃ニ簡單ノ勉勵文字ヲ書シ團局ニ付與シ之ヲ禮堂ニ懸ケ激勵ニ資セシム
- (戊) 各團ヲ督勵シ條例第十四條ニ照ラシ本團ノ規約ヲ擬訂シ施行ス

六 隨時辦事々項

- (甲) 各團ニ督勵シ戶口異動表ヲ作り隨時考査シ修正ス
- (乙) 各團董ノ成績ヲ考査シ辦事卓逸ト認ムルモノハ褒賞シ職務怠慢辦理ニ努メサルモノハ分別シテ懲戒シ其ノ賞罰ハ均シク通令シテ之ヲ行ヒ戒飭感孚セシム
- (丙) 若シ條例第十五、第二十、第二十一各條ニ規定スル犯罪ヲ發見スルトキハ即チ連坐結ヲ檢査シ連坐處分ヲ勵行シ、事後各團ニ通令シ之ヲ告知シ布告周知セシム
- (丁) 各團ニ督勵シ甲ノ教練狀況ヲ報告セシム
- (戊) 派員シ其ノ團ト團甲ト甲トノ聯絡協助狀況ヲ考察ス

七 定期辦事々項

- (甲) 毎月初各團ニ命シ前月ノ收支款項ヲ造冊シ報告セシム
- (乙) 毎年農閑期ニ各團ノ保丁ヲ定期召集シ檢閲ヲ施行ス

團董須知

一 地方長官施行保甲制度ニ保甲會議召集通令後ノ辦事々項

- (甲) 本團同事及各鄉紳耆ヲ召集シ二三日内ニ開會シ地方長官發スル所ノ保甲條例及會議召集命令ヲ以テ剴切ニ宣布シ

本團ノ分甲事項ヲ提議シ戸數ニ照ラシ甲ヲ分チ聯ヲ編スルコトヲ切實ニ決定シ散會後各鄉村街所ヲ巡訪シ開會情況及團
甲辦法ヲ分別説明シ選出スヘキ甲長保長ノ推舉ヲ囑シ氏名ヲ開列シ團ニ報シ地方長官ニ送り委任ニ備フ

- (乙) 地方長官施行ノ保甲布告ヲ團内ノ各通衢地別ニ分掲シ衆ニ周知セシム
- (丙) 保甲條例ヲ接受スル期日及紳耆召集開會情況ハ文ヲ具ヘテ地方長官ニ呈シ考査ニ備フ
- (丁) 團ノ公費ヲ督催徴收シ不足ヲ告クルトキハ暫ク富戸ニ向ツテ法ヲ設ケ借款シ開辦ノ用ニ供ス
- (戊) 保甲條例第二十七條旗幟ニ關スル規定及附錄八ニ示ス所ノ紋章尺度ニ照ラシ團旗甲旗ヲ定製ス
- (己) 地方長官決定ノ保甲會議日程ニ照ラシ同事ヲ召集シ會ニ臨ミ本團ノ團甲辦法ヲ陳述シ各甲長報呈スル所ノ甲
長保長ノ姓名ヲ編列シ地方官ニ届出テ委任ヲ申請ス
- (庚) 保甲會議ニ出席スルトキ若シ多數カ編査員ヲ使用スルコトヲ主張セハ即チ篤實勤敏ノ者數人ヲ選擇シ姓名ヲ具シ
任用ヲ上申ス

保甲會議經過後ノ辦事々項

- (甲) 保甲會議決定ノ戸口編査期日ヲ團内ノ各鄉村街所ニ通告シ衆知セシム
- (乙) 未タ甲長保長ノ地所ヲ届出サルモノハ督促シ日ヲ限り推舉シ姓名ヲ記シ地方長官ノ委任ヲ申請ス
- (丙) 新團董ヲ委出セハ即チ會同シテ團局ヲ改組シ社ニ二三人ノ常駐辦事ヲ推定シ仍ホ情況ヲ地方長官ニ報呈シ考査ニ
備フ
- (丁) 地方長官發スル所ノ本團ノ新印章ヲ受ケタルトキハ即チ從前使用スル所ノ團長團總ノ舊印ハ一律ニ抹消ス

(戊) 入ヲ派シ地方官署指定ノ印刷店ニ於テ保甲辦理使用ノ各種戸口調査表說明書注意書運送保丁團名冊門牌等ヲ購
入シ團ニ於テ應用ス

(己) 編査開始期日七日前ニ於テ全團各甲長保長編査員等ヲ召集シ本團ノ經常臨時各費支辦方法其ノ他進行事宜ヲ協商
シ分別決定シ社ニ最迅速ノ編査完了日ヲ豫定シ一面ニ經費支辦其ノ他ノ進行事宜ヲ分別決定シ迅速ノ編査完了日ヲ豫定
シ一面ニ經費支辦方法並ニ各種會商情況ヲ地方長官ニ上申ス

(庚) 前項ノ甲長保長ヲ召集シ會商スルトキハ甲長保長ニ囑付シ戸口編査開始ノ時期ニ於テ若シ匪ノ爲ニ匪ニ通シ匪ヲ
隱避シ贓物ヲ藏匿スルモノ及共徒或ハ其ノ他ノ罪犯ヲ發見スルトキハ直ニ團局ニ轉送シ訊問ニ附シ違反スル者ハ故意又
ハ過失ヲ論セス其ノ直轄保長又ハ同保各家ハ皆連坐ノ罰ヲ受ク極メテ反復丁寧ニ其ノ自身負フ所ノ責任ヲ説明スヘシ

三 編査開始期經過後ノ辦事々項

(甲) 前項開會時ニ劃定スル各甲ノ次第ニ照ラシ分途各甲長保長ヲ督シ戸口調査實行ヲ開始シ條例第二條ノ規定ニ遵據
シ保甲ヲ編成シ精確ニ登記シ努メテ豫定期間内ニ完了シ一面編査開始情況ヲ地方長官ニ呈報ス

(乙) 團内ノ各保ニ於テ前節庚項ニ載スル所ノ匪犯ヲ發見スルトキハ拿捕シテ甲長ニ交送シ轉送シ局ニ來ルトキハ即チ
其ノ犯蹟ヲ查明シ文ヲ具シ地方官署ニ廻送シ押收審判シ法ニ違ヒ私ニ訊問スルヲ得ス

(丙) 各甲ニ督令シ一面戸口ヲ編査シ一面丁ヲ擇ンテ巡防ス

(丁) 各甲ニ命令シ備蓄ヲ購備シ警ヲ聞キ應援スルノ義務及之ヲ應援セサルノ罰條ヲ定ム

- (戊) 條例ノ規定スル警章様式ニ照ラシ保丁警章ヲ製備シ各甲長ニ分發シ轉給頒用セシメ竝ニ命令シ警丁有無ヲ論セス凡ソ保丁銃器ヲ携ヘテ外出セハ一律ニ警章ヲ佩帶シ、若シ能ク法ヲ設ケテ制服ヲ準備セハ尤モ完備トナス
- (己) 本團ノ區域圖ヲ作製シ地方長官ニ届出ツ凡ソ團内ノ道路河流ノ交通村落人口森林礦産ノ分布輸出土産物ノ種類及生産地ノ情況等ハ均シク詳細ニ圖繪シ記入スヘシ
- (庚) 各甲ヨリ陸續戸冊ヲ送ルトキハ即チ冊ヲ携ヘ該甲ニ就キ保ヲ經テ抽查シ誤漏ヲ更正シ竝ニ該甲ノ注意人物及乞丐等ヲ查明シ既ニ編入セルヤ否ヤヲ冊内ニ記入シ欄中ニ備フ
- (辛) 各甲ハ戸冊ヲ送り局ニ來リ一面抽查更正シ一面寫字生ヲ雇入レ副本ヲ謄録シ詳細校對ヲ加ヘ呈報ニ備フ
- (壬) 編查期ヲ經過シ未ク整理ヲ開始セサルトキハ即チ其ノ事由ヲ查明シ迅速ニ法ヲ設ケ解決シ若シ故意ニ延引抗阻セハ即チ實ヲ擧ケ地方長官ニ上申シ分別懲罰シ情ニ徇ヒ敷衍スルヲ得ス職務怠慢ノ處分ヲ受ク

四 全團戸口編查完了後ノ辨事々項

- (甲) 各甲ノ戸冊ヲ齊シク送ルトキハ前節庚項ノ辦法ニ照ラシ抽查完了後寫字生ヲ督シ速カニ副本ヲ謄寫シ之ニ注意書ヲ連續シ併セテ之ヲ地方長官ニ呈送シ審査ニ備フ
- (乙) 條例第九條ノ規定ニ照ラシ各甲長ヲ督シ所屬各保ノ責任ニ附シ連坐書ヲ調製シ次第ニ編ヲ集メ冊ヲ成シ地方長官ニ呈送シ案ニ備フ
- (丙) 本團全部戸口ノ控冊ハ特ニ木箱ヲ造リ貯藏シ安全ニ保管ヲ爲ス
- (丁) 各甲ヲ分巡シ各住戸ハ條例ニ從テ門牌ヲ掲示スルヤ否ヤ又ハ其ノ填記スル所ノ丁口ノ確否ヲ視察ス

- (戊) 保甲條例團董須知及地方官署ノ保甲補充規則規約等ノ全文ヲ抄録シ多數印刷ニ附シ各甲長保長ニ分給シ鄭重ニ各姓ノ公堂及公共會所ニ掲帖セシム
- (己) 條例第十四條ノ規定ニ照ラシ各甲長保長會議ヲ召集シ本團ノ規約ヲ立案シ罰則ヲ定メ地方長官ニ呈報シ考査ヲ經タル後多數刷成シ全國ノ各家長一體ニ通告シ遵守セシム
- (庚) 地方長官ノ驗銃通令後即チ各甲長保長ヲ召集シ宣布ノ上一律ニ期日ヲ限リ届出テ烙印ヲ申請ス
- (辛) 條例第十一條ノ規定ニ遵照シ保丁團ヲ組織シ名冊ヲ編成シ一面順序ヲ逐テ輪派巡防シ一面名冊ヲ調製シ地方長官ニ呈報シ考査ニ備フ
- (壬) 分別シ甲長ヲ督シ甲ヨリ保丁ヲ召集シ教練ヲ爲ス

五 隨時辨事々項

- (甲) 各甲ヲ監督シ其ノ職務ヲ履行シ其ノ辨事ノ是非ヲ察ス
- (乙) 各甲長保長ヲ督勵シ隨時注意録記スル所ノ嫌疑入戸及其ノ他ノ形跡疑フヘキ人ヲ查察ス
- (丙) 軍警團ニ到リ犯罪ヲ捜捕スルトキハ保丁ヲ派シ協助スヘシ
- (丁) 各甲長ニ命シ隨時甲内戸口ノ變動ヲ注意シ凡ソ出生死亡婚姻相續移動外出及失踪寄留收容開業閉業等ノ事ハ皆分別報告セシメ報告ヲ俟チ戸冊ヲ檢査シ修正ス
- (戊) 團内住戸ニシテ若シ條例第十五第十六兩條ノ事項ニ違反スルモノアルトキハ即チ事由ヲ附シ地方長官ニ呈報シ考査シ懲罰ヲ明ニシ其ノ本團ノ規約ヲ犯ス者ハ罰則ニ照ラシ處分ス仍テ地方長官ニ呈報シ查閱ニ備フ

- (己) 團内ニ若シ發砲暴動ヲ起シ或ハ其ノ他殺人闘争毆打等ノ事アラハ即チ保丁ヲ指揮シ拿捕鎮壓シ兇犯ノ逃走ニ委セシメス一面情況ヲ地方長官ニ報告ス
- (庚) 別團カ匪犯ヲ追捕シ本團ニ入ルトキハ即チ保丁ヲ督シ協同逮捕ス
- (辛) 團内ノ賞罰救恤ノ處置ニ關シテハ各甲長ノ意見ヲ徵シ務メテ公平ヲ期ス
- (壬) 保丁巡防ノ是否ヲ嚴重ニ査察シ尤モ紀律ニ注意スヘシ
- (癸) 保甲條例團章須知及地方官署保甲補充細則本團規約等ハ時ニ應シ當ニ注意シテ閱讀スヘシ

六、定期辨事々項

- (甲) 毎旬甲長ヲ督シ甲ニ分子保丁ヲ召集シ教練ヲ授クルニ射擊戰術諸法ヲ以テスヘシ
- (乙) 毎月初ニ前月一切ノ收支款項ヲ以テ清冊ヲ作成シ地方長官ニ呈出シテ檢査ヲ申請シ茲ニ清單ヲ開列ス
- (丙) 毎月終ニハ團内戸口ノ變動事項ヲ表ニ列記シ地方長官ニ呈報シ修正ヲ請フ
- (丁) 毎季日ヲ定メ全國ノ保丁ヲ召集シ操練ヲ實施ス

甲長ノ職務

- 一、團董ヲ補助シ甲内ノ安寧ヲ保持シ並各保長ヲ督勵シ其ノ職務ヲ履行ス
- 二、甲内ノ戸口ヲ教誡命令シ法紀ヲ遵守シ非行ヲ爲サス
- 三、保長ヲ督勵シ時々所屬住戸カ匪ノ爲ニ匪ニ通シ匪ヲ隱避シ贓物ヲ藏匿シ及共徒或ハ其ノ他ノ犯罪又ハ登記シタル

嫌疑入戸ヲ査察シ尤モ意ヲ加ヘテ査察ス

- 四、隨時甲内戸口ノ變動ニ注意シ凡ソ出生死亡婚姻相續移動及失踪寄留收養開業閉業等ノ事ハ均シク保長ニ命シ報告シ戸冊ヲ檢査セシメ團局ニ轉報シ戸冊ヲ檢査シ修正ス
- 五、甲内ニ發砲暴動或ハ其ノ他殺人闘争毆打等ノ事アレハ即チ保丁ヲ指揮シ拿捕鎮定シ兇犯ノ逃走ニ委セシメス一面專ラ人ヲシテ團局ニ馳報セシム
- 六、本甲ニ遇々水災火警アルトキハ即チ保丁ヲ督シ馳往救護ス隣甲ニ天災匪警アルトキハ亦同シ
- 七、軍警甲内ニ至リ罪犯ヲ搜捕スルトキハ即チ保丁ヲ督シ協同逮捕スヘシ
- 八、各甲ハ順次教練シ本甲ノ操練ニ當リテハ即チ保丁ヲ召集シ操演ス
- 九、隨時甲内ノ住戸ヲ視察シ若シ未タ門牌ヲ掲ケサルトキ或ハ已ニ脱落スルトキハ命令シテ之ヲ補填掲貼ス
- 十、本甲ノ保丁カ武器ヲ携帶シ出巡シ臂章ヲ佩帶スルヤ否ヤ又ハ巡防ノ動作カ嚴密ナルヤ否ヤヲ査察シ紀律ヲ遵守シ隨時整頓ヲ加フ
- 十一、保長ヲ督勵シ本團ノ保甲費及罰金等ノ項ヲ徵收シ團局ニ轉送ス
- 十二、凡ソ官廳或ハ團局ノ一切文件ヲ接受セハ即チ正當ニ布達シ務メテ家ニ諭シ戸ニ曉知セシム
- 十三、保甲條例團章須知及地方官署保甲補充細則本團規約等ハ均シク時ニ應シ當ニ注意シテ閱讀スヘシ
- 十四、其ノ他地方長官或ハ團局ヨリノ命令事項ハ皆眞實ニ實施スヘシ

保長ノ職務

三七三

- 一、甲長ヲ補助シ保内ノ安寧ヲ保持シ竝ニ本保各家人戸ヲ教誡規律シ法紀ヲ遵守シ非行ヲ爲サス
- 二、條例第十五第二十第二十一各條規定ノ連坐罰法ヲ以テ保内ノ各家長ニ向テ罰切ニ解說シ其ノ自身ノ負フ所ノ責任ヲ明カナラシメ竝ニ命令シ隨時之ニ相糾察シ防遏ニ注意ス
- 三、隨時保内戸口ノ變動ニ注意シ凡ソ出生死亡婚姻相續移動外出及失踪寄留收養開業閉業等ノ事又ハ外來寄宿或ハ住戸旅行一夜以上ニ在ル者ハ均シク甲長ニ報告シ登記シ團局ニ轉報シ考査ニ備フ
- 四、保内ニ若シ匪ノ爲ニ匪ニ通シ匪ヲ隱避シ贓物ヲ藏匿スルモノ或ハ共徒其ノ他ノ犯罪及往來形跡ノ疑フヘキ者ヲ發見シタルトキハ即チ法ヲ設ケ拿捕シ若シ力及ハサルトキハ甲長ニ密報シ保丁ヲ徵集シ協力拿捕スヘシ
- 五、保内ノ住戸ニシテ若シ素行不良烟賭無業及會テ刑事案件ヲ犯セシ者ハ隨時注意シ看察スヘシ
- 六、本保或ハ隣保ニ火災匪警アルトキハ即チ丁ヲ呼シ援助スヘシ
- 七、本保ニ若シ殺傷闘争毆打等ノ事發生セハ即チ丁ヲ呼シ兇手ヲ拿捕シ逃走セシメス一面甲長ニ報告スヘシ
- 八、軍警保内ニ至リ罪犯ヲ搜捕スルトキハ即チ努力援助シ情實ヲ挾ムヲ得ス
- 九、本團ノ保甲公費及罰金等ヲ徵收シ甲長ニ送り團局ニ轉交ス回收シタル收入ハ納戸ニ分給ス
- 十、保内ノ各家ニシテ若シ門牌ヲ掲ケサルモノ或ハ剝落シタルモノハ命ジテ補填シ掲貼セシム
- 十一、凡ソ官廳又ハ團局ノ一切文件ハ即チ保内ノ各家長ヲ集メ朗切宣布シ務メテ男女ヲシテ周知セシム
- 十二、保甲條例團董須知及地方官署保甲補充細則本團規約等ハ均シク時ニ應ジテ常ニ注意閱讀スヘシ

十三、其ノ他地方長官或ハ團董甲長ノ命スル事項ハ皆眞實ニ實施スヘシ

家長ノ職務 (凡ソ商店工場學校寺院其ノ他機關公共處等主持人ノ職務モ之ニ準ス)

- 一、保長ヲ協助シ竝ニ子弟ヲ教誡命令シ法紀ヲ遵守シ非行ヲ爲サス
- 二、同保ノ各家ハ時ニ應ジテ常ニ互ニ相糾察シ若シ匪ノ爲ニ匪ニ通シ匪ヲ隱避シ贓物ヲ藏匿スルモノ或ハ共徒其ノ他ノ罪犯及往來形跡疑フヘキ者ハ即チ保長ニ密報シ法ヲ設ケ拿捕スヘシ
- 三、同保ノ住戸ニシテ若シ素行不良烟賭無業及會テ刑事案件ヲ犯セシ者ハ時ニ應ジテ注意看察スヘシ
- 四、家内ノ戸口變動出生死亡婚姻相續移動外出及失踪寄留收養開業閉業等ノ事アリ又ハ外來寄宿或ハ家人旅行一夜以上ニ在ル者ハ均シク事由ヲ附シ保長ニ報告スヘシ
- 五、保甲條例團董須知及地方官署保甲補充細則本團規約等ハ常ニ注意シ閱讀スヘシ

附錄三 海南島海口築港計畫

海口港は海南島瓊山縣の北海口市の濱に在り、香港、廣東、北海、暹羅、安南、新嘉坡に汽船の往來があり、全島重要の地位を占むるが、港灣は吃水淺く、汽船は二漕の沖に碇泊する如き港勢である爲に、夙に築港の必要が認められ、近年南區の善後公署は和蘭築港技師を聘して港灣を調査し、實地測量の上、計畫を發表したものであるので、左に其の計畫書を掲載する。

三七三

第一、和蘭築港公司技師左地時の海口改良計畫書概要

海口地區の海岸情形 海口の海岸は深流(吹水)を離ること甚だ遠く、最短の距離約四千五百米(一萬五)で漸く陸揚することが出来る。其の港道には土質不定の沙灘が浮沈隠現し、帆船舢舨で三時間乃至六時間を要し、波浪蕩搖し、人を暈眩せしむる。其の西北及正西の方面には自然長大の沙堤が其の間を横斷し、舟楫は往來すること能はず、人跡自ら稀れに至る。表面上より之を観察すれば、沙面には恒に極細の泥塵があり、間々亦一片の淨泥を沙面に鋪いてゐる。只一見するときは地質は輕鬆であるが、探地法及鑽撃法に依つて之を試みるときは、稍深くして堅硬の狀を發見する。蓋し該處の泥沙は毎に混合して居る。其の原因は或は大風雨に遭ふときは潮水の作用に依つて久しくして遂に一種沙泥の混合質を形成する。此種潮水の力は甚大である。而して尙ほ海口の水道は屢々改移する。

南進路は長さ約六軒で、水深は〇・二米より〇・九米に至る、故に水退くときは交通は之が爲に斷絶する。

北進路は長さ約四軒で、水深は稍一致してゐるが、其の水道は甚だ狭く亦通航するに足らず、誠に斷港と稱すべきである。

海口市前の河流は水度極めて淺く、干潮には各船舶は均しく泥面に膠着する。

海關陸揚埠頭は廣さ僅かに二十呎で、海面上僅かに〇・六米(呎)であるから、港岸埠頭として劣つてゐることは之に過ぐるものはない。

此處は水淺き爲に普通の木船も進出するを得ず、現に用ひる所の貨物船は一種の洋艇に過ぎず、其の長さは僅かに三十尺で、吃水は僅かに二尺に止るから、只滿潮時に始めて出入し得るのである。然し南進路を經過するときは、竹竿を



COPY
HOIHOW HARBOUR IMPROVEMENT SCHEME
(NETHERLANDS HARBOUR WORKS CO. SCHEME)

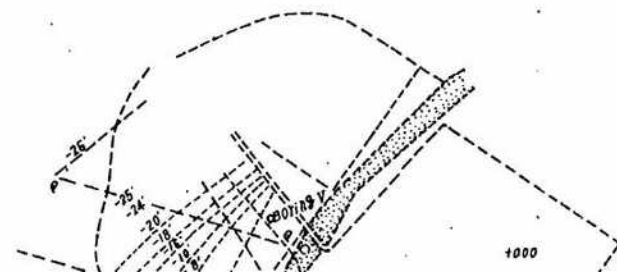
改良海口計劃圖

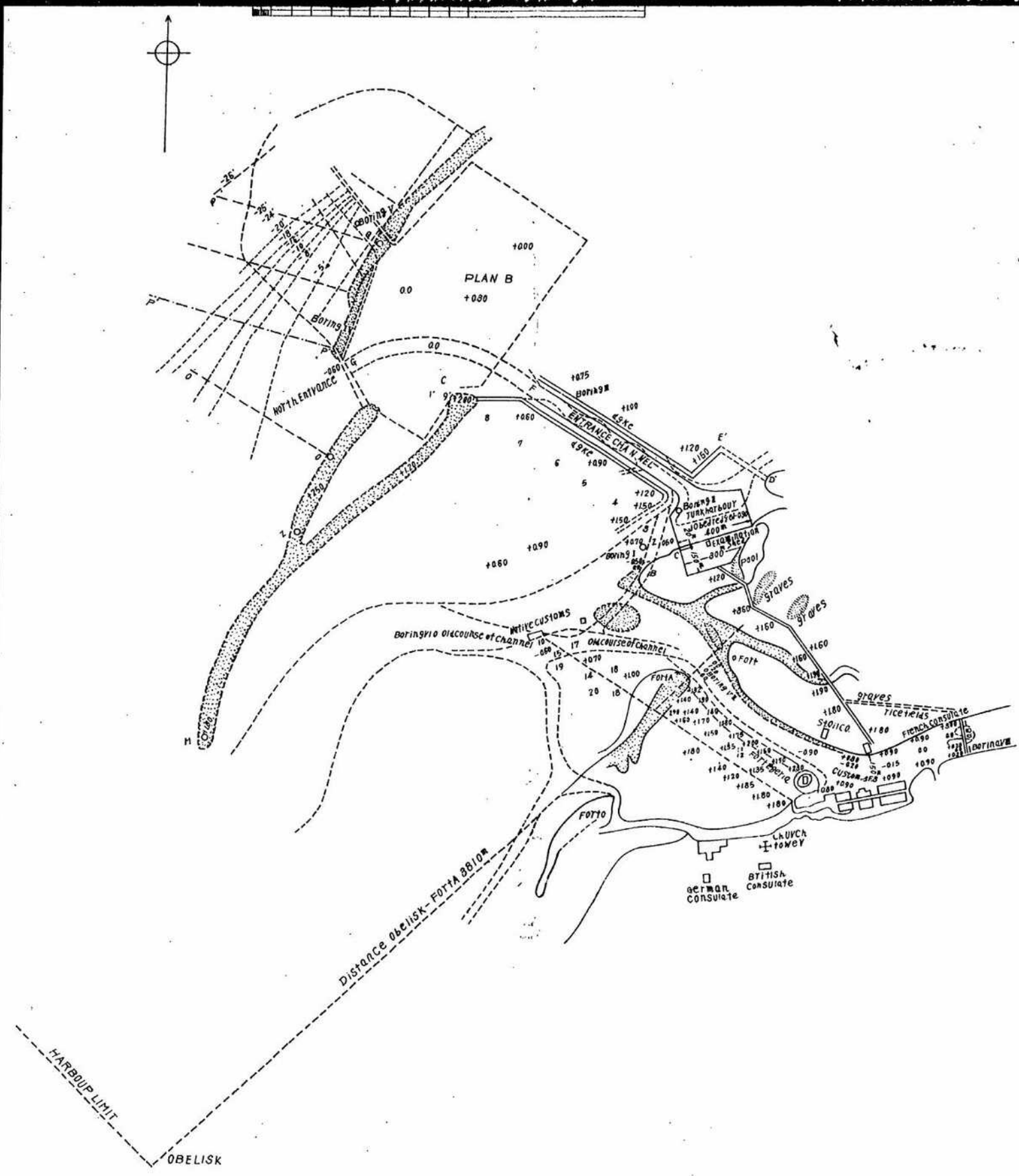
(和蘭治港公司計劃)

SCALE 1:20,000

比例二萬份之一

100 0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 2000 METERS





裏面白紙

此港は長さ約四軒で、水深は稍一致してゐるが、其の水道は甚だ狭く亦通航するに足らず、誠に開港と稱すべきである。
 海口市前の河流は水度極めて浅く、干潮には各船舶は均しく泥面に喫着する。
 海關陸揚埠頭は廣さ僅かに二十呎で、海面上僅かに〇・六米(呎)であるから、港岸埠頭として劣つてゐることは之に過ぐるものはない。
 此處は水浅き爲に普通の木船も進出するを得ず、現に用ひる所の貨物船は一種の洋船に過ぎず、其の長さは僅かに三十尺で、吃水は僅かに二尺に止るから、只満潮時に始めて出入し得るのである。然し南進路を經過するときは、竹竿を

以て押し行くので、時を費すこと多く、漸くにして此難航路を過ぎ得るのである。
貨物を汽船より解取するときは、毎に海水に浸され水漬と爲る。殊に粗大重量の貨物を積卸するは一層困難を來すのである。汽船が大海中に投錨するとき稍風浪に遇へば、小艇も入港停泊すること能はず、貨物の積卸は出来ず、故に汽船の入港には數日船待をする。之が爲に不良の水道と陸揚埠頭は目前改良すべきも、改良法は又水道の浚渫及埋立工事の完成に極力努むべきである。

海口市現在の商業状況は未だ即刻改良して完美に至らざるも、海南島全般より察して發展の見込あるが故に、之が改良の必要があり、假令直に全部の工程を完成せずとも、應に法を設け、期を分つて建設すべきである。

當初の計畫を評せば、第一種の計畫は海口市を起點として道路を築き、沙堤の上に伸出し、上述の沙灘を横過し、又沙堤外に別に石堤を築くのである。予の見るところに依れば、此段獨立無倚の長路を建築するは甚だ冒險である。此種浮沈不定の沙灘は一に全路の重力壓下を経て、將來如何に改變するか極めて測斷し難く、然し稍穩固の地基を得んとせば如何に重大の工程を以て成立し得べきかを知らず、結局後日路上に貨物自動車等の重力を加へば、全路は仍ほ沈没し難きに非ざるを以て、此は計畫殊に實行し難い。更に又意見を進むるものは満潮時の水面は高く平時多くは三、五尺を出て、若し稍大風に遇へば全路表面は海水の爲に没する、若し該路を能く眞實水面より高くせば別論であるが、一埠頭を出て、大海の中に建築することは容易でない、故に此計畫は實行すること能はず。第二種の計畫は椰子園一路の起工であり、舊砲臺の後方面を通過し沙灘に出で、海關紅船の左方附近に至つて止る。本計畫は人の注意を惹くものがあり、其の椰子園附近一帯の已に埋立した高地を利用すべきも、其の他路程の大部は須らく浮軟の沙泥を経過することになる。又若し該路の末端に至り埠頭を築かば其の困難の情況は亦上述の如くである。若し此路を築成せば僅かに旅客往來の用に供

するのみである。而して埠頭を路の末端に開設せざれば此廣大の經營は價值がない。蓋し改良計畫の唯一の趣旨は當さに、全に貨物の積卸を爲すを先決問題とし、人の上陸問題に比して重要である。又一意見には上段述ぶる所の浮軟の沙安灘を先づ高く埋立て、茲に此地上に埠頭及倉庫を建築して之を完成せんとするものである。然れども此計畫の缺點としては、將來の擴張に餘地がないことである。次に第三計畫に至つては南進路を浚渫し、大小の船舶をして自由に入出せしむることとするが、此南進航路は廣大無比で、一旦風に遇へば數年の工作は之を流水に委するに難からず、是れ従前各種計畫の大概情況である。

將來の海港(即ち現在)は現に選定する所の地點に、海泥の浚渫に依り築堤延長の標準を立て、茲に大風と暗潮の方面に順應して定むることである。

計畫圖中にA B兩種計畫があり、點線を以て之を區別し、A種は短き虛點線を用ひて號を爲す、此種計畫はB種に比せば完美である。蓋し其の多くは天然の徑路を利用し、人工を減少する、但し堤防築造計畫は須らく四、五噸許の火石を用ひるが、惜むらくは斯る火石は極めて得難く、最近聞く所に依れば其の産地は海口市を距る七十軒(四十)で、若し水運に依り運搬せば其の運賃は莫大である。

此に出つて之を觀れば目下起工すべきものは、是れ一海港を沙堤の後に築き、浚渫の短距離水道に依つて入港を計るに在る。此水道の兩側には石堤を築き、岸上沙泥の沖下を防ぐのである。是れ即ち B種計畫で、圖中には破線を以て號とす。此兩側の石堤は上記の堤防に比せば短く、又此重大の石を用ひず、只用ひる所には制限がある。只此處に使用する所の人力工程はA種に比して多く、沿途用ひる所の水道は須らく浚渫すべきである。此計畫は前者の完備に及ばざるが、亦長所も多く、上記を除くの外に能く分期建築の利があり、A種は一次に之を完成するが、然し一層擴充せば甲

種計畫は乙種に比して容易である。即ち甲種或は乙種何れを採用せば最も適切であるか、各長所があり、今暫らく之を論ぜず、只詳細に其の利弊を考察し、其の經濟情況を斟酌して之を定むべきである。此兩種計畫の美點に至つては則ち能く聯合し、海口市より汽船道路に至り一直線を成すに足る。即ち換言すれば、之を最も快速にして、最も短距離の徑路と爲すのである。

第一期改良の建築工程 其の順序下の如くである。(計畫圖参照)

(一) 木船停泊所及新埋立地

(乙) 埠頭及其の附屬品

(丙) 貨物検査場及電燈局

大路

橋梁

(三) 入港水道

(四) 起重機船及曳船

(五) 木船停泊所及新埋立地

木船停泊所はB C Dの狭窄河道の中に位し、該所の兩岸は水面を離るゝこと頗る高く、將來は須らく石堤を建築して之を保護すべく、若し能く浚渫して〇・九米に至れば干潮と雖も大艇、起重機船、曳船等の操縦も均しく自由である。

余は此水道の東方に須らく一石堤D・Eを築き、兩岸に横過し、大水の後に潮水が沙泥を上流より此停泊所内に沖入するを防止する。按ずるに該處往來の船舶は甚だ少きが故に、石堤築造後に交通が斷絶するも、亦大支障がないのであ

る。新埋立地は海底の沙泥を浚渫して之を埋立て、既成後は倉庫其の他の建物敷地とし、隨時之を擴大することにする。

(乙) 埠頭 此埠頭上には起重機一組を設け、能く重大貨物の積卸に便せしむる。

(丙) 貨物検査場及電燈局 海關貨物検査場の地點を圖上に畫くものを除く外、其の他詳細の布置は海關の自ら決する所とする。

道路の建築は各種自動車往來の用に供する。

現下海口市の電燈は甚だ明亮ならざるが故に、自ら別に發電機を設置するを要す、埠頭附近には須らく電光を十分に設備すべく、即ち橋梁より埠頭に至る沿途經過地には亦應に燈火を布置すべきである。

(二) 大路 此路の建築は各種粗大貨車通行の用に供し、路面は蓋ふにセメントを以て固め、巾七米とし、兩側には別に入路を設け巾一米とし、現に既存の高地を利用する爲に路線稍屈曲してゐる。若し一直線を成せば稍優るものがある。但し低下の地域を埋立せば工程は稍廣大と爲る。

圖中の路線はA、P、Cに止る。即ち亞細亞石油公司倉庫の前に當る。橋梁の位置が未だ決定せざる爲に將來政府より之を決定すべきである。該橋梁は亞細亞石油公司の倉庫と相對立して築造し、直に現在の海關貨物検査場に達する。則ち此大路渡橋後は海口市の中央大路(即ち得勝)に至る、之を最勝の點とする。但し此の方法に照らせば環海道路一帯水上の交通は完全に斷絶する故に、余は橋梁は環海道路の中央に跨ることとし、河中の小沙島を利用すべく、然るときは環海馬路の水上交通は斷絶を致さず、但し此設計に依れば大路線を延長し多くは五千米に至る。

(三) 橋梁 此橋は堅實の木材を以て之を造り、若し能く之を保護せば久しく使用に堪へ、之が完成に依り將來粗大貨物、自動車の其の上を往來することが出来る、而して此橋を木造にする所の主張は、土人が木橋の建築には鋼橋のそれ

に比して容易であるとしてゐるからである。

(四) 入港水道 木船停泊所故に新埋立地を完成せば、此港には大改良を見るが、須らく之が促進に努力し現在の入港水道を浚渫し其の效を收むべきである。

入港水道の第一分即ちE・Fは口を限りて成功に難からず、且其の水深は亦容易に保存し得べく、或は勞少くして效多く、兩側は獨り岸上に沙泥の沖下を阻止するのみならず、且大海より流入の潮水を分斷して二とし、依つて暗潮と巨浪の力を減殺する。

入港水道の第二分即ちD・Gは計畫完成の最後の事に屬するが、只此段の工程は即ち成功後仍ほ未だ全部の使用を決するものでない。要は當に臨時修理を加ふべきである。蓋し入口のG點の處は現に水深僅かに〇・六米(呎)に過ぎぬ、此入口の長さは約三十米餘(呎)であり、其の他は更に淺く、加ふるに前は大海に臨み、正に西南風の衝に當る故に、人工を以て浚渫する海面は頗る此無情の風浪と相争ひ、能く長久に其の状態を維持することは難い。南岸に石堤を加築することも亦第一分E・Fの如く容易でない。E・Fの兩岸は退水時には常に水面に露出し、其の土質稍堅實である。

普通此段工程の完成を爲さんとするが、然し勢進行する能はざるものがある。該處には原と水深甚だ淺き處があり、附近D・G一帶は僅かに三呎であるが、但しDとGとの間には船舶は仍ほ能く自由に行動し得べく、該處の最も解決し難き問題は則ち是れ大船がD附近に停泊するとき、最高滿潮時に始めて能くD・Gの上を通過するのであるが、但し船舶此地に至るときは、大海を離れることは遠くないのである。

(五) 起重機船及曳船 最後の改良計畫は、是れ完全の起重機船の組織である。強大の起重機なれば能く大風浪に抵抗

すること久しく、竝に能く臨時汽船に接近し、貨物の積卸を爲し、危険なく且時を費し事を失するの虞がない。
曳船は五十乃至百馬力の能力あるものは能く此等起重機船を曳くことが出来る。又、須らく別に船客用の爲に一、二隻を備ふべきである。此等船舶は又吃水三呎を過ぎぬ、之にはモーターを適當とするも、其の他の特製のものでも可である。

工程進行時に注意すべき點は、浚渫と埋立工作とは専門家を用ひるの要なく、蓋し三日間の練習で十分足るのである。且毎日能く二百五十立方メートルを浚渫することは難事ではない。

其の他の各作業は普通苦力に依つて能く之に任し得るが、但し毎段に付請負に附するを便宜とする。

埠頭及橋梁各處の打杭は普通の打杭機を以て爲すことを得、大工は其の土地で雇用すべきである。

此大工程を管理する者は歐米人の専門の學識あり經驗に富む人士に依託すべきであるが、管理者には相當の權力を有せしめ、處理上支障なきことを要する。

而して最も必要のことは一組の良好の浚渫機を購入すべきである。比利士文拱手狀の浚渫機でもよい。只其の浚渫の容量は慎重に選擇するを要し、五噸又は六噸の容量を伴とする。普通の木船は亦泥土を運載し、新埋立地に送るべきであるが、又六隻の平底鋼質の舢舨を準備するを便とする。此種平底の舢舨は又之を起重機船装置のものか、又は貨物或は乗客行李を積載するものに改め、臨時河道を修理し其の效用を發揮すべきである。

(附) 海口改良計畫豫算表

(一)木船停泊所及新埋立地 木船停泊所は延長四百米、巾二百米で、海泥浚渫量約十萬立方メートルとし、經費合計十七萬五千

元とし (二)大路延長は一千八百米、埋立地二萬二千立方メートルで經費合計七萬二千元とし (三)橋梁架設經費合計七萬四千元とし (四)水道延長は一千米で、經費合計八萬元とし (五)起重機及曳船は經費合計九萬五千元とし (六)其他保險費、給料等十萬四千元とし、總經費は六十萬元である。

第二、海關總稅務司署技師長斯鐸打海口築港計畫意見書概要

海口改良計畫に關しては二種の案がある。(一)和蘭技師左地時の計畫は木船停泊所を建築し、竝に新埋立地上に自動車道を造り海口に通じ (二)其他各種普通改良計畫に存する。

海口港の改良問題に關しては實に當地人民の最も希望する所に係るが、其の注意すべきものは此港の改良後、該處の商務甚しく利益を受くべきや否やである。現在の經濟狀態より論ぜば、容易に改良費用を負担し難く、此問題に全般的に着想せば、此島の別處に一層規模廣大の港口を建設することが適切である。

築港の財政問題に關しても亦應に論及すべきことは (一)此港の改良費は幾何を以て限度とすべきや (二)將來此港を改良した後、此處の經濟情況は如何に進歩すべきや否やに存し、第一に就いては本島の商業情況を調査し、竝に中國其他各港の經驗に徴し之を決定すべきである。現下の外國品輸出入は毎年一千餘萬兩を越え、現に尙ほ増加しつつある。

(一九二七年既に) 現在施行の新稅より計算せば、海關將來の收入は、毎年百萬兩に當る (一九二七年預稅則に照らし計算するに) 又別處商埠の慣例を查するに、築港局の費用は海關收入百分の十以下を以て標準とし、之に該處毎年十萬兩を以て費用の最高限度とし、此限度より論ぜば、將來建築完成の後には毎年開辦費百分の五を修理費とし、其の建築開辦

工程費は七十萬兩(約百萬元)を以て適當とする。而して毎年還濟は此數の百分の九とし、第二項經濟の進歩に關しては當

に附加税上の受くる所の損失を超過するを標準とすべく、毎年の貨物は一千萬兩と計算せられ(毎噸貨物約二十)即ち毎年の貨物は當さに四十萬噸とし、貨物運搬費(船上より積卸及商人の)は毎噸少くとも〇、二五兩を減額し、附加税の損失を補足し得る。

海口港改良辦法に關しては、前後各技師の議する所は大約下記數種ある。

- (甲) 港外に石堤を建築し、南港と爲し、港内に埠頭を築く(或は暫)
- (乙) 南渡江上流の支流を引いて全部海口に注入する。
- (丙) 甲種及乙種を合併して同時に之を實施する。

甲種を完成せば、汽船は直に岸壁に停泊し貨物を船積し、出港の遅延を免かれしむる。但し石堤の建築は工程浩大で、現在完成し得べきものではない。予は柯倫治技師の河川改修計畫は、此平淺の地を浚深して大船往來の水深に至らしむるとするが、其の浚泥工程甚だ大なるを以て、容易に汽船停泊水深に達することは出来ぬと考へる。和蘭技師の計畫に至つては尤も適用することを得ない、若し能く石堤を建築せば、應に深水の處に於て之を行ふべきも、亦石堤の建築費は水深に因つて増加すること多く、且若し海洋汽船停泊の用とせば、又時に浚深を要すべきである。乙種の計畫は實に合理的である。是れ木船或は其の他の小船を以てしても、若し將來能く曳船或は積卸船を準備せば、亦貨物の積卸に於て、間接に利益を受け、而して能く汽船をして定時に出港せしめ、其の遅延の虞なからしむ。

茲に各種理由を説明し、此乙種の案は現在に於ける唯一の計畫であることを證明する。査するに一九〇九年の柯倫治の計畫及一九一一年の佛國教會の計畫は均しく此議を賛成した。只異なる點は河川全部を海口に注入することを斷行することの出来ぬことである。此の種計畫は實に正式に公認された決定案であるが、但し目下經濟方面より尙ほ未だ實行することの出来ぬ。大略將來二十年後に方に準備すべきである。正式港灣の築成に關しては、全島より考察して別處に新港を設くるを妥當とする。是れ誠に研究の價值がある。和蘭技師の計畫する所は乃ち甲種の工程に屬する。若し此種計畫を實行するが如きことは無謀の舉であり、全然將來經濟上の利益に着眼せず、大風及び淤塞に付又完全に防備を爲さぬものである。

海口改良計畫の大綱

予の見解に依れば、此港の根本的解決方法は只河水及潮水を全部海口に注入するに在り、此より大海に出で竝に水閘を設け、水患を防ぐのである。

本計畫の建築要點

- (一) 北沖河下の小支流を完全に關閉し、只海口河を留め竝に石堤小閘を設け、北進路に築く所の石堤に至つては、水退時には四尺の高度を以てし、若し春夏水漲時に遇へば、河水は石堤上より大海に流出し、其の他別處の石堤は稍高くするも、亦此種水閘は水患を防ぐべく、此等石堤を細査し、其の間に能く公路を造り、各處小沙島に連合するの用に供する。
- (二) 普通苦力を僱用し、白沙門附近幅員約六百尺の河道を開鑿する(佛國領事館前の河面の如き也)。此新開河道は浚深せざるも甚だ深きを以て、將來石堤全部築成後は河水は全く此新河道より大海に出で、自ら能く河底の沙泥を逐次沖出し、深度亦日に増加する(此處の地質は)。
- (三) 此新開河道の北岸は應に防護を加へ、竝に他處には能く海藻を生じ、其の岸邊を浸蝕するにより亦豫防を加ふべきである。
- (四) 入港の處に亦岸壁を建築する。

前記計畫を實施せば下の結果を得る。

(一)海口港は能く天然の河水を利用し自ら水深を多くする。(二)其の他の小支流は漸く淤塞する。(三)港の北進路外面は亦能く河水の冲散する所となり、漸く水深を増し退潮時(最も雨天)に或は多量の沙泥は上流より沖下し、而して出海の處に停滯し、或は白沙堤内の海面には又第一種石堤を築き、之に依つて泥を運出する。

本計畫には左記の利益がある。
(一)上流の船隻は流に順つて直に海口に達し得る、(二)海口より大海に出入するの河道は天然水力を利用し、日に水深を増す故に、現時小艇は平時往來し、久しからず大木船も亦能く退潮時に臨時出入する、(三)完全に海口埠の天然要點を利用する。

工程進行方法

(一)本處政府は一人の學識經驗ある中國技師並に海南語言を諳んずる者を備用し、技師助手數名を合同し、最簡便の法を以て、先づ全海口市を詳細に測量し(潮内、平水、海面、海堤に)、然る後に石堤水閘等工程の位置を指定し、此測量は一年内に完成し、且其の費用は三萬兩を超過するを得ず。(二)該技師の豫算、石堤水閘の建築、新河の開鑿等工程其の他は當さに先づ該處天然の地形を利用し、岸壁に就いては尤も注意し、將來傾陷の弊を防ぐ。岸壁上には多く樹木の栽植を主張する。(三)工程進行の順序は、(イ)先づ白沙村の新河道を開鑿し、河水を引いて海口に流入する、(ロ)同時に其の他の小支流を閉塞し、只水閘を設く、(ハ)堤防岸邊の水に浸蝕せられた處には又水災防止の堤を設備する、(ニ)海口河の北岸砲臺より大海に至り、應さに特別の石堤を築き、以て沙泥を引いて海に出す。

豫算

現下即時には該工程の經費を豫算する能はず、須らく測量完竣後に始めて能く實地の豫算を作り得るのである。只信

する所に依れば、若し能く新埋立地を拂下るときには(大約八千上海兩約一千三百「元」)、上記の豫算を以て足り、即ち約百萬元である。

此計畫は一九〇九年柯倫治の計畫、或は一九一一年佛國教會の計畫に比し稍浩大である。然れども前述の二種計畫の豫算は時を経るに久しく、之を今日施行せば、或は當時の豫算の二倍餘を超過し、且彼時は沙泥運搬を未だ計算に入れず、而して西北部の白沙村(北沖河、海口)に流入する處に對し窒も制止を加へ、或は河水を開放し海口に入るの計畫がない。下記各種理由あるに因り、認定した淺濶の河流には適用し得ない。

(一)現在退潮時には海口の河流は甚だ淺きが故に、淺濶及沙泥の運搬は進行甚だ緩慢で、費用も亦莫大である。(二)經濟の制限がある爲に、全力を以て石堤の築造を爲すべきものとす。而して河水をして自然に沙泥を此海に推出せしむる。此舉は稍遅緩であるが勢然らざるを得ず。(三)淺濶工程の管理は甚だ容易ならず、而して費用は亦莫大である。(四)論ずる所の河水の引入は當然能く河底の沙を逐漸沖出せしむる。(五)淺濶期内は河内船隻交通に對しては毎に阻礙がある。(六)石堤の建築工程に使用すべきは多く通常の苦力であり、該處の人民は自ら利益を受くること多きが、淺濶工程を採用するに至らば、各人等は須らく別處より備用すべきである。

深水處に埠頭建築に關するの要點

査するに従前屢々淺水處に長鐵橋を建築し、直に深水處に達せしめ、船隻をして直に埠頭に在つて貨物の積卸を爲すべしと提議する者がある。此種の鐵橋埠頭は必ず十分に強大にして、大風を禦ぐに足る故に、費用も亦多く、若し只木船出入の用とせば、將來經濟上受くる所の利益は甚だ少く、恐らくは建築費及曳船費を給すること能はず、若し汽船を停泊せしむることにせば、其の費用は極めて巨額に上り、水深の部に長大の橋を架することになり、風浪自ら大で、將

來の建築費其の費用は或は相充足することは出来ぬ。

第三 廣東治河處技師卜嘉の海口商埠勘査建築 計畫に關する築港事業報告書概要

海口或は其の他海南島上適當の地に築港を爲すべきことは、築港問題研究の際に於て、海口地方と該處港外に汽船貨物の積卸方法如何の問題と共に研究された。海口貨物來往交通改善の件に關しては従前幾回か討議された。茲に特に先づ各時期に於ける討議した計畫を掲げ、後に築港問題に對し、現在の情況に就いて再び討論せんとする。蓋し現在海口稅務司紅松は曾て民國十七年十月五日海口築港の前後事情を總稅務司に詳報したが、其の中に羅列する歴史事實は本報告書の爲に増益する所少くない。現在海口稅務司の言ふ所に依れば、海口港務問題の發生は遠く一八七五年(光緒元年)に在り、是年該處の華商は法を設けて海口入海の小溪上流の既存水道を修復し、竝に之が經費を調達せんとした。各華商の目的は海口に來往するの内地船をして白沙地方を迂迴することなからしめんとするに存し、只既存水道は淤塞甚だ速かで浚漚後間もなく、再び埋積する爲に、工程は遂に之を廢止に歸し、效を收むること少く、僅かに吃水數寸の船隻のみ高水時に通過するに過ぎぬ。一八八三年(光緒九年)海口稅務司 *W. G. G. G.* の海關貿易年報中に於て、亦港務問題に言及し、浚河機船を用ひて白沙嶼内に船渠一箇所を開鑿し、汽船二隻、筏船一隻を碇泊せしむるを限度とせんことを建議し、一八八八年(光緒十四年)兩廣總督張之洞海口に臨駕し、亦曾て偶然に港務改善問題を提案したが、只調査する所に依るに、當時何等切實の辦法がない。一九〇九年(宣統元年)に及び、港務計畫は始めて眞實に開始された。惟

ふに此年香港顧問技師の Leigh and Orange (理徐及柯倫治)は聘せられ海口に至り、港口測量工作に従事した。理徐及柯倫治技師は曾て大小計畫兩種を提議し、第一種の計畫は(大計畫)は海口を離る約一・五「キロ」(即ち九哩)の點に、防波に適する船渠港を築造し、其の面積は約七百「エーカー」、深度は干潮時二十呎とし、平時汽船は隨時吃水七尺の船は潮汐の如何に拘らず均しく自由に來往すべきものとし、竝に解船用の小埠一箇所を特設し、白沙頭より大河水道に至る間を改修することにする。而して工費豫算に至つては即ち大計畫は香貨七百五十萬弗とし、小計畫は香貨五十八萬七千元とする。只大計畫の工費には小計畫の工費をも包含するので、即ち小計畫は大計畫の一部を成すのである。但し此項の豫算は一九〇九年(宣統元年)に定めた所であり、現時の銀元價值に照らせば之に倍加する。又一九一〇年(宣統二年)獨國技師 Scheffels は北海註刺獨逸領事 *Metzlinghouse* と共に曾て海口に到り勘査し、理徐及柯倫治の立てた計畫に對して其の小計畫に賛同した。其の後佛領安南總督は駐支佛國公使の請に依り、曾て安南工務局技師一名を派し、海口に到り港務問題を研究した。該技師の *Leber* は一九一二年(宣統三年)は海口に十二日間滞在し、後本件に關する詳細の報告を編成し、理徐及柯倫治の立案した小計畫に對し、大體賛同を表示したが、只水道の幅員に就いて主張は稍異つてゐる。

惟ふに以上述ぶる所の各種研究は築港問題に對しては直接に效果を示さず、而して其の事は遂に成らずして其の儘多年を経過し、一九二〇年(民國九年)瓊崖鎮守使李根源及瓊海關監督傅秉常は重ねて舊案を提出したが、亦切實の結果を見ず、其の後本計畫は又其の儘に放置され、數年寂として聞く所のものなく、一九二四年(民國十三年)海口稅務司は又港口の不良狀況を報告し、北昌河の一部分を杜塞し、河水を引導し轉入し、海口の支流を経過し、補救の法と爲すこと

を陳議したことがある。其の後一九二六年(民國十五年)海口稅務司も亦再び之を提議し、延長三・二キロ(二哩)の築堤を爲し、汽船碇泊處の或る地點に延長することを提議した。此より後港務問題は人の議するものなきこと二年を経過し、昨年(民國十七年)始めて南區善後委員の陳銘樞は和蘭築港公司に請ふて海口築港計畫を編成した。該公司の派遣員(左地時)は昨年夏海口に到り、多日査勘し、報告書及附屬圖即ち地質探險圖表を編成したのである。

和蘭公使は深水處に於ける築港を絶對疑義なき良好の辦法と爲さるに非れども、但し此法は巨額の建設費を要する防波堤を築造して港形を成すので、經費過大を免れぬ故に、改めて附近の深水處に適宜地點を指定し、積沙を浚渫して港形を成すこととし、而して別に短水道一條に依り、此港より以て海に通じ、沙を冲刷して築港する計畫を立てることにせば、工費を節省すること甚だ多く、且期を分つて辨理し得べく、毎期は尙ほ若干期間を相隔つるを妨げず、深水處に築港し一次に完全の築港を爲すが如き困難はない。唯此處の新港は將來應きに如何に海口商埠及陸地と連絡するや、該公司の報告では尙ほ未だ説明されてゐない。

該公司の派員は又海口の商埠は深海中點に於て帆船港一箇所を建設し、陸地と深海との交通の改善に資することとを陳議し、而して目前の急需は此帆船港の計畫は該公司の報告に依れば、提案中の第一歩の改善辦法で、該帆船港は長方形とし、長さ四百米、巾二百米で、防波に堪ゆる狹窄の水道内に位し、該處水道の現在深度は干潮而下〇・九米(三呎)である故に、全帆船港は亦深度〇・九米(三呎)に掘進し、其の泥土は埋立用に供し、埋立地には倉庫及其他の建物を造る。將來帆船港は現在の海口商埠を距る約二・二キロ(二・五哩)で、長さ二・二キロ(二・三七哩)の運河と海を連絡する。又該運河は西北方に向ひ所謂北口進路に達する運河の一半で、圍障を以て保護し、其の他の一半は斯る圍障の保護を設けず、全河の深度は干潮而下〇・九米(三呎)に掘進し、竝に當時浚渫を爲し、此程度を保たしめ、將來帆船港及運河以

東の現在水道は仍ほ築堤の上之を杜塞し、高水の發生を免れしめ、而して帆船港と海口商埠間には延長一・三・二キロ(〇・八哩)のセメント製の自動車路を敷設し、交通に便し、木橋を用ひて海口河に横過し、海口の重要市街と連絡し、時を定め港外へ停泊する各汽船は貨物を帆船或は舢舨に依り、帆船港内に運搬し、再び検査終了を俟ち、自動車に移し荷受人に送達する。或は該處の倉庫に保管する。此計畫の工費は香貨銀六十萬弗である。以上の計畫に關し該公司派員の言に依れば、現在海口の財力では尙ほ完全の港口を建築し難きが、只海南全島及海口商埠の發展は甚だ速く、既に其の象徴を見つゝある。其の期久しからずして必ず港口完備に足るものがある。現在何程の小規模改善辦法を計畫するか、須らく將來の港口計畫と聯併し、氣に能く完成すべきである。或は更に小規模の辦法は即ち將來計畫の一部分と爲すべしとする。和蘭公司の立つる計畫は海關總稅務司署工務部技師長 Stoward の審査を經、該技師長は民國十七年十一月二十四日に左の如き意見を發表してゐる。

- (一) 和蘭公司の計畫に依れば貨物の來往轉運多く且無掩護の車路上の來往は實に宜しきを得ず。
- (二) 帆船港以東の水道内及運河兩側に建築せんとする障礙の基礎は均しく浮軟地の爲に、建築は固と困難に屬し、護養も亦容易ならず、若し滿潮高水時颶風に際會せば恐らくは波濤の衝撃を防禦し難い。
- (三) 該處は水中に食木蟲繁生し、各種木料中埠頭の橋柱に若し食木蟲の損壞を畏れざる苦心木を用ひるに非れば、或は其の他數種類の高價なる木材建築は必ず損壞せらるゝこと極めて迅速である。
- (四) 進口運河は帆船港に終止し、而して帆船港の容積は甚だ廣大に非ず、且終點に屬し然も去路なく、運河或は港内は當然絶へて水流の衝撃力で泥沙を洗去せざるを以て事實上時々浚渫の必要を見る。
- (五) 該計畫の各種建築工程の詳細情況に關し、即ち各種基脚堤防岸壁等を如何に保護するかを未だ詳細に具備せず、

又列記する所の工費豫算中にも尙ほ不備がある。

- (六) 應に先づ各種工程に關する詳細の計畫豫算を完成し、始めて能く價值ある豫算を編成し、以て進行の根據とすべきである。
- (七) 該公司の豫算工費は未だ甚だ少額に過ぎ、將來豫算を超過すること甚だ多きを免れず、此原因に基き該計畫は即ち不安定の設計に屬する。
- (八) 將來の護養工程例へば浚渫其の他は繼續して爲すべきを以て、實に經費巨額に達するのみならず、且尙ほ浚渫の弊を免れず、運河船港兩者皆其の影響を受く、依つて之を實行せば使用する所の金銭は全く虚擲に等しく危険甚し。海關總署技師長の意見は稍良好の方法は現在の水道を改善し之を利用するに若かず、若し現在の水道に就いて浚渫及埋立を爲さば工程は容易に利用の效を收め得べしとする。只最後に理徐及何倫治の立つる第二種計畫採用を提議するも、本計畫は一九〇九年（宣統元年）の提案に係り、現在若し實行するも、尙ほ應に該年以降地形の變動に照らし、積沙及天然水道事實上の變遷等を酌量修改すべきである。
- 以上述ぶる所の海關總署技師の和蘭公司派員の立つる計畫に對する評論は、再び該公司の別の派員である Frindew 氏は民國十八年二月二十六日に書翰を南區善後公署に寄せて左記の如く解釋してゐる。
- (一) 帆船港の位置は何處に在るを論せず、貨物の積卸手續は均しく免れざる所であり、只該公司の計畫は出入港商人の倉庫は均しく帆船港の附近を假定したのである。
- (二) 設計の際には海口商埠將來に於ける臨港道路の發展を豫定し之を考慮に入れて計畫したのである。
- (三) 計畫の帆船港の位置は轉運水程が現在に比し、一半を減少する爲に、之に因つて海洋汽船貨物の積卸は其の速力

倍加するの結果時間金銭を省略すること多し。

- (四) 適當の時期に起工せば圍障基脚等は均しく建築上困難なし。
- (五) 各種木料建築物は法を設けて保障することは極めて容易で食木蝨の損壞を免る。
- (六) 帆船港及運河天然の地形情況に照らせば天然水流の衝激力を利用し、以て運河狀態を維持する能はず、固とより潜水地方に以て利用すべき衝激力の養成に適合するに足るものがない。是れ衝激力を集中し善導する建築物の工程は頗る浩大なるに因る。

該公司の別派員は海關技師長の意見に對し、亦一々詳かに辯論を爲し、最終の結論は仍ほ該公司の原案計畫を維持し、此項の計畫は完全の技術及經濟原則に根據して成ると述べてゐる。

商業中心及海港としての海口

各種海口貨物の往來交通の爲に立つる所の計畫即ち、究竟各種計畫の價值如何は本技師が未だ意見を發表せざるの前に在つては、先づ海口港の現在狀況及該處發展の上に海南島の商業中心と爲るを得るや否やを討論すべきである。凡そ優良の港口たるの最重要の條件は、直接容易に貨物を船舶より陸揚或は船積すべきに在るが、海口は全く之等の利便を缺く、現在情況に照らせば各汽船は必ず海口灣口外に停泊するを以て、一たび風浪に遇へば擁護の手段なく、依つて貨物の轉運は至つて困難であり、又時々不可能となる。汽船の碇泊處は海口商埠と相隣ること約空中距離三海里で、其の間積沙淤泥を以て杜塞し、之等積沙淤泥は低潮中には完全に乾涸浮現し、半潮中に在つても、亦乾涸浮現することがあり、水道數條其の間を穿流するも水甚だ淺いのである。

汽船と商埠間の交通は吃水最深四呎に過ぎざる貨物船を藉りて維持する。干潮時には之等小船も尙ほ該處の水道を通

過する能はず。只滿潮時に漸く汽船の碇泊處に達し得る。然らずんば積沙を越えて行き五、六海里を歴て始めて碇泊處に達する。天候不良の際には汽船と商埠との交通は全く斷絶する。即ち其の他の時間に在つても亦貨物損傷に弊がある。而して該處は常に狂風あるに依つて、貨物の貯取等には極めて不便であるが故に、最も適當の時期を計つて荷役をし、約一時間にして汽船より商埠に至るが、事實上は時間を費すこと多く、大抵三時間以上を要する。又商務に就いて論ぜば、海南島上で稍稱するに足るべき地方は、現在只海口のみである。海口は地理上優勝の位置を占め、全島の首都瓊州城に近接するが故に、其の他地方よりの經過地である。將來全島日に漸く發展すべきは、單に本島内地土人の力のみを藉つて致すべきでない。仍ほ當きに外來僑商の力を藉るべきである。外來の僑商は固と海口及瓊州を以て出入の樞紐と爲し來たが、將來多年に亘るも同様である。

海口既に商務の要地たる以上、若し一旦商務在來の經路に従ひ、別處に移るとせば、必ず紛糾問題を生ず。況んや海口自體は久しく商人利益の寄る所であり、亦應きに考慮すべきの列に在る、若し之等の情況に留意せば、則ち海口商務情況は、現在既に重要な程度に達するや否や、或は將來能く重要な程度に達すべきものか否か、只技術上に在つて適合したる地點に在らざるが故に、巨額を以て新式の港口を築成することは尙ほ正當の辦法たるを失はず。然し是れ尙ほ討論の餘地がある。地方發展の計よりせば、價廉にして容易の水陸運輸方法に實に缺くべからざるの要案である。若し水陸運輸不便なれば則ち工業は從つて振興し難く、人民は富裕に致し難く、而して海口には適々運輸不便の弊がある。現在の運輸方法は、先づ汽船より轉じて舢舨に至り、再び舢舨より轉じて岸上に至る。假令港口を改良せしむる後も、理徐及柯倫治技師立案の計畫或は和蘭公司立案の第一歩改善辦法に依るを問はず、仍ほ同様不便の處がある。和蘭公司の辦法に依るときは、更に第三重の手續を増し、貨物は帆船より陸路を経て商埠に至る。

當地の情況に就いて研究し、竝に技術方面より之を觀れば、海口灣に深水港を建設し、以て海南全島の用と爲すは實に適當の地點でないことを知るに足る。蓋し海口河前方の岸邊は、港口の天然地勢に裨益するものがなく、若し果して此處に築港するとせば、必ず完全に人造の防護工程に倚頼して、始めて能く港口の效用を維持することを得るのである。

海南全島將來發展の大概方途及港口の重要關係

海南全島は良好の基礎を具有し、明かに將來發展の見込がある。只數種の原因があり、海南島の發展は中國其の他の區域と稍異なるものがある。例へば氣候關係及荒地廣潤の事情よりして、既に大規模の種植事業に適當する富源を存する。又地位より之を言へば、該島の位置は極めて優勝であり、其の地又適々沿岸航路の要道に當り、香港及中國沿海港灣と海防、西貢、濱角、新嘉坡の聯絡點である。但し地理上の位置は此の如きも該島最近二十年間の貿易額を見るに、統計上では、只百分の五十を増加するのみである。二十年來の物價は日に騰貴した爲に、貿易の増加百分の五十も停頓に比し稍勝るの程度である、究竟事實上發展を見ざるは如何か、其の第一原因は一處又は多處の完全なる良港を缺くことである。

即ち海南島には一港又は多港を具有し、海洋汽船は潮流の如何、天候の如何を論ぜず、之等の港口より出入し得るに至り、始めて全島方に發展の可能性がある。只獨り海口は既に商業の中心であるを以て、之を度外に置く能はず、故に現に折衷辦法を探り、務めて全島の利益及海口當地の利益をして均しく之が計畫を考慮すべきである。所謂折衷辦法と云ふものは、天然の形勢が將來の發展に適合するを以て、全島貿易中心の地點と爲さんとするものである。港口一處を建設し竝に現海口地方の改善を圖ると共に海洋汽船貨物の往來交換方法を講ずるに在る。

新設港口を何處に設くるやを決定する前に當り、須らく現在及將來如何に港口を利用すべきや、一々研究を要すべく、此點を研究する見地よりして、全島を劃分して三大區域とし、東北部、西北部及南部と稱し、三大區域の中部は高山を以て阻隔するが故に、其の他の兩部と相聯屬せず。東北部と西北部とに至つては、亦彼此明白に同じからざる點がある。凡そ現在發達の情況、將來發展の希望、人口増加の速度等は均しく分別すべきである。

東北部は現在全島の最も發達した區域で、人口も亦最も多く、海口を以て貿易の中心と爲し、現在に至つて全島の對外貿易は殆んど海口に集中してゐる。

西北部は那大を以て中樞と爲し、良好の基礎があり、護模樹其の他植物種植の用と爲すべく、現在已に種植事業がある。其の規模尙ほ小で、其の地の人口多からず、貿易額も亦微である。

南部の富源に關しては尙ほ詳細の調査なきも、其の天然の形勢上良好の機會あれば、以て各種々植事業を發展し得る。以上三部地方の現在及將來毎部に各均しく、適當の港口を求むべきである。或る者は問ふて曰ふ、若し全部の運輸交通を一處の港口に集中し、同一港口をして島上三部地方の共用にし、以て設備の完全を期せば經濟に益あるが、事實上之を實現し得べきや否や、此間の答案は當然實行し得べからず、若し全島を只一港とせば、必ず各種の貨物は陸上長途の運輸を経べく、粗大貨物の如きは尤も運賃昂上し算用に合せず。故に單に運輸問題に就いて言ふも、各地方は將來必ず各自海港を具有すべく、西北部及南部の内には、均しく各優良の天然港口地點がある。只東北部は天然の港口地點あり、研究して設備經營すべきも、但し形勢稍遜色がある。茲に築港可能の各地點を分述する。

(一) 南部

榆林港 榆林港は全島最良の天然港口と稱し、水道は狹窄を覺ゆるが、只水の深度極めて十分であり、東北信風時に

は全港に良好の掩護がある。只遇々西南信風時に際し、或は風浪があるは西南は該港と外海の陸地と分隔さる爲である。其の地勢平坦である故に、此不便の處は、若し港口の劃分布置に注意せば、亦法を設けて避免することが出来る。

榆林港の位置に鑑み、若し該港を全島南部の港口と爲すは最も適當である。將來若し當地の情形よりして港口を求むる日あらば、榆林港の開闢は實に當然の事に屬する。

(二) 西北部

新英港 新英港は、海南島の西北岸に在り、海南海峡の西口を距つ約三十五哩で、其の地は西埔灣に在り、上端の洋埔港以内に該港の良好の保障がある。天候如何に拘らず、均しく掩護の用に適し、東北信風あるの時、港内に或は風浪あるも、若し短長の海堤を築造せば、之を補救することが出来る。該港の入港水道は中五百五十米で、全く支障がない。深度は九・一米(三十呎)である。該港の内部は水度稍淺く、港の南岸も亦淺く、只西北部は水深九米より十二米(三十呎乃至四十呎)で、直に岸壁を離る距離に達する。均しく岸壁を離る九十米の點に於ては、其の深度尙ほ六米(二十呎)ある。天氣不良の時、汽船の地を求めて避難するものは、常に此港に碇泊する。該港の入港水道は一部は積沙の爲に阻碍せられて深度に影響を受く。只深度少きも亦四米(十五呎)あり、或は更に深い。現在の天然形勢は即ち該港を以て港口の用と爲すべく、只須らく繫船岸壁及浮標を加設すべく、其の工程は容易である。此外に又臨港の北岸に道路一條を築造し、當地既存道路と相連絡せしむる。

(三) 東北部

海口 海口の大體情況は已に前述の如くであるが、該處の形勢は極めて不良であが故に、須らく巨金を以て方に能く人工的港口を建設すべきである。

馬鼻港 馬鼻港は海南島北岸の中心に位し、海口以西約五十一キロ（三十一海里）の地點に在り、入港水道は由五・六「キロ（三哩半）」で、其の深度は常に九米（三十呎）内外ある。港内に近づくに従つて深度漸く浅きも、只港を距る約一哩半迄は尙ほ深度六米（二十呎）乃至七米（二十五呎）あり、其の底部は藍色の粘土より構成せられ、岸上の地勢は平坦であり、最高潮時と雖も約四百米（一千三百呎）乃至六百米（二千呎）の間は常に水深六米（二十呎）ある。天候不良の時は船舶は多く港内に碇泊し暫く避難し、若し東風に遇へば、港内の東北部に碇泊する。西風に遇へば、港内の西部に碇泊する。若し港内に堤防を築き、港内の一部分を環繞せば如何なる天候と雖も、之を掩護するを得べく、港口内の東北部には現に長さ約二「キロ」（〇・六哩）の長方形の陸地伸出し、港を横過するの入港地點は其の西の高島と該處の地形を利用し、岸壁を附設せば便利となる。建設材料に至つては、例へば石塊及其他的の埋築材料は均しく比較約距離内にて採取するを得。

該處の形勢は斯くの如く、而して深水港を建設するを適當とし、各堤は大體建築の初に之を完成するを要するが、只埋築工程及埠頭等は、尙ほ需要情況に應じて逐次進行すべきである。

商務上より之を論ぜば、馬鼻港の位置は海南島東北部全區の港口と爲すも未だ善を盡さず、該港は東北部の邊遠地點に在るに依り、其の附近は幾んど未だ開闢せず、人口稀少で、且全島其他の部分との交通極めて不便であり、將來或は法を設けて交通を便利ならしむべしと雖も、只全島東部と來往するには巨金を要す。而して陸上の交通は仍ほ不便を感ずるが、島の東部は實に現在人口最多の區域である。

清瀾港 海南島の東岸には只清瀾港のみがあり、掩護あつて築港の地點に適合す、文昌河口に位し、海峽南邊入港水道の抱虎角を離る約六十五「キロ」（四十海里）とし、全港の水深は七米乃至九米（二一・三呎乃至二七・四呎）であり、只一

小部分に水深四米半乃至五米（十五呎乃至十八呎）に過ぎざるものがある。其の底は沙泥質であるが、只面積略狭く且入港點には又阻碍あるが、之を開鑿して港口に適用することは頗る容易である。蓋し入港地點は或は積沙暗礁で梗阻せられ、或は石質の底を成し、其の完全に障礙なきの深度は只二・七米（九呎）であり、入港水道及護養入港水道淺深の各種工程を未だ詳細に測量せざる以前には、工程の豫算を定むる能はざるも、其の豫算は當然莫大に達する。

清瀾港は全島に在つて人口の發展亦多き區と稱せられてゐるが、只位置より言へば全島東北部全區の港口としては尙ほ未だ適當ならず、馬鼻港と情形は相同しく、又清瀾港の位置は亦重要航路には甚だ相適合せぬ。

舖前港 舖前港は海南峽に位し、海口灣の東方に在り、開港上は特別優良の形勢を占めぬ。而して該港の外部水深は十分であるが、只東北信風の打撃を受くるが故に、須らく巨費を投じて海堤を築くべきである。港内の岸邊は高からず、且沙質で亦暗礁がある。

結 論

築港問題の研究は尙ほ未だ完了せず、前記事實は必ず須らく再び詳細に測量して後能く決定することを得るも、海南島北岸に適當の港口位置を選び、以上述ぶる所の種々計畫に依り、海口が港口地點に適するや否やは、實は疑問に屬する。若し海口を開いて港と爲し、以て其の效用を收むるには、勢近世に於ける港口需要の各種技術設備を附加すべきを以て費用莫大となる。而して海口は既に商業の中心たる以上、之を度外視して航運の不便に任し、又補救の策を怠ることとは出来ない。

海口の現在に於ける航運の不便を除去する計畫にして、議に上るものは二種ある。其の一は水深二・一米（七呎）の運

河一道を設置し、深水の個所より商埠に達することにし、一は深水の個所と商埠の中間に干潮時水深〇・九米(三呎)の帆船港一箇所を建築し、再び帆船港の一端より、運河を以て深水の個所に通し、一端は自動車路を以て商埠に通ずることになり、兩種計畫に依り、汽船は均しく港外に碇泊すべく、再び帆船港は小船を以て船取を爲し、手續は不便で、又危険である。運河の計畫に照らせば、各貨物は尙ほ直接に轉運して、商埠岸邊に至るべきを假定するも、只帆船港の計畫に照らせば、貨物は須らく帆船港に於て積卸を爲し、再び車輛に由り運搬して商埠に至るべきである。兩種計畫は均しく將來時勢の需要に應ずべきを以て、貨物は海洋汽船より直接に岸邊に就いて積卸を爲すべきである。故に必ず淤地を浚渫し巨費を以て築港することは最後の解決である。兩種計畫は何れを優り、何れを劣るものとするか、應に必ず深水港を能く築成し、轉移し得るや否やを視るべく、若し深水港を築成せば、海洋汽船は岸邊に碇泊し、貨物は即ち深水港内の倉庫に庫入し、然る後に再び運搬して海口商埠或は別所に至る。將來全島の路政發達せば、貨物運搬の路程を續行し、即ち自動車及其他の車輛を利用すべく、其の時商埠と新港を連絡する良好の道路を缺くべからず。而して運河は需要の列に在らず、暫行辦法は帆船港は即ち他日深水港増築の第一歩と爲すべく、若し果して此辦法に照らせば、則ち寧ろ和蘭公司の計畫を採用し、或は其の他同種の計畫を採用するを一層妥當とする。

反之若し海口灣に深水港を一舉に建設せば、事實上支障あつて行ひ難く、而して汽船は尙ほ須らく繼續して港外に碇泊すべく、故に運河を以て商埠と深水の個所を連絡するを可とする。既に深水港を築かざれば、則ち各貨物は尙ほ必ず商埠の倉庫に存する。若し運河あれば則ち貨物は帆船或は小船を用ひて、汽船より直接に積取りて商埠に至る。此辦法に依れば則ち寧ろ理徐及柯倫治技師立案の計畫を採用するを可とする。尙ほ現在の情況に照らし酌量修正して適當とする。前記に依つて海口商埠の貨物轉送の方法を見るべきである。凡そ提出の討論は其の性質究竟如何が尙ほ應に海

口を選択して、深水港を建設し、轉移を爲すの可否を定むべきである。將來繼續して工作を研究するときは、當に此點を解決するを第一著とし、此次測量研究完了後に至り、必要な工程設備の性質如何、範圍如何の決定を第二著として實施し、始めて能く海口及大體上の海南島現在運輸の種々不便を除去するを得。此事に關しては當に研究完了を俟つて、再び最後の報告書を編成する。

附錄四 西沙群島調查報告書

民國十七年(一九二八年)中廣東省南區善後公署は曾て技師を派遣し、中山大學教授建設廳技師等と會同し、海瑞艦に乗じ、西沙群島に赴き調査を遂げ、其の結果報告は該島の事情を述ぶること甚だ詳細を極めてゐる。該島は實に海南島の附屬區域に屬するのであるから其の大略を左に敘述する。

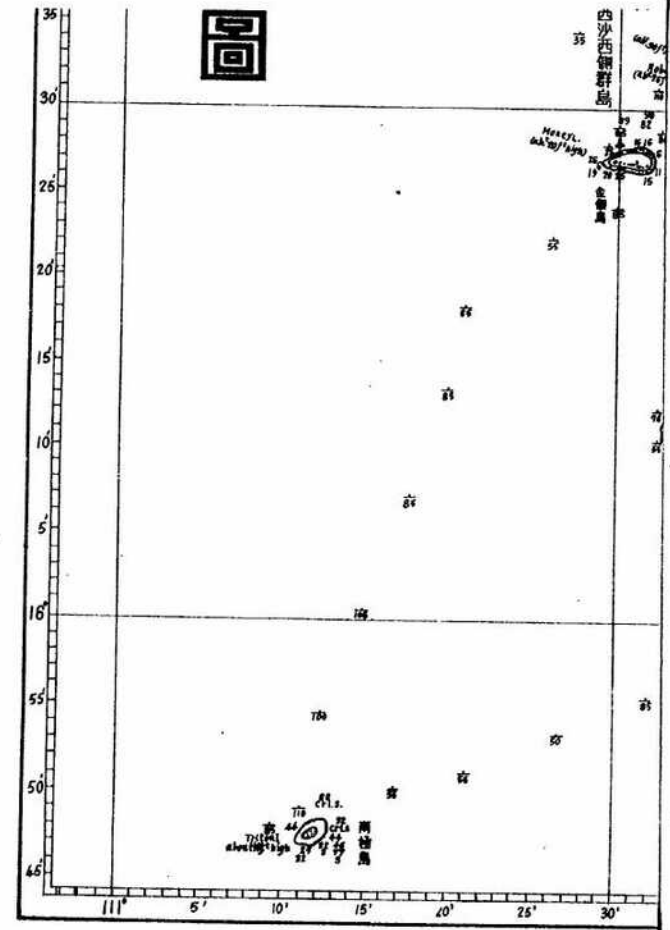
一、位置及地形

西沙群島は赤道北緯十五度四十六分より十七度五分、東經百十度十四分より百十二度四十五分に位し、海南島榆林港を距る東南約百四十五里(里)で、吾が國最南の領土である。北は北砂島に起り、南は南極島に至り、東は林康島に界し、西は七洲洋に接し、大小島嶼礁灘を合計せば二十餘箇に達し、海面に星羅すること約二百餘方里(里)に亘る。乃ち一群の珊瑚礁より結成された低島である。西人は之を總稱して「パラセル」と稱し、其の東に亘る一帯のものを「アマフィトライト」と呼び、西に亘る一帯のものを「クロイサント」と名付く。各島多くは環狀を成し、或は楕圓形を成し、其の大きなものは約數十方里あり、其の小なるものは十分の一、二方里に及ばない。林島の面積は一、五〇〇、一〇〇〇方米を占め、

石島は稍小で、六八、七五〇方米とし、登近島の面積は四三二、五〇〇方米とし、各島は高く海面に突出し、石島は最も甚しく、其の高さ約十五米に達し、其の他は數米に過ぎない。各島の上面は皆珊瑚礁及他種動物の遺跡で、邊際は稍高く、中間は低窪であり、普通珊瑚礁内の盆地の如く、登近島中には尚ほ一小湖も存してゐる。

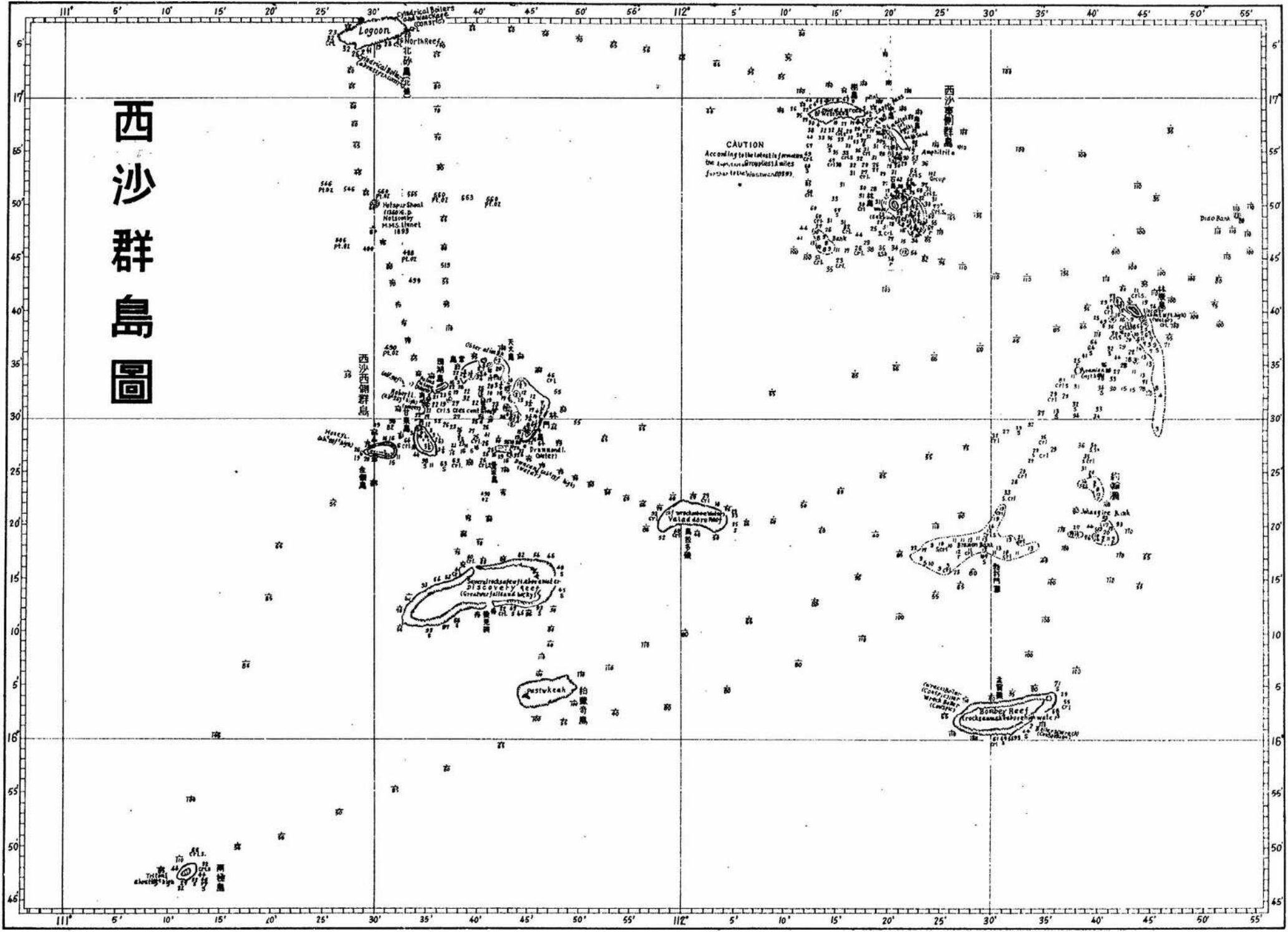
二、地質及土壤

西沙群島は珊瑚蟲窠及他動物の遺跡から構成せられ、昔日は海面稍高く、珊瑚は水に在れば環形の礁を結成し、海面の低落到及んで礁は水面に露出する。珊瑚は水を離れば死去して遂に現在各島の形狀を成したのである。而して其の他各種の軟體動物例へば頭足類、腹足類、瓣鳃類等の如き又は棘皮動物の海膽類、海百合類の如き或は甲殼類の殼魚類の首等は均しく各島を構成した物質の一である。島上は堅硬な珊瑚の遺骸及各種甲殼を除くの外、貝殻及燧化石が其の間に堆積してゐる。表面は灰色を作り、内は褐色を作り、是れ即ち所謂燐酸鹽である。島中の土壤は俱に珊瑚及介殼の風化して成るものである。故に多くは細砂質土及礫質砂土を爲す、一見之を觀れば石英に似るも、其の質は珊瑚及介殼の碎屑が風化したものである。其の中に石灰の含有量が甚だ多い。又鹽分に富む。羣島東部小湖中の水及南部椰樹下の井水は均しく鹹味を帯びてゐる。又林島の波羅椰子の如きも其の甜味は少く、均しく土質に鹽分を含んでゐる證明と爲するに足る。林島は蠟鳥棲息の中心であり、土中に鳥糞を含むこと最も多く、大體各島には林木叢生し年を経ること久しく、其の根莖枝葉は腐朽して各所に腐植物質を成してゐる、故に各島の土壤は海邊荒坦白沙を棄積するものを除くの外、林地及草地の間は其の土は皆褐色を帯び、著しく鬆軟で頗る肥美である。





西沙群島圖



裏面白紙

三、氣候及海流

西沙群島の位置は熱帯に當り、氣候炎熱で最低温でも七十度以上に在る。大率海洋の氣候で一年中に嚴寒酷暑がなく、只雲間日光直射の時熱度較高く、終年時々驟雨を見、南風多く、一日の間午前六時と午後二時と温度の差は常に十餘度に達し、年中最低温期の一月は平均華氏七十五度以上に在り、最高温期の夏期は平均八、九十度の間に在る。冬季は氣壓高く風は強烈である。夏季の氣壓は低く風は緩和する。是れ林島の觀測に就いて言ふので、未だ甚だ詳密ではないが、其の大概を知るに足る。茲に氣候調査の統計を示さば左表の如くである。

月次	氣温 (華氏)			氣壓 (托)			風速 (時米)			風向方位	降雨日數	強風日數	烈風日數
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最大	最小	平均				
一月	八〇〇	七〇〇	七五〇	七五三	七五九	七五三	一四七	一〇七	一三〇	南、南東、東	一	一	一
二月	八〇〇	七〇〇	七五〇	七五三	七五九	七五三	一四七	一〇七	一三〇	南、南東	一	一	一
三月	八〇〇	七〇〇	七五〇	七五三	七五九	七五三	一四七	一〇七	一三〇	南、南東	一	一	一
四月	八〇〇	七〇〇	七五〇	七五三	七五九	七五三	一四七	一〇七	一三〇	南、南東	一	一	一
五月	八〇〇	七〇〇	七五〇	七五三	七五九	七五三	一四七	一〇七	一三〇	南、南東	一	一	一
六月	八〇〇	七〇〇	七五〇	七五三	七五九	七五三	一四七	一〇七	一三〇	南、南東	一	一	一
七月	八〇〇	七〇〇	七五〇	七五三	七五九	七五三	一四七	一〇七	一三〇	南、南東	一	一	一
八月	八〇〇	七〇〇	七五〇	七五三	七五九	七五三	一四七	一〇七	一三〇	南、南東	一	一	一
九月	八〇〇	七〇〇	七五〇	七五三	七五九	七五三	一四七	一〇七	一三〇	南、南東	一	一	一

が、外は灰色を爲してゐる。其の分布状況は林島に在つては、一層は表面を覆つて平均厚度は二五センチ米で、每塊の重量は約數斤乃至數十斤に達し、大塊のもの極めて少く、其の下は白沙を爲してゐる。此種の鳥糞層は林島に最も多く、石島は之に次ぐ。其の他登近島、堂島、金銀島、珊瑚島、林門島、樹島等には少量を存するも、開採の價値はない。林島鳥糞の蓄積量は此次測量の結果に依れば、鳥糞と燐化石と占むる所の面積は二、二九二、六〇〇平方米あり、蓄積平均厚度は二五センチ米故に其の容積は三三二、九〇〇立方米に達する。此體積中に植物の根を以て占むる蓄積量は約十分の一ある。故に燐酸鹽の蓄積は實に二九〇、六一〇立方米に上る。又島上現存の裝鑛手車の容量を計算せば每車體積〇・六五立方米で、其裝鑛重量は半噸であるから、全島の鑛量は二、三三、五五〇噸と爲る。其の既に日本人の採取した處に約面積二二八、〇〇〇平方米ある。同一方法を以て計算すれば、其の採掘せられた鑛量は四八、五〇〇噸に上り、島上の鑛量は已に採取せられた以外、尙ほ一七五、〇五〇噸を存する。是れ林島一島の現在蓄積量である。燐酸鹽の用途は田肥を主とする。蓋し其の中の燐酸、窒素、加里等の質は均しく農田の需要とする所である。若し新化學法に依つて燐質を分別製成せば其の利は尤も大である。日本人は工を招いて開採したときに、各人毎日鳥糞一噸を採掘し各二元を給した。之を大阪に運搬し溶解配合の後に一搭二十餘元に賣つた如く、其の利多きを知るべきである。茲に日本大阪製肥所發表する所の甲乙兩種肥料の配合成分を示さば下の如くである。

甲種溶解配合法		乙種溶解配合法	
百分中の主要成分		百分中の主要成分	
窒素總量	六〇〇	窒素總量	三〇〇
アムモニア	四〇〇	アムモニア	二六〇
燐酸總量	八・三〇	燐酸總量	二五・〇〇

溶解性燐酸	五・五〇	溶解性燐酸	一一・〇〇
加里總量	一一・〇〇	加里總量	一一・〇〇

(四) 水産 各島の周圍淺海中には海藻、海菜、海綿、海參、海膽、珊瑚、螺、蚌、蛤、墨魚、墨蟹、海龜、玳瑁、魚蝦、石斑貝類等があり、海南島より來漁する者は多く龜を捉らえ、蚌を拾ひ、其の獲る所甚だ多い。龜の大なるものは徑三、四尺、重量百斤を出づ、蚌類は甚だ美で、其の殻筋を閉したものと、長さ約二、三寸あり、漁人は之を乾晒し、瑤柱と同視してゐる。魚及海參、墨魚は出產最も多きも漁人は現地で之を乾製し得ず、又運輸に便ならざる爲に、只少量を取つて日常の食用に供するのみである。海南島の漁船は每船漁夫二十餘人を乗せ、年中に二次往復する、春初來る者は夏初に歸り、秋末來る者は冬末歸り、春來るものは多く龜を捉らえ、秋來るものは多く蚌を拾ふ。海龜、玳瑁、蚌蛤は各島に在り、海參は登近島のみ獨り多い。

五、日本人經營林島の過去狀況

民國十年中臺灣專賣局長池田氏等は何瑞年を利用して、西沙群島實業公司名義を以て政府の許可を得、西沙群島に於ける開墾、採鑛、漁業等の請負を爲し、崖縣より承墾證書の發給を受け、同時に併せて昌江港外浮水洲の開墾、漁業の許可を申請したが、其の實際上の經營は日本の組織した南興實業公司であり、各方面の反對を受けたので、民國十七年中に原案を撤回した。日本人の林島に遣して居た日記を見るに、同八年既に臺灣人及琉球人の島中に死去したものがあり、該公司是曾て同十四年七月十四日花輪を以て之を弔祭した。之等記事に明かしてゐるが如く、日本人の西沙群島を經營したのは蓋し前後凡そ九年間である。林島中には原と海南島漁人が建設した孤魂廟がある。其の高さ及巾は約六尺

で、其の年代を考ふることは出来ぬ。其の他日本人経営時の建築物としては林島西南隅に管理人事務室住家一種あり、其の廣さ六十三尺、深さ六十八尺とし、事務室の後方に食料及雜品貯藏所一種あり、其の廣さ六十六尺、深さ二十四尺とし、事務室の左傍に小賣店一種あり、其の廣さ二十四尺、深さ十二尺とし、小賣店の左邊に職工宿舍二種あり、相離れて曲尺形を成し、長さ各九十尺、巾十五尺とし、宿舍の前には職工食堂一種あり、長さ四十八尺、巾十五尺とし、小賣店の前方に貯部屋一種あり、長さ三十尺、深さ十八尺あり、附近に炊事家屋一種あり、長さ二十四尺、深さ十二尺とし、傍らに水井があり、井面には唧筒を装置し、井傍に巨大の水管を備へ、事務室後面の貯水池及其の前者の蒸水機と相通じてゐる。貯水池は大小四箇あり、雨水を貯藏してゐる。小池は薄き鉄板を以て之を造り、約四立方尺あり、大池は「コンクリート」を以て之を築き、長幅共に各十二呎、高さ六尺とし、雨期には各屋瓦面の水は盡く池内に注ぐ、蒸水機は海邊に装置され、機後に鍛冶場一種あり、廣さ二十四尺、深さ十二尺とし、各建築物の上蓋及橋は均しく亜鉛板を以て之を張り、亦間々木板又は樹皮を以て造つてゐるものもある。此外貯藏室の左側には網部屋一種あるが、凡そ鶏、豚を棲養するの用に供する。右方に當り倉庫一種あり、長さ二百二十八尺、巾四十八尺とし、其の中筒は鳥糞約一千五百噸を存し、又數十丈を距る林中に亞鉛板倉庫一種あり、中に機油數罐を收めてゐるのは危険品である爲である。島中には廣舎を除くの外筒は輕便鐵道延長約五里あり、東南海岸に沿ひ數條に分れ林中に入つてゐる。幹線は倉庫より埠頭の鐵橋に達する。鐵橋の延長は凡そ二千二百五十餘尺で、巾十尺、高さ約十七八尺とし、橋面の横木は共に米材紅松を使用し六百二十九本ある。其の價値は鐵橋は約八萬元、鐵道は約一萬餘元、廣舎等約二萬餘元で、其の他器具用品を合せ總額約二十萬元である。其の島中に留存する物品には發動機船二隻ある外に大小舢舨各二隻あるが、風浪の爲に破損してゐる。其の他貯藏室及職工宿舍中に存するものには鋤等數十把、竹杵百餘擔、大口の鐵篩數十箇、運

搬車數十臺、大藤籬數十箇、笠帽數十箇、草鞋百餘足、セメント約百包、炭化加里燃料數罐等がある。其の中鐵匠工具及炊事道具は尙ほ完全である。日本人林島經營の苦心慘愴の情知るべきである。又當時醫師も居り疾病を治療し、前後數年遂に能く安全の作業を爲し、需要品器具等を運搬し去つたのである。

吾が國の領土にして熱帯に在るものは只此區域十餘里であり、此種島嶼の化石は熱帯にて始めて産出する故に、西沙群島の燐酸鹽は吾國領土内稀有の産物である。吾が國は農業國なるを以て、此天然の肥料に依つて利する所益々大である。又珊瑚礁石は均しく灰を作り内地に運搬し、田肥に供するに於ては亦利益極めて多い。而して海産豊富にて一隅に聚集するので、亦十分經營の價値がある。

今世の國を謀る者は或く物産の増殖に汲々とし、而して尤も物資の克く自給を求むるを以て建國唯一の要諦と爲す。近世紀以來各國は力を擴張啓闢に致し重大犠牲を惜まず。韓近歐戰の如き獨は物資缺乏を以て卒に封鎖を受けて屈伏す。佛と獨とは世々仇ありと雖も、宣戰の主因は要はアルサス、ローレン二州割讓地の鑛産に關して情として忘る能はざる爲とす。又石油問題の如き常に世界重大の紛糾を引起したるは、皆世の耳熟して習聞する所たり。蓋し世界猶ほ未だ能く速かに大同に躋らず、一旦國際間に齟齬卒に起らば其の動員は全國の爲にして局部に非ず、國力の能く持久するや否や、存亡の判るゝ所と爲す。充分の物力なく、以て武力の強固後盾を爲し、即ち能く戦ふも亦物力不足して人の爲に屈するに至ることは、固より數計に照らして知るべきなり。故に今世に立國するものは殖産に努力して自給を求め、之を以て一時の國是と爲さざるはなし、而して諸物産の豐積を論ぜば、則ち尤も熱帯地域に着眼す。椰實の如きは工業製造の重要原料たり、糖の如きは日常の必需品にして且重大商品たり、護謨の如きは最近に至り、其の用途日に廣く、已に交通運輸に於て絶大の關係を發生す。其の他日用米鹽の如きは、亦地熱なるを以て豐收す。又船艦及建築用の木材の如きも、熱帯地の産物を資と爲すが故に、熱帯地方は已に皆に世界の寶庫たるのみならず、中國は地大物博を以て稱せらるが、願ふに能く熱帯地域の特産物を生産し、又能く生産多量のものはいず海南一隅あるのみ。此海南の土地は吾人の最も寶貴とすべき所にして、速かに開發整理すべく運籌すべからざるものとす。

近來吾が國は經濟衰頹し已に恢復すべからざるの境地に淪落し、國中人口分布の狀態未だ何れの國に比して密ならずと雖も、願ふに人民の生活は則ち何れの強國に比しても困難と爲す。即ち饑饉に遇はざるも亦幾んど自ら聊んする能は

ず、而して日に盜賊の衆を見る。閩廣の瀕海諸縣は南洋群島間に出營して乃ち始めて稍富強を見る。其の他に宣洩の途なく、而して能く坐がら困ぜざるなし、移民以て西北邊境を資すの議は之を唱ふること極めて久しきも、願ふに卒に行く者少きは則ち是れ必ず交通金融設備完きの日に大規模の計畫を以て實行して其の利を見るべきも、若し今日に之を強いて行ふも亦未だ其の能く效を収むべきや否やを見ざるが爲とす。何ぞや、移民は必ず輔くるに充分の經濟事業を以てすべし。日本人の東三省に在つて發展するを得たるは、則ち滿鐵會社之が機關と爲り、遠く輸送を爲し、而して資するに耕具を以てし、即ち効を收め得たりと謂ふべし。則ち西北の腹境は人口の分布極めて稀薄にして、凶歲には曠荒野に遍ねく、嗷々賑を俟つ、安んぞ一たび邊境に至り即ち定居樂業を得て其の生を遂ぐるものあらんや。夫れ民の生に就くは猶ほ水の下に赴くが如し。米、漆、墨等は遠く且苛禁を設く、然るに閩廣の民は驚の如くに趨く、西北邊境は猶ほ吾が土なるも、聞く者足を裏む。蓋し荒寒朔漠にして曾て明かに其の利を見ず。而して冒險事に従はんとするを欲するも固より常情の難しとする所なり。故に移民を邊境に實し以て西北を發展せしむるには尙ほ目前に難題多し。若し之を以て海南を發展せしめば必ず其の實效を収むべし。海南の廣漠は西北に遙り、所在皆荒地固と同じからざるなきも、地力を以て論ぜば、同一面積にして後に數倍に出づ、則ち其の廣漠なしと雖も、固と亦相當巨額の民を容るに足る。況んや海運便にして輸送費少く、氣候暖にして裘衣の需稀なるを以て之を移するの易き、更に西北の得る所と同日の談に非ず。故に此時移殖を語れば其の適用の場所は海南を外にしてあるものなし。抑も諸を海南の戸口に徴せば、歷代皆外より移入して増加したるを見る。則ち海南の一地は固と明かに中國大陸の尾闈なり。更に相當の經濟力及特殊の計劃を以てし、海南を經營し、移住者に與ふるに種々の便宜を以てせば國人は將さに海南を視て樂土と爲し、之に従ふこと市に歸するが如くならむ。而して海南も亦之に依つて開發を得るは固より意計中のことなり。

抑も海南の中國に在る發着に物産に於て、將た移殖に於て極めて注意すべき價值あるのみならず、即ち國防上より言へば（中略）海南は南部の門戸たり。而して其の榆林港は水深くして形勝に據り、閩の三都澳の上に位し、誠に一天然の良好軍港たるを失はず、之を更に相當に經營せば南部海軍の重要根據と爲し、而して控禦に裨せしむるに足る。故に國防の計よりせば、海南を整頓し、日に之を開發の途上に向はしむべし。又葛んぞ一日を緩ふすべけんや。顧るに此曠地を擁し且國家前途の大計に關係し、從來竟に未だ一たびも其の特殊情形を按じて、之が計畫を爲さず。凡そ護謨、椰子、珈琲、蔗糖、林産、牧畜、漁鹽、麻米の利を擧げ、一切の實業建設皆進歩の微すべきものなく、常に坐から閉閉せしむるのみならず、而して教育の謬且適々亂を醸せり。只較自ら喜ぶべきものは、只公路の一端略開闢を見たるのみ。之を臺灣の日本人管理下に在り、拓殖産業蒸蒸日上に上り、一切の政建且條理あるに比せば百の一にも及ばず。（中略）是れ國人審かに之を權るに在り矣。

證如居士書



昭和十一年十二月十七日印刷
昭和十一年十二月二十日發行

臺灣總督府熱帶産業調査會

臺北市上榮町三ノ六

印刷人 吉村 清三郎

臺北市上榮町三ノ六

印刷所 吉村商會印刷所